



毎月2回10日・25日発行
発行所
川崎市役所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

監 査 公 表

- ◇令和4年度包括外部監査の結果に関する報告について…………… (第1号)
- ◇令和3年度包括外部監査の結果に基づく措置について…………… (第2号)

5 川 監 公 第 1 号

令和 5 年 2 月 2 日

令和 4 年度包括外部監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 7 第 5 項の規定に基づき、包括外部監査人から次のとおり、令和 4 年度包括外部監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第 2 5 2 条の 3 8 第 3 項の規定に基づき公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 植 村 京 子

同 浅 野 文 直

同 山 田 晴 彦

令和4（2022）年度 包括外部監査結果報告書

子ども・若者及び子育て支援に係る財務事務の執行について

令和5（2023）年2月
川崎市包括外部監査人
公認会計士 谷川 淳

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として、金額の単位未満の端数を四捨五入、比率の表示単位未満について四捨五入により表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値・表記等の出典

報告書の数値・表記等は、原則として川崎市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。

報告書の数値等のうち、川崎市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

「指摘」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項（主に合规性に関する事項）に該当する。法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項となる。

「意見」は、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など（経済性、効率性及び有効性に関する事項）に該当する。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘」としている。

目次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 外部監査対象期間	1
4. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	1
5. 監査の方法	2
6. 外部監査の実施期間	4
7. 監査従事者	4
8. 利害関係	4
第2 監査対象の概要	5
1. 子ども・若者及び子育て支援に関する施策の概要	5
2. 監査対象とした事務事業等	9
第3 監査の総括	12
1. 外部監査の結果及び意見の一覧	12
2. 総論	17
第4 監査の結果及び意見	67
1. 地域子育て支援事業	67
2. 児童手当支給事業	83
3. 認可保育所整備事業	93
4. 民間保育所運営事業	110
5. 公立保育所運営事業	126
6. 認可外保育施設支援事業	137
7. 幼児教育推進事業	147
8. 保育士確保対策事業	158
9. 保育料対策事業	162
10. 妊婦・乳幼児健康診査事業	168
11. 青少年活動推進事業	176
12. こども文化センター運営事業	186

13.	わくわくプラザ事業.....	194
14.	青少年教育施設の管理運営事業.....	198
15.	児童虐待防止対策事業.....	203
16.	児童相談所運営事業.....	215
17.	児童養護施設等運営事業.....	241
18.	ひとり親家庭の生活支援事業.....	254
19.	子ども・若者支援推進事業.....	263
20.	子どもの権利施策推進事業.....	273
21.	川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業.....	280
22.	総合的なこども支援ネットワーク事業.....	284
23.	こども・子育て支援事業.....	286
24.	幸区待機児童対策事業.....	289
25.	中原区総合子どもネットワーク事業.....	291
26.	多摩区こども・子育て情報収集・発信事業.....	295

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に定める川崎市との包括外部監査契約に基づく監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

子ども・若者及び子育て支援に係る財務事務の執行について

3. 外部監査対象期間

原則として令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）
ただし、必要に応じて令和2年度以前及び令和4年度の執行分を含む。

4. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境は、人口構成の変化と少子高齢化の進行や家族形態・就労形態の変化、さらには地域のつながりの希薄化といった地域社会の変化によって大きな影響を受けている。また、児童虐待の顕在化や子どもの貧困など、対処すべき課題は、多様化、複雑化している。

このような状況の中、川崎市では、令和4年3月に「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、「未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき」を基本理念に、子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指している。

川崎市は、18歳未満の子どもがいる世帯数が増加傾向にある中、子育てと社会参加の両立を目指す若い世代の増加等に伴い、保育所等利用申請者数が令和4年4月1日現在で前年度比709人増の36,107人（過去最大）となるなど、保育ニーズの高まりに対応した子育て環境の整備といった行政運営上の課題に対処

する必要がある。また、特別な支援が必要な子どもの増加や貧困の問題など、個々の子どもや家庭のニーズに応じたきめの細かい支援や、子ども・若者を孤立から守り、成長を支援するための居場所の充実も対処すべき課題であるといえる。

このように、子ども・若者及び子育て家庭への支援が今後の川崎市の行政運営にとって重要なポイントになると思われる。

以上のことから、子ども・若者を取り巻く環境変化や課題への対応が適切になされているか、子ども・若者及び子育て支援に係る財務事務の執行について監査を行うことは、今後の川崎市の行財政運営にとって有用であると判断し、特定の事件（テーマ）として選定した。

5. 監査の方法

(1) 監査の視点

- ・ 子ども・若者及び子育て支援に係る財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に行われているか。
- ・ 子ども・若者及び子育て支援に係る財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ・ 子ども・若者及び子育て支援に係る事業の概要をヒアリングにより把握し、課題等を分析する。
- ・ 関係書類の閲覧及び担当部署への質問を行う。
- ・ 子育て関連施設等の現場視察を実施する。

(3) 監査の対象

① 監査の対象部署

- ・ こども未来局
 - 総務部 庶務課、企画課、監査担当
 - 子育て推進部 保育対策課、保育所整備課、幼児教育担当
 - 保育事業部 保育第1課、保育第2課、運営管理課
 - こども支援部 こども家庭課、こども保健福祉課
 - 青少年支援室
 - 児童家庭支援・虐待対策室 中部児童相談所、北部児童相談所
 - こども家庭センター
- ・ 川崎区役所
 - 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課
- ・ 幸区役所
 - 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課、児童家庭課
- ・ 中原区役所
 - 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課
- ・ 高津区役所
 - 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課、児童家庭課、保育所等・地域連携担当
- ・ 宮前区役所
 - 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課、学校・地域連携担当
- ・ 多摩区役所
 - 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課、地域支援課
- ・ 麻生区役所
 - 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課、保育所等・地域連携担当

② 視察施設

- ・ こども家庭センター（一時保護所含む）
- ・ 中部児童相談所（一時保護所含む）
- ・ 北部児童相談所
- ・ 子ども夢パーク
- ・ 女躰神社こども園（幼保連携型認定こども園）

6. 外部監査の実施期間

令和4年6月30日から令和5年1月13日まで

7. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	谷川 淳
監査補助者	公認会計士	岩崎 康子
	公認会計士・税理士	加藤 聡
	公認会計士・税理士	川口 雅也
	公認会計士・税理士	木下 哲
	公認会計士	鈴木 亮子
	公認会計士	宮本 和之
	公認会計士・税理士	森田 清人
	公認会計士・税理士	柳原 匠巳

8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 子ども・若者及び子育て支援に関する施策の概要

(1) 川崎市総合計画第2期実施計画における位置づけ

子ども・若者及び子育て支援に関する施策は、平成30(2018)年3月に策定された川崎市総合計画第2期実施計画における基本政策「子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり」の政策「安心して子育てできる環境をつくる」に主に位置づけられている。

子ども・若者及び子育て支援に関する政策体系は、以下のとおりである。

基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり
政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる
施策2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進
施策2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進
施策2-1-3 子どものすこやかな成長の促進
施策2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

(2) 第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン

市は、子ども・若者が抱える課題への対応を確実に実施するとともに、教育・福祉・保健・雇用等、多分野に展開する子ども・若者及び子育て支援を効果的に推進するため、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を令和4(2022)年3月に策定した。

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」で目指す基本理念は、以下のとおりである。

基本理念

未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき

この基本理念を踏まえ、子ども・若者及び子育て支援の推進を図るため、以下の4つの基本的な視点を掲げ、3つの施策の方向性を示している。

基本的な視点

視点1	子どもの権利を尊重する
視点2	地域社会全体で子ども・子育てを支える
視点3	子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う
視点4	すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

施策の方向性

施策の方向性Ⅰ	子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実
施策の方向性Ⅱ	子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実
施策の方向性Ⅲ	支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

(3) 区計画

市は、実施計画で全市共通の福祉・子育て支援などの市民サービスを政策体系別に示すとともに、市民の暮らしに身近な7つの区役所のそれぞれの地域が持つ魅力や特性を活かし、市民・地域・行政など多様な主体が連携しながら、地域課題の解決に向けた参加と協働によるまちづくりを進めるため、区計画を策定している。

区計画に掲載されている子ども・若者及び子育て支援に関する地域の課題解決に向けた取組の一覧及び令和3(2021)年度の事業名は、以下のとおりである。

川崎区

地域における子ども・子育て支援の推進	
	こども総合支援ネットワーク環境整備事業
	川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業
	川崎区思春期問題対策事業
	日本語に不慣れな小中学生学習支援事業
	川崎区こども情報発信事業
	かわさき区子育てフェスタ事業
	待機児童対策強化事業

幸区

安心して子育てできるまちづくりの推進	
	総合的なこども支援ネットワーク事業
	こども・子育て支援事業
	保育所等活用事業
	幸区こども学習サポート事業
	児童虐待防止・こども相談支援事業
	幸区待機児童対策事業

中原区

区民と協働したこども支援の推進	
	中原区総合子どもネットワーク事業
	中原区子育て支援推進事業
	子育て情報発信事業
	子育て支援者養成事業
	中原区地域子育て支援事業
	中原区子どもの発達支援事業
	働く親世代の子育て支援事業

高津区

総合的な子ども・子育て支援の推進	
	子育て支援事業
	子育てネットワーク推進事業
	子育て情報発信事業
	高津区子ども・子育てフェスタ事業
	高津区待機児童対策推進事業
	こども未来事業

宮前区

地域における、切れ目のない子ども・子育て支援の推進	
	子育て情報発信事業
	宮前区子育て支援事業
	子ども支援ネットワーク事業
	子ども包括支援事業
	こども自然探検隊事業
	友好都市交流事業
	冒険あそび場活動支援事業

多摩区

たまっ子を区民みんなで育てるまちづくりの推進	
	幼児の発達支援事業
	たまたま子育てまつり開催事業
	多摩区こども・子育て情報収集・発信事業
	多摩区こども総合支援推進事業
	子ども・子育て支援推進事業
	地域子育て力向上事業

麻生区

総合的な子ども・子育て支援の推進	
	子育て支援・企画事業
	あさお子育てフェスタ開催事業
	こども関連大学連携事業
	外国籍等子ども学習支援事業

2. 監査対象とした事務事業等

監査対象は、こども未来局及び区役所が所管する子ども・若者及び子育て支援に関する事務事業等のうち、金額的重要性及び質的重要性を考慮し、以下の事務事業等を選定した。

監査対象事務事業等の一覧は表1のとおりである。

表1 監査対象事務事業等の一覧

(単位：千円)

事務事業等名	所管課・区	令和3年度 決算額
基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり		
政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる		
施策2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進		
地域子育て支援事業	企画課 運営管理課 保育対策課 こども保健福祉課	521,252
小児医療費助成事業	こども家庭課	4,218,438
児童手当支給事業	こども家庭課	39,499,375
児童福祉施設等の指導・監査	監査担当	27,051
施策2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進		
待機児童対策事業	保育対策課	30,513
認可保育所整備事業	保育所整備課 保育第2課	2,292,587
民間保育所運営事業	運営管理課 保育第1課 保育第2課	57,294,428
公立保育所運営事業	運営管理課	1,036,304
認可外保育施設支援事業	保育第2課	4,378,422
幼児教育推進事業	幼児教育担当 運営管理課	8,426,795

事務事業等名	所管課・区	令和3年度 決算額
保育士確保対策事業	保育対策課 保育第1課	1,195,661
保育料対策事業	保育対策課 保育第1課	64,436
施策2-1-3 子どものすこやかな成長の促進		
妊婦・乳幼児健康診査事業	こども保健福祉課	2,451,655
母子保健指導・相談事業	こども保健福祉課	261,980
青少年活動推進事業	青少年支援室	34,864
こども文化センター運営事業	青少年支援室	3,670,207
わくわくプラザ事業	青少年支援室	93,876
青少年教育施設の管理運営事業	青少年支援室	472,217
施策2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり		
児童虐待防止対策事業	児童家庭支援・虐待 対策室 こども家庭センター	115,392
児童相談所運営事業	児童家庭支援・虐待 対策室 こども家庭センター 中部児童相談所 北部児童相談所	519,364
里親制度推進事業	こども保健福祉課 こども家庭センター	86,460
児童養護施設等運営事業	こども保健福祉課	3,820,200
ひとり親家庭の生活支援事業	こども家庭課	3,594,056
女性保護事業	児童家庭支援・虐待 対策室	51,870
子ども・若者支援推進事業	企画課 青少年支援室 児童家庭支援・虐待 対策室	118,795
小児ぜん息患者医療費支給事業	こども家庭課	103,432

事務事業等名	所管課・区	令和3年度 決算額
小児慢性特定疾病医療等給付事業	こども保健福祉課	467,261
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	こども家庭課	266,274
災害遺児等援護事業	こども家庭課	4,795
基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり		
政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる		
施策5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進		
子どもの権利施策推進事業	青少年支援室	8,361
その他		
局の庶務事務（こども未来局）	庶務課	31,198
局の企画調整事務（こども未来局）	企画課	56,255
区計画		
川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業	川崎区役所	1,184
総合的なこども支援ネットワーク事業	幸区役所	1,103
こども・子育て支援事業	幸区役所	2,089
幸区待機児童対策事業	幸区役所	1,019
中原区総合子どもネットワーク事業	中原区役所	2,676
中原区子育て支援推進事業	中原区役所	1,062
子育て情報発信事業	中原区役所	1,647
子育て情報発信事業	高津区役所	965
高津区待機児童対策推進事業	高津区役所	740
子育て情報発信事業	宮前区役所	1,093
子ども包括支援事業	宮前区役所	5,600
多摩区こども・子育て情報収集・発信事業	多摩区役所	1,512
多摩区こども総合支援推進事業	多摩区役所	1,959
地域子育て力向上事業	多摩区役所	1,278
子育て支援・企画事業	麻生区役所	1,978

第3 監査の総括

1. 外部監査の結果及び意見の一覧

外部監査の結果及び意見の一覧は、表2のとおりである。指摘が29項目、意見が47項目あり、合わせて76項目である。

なお、表中の右欄にある「頁」は、本報告書における各項目の記載箇所である。

表2 外部監査の結果及び意見の一覧

事務事業名等	監査の指摘または意見		頁
総論	意見	就学前児童人口の将来推計と教育・保育の量の見込みについて	29
	意見	定員充足率について	46
	意見	子育て支援に関するニーズの把握について	47
	意見	幼稚園への対応について	57
	意見	児童相談所の状況について	66
1. 地域子育て支援事業	意見	子育て支援員研修の受講状況の改善について	80
	意見	地域子育て支援事業（こども文化センター活用型）の契約方法の効率化について	81
	指摘	業務委託完了届の徴取の徹底について	81
	意見	在日外国人母子保健サービス事業の見直しについて	81
2. 児童手当支給事業	指摘	前渡金精算事務の適正化について	87
	意見	前渡金精算事務の改善について	88
	意見	現金書留による支払方式の明確化について	90
3. 認可保育所整備事業	指摘	補助金交付申請書添付書類の記載誤りについて	106

事務事業名等	監査の指摘または意見		頁
	指摘	実績報告書の記載誤りについて	107
	指摘	委託業務完了届の記載誤りについて	108
	指摘	軽易工事執行状況報告書の掲載漏れについて	108
4. 民間保育所運営事業	指摘	土曜日閉所減算認定申請書の日付記入について	122
	指摘	賃金改善計画書の日付記入について	123
	指摘	ICT化推進事業実施要綱の改正の検討について	123
	指摘	ICT化推進事業実施要綱の改正の検討について	124
	指摘	軽易工事執行状況報告書の掲載漏れについて	125
5. 公立保育所運営事業	指摘	報告書の徴取の徹底について	134
	指摘	定期点検報告書の徴取の徹底について	134
	指摘	報告書及び業務完了届の徴取の徹底について	134
	指摘	業務完了届の検査の遅延について	135
	指摘	業務完了届の徴取の徹底について	135
	指摘	年次点検報告書の徴取の徹底について	135
	指摘	軽易工事執行状況報告書の掲載漏れについて	136
6. 認可外保育施設支援事業	指摘	秘密保持等に関する誓約書の徴取の徹底について	143
	指摘	交付要綱の見直しについて	144
	意見	病児保育事業従事者に対する研修の実施検討について	145

事務事業名等		監査の指摘または意見	頁
7. 幼児教育推進事業	意見	補助金実績報告書等の確認作業の効率化について	157
8. 保育士確保対策事業	意見	マッチング件数の増加に向けた取組の継続的推進について	160
9. 保育料対策事業	意見	保育所等案内サイトの今後の運用方法等の検討について	166
10. 妊婦・乳幼児健康診査事業	意見	5歳児健康診査の促進について	174
11. 青少年活動推進事業	指摘	補助事業等の変更等に係る承認手続の徹底について	181
	指摘	育成連盟の構成団体に対する助成金の妥当性の検証について	182
	意見	履行期限及び完了検査実施日の見直しについて	185
12. こども文化センター運営事業	意見	AEDの点検内容等の明示について	191
	意見	完成届の早期提出に向けた対応について	192
13. わくわくプラザ事業	意見	完成届の早期提出に向けた対応について	196
14. 青少年教育施設の管理運営事業	意見	AEDの点検内容等の明示について	201
15. 児童虐待防止対策事業	意見	教育相談の実績件数に係る報告基準の統一について	208
	意見	教育相談の実績件数に係る集計区分の見直しについて	209
	意見	2歳未満の児童の移送方法について	210
	意見	保護者以外による送迎を認める際の手続のルール化について	213
	意見	提出書類の簡素化について	213
16. 児童相談所運営事業	意見	児童福祉司及び児童心理司の配置について	228

事務事業名等		監査の指摘または意見	頁
	意見	会計年度任用職員等の配置について	230
	意見	継続的な業務の効率化策の検討について	232
	指摘	栄養士又は調理師の配置の徹底について	232
	意見	リスク分担の明示について	234
	意見	賄材料の調達事業者との覚書等の締結等について	235
	意見	業務従事者に係る経歴書の提出について	237
	意見	リスク分担の明示について	238
	意見	賄材料の調達事業者との覚書等の締結等について	239
17. 児童養護施設等運営事業	指摘	退所者居住支援事業における書類等の不備について	250
	意見	児童福祉施設の計画的な保全の実施について	252
18. ひとり親家庭の生活支援事業	指摘	交付対象者一覧表の記載誤りについて	260
	意見	助成金支給事務のオンライン化の検討について	261
	意見	助成金支給要件の確認の徹底について	261
19. 子ども・若者支援推進事業	意見	受託者の定期的な見直しについて	266
	指摘	事業実施計画書の徴取の徹底について	269
	指摘	委託契約約款のカスタマイズの徹底について	270
	意見	補助金実績報告書の確認方法の見直しについて	271

事務事業名等	監査の指摘または意見		頁
20. 子どもの権利施策推進事業	意見	子どもの権利条例リーフレットの配布数算定方式の見直しについて	275
	意見	日本語を母語としない児童生徒等への配慮について	278
21. 川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業	指摘	通訳・翻訳ボランティア協力者報告書の記載の徹底について	281
	指摘	個人情報の適切な取扱いに関する誓約書の提出の徹底について	281
	意見	通訳・翻訳申請書の記載誤りについて	282
	意見	通訳・翻訳申請書様式の改正の検討について	282
22. 総合的なこども支援ネットワーク事業	意見	講演会の開催方法の検討について	285
23. こども・子育て支援事業	意見	仕様書に即した実施報告書の徴取について	287
24. 幸区待機児童対策事業	意見	保育所施設案内動画を希望しない園に対する継続的な協議について	290
25. 中原区総合子どもネットワーク事業	意見	子ども未来フェスタの協働における留意点について	292
26. 多摩区こども・子育て情報収集・発信事業	意見	仕様書の記載内容の具体化について	296

2. 総論

(1) 川崎市の年少人口の推移

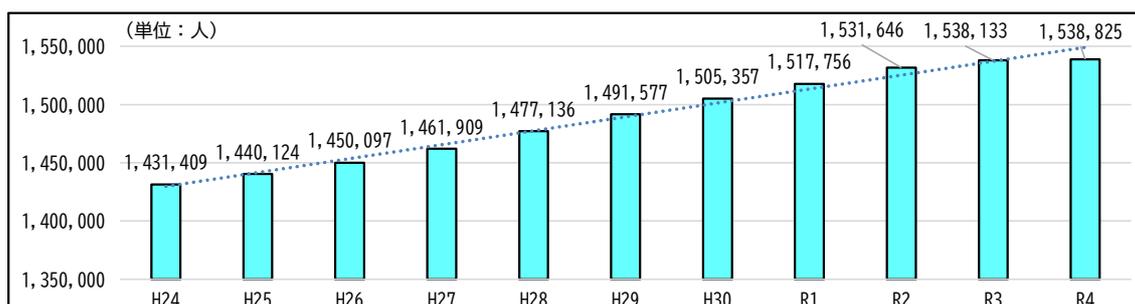
① 川崎市の総人口、年少人口及び年少人口割合の推移

図1は、神奈川県年齢別人口統計調査結果に基づいた川崎市の平成24年から令和4年までの総人口の推移である。

神奈川県年齢別人口統計調査結果が示す数値は、直近の国勢調査の年齢別人口を基礎数値として、住民基本台帳法及び戸籍法の定めによる出生、死亡、転入、転出の年齢別移動人口を加減した毎年1月1日現在の推計値である。よって、以下では、例えば令和4年の総人口と表記した場合は、令和4年1月1日現在の状況を表している。

図1のとおり、川崎市の総人口は年々増加している。

図1 川崎市の総人口の推移



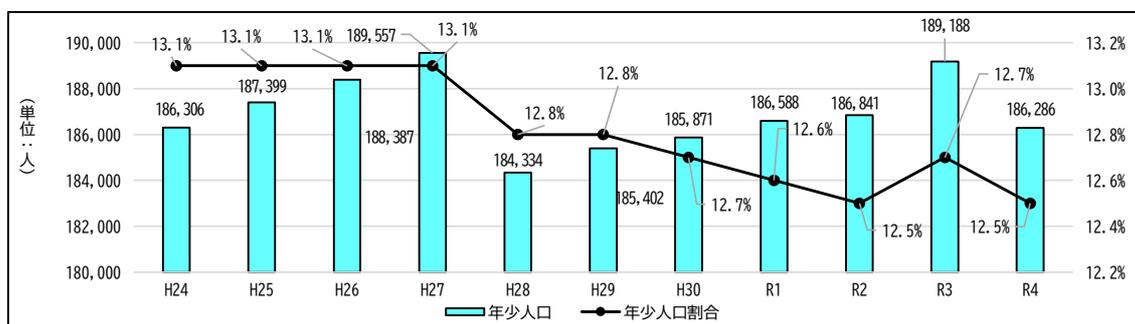
(出典：「神奈川県年齢別人口統計調査結果」より監査人作成)

図2は、神奈川県年齢別人口統計調査結果に基づいた川崎市の平成24年から令和4年までの年少人口（15歳未満人口）と、総人口に対する年少人口の割合（以下、「年少人口割合」という。）の推移である。

川崎市の年少人口は、平成25年から27年までは年々増加しているが、平成28年に大きく減少している。その後、平成29年から令和3年までは年々増加しているが令和4年は再び減少している。その結果、令和4年の年少人口は平成24年とほぼ同値となっている。

川崎市の年少人口割合は、平成24年から27年までは同値で推移しているが、その後は概ね低下傾向にある。令和3年は前年より上昇しているが令和4年は再び低下している。その結果、令和4年の年少人口割合は平成24年の年少人口割合よりも低下している。

図2 川崎市の年少人口と年少人口割合の推移



(出典：「神奈川県年齢別人口統計調査結果」より監査人作成)

② 神奈川県市部の総人口、年少人口及び年少人口割合の比較

川崎市は、市域を川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区及び麻生区の7つの行政区に区分している。

川崎市が位置する神奈川県には19市13町1村がある。また、神奈川県には川崎市のほかに横浜市と相模原市の2つの政令指定都市があり、横浜市は市域を18区、相模原市は市域を3区の行政区に区分している。

表3から表5では、神奈川県年齢別人口統計調査結果に基づいた神奈川県の市部についての比較を行っているが、川崎市、横浜市及び相模原市は行政区単位での比較としている。そのため、川崎市の7行政区(以下、「7行政区」という。)、横浜市18行政区、相模原市3行政区及びその他の16市、合わせて44の団体及び行政区(以下、「団体等」という。)を比較している。

表3は、令和4年と平成24年の総人口を比較して、総人口の増減数が大きい団体等順に並べている。また、平成24年の総人口を基準とした令和4年の総人口の変化率とその変化率の順位を示している。

44団体等中26団体等で総人口が増加しているが、最も増加しているのは川崎市の中原区である。川崎市は、他の6行政区でも総人口が増加しており、かつその増加数はいずれも44団体等中で15番目以内に入っており、全行政区で総人口が増加している。

総人口の変化率(増加率)も44団体等の中で中原区が最も高く、幸区が2番目に高い。他の5行政区の変化率(増加率)も15番目以内に入っており、全行政区とも変化率(増加率)が比較的高い傾向にある。

表3 神奈川県市部の総人口比較

(単位：人)

順位	団体等名	平成24年	令和4年	増減数	変化率	変化率順位
1	川崎市中原区	235,112	264,214	29,102	12.4%	1位
2	藤沢市	414,530	441,708	27,178	6.6%	8位
3	横浜市港北区	332,365	359,521	27,156	8.2%	4位
4	横浜市鶴見区	274,415	295,580	21,165	7.7%	5位
5	川崎市幸区	155,002	171,272	16,270	10.5%	2位
6	川崎市高津区	219,393	234,478	15,085	6.9%	7位
7	横浜市神奈川区	232,943	247,444	14,501	6.2%	10位
8	川崎市川崎区	216,662	230,553	13,891	6.4%	9位
9	川崎市宮前区	220,714	234,394	13,680	6.2%	11位
10	大和市	230,305	241,583	11,278	4.9%	14位
11	横浜市都筑区	204,619	214,891	10,272	5.0%	13位
12	横浜市戸塚区	273,908	284,084	10,176	3.7%	16位
13	川崎市多摩区	213,335	223,088	9,753	4.6%	15位
14	川崎市麻生区	171,191	180,826	9,635	5.6%	12位
15	海老名市	128,122	137,523	9,401	7.3%	6位
16	横浜市西区	95,986	104,483	8,497	8.9%	3位
17	茅ヶ崎市	236,274	243,835	7,561	3.2%	17位
18	相模原市南区	275,254	282,494	7,240	2.6%	20位
19	相模原市中央区	267,394	274,070	6,676	2.5%	22位
20	横浜市緑区	177,569	183,222	5,653	3.2%	18位
21	横浜市青葉区	306,042	311,146	5,104	1.7%	24位
22	横浜市中区	145,863	150,271	4,408	3.0%	19位
23	横浜市磯子区	162,139	166,260	4,121	2.5%	21位
24	座間市	129,525	132,260	2,735	2.1%	23位
25	横浜市南区	195,192	197,517	2,325	1.2%	25位
26	横浜市保土ヶ谷区	205,610	206,631	1,021	0.5%	26位
27	伊勢原市	101,139	101,113	▲26	▲0.0%	27位
28	綾瀬市	83,426	83,304	▲122	▲0.1%	28位
29	厚木市	224,330	223,571	▲759	▲0.3%	29位
30	逗子市	58,334	56,869	▲1,465	▲2.5%	34位
31	鎌倉市	174,186	172,698	▲1,488	▲0.9%	30位
32	平塚市	260,149	257,631	▲2,518	▲1.0%	31位
33	横浜市泉区	155,446	152,087	▲3,359	▲2.2%	32位
34	南足柄市	43,909	40,332	▲3,577	▲8.1%	43位
35	横浜市栄区	124,612	120,613	▲3,999	▲3.2%	36位
36	横浜市瀬谷区	126,298	122,052	▲4,246	▲3.4%	37位
37	横浜市港南区	220,128	215,222	▲4,906	▲2.2%	33位
38	三浦市	47,695	41,361	▲6,334	▲13.3%	44位
39	横浜市旭区	250,310	243,359	▲6,951	▲2.8%	35位
40	相模原市緑区	177,143	169,461	▲7,682	▲4.3%	38位
41	秦野市	170,085	161,949	▲8,136	▲4.8%	40位
42	小田原市	197,431	188,025	▲9,406	▲4.8%	39位
43	横浜市金沢区	207,795	197,646	▲10,149	▲4.9%	41位
44	横須賀市	415,461	383,260	▲32,201	▲7.8%	42位

(注) 順位は上表の表示単位未満の数値で比較して算出している。そのため、同数値でも順位が異なっている。(以降の表も同様)

(出典：「神奈川県年齢別人口統計調査結果」より監査人作成。増減数、変化率、変化率順位は監査人が試算)

表4は、令和4年と平成24年の年少人口を比較して、年少人口の増加数が大きい団体等順に記載したものである。また、平成24年の年少人口を基準とした令和4年の年少人口の変化率とその変化率の順位を記載している。

年少人口が増加しているのは4団体等のみで、そのなかで最も増加しているのは中原区で、幸区が中原区に次いでいる。

中原区と幸区のほかに年少人口が増加しているのは横浜市港北区と横浜市西区である。川崎市も中原区と幸区以外の5行政区は年少人口が減少しており、特に多摩区は他の4行政区と比べて減少数が多い。

年少人口の変化率（増加率）は幸区が最も高く、中原区が幸区に次いでいる。他の5行政区では、多摩区以外の4区の変化率は15番目以内で減少率は比較的に低いが、多摩区は17番目で、7行政区のなかでは減少率が高い。

表4 神奈川県市部の年少人口比較

(単位：人)

順位	団体等名	平成24年	令和4年	増減数	変化率	変化率順位
1	川崎市中原区	29,949	33,617	3,668	12.2%	2位
2	川崎市幸区	19,754	22,858	3,104	15.7%	1位
3	横浜市港北区	41,305	43,296	1,991	4.8%	4位
4	横浜市西区	10,165	11,263	1,098	10.8%	3位
5	横浜市鶴見区	36,007	35,916	▲91	▲0.3%	5位
6	横浜市神奈川区	26,865	26,572	▲293	▲1.1%	6位
7	横浜市磯子区	19,325	18,622	▲703	▲3.6%	9位
8	海老名市	18,164	17,431	▲733	▲4.0%	10位
9	藤沢市	57,527	56,742	▲785	▲1.4%	7位
10	逗子市	7,133	6,253	▲880	▲12.3%	25位
11	横浜市中区	15,203	14,297	▲906	▲6.0%	15位
12	川崎市麻生区	23,506	22,506	▲1,000	▲4.3%	12位
13	川崎市高津区	29,719	28,705	▲1,014	▲3.4%	8位
14	綾瀬市	11,912	10,562	▲1,350	▲11.3%	22位
15	川崎市宮前区	32,800	31,449	▲1,351	▲4.1%	11位
16	川崎市川崎区	25,329	23,915	▲1,414	▲5.6%	14位
17	南足柄市	5,867	4,285	▲1,582	▲27.0%	43位
18	三浦市	5,005	3,353	▲1,652	▲33.0%	44位
19	大和市	30,758	29,086	▲1,672	▲5.4%	13位
20	鎌倉市	21,005	19,260	▲1,745	▲8.3%	19位
21	座間市	16,661	14,758	▲1,903	▲11.4%	23位
22	川崎市多摩区	25,249	23,236	▲2,013	▲8.0%	17位
23	伊勢原市	13,559	11,308	▲2,251	▲16.6%	34位
24	茅ヶ崎市	33,123	30,815	▲2,308	▲7.0%	16位
25	横浜市南区	21,288	18,664	▲2,624	▲12.3%	24位
26	相模原市南区	33,665	30,874	▲2,791	▲8.3%	18位
27	横浜市緑区	25,640	22,778	▲2,862	▲11.2%	21位
28	横浜市保土ヶ谷区	24,614	21,554	▲3,060	▲12.4%	26位
29	横浜市戸塚区	39,061	35,788	▲3,273	▲8.4%	20位
30	横浜市栄区	16,535	13,188	▲3,347	▲20.2%	38位
31	秦野市	21,073	17,227	▲3,846	▲18.3%	36位
32	横浜市泉区	21,364	17,500	▲3,864	▲18.1%	35位

順位	団体等名	平成24年	令和4年	増減数	変化率	変化率順位
33	横浜市瀬谷区	18,007	13,627	▲4,380	▲24.3%	42位
34	横浜市旭区	31,593	27,129	▲4,464	▲14.1%	28位
35	相模原市中央区	36,266	31,727	▲4,539	▲12.5%	27位
36	横浜市港南区	27,898	23,303	▲4,595	▲16.5%	33位
37	小田原市	24,841	20,114	▲4,727	▲19.0%	37位
38	相模原市緑区	22,968	18,160	▲4,808	▲20.9%	40位
39	厚木市	30,348	25,446	▲4,902	▲16.2%	31位
40	横浜市都筑区	36,501	31,294	▲5,207	▲14.3%	29位
41	横浜市金沢区	26,237	20,784	▲5,453	▲20.8%	39位
42	平塚市	33,986	28,448	▲5,538	▲16.3%	32位
43	横浜市青葉区	45,772	38,575	▲7,197	▲15.7%	30位
44	横須賀市	50,980	39,059	▲11,921	▲23.4%	41位

(出典：「神奈川県年齢別人口統計調査結果」より監査人作成。増減数、変化率、変化率順位は監査人が試算)

表5は、表3と表4より令和4年と平成24年の年少人口割合を比較して、令和4年現在の年少人口割合が高い団体等順に記載したものである。また、平成24年と令和4年の年少人口割合を比較してその変化率と変化率の順位を記載している。

令和4年現在で年少人口割合が最も高いのは横浜市都筑区で、宮前区、幸区、藤沢市、中原区と続いている。麻生区の年少人口割合が44団体等中10番目、高津区が13番目で、44団体等の中で比較的に高い方だが、川崎区は35番目、多摩区は36番目で44団体等の中でも低い。

年少人口割合の変化率をみると、変化率が上昇しているのは幸区、中原区及び横浜市西区の3団体等のみで、そのなかでは幸区の変化率が最も上昇しており、横浜市西区、中原区と続いている。

7行政区で年少人口割合が最も高いのは宮前区であるが、数値は低下している。なお、年少人口割合が最も高い都筑区も年少人口割合は大きく低下している。

表5 神奈川県市部の年少人口割合比較

順位	団体等名	年少人口割合				年齢不詳人口(人)	
		平成24年	令和4年	変化率	変化率順位	平成24年	令和4年
1	横浜市都筑区	18.2%	14.8%	▲18.7%	41位	3,759	3,257
2	川崎市宮前区	15.0%	13.8%	▲8.0%	13位	1,410	6,597
3	川崎市幸区	12.9%	13.5%	4.7%	1位	1,454	1,892
4	藤沢市	13.9%	13.1%	▲5.8%	8位	5	8,325
5	川崎市中原区	12.9%	13.1%	1.6%	3位	2,644	7,256
6	海老名市	14.2%	12.9%	▲9.2%	18位	361	2,052
7	綾瀬市	14.3%	12.8%	▲10.5%	22位	103	1,001
8	横浜市戸塚区	14.3%	12.8%	▲10.5%	22位	591	4,977
9	茅ヶ崎市	14.1%	12.7%	▲9.9%	19位	602	1,994
10	川崎市麻生区	13.8%	12.7%	▲8.0%	13位	1,195	3,952
11	横浜市青葉区	15.0%	12.7%	▲15.3%	35位	302	6,400

順位	団体等名	年少人口割合				年齢不詳人口(人)	
		平成24年	令和4年	変化率	変化率順位	平成24年	令和4年
12	横浜市緑区	14.5%	12.7%	▲12.4%	27位	238	3,260
13	川崎市高津区	13.7%	12.6%	▲8.0%	13位	2,037	7,250
14	横浜市鶴見区	13.2%	12.5%	▲5.3%	7位	2,144	9,006
15	横浜市港北区	12.5%	12.5%	0.0%	4位	2,230	12,248
16	大和市	13.5%	12.4%	▲8.1%	16位	2,844	6,834
17	相模原市中央区	13.6%	11.9%	▲12.5%	28位	1,706	8,406
18	横浜市磯子区	12.0%	11.7%	▲2.5%	5位	638	7,167
19	横浜市泉区	13.8%	11.6%	▲15.9%	38位	542	1,608
20	厚木市	13.6%	11.5%	▲15.4%	36位	681	3,202
21	座間市	12.9%	11.4%	▲11.6%	26位	678	3,342
22	伊勢原市	13.4%	11.4%	▲14.9%	33位	185	1,902
23	横浜市瀬谷区	14.3%	11.4%	▲20.3%	43位	258	2,087
24	横浜市旭区	12.7%	11.3%	▲11.0%	25位	595	3,709
25	逗子市	12.2%	11.3%	▲7.4%	10位	3	1,582
26	相模原市南区	12.3%	11.3%	▲8.1%	16位	1,834	9,197
27	平塚市	13.1%	11.3%	▲13.7%	32位	90	5,486
28	鎌倉市	12.1%	11.2%	▲7.4%	10位	78	889
29	横浜市神奈川区	11.6%	11.2%	▲3.4%	6位	1,821	9,531
30	横浜市栄区	13.3%	11.1%	▲16.5%	39位	274	1,977
31	横浜市西区	10.7%	11.1%	3.7%	2位	1,223	2,734
32	横浜市港南区	12.7%	11.0%	▲13.4%	29位	34	3,954
33	相模原市緑区	13.0%	11.0%	▲15.4%	36位	879	4,262
34	小田原市	12.6%	10.9%	▲13.5%	30位	703	3,229
35	川崎市川崎区	11.8%	10.9%	▲7.6%	12位	2,735	10,815
36	川崎市多摩区	12.0%	10.8%	▲10.0%	20位	2,628	8,588
37	秦野市	12.5%	10.8%	▲13.6%	31位	1,012	2,899
38	横浜市金沢区	12.7%	10.8%	▲15.0%	34位	1,120	4,463
39	横浜市保土ヶ谷区	12.0%	10.8%	▲10.0%	20位	1,108	6,281
40	南足柄市	13.4%	10.7%	▲20.1%	42位	27	400
41	横須賀市	12.3%	10.2%	▲17.1%	40位	1	686
42	横浜市中区	11.0%	10.2%	▲7.3%	9位	7,610	9,888
43	横浜市南区	11.0%	9.8%	▲10.9%	24位	1,423	6,242
44	三浦市	10.5%	8.1%	▲22.9%	44位	29	175

(出典：「神奈川県年齢別人口統計調査結果」より監査人作成。変化率、変化率順位は監査人が試算)

③ 行政区別の総人口、年少人口及び年少人口割合の推移

図3～図16は、神奈川県年齢別人口統計調査結果に基づいた7行政区の平成24年から令和4年までの総人口、年少人口及び年少人口割合の推移である。

ア. 川崎区

総人口は、令和2年までは年々増加しているが、令和3年、4年は減少している。年少人口は、平成28年までは年々増加しているが、以後は減少傾向にある。年少人口割合は、平成27年がピークで、以後は低下傾向にある。

平成24年と比較すると令和4年は、年少人口が減少し年少人口割合も低下している。

図3 川崎区の総人口の推移

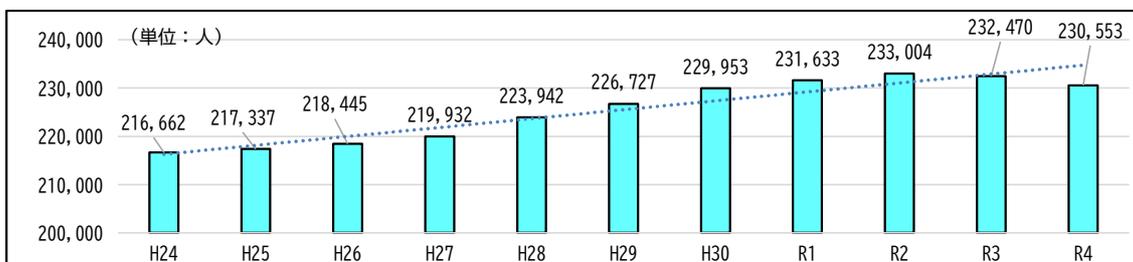
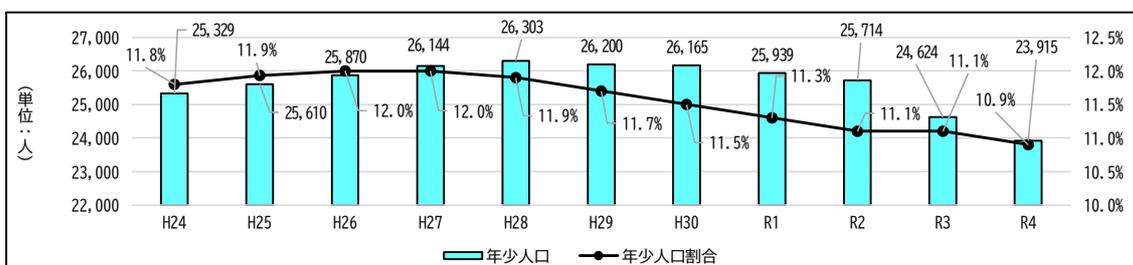


図4 川崎区の年少人口と年少人口割合の推移



イ. 幸区

総人口は年々増加しており、年少人口は、平成27年までは増加傾向にある。平成28年は前年より減少しているが、以後は令和3年まで増加傾向にある。

年少人口割合は、平成27年まで上昇傾向にあり、いったん低下しているが令和3年まで上昇傾向にある。年少人口、年少人口割合とも令和3年がピークで、平成24年と比較すると令和4年は、年少人口が増加し年少人口割合も上昇している。

図5 幸区の総人口の推移

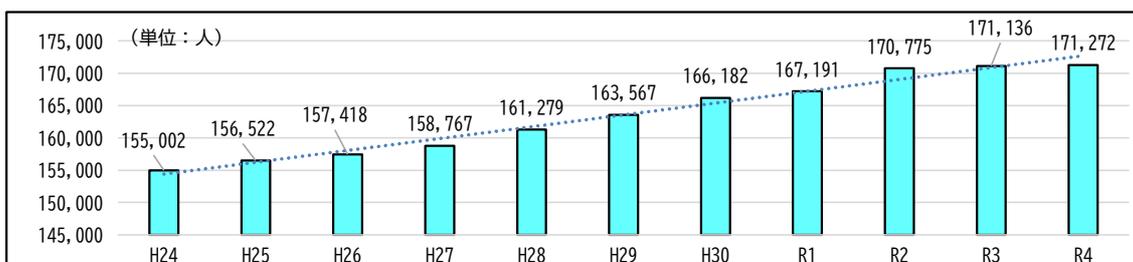
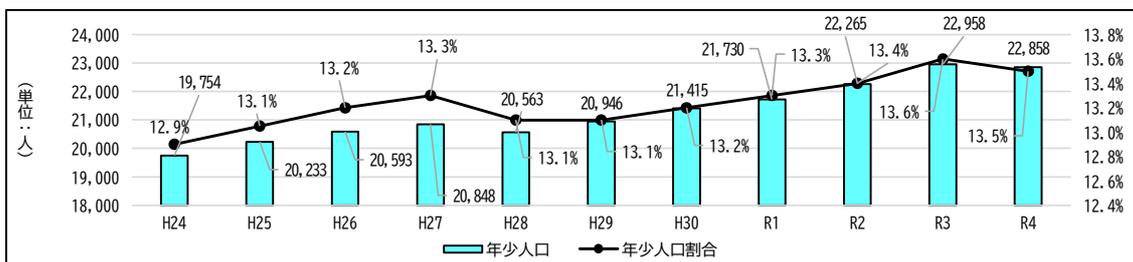


図6 幸区の年少人口と年少人口割合の推移



ウ. 中原区

総人口は年々増加している。年少人口は、令和3年まで増加傾向にある。年少人口割合は、多少の変動はみられるが概ね上昇傾向にある。年少人口、年少人口割合とも令和3年がピークとなっており、平成24年と比較すると令和4年は、年少人口が増加し年少人口割合もわずかに上昇している。

図7 中原区の総人口の推移

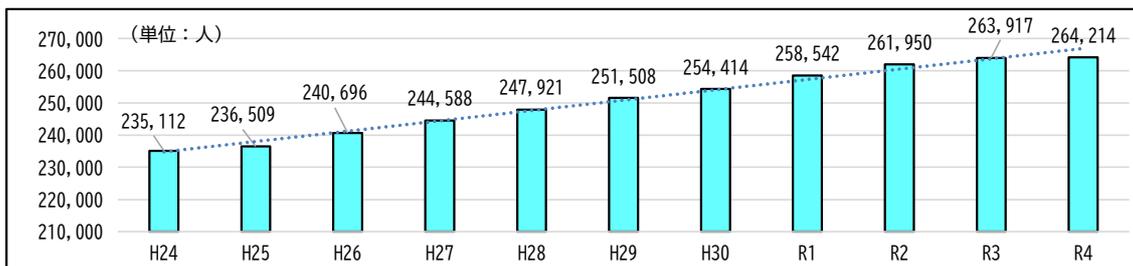
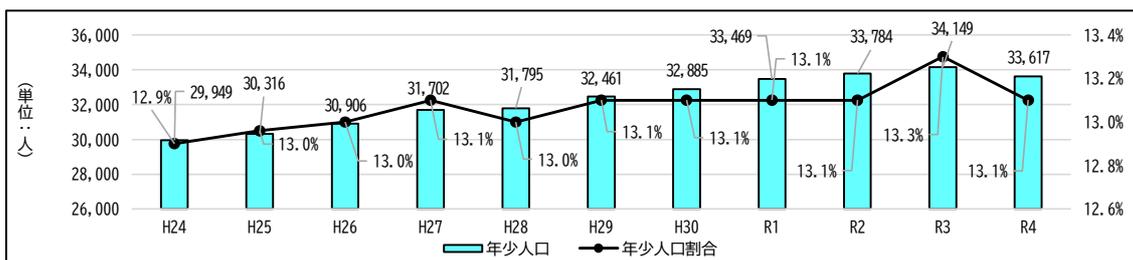


図8 中原区の年少人口と年少人口割合の推移



エ. 高津区

総人口は年々増加している。年少人口は平成27年をピークに減少傾向にある。年少人口割合は令和3年を除き低下傾向にある。年少人口割合は平成24年が最も高い。平成24年と比較すると令和4年は、年少人口が減少し年少人口割合も低下している。

図9 高津区の総人口の推移

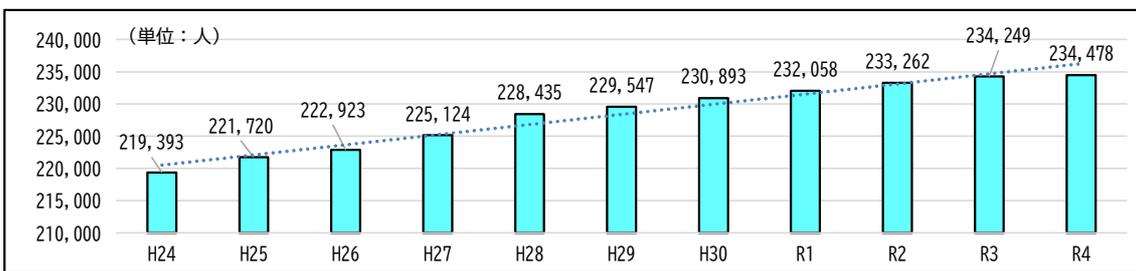
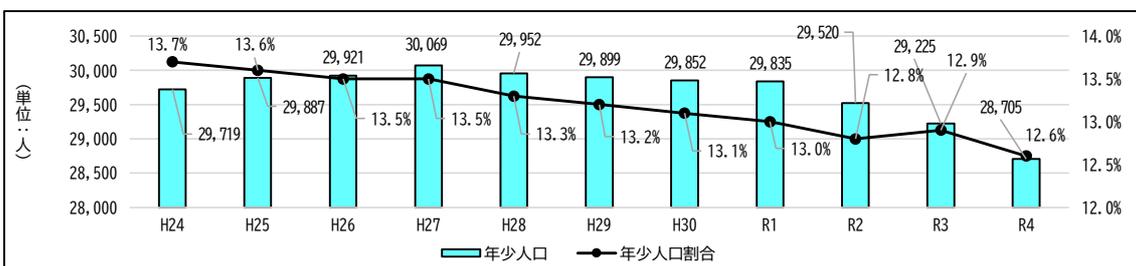


図10 高津区の年少人口と年少人口割合の推移



オ. 宮前区

総人口は年々増加している。年少人口は平成28年に大きく減少し令和2年までほぼ同値で推移しているが、令和3年に大きく増加している。

年少人口割合は平成28年に大きく低下し、以後はほぼ同値で推移している。年少人口は平成24年が最も多く、年少人口割合は平成24年が最も高い。平成24年と比較すると令和4年は、年少人口が減少し年少人口割合も低下している。

図11 宮前区の総人口の推移

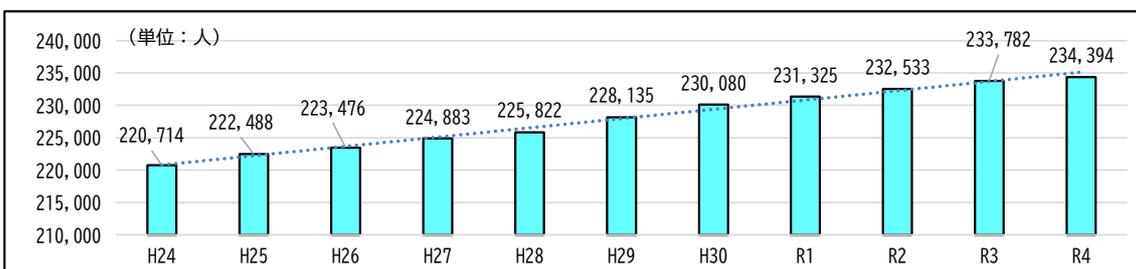
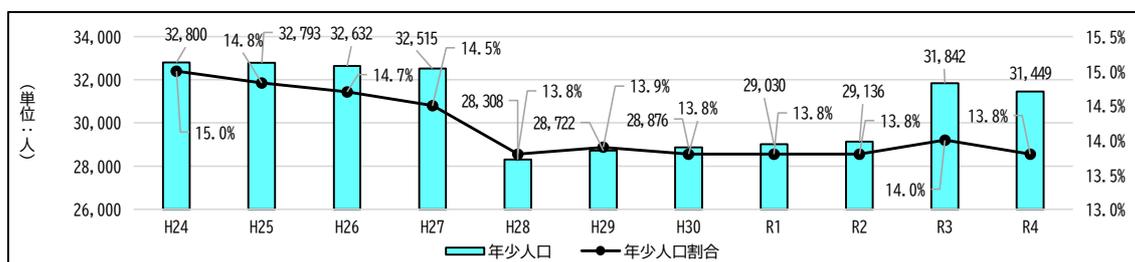


図12 宮前区の年少人口と年少人口割合の推移



カ. 多摩区

総人口は平成25年を除き年々増加しており、年少人口は令和2年、令和3年を除き減少傾向にある。

年少人口割合も令和3年を除き低下傾向にある。年少人口は平成24年が最も多く、年少人口割合は平成24年が最も高い。平成24年と比較すると令和4年は、年少人口は減少し年少人口割合も低下している。

図13 多摩区の総人口の推移

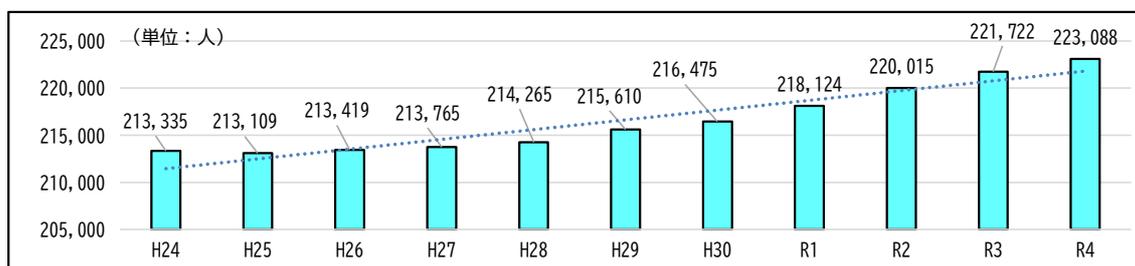
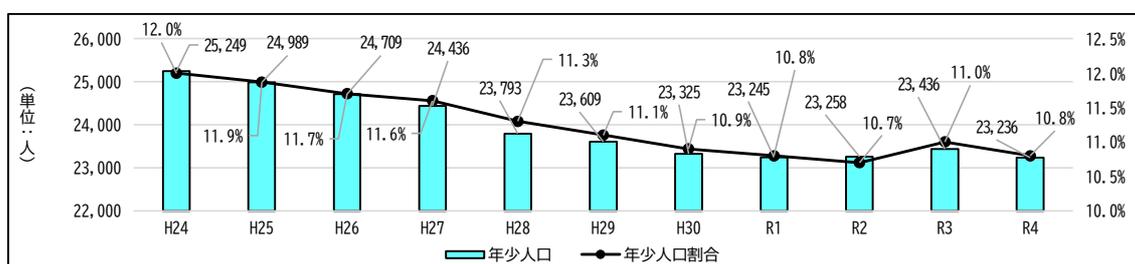


図14 多摩区の年少人口と年少人口割合の推移



キ. 麻生区

総人口は令和4年を除き年々増加している。年少人口は平成27年をピークに減少傾向にある。

年少人口割合は平成26年以降低下傾向にある。平成24年と比較すると令和4

年は、年少人口は減少し年少人口割合も低下している。

図15 麻生区の総人口の推移

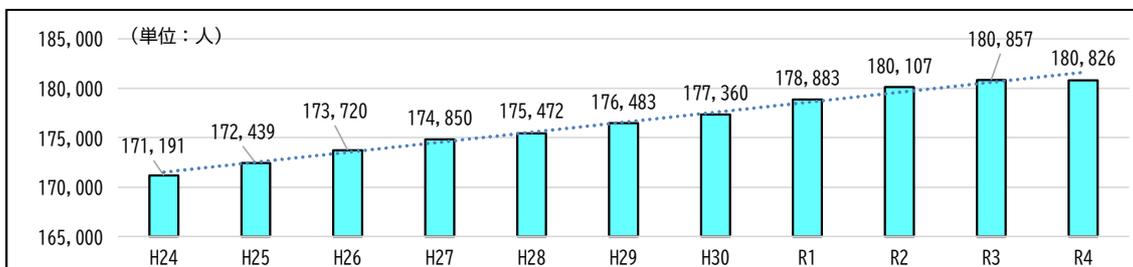
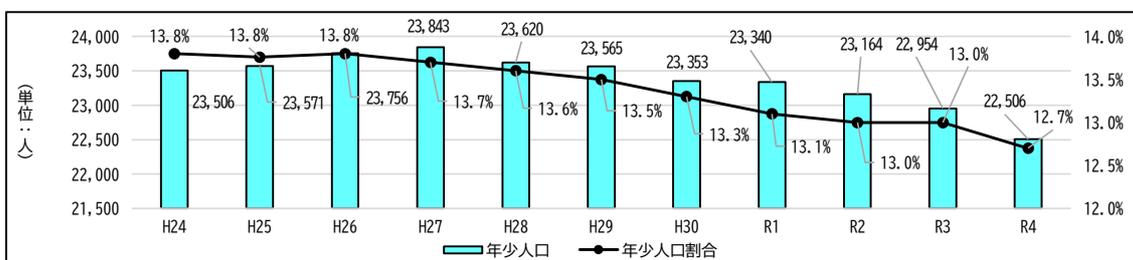


図16 麻生区の年少人口と年少人口割合の推移



④ 就学前児童人口の将来推計

子ども・子育て支援法第61条の規定により川崎市は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、5年を一期とする「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期）を定める必要がある。

川崎市は平成27年3月に「川崎市子ども・子育て支援事業計画 子どもの未来応援プラン」（以下、「プラン1」という。）を策定し、平成27年度から令和元年度までの量の見込みと確保方策を定めている。

プラン1については、平成29年度に実施した中間評価を踏まえて見直しを行い、平成30年3月に「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」（以下、「プラン2」という。）を策定している。プラン2は、平成30年度から令和3年度までの量の見込みと確保方策を定めている。

プラン2については、令和2年2月に「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改訂版（川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画）（以下、「プラン3」という。）を策定している。プラン3は、令和2年度から6年度までの量の見込みと確保方策を定めている。

川崎市は、国の「新・放課後子ども総合プラン」など、直近の国の動向等を踏まえるなどして、令和4年3月に「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」（以下、「プラン4」という。）を策定している。プラン4は、令和4年度から7年度までの4年間としている。

表6は、プラン1からプラン3に示されている、各計画期間中の各歳児の年度当初（4月1日）時点の推計児童数である。なお、プラン1はプラン2への見直しを行っており、プラン2もプラン3への見直しを行っている。表5は当初の推計児童数と見直し後の推計児童数の双方を記載しており、「最終」欄には、見直し後の推計児童数を記載している。

表6 平成29年度から令和3年度までの推計児童数

(単位：人)

プラン	分類	H29	H30	R1	R2	R3
	プラン1	1号認定または2号認定(3～5歳)	38,203	37,639	37,078	—
3号認定(0歳)		13,387	13,110	12,837	—	—
3号認定(1～2歳)		25,617	25,092	24,566	—	—
合計		77,207	75,841	74,481	—	—
プラン2	分類	H29	H30	R1	R2	R3
	1号認定または2号認定(3～5歳)	—	39,572	39,853	40,138	39,894
	3号認定(0歳)	—	14,394	14,497	14,606	14,527
	3号認定(1～2歳)	—	28,233	28,437	28,645	28,480
合計	—	82,199	82,787	83,389	82,901	
プラン3	分類	H29	H30	R1	R2	R3
	1号認定または2号認定(3～5歳)	—	—	—	40,134	39,368
	3号認定(0歳)	—	—	—	13,348	13,302
	3号認定(1～2歳)	—	—	—	26,281	26,053
合計	—	—	—	79,763	78,723	
最終	分類	H29	H30	R1	R2	R3
	1号認定または2号認定(3～5歳)	38,203	39,572	39,853	40,134	39,368
	3号認定(0歳)	13,387	14,394	14,497	13,348	13,302
	3号認定(1～2歳)	25,617	28,233	28,437	26,281	26,053
合計	77,207	82,199	82,787	79,763	78,723	

(出典：プラン1、プラン2、プラン3)

表7は、表6に記載した推計児童数と実際の児童数を比較したものである。

推計児童数は見直し後のもの、実際の児童数はプラン4の223ページに記載されている就学前児童数実績（年齢別）を用いている。また、推計児童数の合計人数と実際の児童数の合計人数の差異、推計児童数の合計人数に対する差異の割合を記載している。

表7より、平成29年度は実際の児童数が推計児童数を上回っているが、平成30年度から令和3年度までは実際の児童数が推計児童数を下回っている。

表7 推計児童数と実際の児童数の比較

(単位：人)

推計児童数	分類	H29	H30	R1	R2	R3
	合計 ^①		77,207	82,199	82,787	79,763
実際の児童数	分類	H29	H30	R1	R2	R3
	0歳	13,984	13,585	13,059	12,925	11,932
	1歳	14,273	13,884	13,560	13,149	12,727
	2歳	14,005	13,995	13,648	13,270	12,721
	3歳	13,248	13,683	13,692	13,404	12,889
	4歳	13,225	13,083	13,484	13,533	13,141
	5歳	13,055	13,112	12,966	13,310	13,336
	合計 ^②	81,790	81,342	80,409	79,591	76,746
推計児童数と実際の児童数の差異		H29	H30	R1	R2	R3
③=②-①		4,583	▲857	▲2,378	▲172	▲1,977
③/①		5.9%	▲1.0%	▲2.9%	▲0.2%	▲2.5%

(出典：プラン1、プラン2、プラン3、プラン4より監査人作成)

【意見1】就学前児童人口の将来推計と教育・保育の量の見込みについて

総務省統計局のホームページによると、我が国の総人口は、平成20年をピークに平成23年以降は一貫して減少している。平成24年以降の状況を見ると、川崎市の総人口は令和4年まで年々増加している。しかも、7行政区すべてで総人口が増加しており、中原区や幸区などは神奈川県市部44団体等のなかでも増加が目立っている。

年少人口も全国的に減少傾向にあるといわれるが、川崎市の令和4年の年少人口は、10年前の平成24年の年少人口を僅かに下回っている程度で、年少人口の減少は目立っていない。なかでも中原区と幸区は年少人口が増加しており、年少人口の増加率も神奈川県市部のなかで高いものとなっている。しかしながら、他の5行政区では年少人口は減少しており、特に多摩区は他の4行政区よりも減少数が多い。

年少人口割合については、宮前区、幸区、中原区が高いが、年少人口が減少している宮前区は年少人口割合が低下している。また、川崎区と多摩区は、神奈川県市部のなかでも年少人口割合が比較的に低い。

このように、年少人口や年少人口割合は行政区によって状況が異なっている。

子ども・子育て支援法第61条の規定により川崎市は、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、5年を一期とする「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」を定めている。各事業の量の見込みについて、令和4年3月に策定されたプラン4では、就学前推計児童数を踏まえて、内閣府が示している量の見込みの算出についての考え方や、事

業の利用状況等をもとに算出している。

平成29年度から令和3年度までの状況をみると、平成29年度は実際の児童数が就学前児童の将来人口推計による推計児童数を上回っているが、平成30年度から令和3年度までは実際の児童数が推計児童数を下回っている。

令和4年2月に市が公表した「川崎市総合計画 第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」によると、川崎市の人口は、駅周辺を中心とした拠点開発の進捗と周辺地域への波及効果により、引き続き、当面増加傾向を示すことが想定され、令和12(2030)年頃に約160.5万人となりピークを迎え、以降、自然減が社会増を上回るかたちで人口減少への転換が想定されるとしている。

表8は、プラン4等で示されている令和4年度から8年度までの推計児童数の推移である。

近年の実際の児童数が推計児童数を下回っている状況を踏まえると、量の見込みを必要以上に多く設定することがないように留意する必要がある。

また、行政区により年少人口の状況に違いがあることを踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するにあたって、需要に対して供給が過剰とならないように、あるいは、需要に対して十分な供給が行えるように、各行政区の状況に十分に留意して対応していく必要がある。

表8 令和4年度から令和8年度までの推計児童数

(単位：人)

	分類	R4	R5	R6	R7	R8
プラン2	1号認定または2号認定(3～5歳)	39,653	—	—	—	—
	3号認定(0歳)	14,450	—	—	—	—
	3号認定(1～2歳)	28,318	—	—	—	—
	合計	82,421	—	—	—	—
プラン3	分類	R4	R5	R6	R7	R8
	1号認定または2号認定(3～5歳)	38,102	37,507	37,246	37,459	—
	3号認定(0歳)	13,286	13,291	13,334	13,415	—
	3号認定(1～2歳)	26,296	26,234	26,222	26,268	—
	合計	77,684	77,032	76,802	77,142	—
プラン4	分類	R4	R5	R6	R7	R8
	1号認定または2号認定(3～5歳)	38,141	36,987	35,490	34,226	33,538
	3号認定(0歳)	11,686	12,015	12,080	12,171	12,277
	3号認定(1～2歳)	24,358	23,314	23,405	23,782	23,932
	合計	74,185	72,316	70,975	70,179	69,747
最終	分類	R4	R5	R6	R7	R8
	1号認定または2号認定(3～5歳)	38,141	36,987	35,490	34,226	33,538
	3号認定(0歳)	11,686	12,015	12,080	12,171	12,277
	3号認定(1～2歳)	24,358	23,314	23,405	23,782	23,932
	合計	74,185	72,316	70,975	70,179	69,747

(出典：プラン2、プラン3、プラン4)

(2) 川崎市の年少人口の増減

① 人口増減内容の比較

人口増減の要因は自然増減と社会増減に大別される。

自然増減は、出生から死亡を差し引いた数をいう。「自然増」は、出生から死亡を差し引いた数がプラスの場合をいい、「自然減」とは、出生から死亡を差し引いた数がマイナスの場合をいう。

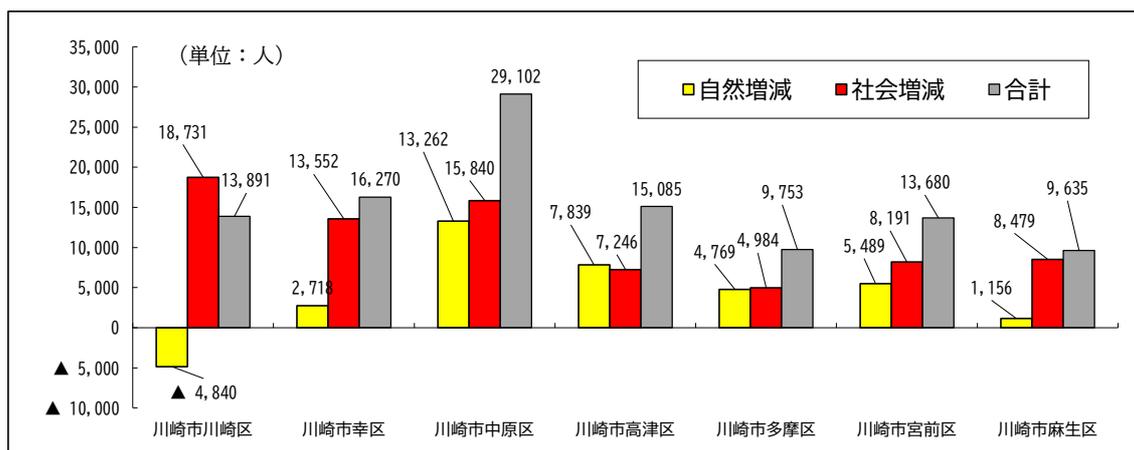
社会増減は、転入から転出を差し引いた数をいう。転入から転出を差し引いた数がプラスの場合を「社会増」又は「転入超過」といい、転入から転出を差し引いた数がマイナスの場合、「社会減」又は「転出超過」という。

図17は、7行政区の平成24年から令和4年までの自然増減数と社会増減数を集計したものである。

平成24年と比較すると令和4年は、7行政区いずれも総人口が増加しているが、川崎区は自然減となっている。他の6行政区は中原区の自然増加数が最も大きい。また、7行政区とも社会増（転入超過）だが、川崎区は社会増加数が最も大きい。

川崎区は唯一自然減となっているが社会増加数は最も大きい。中原区は自然増加数、社会増加数のいずれもが大きく、7行政区のなかで総人口が最も増加している。

図17 7行政区の自然増減と社会増減



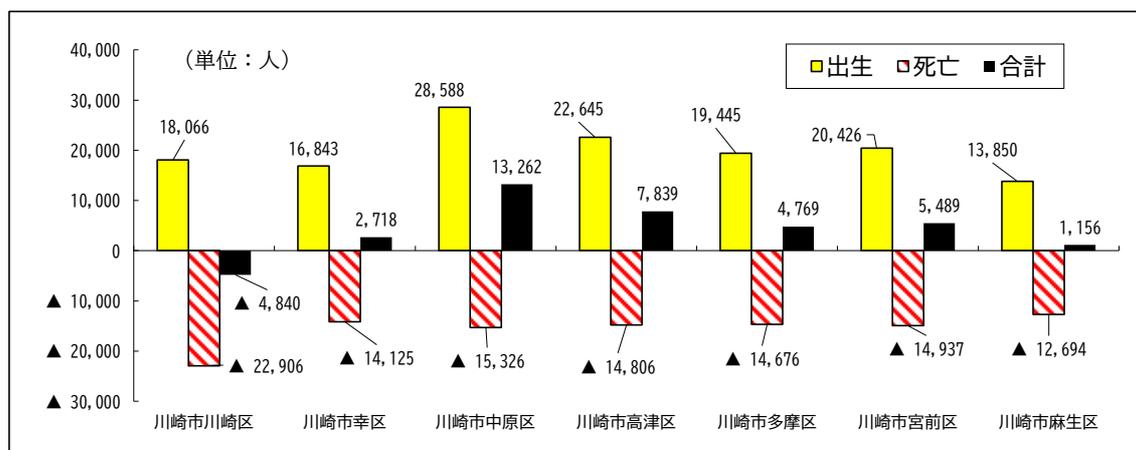
(出典：「神奈川県年齢別人口統計調査結果」より監査人作成)

② 自然増減数の比較

図18は、7行政区の平成24年から令和4年までの自然増減数を比較したものである。

川崎区は死亡数が比較的多く自然減となっている。中原区は出生数が7行政区の中で最も多く、死亡数は川崎区を除く5行政区とほぼ変わらないこともあり自然増加数が最も大きい。

図18 7行政区の自然増減の比較



(出典：「神奈川県年齢別人口統計調査結果」より監査人作成)

表9は、神奈川県市部44団体等の平成24年から令和4年までの自然増減数を集計し、その人数が多い団体等順に記載したものである。また、出生数とその順位、死亡数とその順位を記載している。

自然増なのは44団体等中13団体等で、自然増加数が最大なのは中原区である。川崎市は川崎区を除く6行政区が自然増で、いずれも上位10番目以内に入っている。川崎市の6行政区以外で自然増なのは7団体等に留まっている。

出生数が最大なのは藤沢市で、7行政区では中原区の順位が3番目で最も高く、高津区が7番目で中原区に次いでいる。中原区、高津区以外で上位10番目以内に入っているのは10位の宮前区のみである。

死亡数の順位は川崎区の8番目が最も高く、他の6行政区は24番目から33番目に含まれている。

出生数最大の藤沢市は死亡数も2番目に高く、そのため自然減となっている。

川崎市の行政区は、出生数が多い団体等もあるが、出生数は多くなくとも死亡数が比較的に少ないため自然増となっている団体等、中原区のように出生数が比較的に多く、死亡数が比較的に少ない団体等、川崎区のように死亡数が多く自然減となっている団体等など、さまざまな特徴が見受けられる。

表9 神奈川県市部の自然増減数比較

(単位：人)

順位	団体等名	自然増減数	出生数	出生数順位	死亡数	死亡数順位
1	川崎市中原区	13,262	28,588	3位	15,326	24位
2	横浜市港北区	10,536	34,260	2位	23,724	6位
3	川崎市高津区	7,839	22,645	7位	14,806	27位
4	横浜市都筑区	6,148	18,007	16位	11,859	35位
5	川崎市宮前区	5,489	20,426	10位	14,937	26位
6	川崎市多摩区	4,769	19,445	14位	14,676	28位
7	横浜市青葉区	3,836	23,769	6位	19,933	16位
8	川崎市幸区	2,718	16,843	19位	14,125	32位
9	横浜市鶴見区	1,614	25,490	4位	23,876	5位
10	川崎市麻生区	1,156	13,850	24位	12,694	33位
11	大和市	790	20,105	11位	19,315	18位
12	海老名市	722	10,632	32位	9,910	38位
13	横浜市緑区	226	14,533	22位	14,307	31位
14	横浜市西区	▲ 38	8,601	38位	8,639	39位
15	横浜市神奈川区	▲ 75	19,913	12位	19,988	15位
16	伊勢原市	▲ 770	7,703	40位	8,473	40位
17	横浜市戸塚区	▲ 795	22,228	8位	23,023	7位
18	藤沢市	▲ 828	34,519	1位	35,347	2位
19	綾瀬市	▲ 1,184	6,210	41位	7,394	41位
20	座間市	▲ 1,595	9,400	36位	10,995	37位
21	南足柄市	▲ 2,060	2,498	43位	4,558	44位
22	相模原市中央区	▲ 2,290	19,795	13位	22,085	10位
23	相模原市南区	▲ 2,315	20,568	9位	22,883	9位
24	厚木市	▲ 2,422	15,863	21位	18,285	21位
25	横浜市栄区	▲ 2,948	8,375	39位	11,323	36位
26	茅ヶ崎市	▲ 2,954	17,884	17位	20,838	13位
27	逗子市	▲ 3,023	3,631	42位	6,654	42位
28	横浜市泉区	▲ 3,179	11,198	31位	14,377	30位
29	相模原市緑区	▲ 3,332	11,896	30位	15,228	25位
30	横浜市瀬谷区	▲ 3,726	8,807	37位	12,533	34位
31	横浜市磯子区	▲ 3,805	12,371	29位	16,176	22位
32	秦野市	▲ 4,459	10,195	34位	14,654	29位
33	三浦市	▲ 4,718	1,899	44位	6,617	43位
34	川崎市川崎区	▲ 4,840	18,066	15位	22,906	8位
35	横浜市港南区	▲ 5,369	14,293	23位	19,662	17位
36	横浜市中区	▲ 5,848	10,119	35位	15,967	23位
37	横浜市保土ヶ谷区	▲ 6,306	13,761	25位	20,067	14位
38	横浜市金沢区	▲ 6,415	12,438	28位	18,853	20位
39	平塚市	▲ 7,801	17,121	18位	24,922	4位
40	鎌倉市	▲ 8,702	10,565	33位	19,267	19位
41	横浜市南区	▲ 8,752	12,779	26位	21,531	11位
42	小田原市	▲ 8,783	12,674	27位	21,457	12位
43	横浜市旭区	▲ 8,914	16,383	20位	25,297	3位
44	横須賀市	▲ 22,674	24,559	5位	47,233	1位

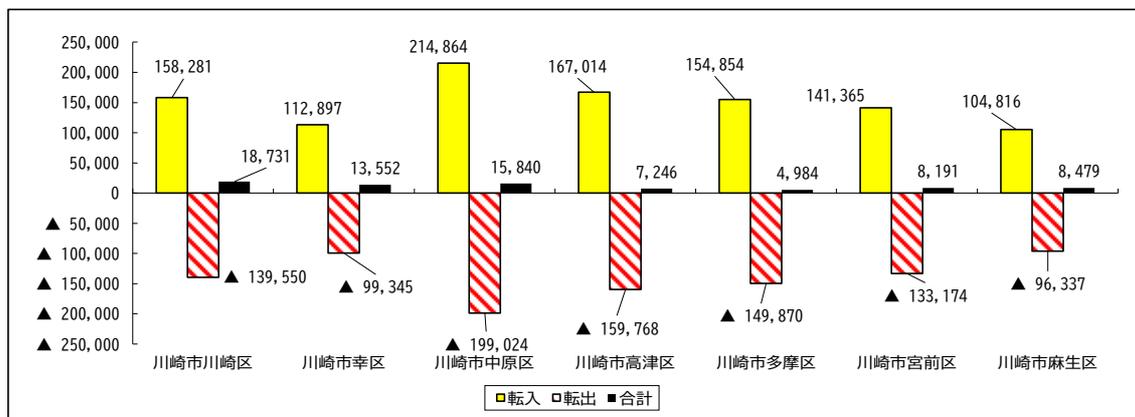
(出典：「神奈川県年齢別人口統計調査結果」より監査人が集計、試算)

③ 社会増減数の比較

図19は、7行政区の平成24年から令和4年までの社会増減数を比較したものである。

7行政区はいずれも社会増だが、そのなかでも川崎区が社会増減数が最大となっている。中原区は、転入数は川崎区を上回っているが、転出数も川崎区を上回っているため社会増減数は川崎区を下回っている。

図19 7行政区の社会増減の比較



(出典：「神奈川県年齢別人口統計調査結果」より監査人作成)

表10は、神奈川県市部44団体等の平成24年から令和4年までの社会増減数を集計し、その人数が多い団体等順に記載したものである。また、転入数合計とその順位、転出数合計とその順位を記載している。

社会増となっているのは44団体等中34団体等で、藤沢市が最大となっている。川崎市では川崎区が3番目、中原区が5番目、幸区が7番目で、7行政区のなかでは多摩区の25番目が最も低い。

転入数が最大なのは横浜市港北区で、中原区が横浜市港北区に次いでいる。横浜市港北区は転出数も最大で転入数と同じく中原区が次いでいる。

川崎区、中原区及び幸区は神奈川県市部44団体等のなかで社会増減数が大きい方だが、他の4行政区の社会増減数は、神奈川県市部44団体等のなかで中位クラスである。

表10 神奈川県市部の社会増減数比較

(単位：人)

順位	団体等名	社会増減数	転入数	転入数順位	転出数	転出数順位
1	藤沢市	28,006	197,906	3位	169,900	5位
2	横浜市鶴見区	19,551	189,844	4位	170,293	4位
3	川崎市川崎区	18,731	158,281	8位	139,550	10位
4	横浜市港北区	16,620	249,179	1位	232,559	1位
5	川崎市中原区	15,840	214,864	2位	199,024	2位
6	横浜市神奈川区	14,576	178,387	6位	163,811	6位
7	川崎市幸区	13,552	112,897	20位	99,345	22位
8	横浜市南区	11,077	135,921	15位	124,844	15位
9	横浜市戸塚区	10,971	141,310	14位	130,339	14位
10	茅ヶ崎市	10,515	95,108	28位	84,593	30位
11	大和市	10,488	124,189	18位	113,701	19位
12	横浜市中区	10,256	141,496	12位	131,240	13位
13	相模原市南区	9,555	146,532	11位	136,977	11位
14	相模原市中央区	8,966	129,904	16位	120,938	16位
15	海老名市	8,679	66,487	35位	57,808	38位
16	横浜市西区	8,535	95,978	27位	87,443	28位
17	川崎市麻生区	8,479	104,816	22位	96,337	24位
18	川崎市宮前区	8,191	141,365	13位	133,174	12位
19	横浜市磯子区	7,926	96,880	26位	88,954	27位
20	横浜市保土ヶ谷区	7,327	122,208	19位	114,881	18位
21	川崎市高津区	7,246	167,014	7位	159,768	7位
22	鎌倉市	7,214	78,150	31位	70,936	32位
23	横浜市緑区	5,427	100,985	24位	95,558	25位
24	平塚市	5,283	92,101	29位	86,818	29位
25	川崎市多摩区	4,984	154,854	9位	149,870	9位
26	座間市	4,330	68,147	33位	63,817	35位
27	横浜市都筑区	4,124	124,362	17位	120,238	17位
28	横浜市旭区	1,963	104,400	23位	102,437	21位
29	厚木市	1,663	105,311	21位	103,648	20位
30	逗子市	1,558	24,816	42位	23,258	42位
31	横浜市青葉区	1,268	179,740	5位	178,472	3位
32	綾瀬市	1,062	41,499	41位	40,437	41位
33	伊勢原市	744	48,841	40位	48,097	40位
34	横浜市港南区	463	99,239	25位	98,776	23位
35	横浜市泉区	▲ 180	65,626	36位	65,806	34位
36	横浜市瀬谷区	▲ 520	54,149	39位	54,669	39位
37	小田原市	▲ 623	67,681	34位	68,304	33位
38	横浜市栄区	▲ 1,051	60,230	37位	61,281	37位
39	南足柄市	▲ 1,517	14,054	43位	15,571	43位
40	三浦市	▲ 1,616	12,533	44位	14,149	44位
41	秦野市	▲ 3,677	58,325	38位	62,002	36位
42	横浜市金沢区	▲ 3,734	88,161	30位	91,895	26位
43	相模原市緑区	▲ 4,350	72,801	32位	77,151	31位
44	横須賀市	▲ 9,527	147,250	10位	156,777	8位

(出典：「神奈川県年齢別人口統計調査結果」より監査人が集計、試算)

④ 合計特殊出生率、出生率及び婚姻率の関係

神奈川県は毎年、神奈川県衛生統計年報を公表している。神奈川県衛生統計年報は、厚生労働省の保健衛生に関する統計調査等の結果に基づき、神奈川県の状況についてとりまとめたものである。

表11は、神奈川県衛生統計年報に基づいて、神奈川県市部44団体等について合計特殊出生率が高い団体等順に記載したものである。また、出生率とその順位及び婚姻率とその順位を記載している。なお、合計特殊出生率、出生率及び婚姻率は、神奈川県衛生統計年報より平成24年から令和元年までの各年の数値の単純平均を試算し、その数値を記載している。

神奈川県市部44団体等で合計特殊出生率が最も高いのは幸区で、宮前区が3番目である。44団体等の中で年少人口が最も増加している中原区は17番目、他の4行政区は高津区の20番目で7行政区の順位はばらついている。

出生率は、神奈川県市部44団体等のなかで中原区が最も高く、幸区が2番目、高津区が3番目、宮前区が5番目、多摩区が6番目である。麻生区が16番目、川崎区が18番目で、7行政区はいずれも出生率が比較的に高い。

婚姻率は、神奈川県市部44団体等のなかで中原区が最も高い。多摩区が3番目、高津区が5番目、幸区が6番目と続いている。麻生区が31番目で7行政区の中では婚姻率が低い。

7行政区の中では出生率、婚姻率とも中原区が高く、出生率は幸区が、婚姻率は多摩区が中原区に続いている状況である。

表11 神奈川県市部の合計特殊出生率、出生率及び婚姻率の比較

順位	団体等名	合計特殊出生率	出生率 (人口対千)	出生率順位	婚姻率 (人口対千)	婚姻率順位
1	川崎市幸区	1.50	10.21	2位	6.93	6位
2	横浜市都筑区	1.45	8.75	8位	4.37	35位
3	川崎市宮前区	1.44	9.15	5位	5.12	14位
4	大和市	1.39	8.56	9位	5.83	11位
5	横浜市泉区	1.38	7.32	24位	4.41	34位
5	横浜市戸塚区	1.38	8.06	14位	4.73	21位
7	藤沢市	1.37	8.19	12位	5.09	16位
8	海老名市	1.37	8.01	15位	5.16	13位
9	横浜市鶴見区	1.36	8.94	7位	6.11	9位
10	横浜市瀬谷区	1.36	7.21	26位	4.45	30位
11	綾瀬市	1.35	7.16	27位	4.56	26位
12	横浜市緑区	1.35	8.11	13位	4.99	19位
13	茅ヶ崎市	1.34	7.67	19位	4.53	28位
14	横浜市港北区	1.34	10.04	4位	7.54	4位
15	逗子市	1.32	6.42	36位	3.90	43位
16	横浜市栄区	1.32	6.98	30位	4.34	37位
17	川崎市中原区	1.31	11.46	1位	9.54	1位

順位	団体等名	合計特殊出生率	出生率 (人口対千)	出生率順位	婚姻率 (人口対千)	婚姻率順位
18	南足柄市	1.31	6.24	42位	4.16	38位
19	横浜市磯子区	1.30	7.49	21位	4.70	22位
20	川崎市高津区	1.30	10.14	3位	7.40	5位
21	伊勢原市	1.30	7.63	20位	5.11	15位
22	横浜市青葉区	1.30	7.89	17位	4.47	29位
23	横須賀市	1.29	6.27	41位	4.35	36位
24	川崎市麻生区	1.28	7.96	16位	4.44	31位
25	厚木市	1.27	7.02	29位	4.82	20位
26	相模原市中央区	1.27	7.39	23位	4.67	24位
27	小田原市	1.26	6.74	31位	4.54	27位
28	横浜市旭区	1.26	6.73	32位	4.09	39位
29	座間市	1.26	7.26	25位	5.01	18位
30	平塚市	1.25	6.71	33位	4.42	33位
31	川崎市川崎区	1.24	7.70	18位	6.38	8位
32	相模原市緑区	1.23	7.05	28位	4.58	25位
33	横浜市港南区	1.22	6.64	34位	4.43	32位
34	川崎市多摩区	1.21	9.00	6位	7.75	3位
35	相模原市南区	1.20	7.43	22位	5.03	17位
36	鎌倉市	1.20	6.29	40位	4.06	40位
37	横浜市神奈川区	1.20	8.34	11位	6.60	7位
38	秦野市	1.20	6.21	43位	3.91	41位
39	横浜市金沢区	1.18	6.31	39位	3.91	42位
40	横浜市保土ヶ谷区	1.17	6.63	35位	4.68	23位
41	横浜市西区	1.12	8.55	10位	7.91	2位
42	横浜市中区	1.08	6.38	37位	6.10	10位
43	三浦市	1.05	4.47	44位	3.25	44位
44	横浜市南区	1.04	6.33	38位	5.45	12位

(出典：「神奈川県衛生統計年報」より監査人作成)

図20は、表11に記載した神奈川県市部44団体等の合計特殊出生率と表4に記載した令和4年度の年少人口割合の関係を示したものである。

合計特殊出生率が高い団体等は年少人口割合も高い。

図20 合計特殊出生率と令和4年の年少人口割合の関係

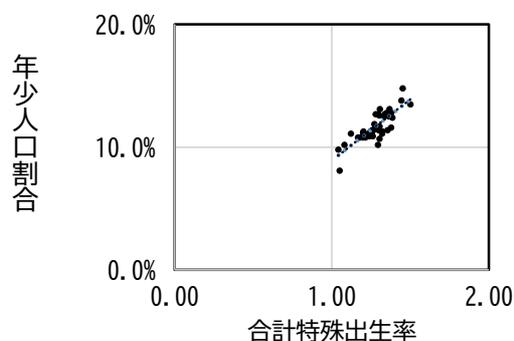


図 21 は、表 11 に記載した神奈川県市部 44 団体等の出生率（人口対千）と令和 4 年の年少人口割合の関係を示したものである。

出生率（人口対千）が高い団体等は年少人口割合も高い。

図 21 出生率（人口対千）と令和 4 年の年少人口割合の関係

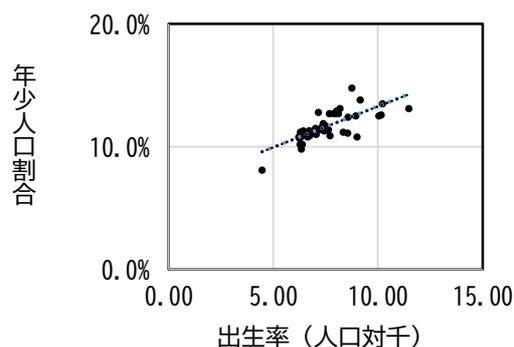
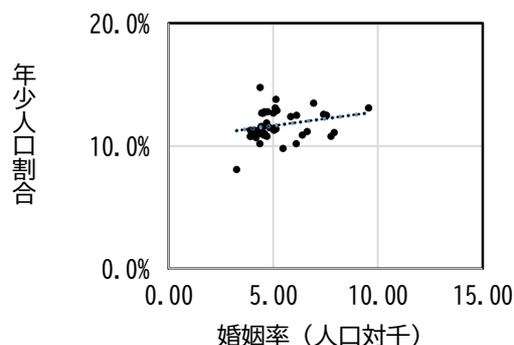


図 22 は、表 11 に記載した神奈川県市部 44 団体等の婚姻率（人口千対）と令和 4 年の年少人口割合の関係を示したものである。

婚姻率（人口対千）が高い団体等は年少人口割合も比較的に高い。

図 22 婚姻率（人口千対）と令和 4 年の年少人口割合



⑤ 離婚率、死亡率及び 50 歳以上死亡割合の関係

表 12 は、神奈川県衛生統計年報に基づいて、神奈川県市部 44 団体等について離婚率（人口対千）が高い団体等順に記載したものである。また、死亡率（人口対千）とその順位及び 50 歳以上死亡割合とその順位を記載している。なお、離婚率、死亡率及び 50 歳以上死亡割合は、神奈川県衛生統計年報より平成 24 年から令和元年までの 8 年間の各年の数値の単純平均を記載している。

神奈川県市部 44 団体等で離婚率が最も高いのは横浜市中区で、横浜市南区が横浜市中区に次いでいる。7 行政区の中では川崎区が 3 番目で最も離婚率が高く、川崎区に次いで高いのが高津区で 44 団体等中 15 番目である。高津区の次に離婚率が高いのが宮前区の 24 番目で、他の川崎市の行政区は離婚率が比較的低い。

死亡率は、神奈川県市部 44 団体等のなかで三浦市が最も高く、横須賀市、逗子市と続いている。7 行政区では川崎区が 11 番目で一番高く、幸区の 21 番目が川崎区に次いでいる。他の 5 行政区は死亡率が比較的低い。

50 歳以上死亡割合は逗子市が最も高く、三浦市、鎌倉市と続いている。7 行政区のなかで一番高いのは麻生区の 25 番目で、7 行政区とも 50 歳以上死亡割合は比較的低い。

表 12 神奈川県市部の離婚率、死亡率及び 50 歳以上死亡割合の比較

順位	団体等名	離婚率	死亡率	死亡率順位	50 歳以上死亡割合	50 歳以上死亡割合順位
1	横浜市中区	2.41	10.29	7 位	95.68	28 位
2	横浜市南区	2.18	10.77	6 位	96.44	13 位
3	川崎市川崎区	2.15	9.78	11 位	95.53	34 位
4	相模原市中央区	2.08	7.77	34 位	95.20	37 位
5	綾瀬市	2.06	8.43	23 位	95.65	30 位
6	大和市	2.00	7.96	31 位	95.57	33 位
7	座間市	1.97	8.22	25 位	94.92	41 位
8	横浜市鶴見区	1.95	8.15	27 位	95.53	35 位
9	横浜市瀬谷区	1.95	9.78	10 位	96.72	8 位
10	厚木市	1.92	7.78	33 位	95.16	38 位
11	横浜市西区	1.91	8.54	20 位	95.79	26 位
12	横須賀市	1.86	11.44	2 位	96.86	6 位
13	相模原市緑区	1.79	8.41	24 位	95.60	31 位
14	小田原市	1.77	10.84	5 位	96.79	7 位
15	川崎市高津区	1.75	6.27	40 位	94.49	44 位
16	横浜市神奈川区	1.74	8.19	26 位	96.24	18 位
17	藤沢市	1.73	8.02	29 位	96.16	21 位
18	平塚市	1.72	9.37	14 位	96.22	20 位
19	茅ヶ崎市	1.71	8.44	22 位	96.34	15 位
20	相模原市南区	1.69	7.88	32 位	95.59	32 位
21	横浜市磯子区	1.67	9.52	12 位	96.54	12 位
22	南足柄市	1.67	10.24	8 位	96.66	9 位
23	横浜市都筑区	1.67	5.42	44 位	94.78	43 位
24	川崎市宮前区	1.66	6.23	41 位	94.87	42 位
25	横浜市保土ヶ谷区	1.65	9.44	13 位	96.57	11 位
26	横浜市港北区	1.64	6.67	38 位	95.92	24 位
27	川崎市多摩区	1.64	6.58	39 位	95.03	39 位
28	川崎市幸区	1.63	8.46	21 位	95.78	27 位
29	横浜市緑区	1.61	7.61	35 位	95.96	23 位
30	伊勢原市	1.60	8.04	28 位	96.25	17 位

順位	団体等名	離婚率	死亡率	死亡率順位	50歳以上死亡割合	50歳以上死亡割合順位
31	横浜市戸塚区	1.60	7.99	30位	96.13	22位
32	横浜市旭区	1.59	9.88	9位	96.90	4位
33	横浜市港南区	1.58	8.80	18位	96.39	14位
34	秦野市	1.57	8.55	19位	96.23	19位
35	横浜市泉区	1.57	9.02	16位	96.28	16位
36	海老名市	1.52	7.29	36位	95.27	36位
37	三浦市	1.52	14.29	1位	97.66	2位
38	川崎市中原区	1.51	5.96	43位	94.98	40位
39	横浜市青葉区	1.49	6.16	42位	95.66	29位
40	横浜市金沢区	1.46	9.13	15位	96.89	5位
41	横浜市栄区	1.45	9.00	17位	96.65	10位
42	鎌倉市	1.45	10.97	4位	97.33	3位
43	逗子市	1.45	11.37	3位	97.68	1位
44	川崎市麻生区	1.35	6.93	37位	95.89	25位

(出典：「神奈川県衛生統計年報」より監査人作成)

図23は、表12に記載した神奈川県市部44団体等の離婚率（人口対千）と令和4年の年少人口割合の関係を示したものである。

離婚率（人口対千）が高い団体等は概ね年少人口割合が低いと感じられる。

図23 離婚率（人口対千）と令和4年の年少人口割合の関係

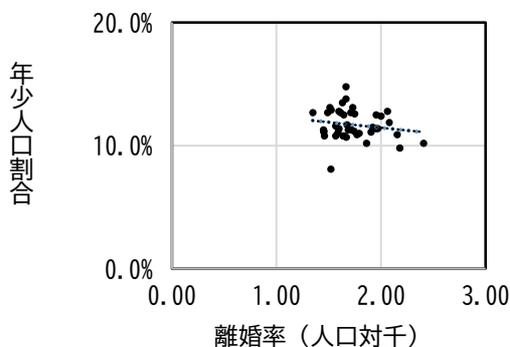


図24は、表12に記載した神奈川県市部44団体等の死亡率（人口対千）と年少人口割合の関係を示したものである。

死亡率（人口対千）が高いほど年少人口割合が低い。

図24 死亡率（人口対千）と令和4年の年少人口割合の関係

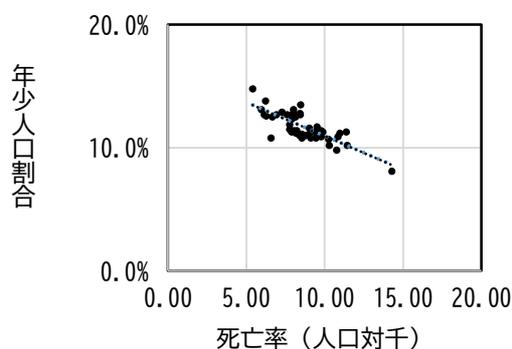
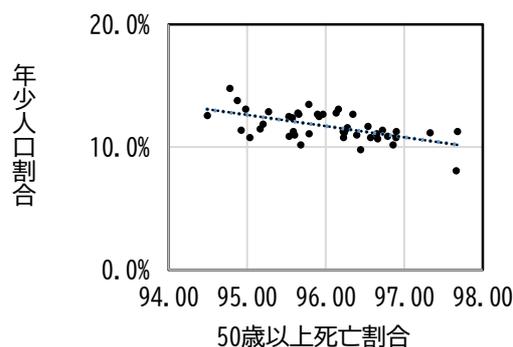


図25は、表12に記載した神奈川県市部44団体等の50歳以上死亡割合と年少人口割合の関係を示したものである。

50歳以上死亡割合が高い団体等ほど年少人口割合が低い。

図25 50歳以上死亡割合と令和4年の年少人口割合の関係



⑥ 行政区別の合計特殊出生率

神奈川県が平成28年3月に策定し、令和2年3月に改訂している神奈川県人口ビジョンでは、克服すべき課題として、「①人口減少に歯止めをかける」と「②超高齢社会を乗り越える」の2つが掲げられている。また、3つのビジョンの一つとして「『合計特殊出生率』の向上（自然増に向けた対策）」が掲げられている。

神奈川県衛生統計年報の令和元年の合計特殊出生率をみると、川崎市全体では1.27で神奈川県の1.23を上回っている。行政区別にみると神奈川県を上回っているのは幸区（1.53）、中原区（1.27）、宮前区（1.43）、麻生区（1.27）の4区、神奈川県と同値なのは高津区、神奈川県を下回っているのは川崎区（1.10）、多摩区（1.16）である。

令和4年の年少人口と平成24年の年少人口を比較すると、中原区と幸区は年

少人口が増加しており、年少人口の増加率も神奈川県 44 団体等のなかで高いものとなっている。その要因は、大規模マンション建設による新婚世帯、子育て世帯の流入によるものとのことである。

中原区は自然増加数、社会増加数とも多い。中原区の平成 24 年から令和 4 年までの自然増加数は神奈川県市部 44 団体等のなかで最も多く、社会増加数は 5 番目である。死亡数が少ない一方で出生数も多く、転出数、転入数とも多い。また、出生率と婚姻率が最も高く、離婚率、死亡率及び 50 歳以上死亡割合は非常に低い。ただし、合計特殊出生率は極めて高いとまではいえない。

幸区は、出生数は比較的が多いが中原区とは開きがあり、死亡数は中原区を下回っている。転入数、転出数は神奈川県市部 44 団体等のなかで中位に位置しており、必ずしも多いとはいえない。出生率、婚姻率は中原区を下回っており、離婚率、死亡率及び 50 歳以上死亡割合は中原区を上回っている。ただし合計特殊出生率は中原区を上回っており、令和元年度は神奈川県市部 44 団体等のなかで最も高い数値となっている。

このように、合計特殊出生率は幸区と中原区では開きが生じているが、市は、町丁別年齢別人口における 15～49 歳の女性人口及び人口動態統計に基づく出生数から、幸区では中原区と比べ、20 代女性の出生率が有意に高いことがその要因と分析している。

また、宮前区は、年少人口が減少傾向にある状況で、合計特殊出生率が比較的に高いが、子どもを産む年代の女性人口が減少していることがその要因として挙げられる。

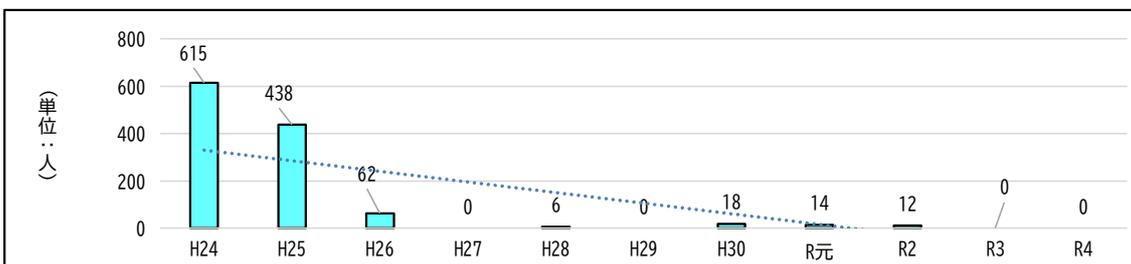
(3) 保育所の利用状況

① 川崎市の保育所の状況

厚生労働省は毎年、保育所等関連状況取りまとめを公表している。保育所等関連状況取りまとめは、4 月 1 日時点での保育所等の定員や待機児童の状況及び「新子育て安心プラン」に基づく自治体の取組状況を取りまとめたもので、監査時点（令和 4 年 10 月）では令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日現在）分までが公表されている。なお、保育所等関連状況取りまとめは、政令指定都市の数値は公表されているが、中核市を除く市区町村の数値は公表されていないため、後述の川崎市と他団体の比較は政令指定都市で行っている。

図 26 は、保育所等関連状況取りまとめに基づいた川崎市の平成 24 年度から令和 4 年度までの待機児童数の推移である。川崎市の待機児童数は年々減少しており、令和 3 年度と 4 年度は待機児童数ゼロを達成している。

図26 川崎市の待機児童数推移

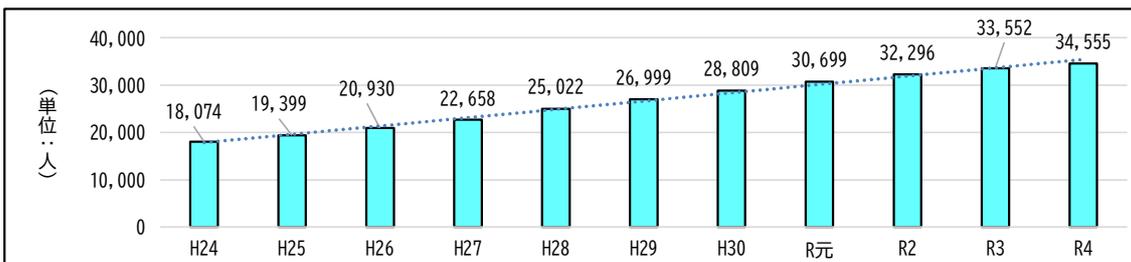


(出典：「保育所等関連状況取りまとめ」より監査人作成)

図27は、保育所等関連状況取りまとめに基づいた川崎市の平成24年度から令和4年度までの保育所利用児童数の推移である。

川崎市の保育所利用児童数は年々増加している。

図27 川崎市の保育所利用児童数の推移

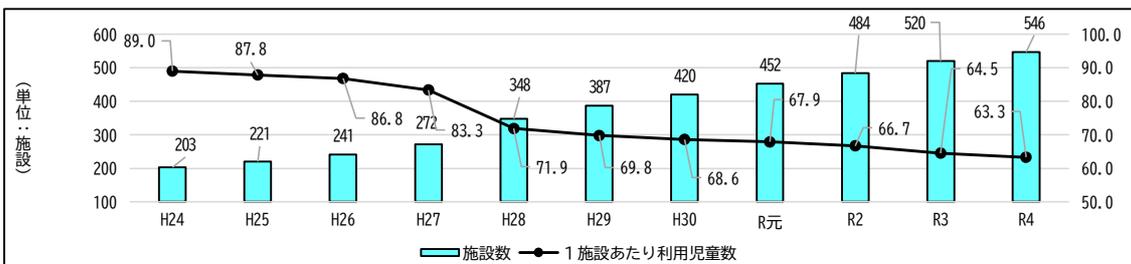


(出典：「保育所等関連状況取りまとめ」より監査人作成。)

図28は、保育所等関連状況取りまとめに基づいた川崎市の平成24年度から令和4年度までの保育所数と保育所1施設あたり利用児童数の推移である。

川崎市の保育所数は年々増加しているが、保育所1施設あたり利用児童数は減少傾向にある。

図28 川崎市の保育所数と1施設あたり利用児童数の推移

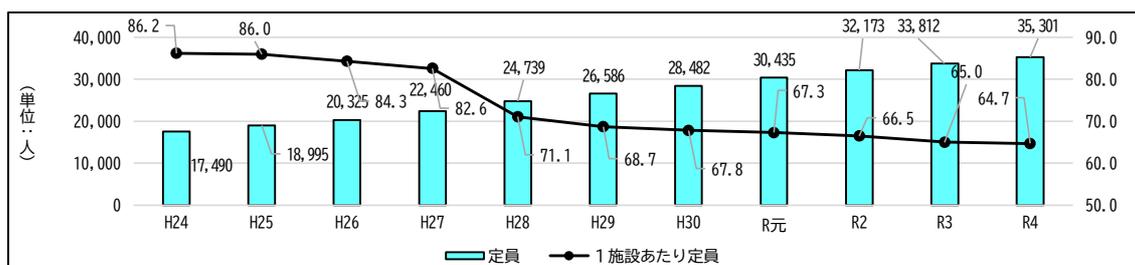


(出典：「保育所等関連状況取りまとめ」より監査人作成。1施設あたり利用児童数は監査人が試算)

図29は、保育所等関連状況取りまとめに基づいた川崎市の平成24年度から令和4年度までの保育所利用定員数と保育所1施設あたり定員数の推移である。

川崎市の保育所利用定員数は年々増加しているが、1施設あたり利用定員数は減少傾向にある。

図29 川崎市の保育所利用定員数と1施設あたり利用定員数の推移



(出典：「保育所等関連状況取りまとめ」より監査人作成。1施設あたり利用定員数は監査人が試算)

② 政令市の保育所利用児童数等の比較

表13は、保育所等関連状況取りまとめに基づいて、政令指定都市の平成24年度と令和4年度の保育所利用児童数を比較して保育所利用児童数の増加数が多い団体順に記載したものである。また、平成24年度の保育所利用児童数を基準とした令和4年度の保育所利用児童数の増加率と増加率の順位を記載している。

平成24年度と比較すると令和4年度は、すべての政令指定都市で利用児童数が増加している。

利用児童数が最も増加しているのは横浜市で、川崎市が横浜市に次いでいる。利用児童数の増加率が最も高いのはさいたま市で、川崎市がさいたま市に次いでいる。

表13 政令指定都市の保育所利用児童数比較

(単位：人)

順位	団体名	利用児童数 (H24)	利用児童数 (R4)	利用児童増加数	利用児童増加率	利用児童増加率順位
1	横浜市	43,332	70,601	27,269	62.9%	4位
2	川崎市	18,074	34,555	16,481	91.2%	2位
3	さいたま市	12,287	27,498	15,211	123.8%	1位
4	名古屋市	35,008	49,174	14,166	40.5%	9位
5	札幌市	21,233	33,043	11,810	55.6%	6位
6	福岡市	27,793	38,986	11,193	40.3%	10位
7	大阪市	44,669	55,189	10,520	23.6%	15位
8	仙台市	13,069	21,792	8,723	66.7%	3位
9	神戸市	20,943	29,324	8,381	40.0%	11位

順位	団体名	利用児童数 (H24)	利用児童数 (R4)	利用児童 増加数	利用児童 増加率	利用児童 増加率順位
10	千葉市	11,883	17,613	5,730	48.2%	8位
11	浜松市	9,275	14,497	5,222	56.3%	5位
12	広島市	22,361	27,323	4,962	22.2%	16位
13	熊本市	16,256	21,128	4,872	30.0%	14位
14	相模原市	8,961	13,510	4,549	50.8%	7位
15	堺市	14,285	18,823	4,538	31.8%	13位
16	岡山市	13,779	18,276	4,497	32.6%	12位
17	静岡市	11,197	13,503	2,306	20.6%	17位
18	新潟市	19,651	21,874	2,223	11.3%	18位
19	京都市	28,087	29,949	1,862	6.6%	20位
20	北九州市	15,580	17,049	1,469	9.4%	19位

(出典：「保育所等関連状況取りまとめ」より監査人作成。利用児童増加数、利用児童増加率は監査人が試算)

表14は、平成24年度と令和4年度の保育所数を比較し、保育所の増加数が多い団体順に記載したものである。また、保育所の増加率と増加率の順位を記載している。

保育所が最も増加しているのは横浜市で名古屋市が次いでおり、川崎市は5番目である。保育所の増加率が最も高いのはさいたま市で川崎市は4番目である。

表14 政令指定都市の保育所数比較

(単位：園)

順位	団体名	保育所数 (H24)	保育所数 (R4)	保育所 増加数	保育所 増加率	保育所 増加率順位
1	横浜市	507	1,176	669	132.0%	10位
2	名古屋市	306	752	446	145.8%	8位
3	大阪市	388	800	412	106.2%	13位
4	さいたま市	139	494	355	255.4%	1位
5	川崎市	203	546	343	169.0%	4位
6	札幌市	218	554	336	154.1%	5位
7	仙台市	133	421	288	216.5%	2位
8	神戸市	200	488	288	144.0%	9位
9	福岡市	185	461	276	149.2%	7位
10	千葉市	116	344	228	196.6%	3位
11	京都市	253	422	169	66.8%	18位
12	相模原市	82	206	124	151.2%	6位
13	広島市	181	305	124	68.5%	17位
14	堺市	104	225	121	116.3%	12位
15	浜松市	87	201	114	131.0%	11位
16	熊本市	153	267	114	74.5%	15位
17	静岡市	104	210	106	101.9%	14位
18	北九州市	158	255	97	61.4%	19位
19	岡山市	115	196	81	70.4%	16位
20	新潟市	217	286	69	31.8%	20位

(出典：「保育所等関連状況取りまとめ」より監査人作成。保育所増加数、保育所増加率は監査人が試算)

表15は、平成24年度と令和4年度の1施設あたり利用児童数を比較し、令和4年度の1施設あたり利用児童数が多い団体順に記載したものである。また、1施設あたり利用児童数の減少数と減少率、減少率の順位を記載している。

全ての政令指定都市で1施設あたり利用児童数が減少しているが、1施設あたり利用児童数が最も多いのは岡山市で、広島市が岡山市に次いでおり、川崎市は14番目となっている。1施設あたり利用児童数の減少率が最も低いのは新潟市で、川崎市は5番目である。

表15 政令指定都市の保育所1施設あたり利用児童数比較

(単位：人)

順位	団体名	1施設あたり利用児童数(H24)	1施設あたり利用児童数(R4)	1施設あたり利用児童数減少数	1施設あたり利用児童数減少率	1施設あたり利用児童数減少率順位
1	岡山市	119.8	93.2	▲26.6	▲22.2%	2位
2	広島市	123.5	89.6	▲33.9	▲27.4%	4位
3	福岡市	150.2	84.6	▲65.6	▲43.7%	18位
4	堺市	137.4	83.7	▲53.7	▲39.1%	12位
5	熊本市	106.2	79.1	▲27.1	▲25.5%	3位
6	新潟市	90.6	76.5	▲14.1	▲15.6%	1位
7	浜松市	106.6	72.1	▲34.5	▲32.4%	8位
8	京都市	111.0	71.0	▲40.0	▲36.0%	9位
9	大阪市	115.1	69.0	▲46.1	▲40.1%	14位
10	北九州市	98.6	66.9	▲31.7	▲32.2%	7位
11	相模原市	109.3	65.6	▲43.7	▲40.0%	13位
12	名古屋市	114.4	65.4	▲49.0	▲42.8%	17位
13	静岡市	107.7	64.3	▲43.4	▲40.3%	15位
14	川崎市	89.0	63.3	▲25.7	▲28.9%	5位
15	神戸市	104.7	60.1	▲44.6	▲42.6%	16位
16	横浜市	85.5	60.0	▲25.5	▲29.8%	6位
17	札幌市	97.4	59.6	▲37.8	▲38.8%	11位
18	さいたま市	88.4	55.7	▲32.7	▲37.0%	10位
19	仙台市	98.3	51.8	▲46.5	▲47.3%	19位
20	千葉市	102.4	51.2	▲51.2	▲50.0%	20位

(出典：「保育所等関連状況取りまとめ」より監査人作成。1施設あたり利用児童数減少数、1施設あたり利用児童数減少率は監査人が試算)

【意見2】定員充足率について

表16は、保育所等関連状況取りまとめに基づいた政令指定都市の平成24年度と令和4年度の保育所利用定員数と、保育所利用児童数を保育所利用定員数で除して算出した定員充足率を記載したものであり、令和4年度の定員充足率が高い団体順に記載している。また、定員充足率の減少率と減少率の順位を記載している。

全ての政令指定都市で定員充足率が低下している。そのなかで令和4年度の

定員充足率が最も高いのは熊本市で、川崎市が熊本市に次いでいる。

定員充足率の減少率が最も大きいのは浜松市、川崎市は19番目である。

川崎市は、定員充足率は高く、定員充足率の減少率もそれほど大きくない。

今後も保育ニーズの高まりに伴い利用児童数は増加していくものと考えられるが、年少人口が減少している行政区もあり、また、地域により定員充足率に違いが生じる可能性はある。

市においては、定員充足率についてより一層留意していくことが望ましい。

表16 政令指定都市の保育所利用定員数と定員充足率比較

順位	団体名	利用定員数(人)		定員充足率(人/人)		減少率	減少率 順位
		(H24)	(R4)	(H24)	(R4)		
1	熊本市	15,245	21,460	106.6%	98.5%	▲7.7%	16位
2	川崎市	17,490	35,301	103.3%	97.9%	▲5.3%	19位
3	神戸市	20,073	30,043	104.3%	97.6%	▲6.4%	17位
4	仙台市	12,425	22,494	105.2%	96.9%	▲7.9%	13位
5	岡山市	13,097	18,870	105.2%	96.9%	▲7.9%	14位
6	横浜市	43,607	72,966	99.4%	96.8%	▲2.6%	20位
7	京都市	25,335	31,870	110.9%	94.0%	▲15.2%	3位
8	札幌市	20,198	35,610	105.1%	92.8%	▲11.7%	8位
9	福岡市	26,169	42,309	106.2%	92.1%	▲13.2%	5位
10	堺市	12,872	20,461	111.0%	92.0%	▲17.1%	2位
11	さいたま市	12,141	29,966	101.2%	91.8%	▲9.3%	12位
12	千葉市	11,278	19,269	105.4%	91.4%	▲13.2%	4位
13	北九州市	15,838	18,784	98.4%	90.8%	▲7.7%	15位
14	広島市	23,287	30,118	96.0%	90.7%	▲5.5%	18位
15	相模原市	8,773	14,897	102.1%	90.7%	▲11.2%	9位
16	大阪市	44,160	60,900	101.2%	90.6%	▲10.4%	11位
17	名古屋市	34,560	54,554	101.3%	90.1%	▲11.0%	10位
18	新潟市	19,450	24,808	101.0%	88.2%	▲12.7%	6位
19	静岡市	11,365	15,605	98.5%	86.5%	▲12.2%	7位
20	浜松市	8,790	17,461	105.5%	83.0%	▲21.3%	1位

(出典：「保育所等関連状況取りまとめ」より監査人作成。減少数、減少率は監査人が試算)

【意見3】子育て支援に関するニーズの把握について

図26～図29で示したとおり、川崎市は待機児童の解消のため、保育所の整備を進め、保育所数、保育所利用定員を増加させてきた。このため、待機児童数は年々減少しており、令和3年度と4年度は待機児童数ゼロを達成している。

今後の保育需要の動向にもよるが、昨今の需要動向からすると、今後の子育て支援施策は、保育所等の施設整備から施設の有効活用へとシフトしていくことが求められると考える。

限りある財源の中で、効率的・効果的に子育て支援施策を推進するためには、

子ども子育てに関する行政サービスの現在の利用状況や子育て家庭の利用希望を把握するなど、ニーズを的確にとらえる必要がある。ニーズを的確にとらえるためには、第2期川崎市子ども・若者の未来応援プランの基本的な視点4に「すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する」とあるように、“すべて”の子育て家庭を対象とする必要がある。

“すべて”の子育て家庭ということは、保育所等の施設利用者だけでなく、保育所等に通っていない小学校就学前の子ども（いわゆる「未就園児」）のいる家庭も含む必要がある。経済的困窮や外国籍で入所手続きが分からないなどの理由により未就園児となっている場合、育児で困難を抱える可能性が高まる。

第2期川崎市子ども・若者の未来応援プランにおいても、市が令和2年11月に実施した「川崎市子ども・若者調査」の分析結果として、「保育所等に子どもを預けていない人ほど、近所の人との交流がなく、近所の人との交流がない人ほど、子育てに関する心配ごとや悩みごとがあると回答した割合が高いことから、地域から孤立し一人で悩みを抱え込んで子育てをしている状況が推察されま

す。」と記載されている。育児で困難を抱え、家庭で親子が孤立すれば、虐待などのリスクが高まる懸念があることから、今後は、行政サービスが届いていない子育て家庭にいかに行行政サービスを提供するかが重要となる。

したがって、すべての家庭が安心して子育てができる環境を整備していくためには、特に、未就園児のいる家庭の子育て支援に関するニーズを的確に把握する必要がある。

（4）幼稚園等の状況

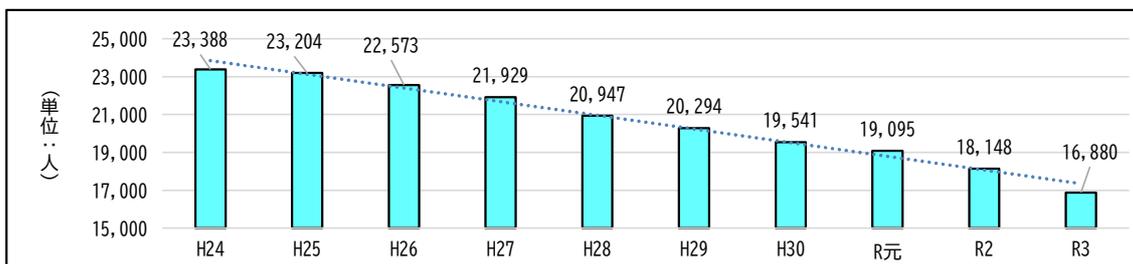
① 川崎市の幼稚園の状況

文部科学省は毎年、学校基本調査を実施し、その結果を公表している。

学校基本調査は、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的としている。全国の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校等を対象に、5月1日現在の学校数、在学者数、卒業者数等を調査項目としている。なお、監査日時点において、令和4年度学校基本調査は速報値であるため、確定値である令和3年度までの学校基本調査を用いて分析している。

図30は、学校基本調査に基づいた川崎市の平成24年度から令和3年度までの幼稚園在園者数の推移である。川崎市の幼稚園在園者数は年々減少している。

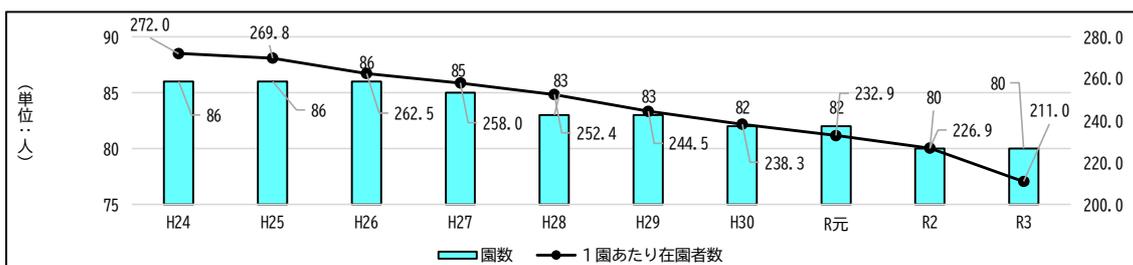
図 30 川崎市の幼稚園在園者数推移



(出典：「学校基本調査」より監査人作成)

図 31 は、学校基本調査に基づいた川崎市の平成 24 年度から令和 3 年度までの幼稚園数と幼稚園 1 園あたり在園者数（以下、「1 園あたり在園者数」という。）の推移である。川崎市の幼稚園数、1 園あたり在園者数は減少傾向にある。

図 31 川崎市の幼稚園数と 1 園あたり在園者数の推移



(出典：「学校基本調査」より監査人作成。1 園あたり在園者数は監査人が試算)

② 神奈川県市部の幼稚園在園者数の比較

表 17 は、学校基本調査に基づいて神奈川県市部 44 団体等の平成 24 年度と令和 3 年度の幼稚園在園者数を比較し、幼稚園在園者数の減少数が大きい団体等順に記載したものである。また、平成 24 年度の幼稚園在園者数を基準とした令和 3 年度の幼稚園在園者数の減少率と減少率の順位を記載している。

平成 24 年度と比較すると、令和 3 年度では神奈川県市部 44 団体等のすべてで幼稚園在園者数が減少している。最も減少しているのは横須賀市で横浜市旭区が横須賀市に次いでいる。

7 行政区のなかでは宮前区の減少数が最も多い（10 番目）。宮前区に次いで減少数が多いのが多摩区（20 番目）で、中原区（25 番目）、川崎区（28 番目）、幸区（30 番目）、高津区（31 番目）、麻生区（32 番目）と続いている。

幼稚園在園者の減少率が最も高いのは伊勢原市で、横浜市泉区が伊勢原市に次いでいる。7 行政区のなかでは多摩区の減少率が最も高い（15 番目）。多摩区に次いで減少率が高いのが宮前区（16 番目）で、中原区（25 番目）、麻生区（26

番目)、川崎区(29番目)、幸区(33番目)、高津区(39番目)と続いている。

表17 神奈川県市部の幼稚園在園者数比較

(単位:人)

順位	団体等名	在園者 (H24)	在園者 (R3)	減少数	減少率	減少率順位
1	横須賀市	6,771	4,274	▲2,497	▲36.9%	12位
2	横浜市旭区	4,678	2,521	▲2,157	▲46.1%	6位
3	横浜市青葉区	5,918	3,801	▲2,117	▲35.8%	14位
4	横浜市瀬谷区	3,118	1,240	▲1,878	▲60.2%	4位
5	横浜市都筑区	5,010	3,162	▲1,848	▲36.9%	11位
5	相模原市南区	4,620	2,772	▲1,848	▲40.0%	9位
7	横浜市泉区	2,778	1,088	▲1,690	▲60.8%	2位
8	横浜市港南区	3,685	2,111	▲1,574	▲42.7%	7位
9	伊勢原市	2,394	863	▲1,531	▲64.0%	1位
10	川崎市宮前区	4,174	2,735	▲1,439	▲34.5%	16位
11	横浜市戸塚区	4,163	2,860	▲1,303	▲31.3%	21位
12	横浜市金沢区	3,044	1,747	▲1,297	▲42.6%	8位
13	藤沢市	7,105	5,817	▲1,288	▲18.1%	40位
14	横浜市栄区	2,102	830	▲1,272	▲60.5%	3位
15	横浜市港北区	4,736	3,471	▲1,265	▲26.7%	28位
16	茅ヶ崎市	3,785	2,595	▲1,190	▲31.4%	20位
17	横浜市保土ヶ谷区	3,674	2,495	▲1,179	▲32.1%	18位
18	相模原市緑区	2,925	1,816	▲1,109	▲37.9%	10位
19	横浜市鶴見区	3,507	2,399	▲1,108	▲31.6%	19位
20	川崎市多摩区	3,127	2,025	▲1,102	▲35.2%	15位
21	横浜市緑区	3,582	2,510	▲1,072	▲29.9%	22位
22	秦野市	1,776	715	▲1,061	▲59.7%	5位
23	鎌倉市	3,219	2,263	▲956	▲29.7%	23位
24	相模原市中央区	3,881	2,934	▲947	▲24.4%	32位
25	川崎市中原区	3,185	2,274	▲911	▲28.6%	25位
26	平塚市	3,658	2,762	▲896	▲24.5%	31位
27	大和市	3,969	3,085	▲884	▲22.3%	35位
28	川崎市川崎区	3,355	2,491	▲864	▲25.8%	29位
29	横浜市南区	2,313	1,544	▲769	▲33.2%	17位
30	川崎市幸区	3,171	2,415	▲756	▲23.8%	33位
31	川崎市高津区	3,919	3,164	▲755	▲19.3%	39位
32	川崎市麻生区	2,457	1,776	▲681	▲27.7%	26位
33	横浜市神奈川区	2,361	1,839	▲522	▲22.1%	36位
34	横浜市磯子区	2,079	1,648	▲431	▲20.7%	37位
35	小田原市	1,720	1,292	▲428	▲24.9%	30位
36	横浜市中区	1,703	1,310	▲393	▲23.1%	34位
37	綾瀬市	1,808	1,485	▲323	▲17.9%	41位
38	海老名市	1,995	1,707	▲288	▲14.4%	42位
39	横浜市西区	1,220	970	▲250	▲20.5%	38位
40	厚木市	2,899	2,671	▲228	▲7.9%	43位
41	逗子市	607	431	▲176	▲29.0%	24位
42	南足柄市	461	291	▲170	▲36.9%	13位
43	三浦市	510	372	▲138	▲27.1%	27位
44	座間市	1,834	1,709	▲125	▲6.8%	44位

(出典:「学校基本調査」より監査人作成。減少数、減少率は監査人が試算)

③ 神奈川県市部の幼稚園 1 園あたり在園者数の比較

表 18 は、平成 24 年度と令和 3 年度の 1 園あたり在園者数を比較し、令和 3 年度の 1 園あたり在園者数が多い団体等順に記載したものである。また、1 園あたり在園者数の減少数と減少率、減少率の順位を記載している。

令和 3 年度で 1 園あたり在園者数が最も多いのは高津区で、2 番目が宮前区である。幸区（5 番目）、麻生区（6 番目）を含めた 4 行政区は 1 園あたり在園者数が比較的が多い。以下、中原区（12 番目）、多摩区（14 番目）、川崎区（31 番目）で、7 行政区では川崎区の 1 園あたり在園者数が比較的に少ない。

1 園あたり在園者数の減少率が最も高いのは横浜市瀬谷区で、南足柄市が横浜市瀬谷区に次いでいる。7 行政区では多摩区（9 番目）の減少率が最も高い。多摩区に次いで減少率が高いのが麻生区（12 番目）で、以下、中原区（23 番目）、川崎区（25 番目）、宮前区（28 番目）、高津区（29 番目）、幸区（36 番目）と続いている。

表 18 神奈川県市部の園数と 1 園あたり在園者数比較

順位	団体等名	園数（園）		1 園あたり在園者数（人/園）		減少数	減少率	減少率順位
		(H24)	(R3)	(H24)	(R3)			
1	川崎市高津区	10	10	391.9	316.4	▲ 75.5	▲19.3%	29 位
2	川崎市宮前区	11	9	379.5	303.9	▲ 75.6	▲19.9%	28 位
3	横浜市都筑区	15	12	334.0	263.5	▲ 70.5	▲21.1%	26 位
4	海老名市	8	7	249.4	243.9	▲ 5.5	▲2.2%	44 位
5	川崎市幸区	11	10	288.3	241.5	▲ 46.8	▲16.2%	36 位
6	川崎市麻生区	8	8	307.1	222.0	▲ 85.1	▲27.7%	12 位
7	横浜市青葉区	21	18	281.8	211.2	▲ 70.6	▲25.1%	18 位
8	大和市	17	16	233.5	192.8	▲ 40.7	▲17.4%	33 位
9	座間市	9	9	203.8	189.9	▲ 13.9	▲6.8%	43 位
10	茅ヶ崎市	18	14	210.3	185.4	▲ 24.9	▲11.8%	39 位
11	藤沢市	36	32	197.4	181.8	▲ 15.6	▲7.9%	41 位
12	川崎市中原区	14	13	227.5	174.9	▲ 52.6	▲23.1%	23 位
13	伊勢原市	10	5	239.4	172.6	▲ 66.8	▲27.9%	11 位
14	川崎市多摩区	13	12	240.5	168.8	▲ 71.7	▲29.8%	9 位
15	横浜市戸塚区	20	17	208.2	168.2	▲ 40.0	▲19.2%	30 位
16	横浜市緑区	15	15	238.8	167.3	▲ 71.5	▲29.9%	8 位
17	横浜市保土ヶ谷区	16	15	229.6	166.3	▲ 63.3	▲27.6%	13 位
18	綾瀬市	9	9	200.9	165.0	▲ 35.9	▲17.9%	32 位
19	相模原市南区	19	17	243.2	163.1	▲ 80.1	▲32.9%	5 位
20	横浜市金沢区	14	11	217.4	158.8	▲ 58.6	▲27.0%	16 位
21	横浜市港北区	23	22	205.9	157.8	▲ 48.1	▲23.4%	22 位
22	横浜市泉区	14	7	198.4	155.4	▲ 43.0	▲21.7%	24 位
23	相模原市中央区	19	19	204.3	154.4	▲ 49.9	▲24.4%	20 位
24	相模原市緑区	16	12	182.8	151.3	▲ 31.5	▲17.2%	34 位
25	横浜市鶴見区	17	16	206.3	149.9	▲ 56.4	▲27.3%	14 位
26	横浜市磯子区	12	11	173.3	149.8	▲ 23.5	▲13.6%	38 位

順位	団体等名	園数(園)		1園あたり在園者数(人/園)		減少数	減少率	減少率順位
		(H24)	(R3)	(H24)	(R3)			
27	厚木市	18	18	161.1	148.4	▲12.7	▲7.9%	42位
28	横浜市神奈川区	14	13	168.6	141.5	▲27.1	▲16.1%	37位
29	横浜市港南区	20	15	184.3	140.7	▲43.6	▲23.7%	21位
30	横浜市西区	7	7	174.3	138.6	▲35.7	▲20.5%	27位
31	川崎市川崎区	19	18	176.6	138.4	▲38.2	▲21.6%	25位
32	横浜市瀬谷区	14	9	222.7	137.8	▲84.9	▲38.1%	1位
33	横須賀市	39	33	173.6	129.5	▲44.1	▲25.4%	17位
34	横浜市旭区	25	20	187.1	126.1	▲61.0	▲32.6%	6位
35	三浦市	3	3	170.0	124.0	▲46.0	▲27.1%	15位
36	平塚市	28	23	130.6	120.1	▲10.5	▲8.0%	40位
37	横浜市栄区	12	7	175.2	118.6	▲56.6	▲32.3%	7位
38	鎌倉市	23	20	140.0	113.2	▲26.8	▲19.1%	31位
39	横浜市南区	14	14	165.2	110.3	▲54.9	▲33.2%	4位
40	横浜市中区	13	12	131.0	109.2	▲21.8	▲16.6%	35位
41	逗子市	5	5	121.4	86.2	▲35.2	▲29.0%	10位
42	小田原市	16	16	107.5	80.8	▲26.7	▲24.8%	19位
43	秦野市	16	10	111.0	71.5	▲39.5	▲35.6%	3位
44	南足柄市	6	6	76.8	48.5	▲28.3	▲36.8%	2位

(出典:「学校基本調査」より監査人作成。1園あたり在園者数、減少数、減少率は監査人が試算)

④ 年少人口変化率と幼稚園在園者数等の関係

図32は、年少人口変化率と幼稚園在園者の減少率の関係を示している。

年少人口変化率のマイナス値が大きい(年少人口減少率が高い)団体等は在園者減少率のマイナス値が大きい(在園者減少率が高い)。すなわち、年少人口の減少が進んでいる団体等ほど幼稚園在園者も減少している。

図32 在園者減少率と年少人口変化率の関係

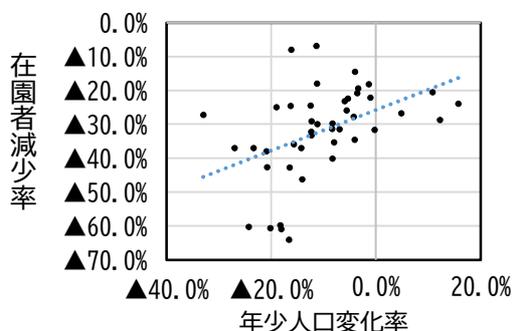
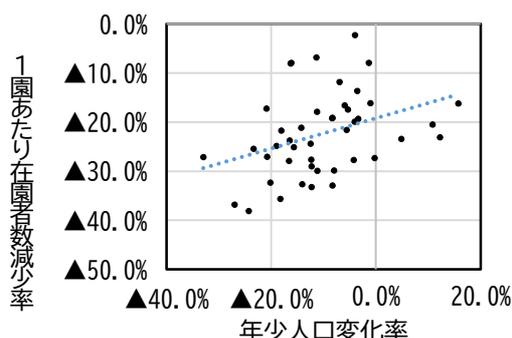


図33は、年少人口変化率と1園あたり在園者数の減少率の関係を示している。年少人口減少率が高い団体等は1園あたり在園者数の減少率も高い。年少人口の減少が進んでいる団体等は、1園あたり在園者数の減少も進んでいる。

図33 1園あたり在園者数減少率と年少人口変化率の関係



⑤ 神奈川県市部の幼保連携型認定こども園在園者等の比較

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設で、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう、次の4つのタイプが設けられている。

表19 認定こども園の概要

項目	内容
幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

(出典：内閣府ホームページより)

表20は、学校基本調査に基づいた神奈川県市部44団体等の令和3年度の幼保連携型認定こども園（以下、「幼保連携型」という。）の園数、在園者数とその順位、幼保連携型在園者数の年少人口に対する割合（以下、「幼保連携型在園者数割合」という。）とその順位を幼保連携型園数の多い団体等順に記載したものである。なお、幼保連携型在園者数割合は、令和4年1月1日（令和4年）現在

の年少人口に対する令和3年5月1日（令和3年度）現在の幼保連携型在園者数の割合である。

表20より、令和3年度現在、神奈川県市部44団体等のうち33団体等に幼保連携型が設置されている。そのなかで幼保連携型在園者が最も多いのは、幼稚園在園者の減少数が最も多い横須賀市である。

7行政区で幼保連携型が設置されているのは宮前区（2園）、多摩区（1園）、中原区（1園）、幸区（1園）の4行政区で、幼保連携型在園者数は、宮前区（19番目）、多摩区（23番目）、中原区（27番目）、幸区（33番目）となっている。

幼保連携型在園者数割合は、幼稚園在園者の減少率が最も高かった伊勢原市が最も高い。7行政区のうち幼保連携型が設置されている4行政区は、宮前区（22番目）、多摩区（23番目）、中原区（31番目）、幸区（33番目）と続いている。

表20 神奈川県市部の幼保連携型の状況

順位	団体等名	幼保連携型 園数 (R3) (園)	幼保連携型在 園者数 (R3) (人)	幼保連携型 在園者数 (R3) 順位	幼保連携型 在園者数割 合 (R3)	幼保連携型 在園者数割 合 (R3) 順 位
1	横須賀市	23	2,540	1位	6.5%	6位
2	相模原市中央区	17	1,691	2位	5.3%	8位
3	相模原市緑区	15	1,614	3位	8.9%	2位
4	相模原市南区	11	1,545	4位	5.0%	9位
5	横浜市泉区	8	1,281	5位	7.3%	3位
5	秦野市	8	1,140	7位	6.6%	5位
7	横浜市戸塚区	5	778	12位	2.2%	16位
7	伊勢原市	5	1,277	6位	11.3%	1位
9	横浜市旭区	4	976	9位	3.6%	10位
9	横浜市瀬谷区	4	973	10位	7.1%	4位
9	横浜市青葉区	4	1,070	8位	2.8%	14位
12	横浜市港南区	3	575	15位	2.5%	15位
12	横浜市栄区	3	744	13位	5.6%	7位
12	横浜市都筑区	3	878	11位	2.8%	12位
12	平塚市	3	497	16位	1.7%	19位
16	横浜市鶴見区	2	313	20位	0.9%	29位
16	横浜市神奈川区	2	257	24位	1.0%	28位
16	横浜市中区	2	276	21位	1.9%	18位
16	横浜市金沢区	2	577	14位	2.8%	13位
16	横浜市港北区	2	271	22位	0.6%	30位
16	川崎市宮前区	2	381	19位	1.2%	22位
16	鎌倉市	2	385	18位	2.0%	17位
16	茅ヶ崎市	2	416	17位	1.4%	20位
24	横浜市南区	1	243	26位	1.3%	21位
24	横浜市保土ヶ谷区	1	246	25位	1.1%	24位
24	川崎市幸区	1	54	33位	0.2%	33位
24	川崎市中原区	1	208	27位	0.6%	31位
24	川崎市多摩区	1	269	23位	1.2%	23位

順位	団体等名	幼保連携型 園数 (R3) (園)	幼保連携型在 園者数 (R3) (人)	幼保連携型 在園者数 (R3) 順位	幼保連携型 在園者数割 合 (R3)	幼保連携型 在園者数割 合 (R3) 順 位
24	小田原市	1	207	28 位	1.0%	27 位
24	大和市	1	166	30 位	0.6%	32 位
24	海老名市	1	195	29 位	1.1%	25 位
24	南足柄市	1	135	31 位	3.2%	11 位
24	綾瀬市	1	110	32 位	1.0%	26 位
—	横浜市西区	—	—	—	—	—
—	横浜市磯子区	—	—	—	—	—
—	横浜市緑区	—	—	—	—	—
—	川崎市川崎区	—	—	—	—	—
—	川崎市高津区	—	—	—	—	—
—	川崎市麻生区	—	—	—	—	—
—	藤沢市	—	—	—	—	—
—	逗子市	—	—	—	—	—
—	三浦市	—	—	—	—	—
—	厚木市	—	—	—	—	—
—	座間市	—	—	—	—	—

(出典：「学校基本調査」より監査人作成。在園者数割合は監査人が試算)

⑥ 神奈川県市部の幼保連携型と幼稚園の状況

表 21 は、学校基本調査に基づいた、神奈川県市部 44 団体等の令和 3 年度の幼保連携型の在園者数と令和 3 年度の幼稚園在園者数を合算した人数（以下、「合算人数」という。）と、平成 24 年度の幼稚園在園者数（以下、「平成 24 年度人数」という。）を比較したもので、平成 24 年度人数と合算人数の差（以下、「再計算後増減」という。）、再計算後増減の平成 24 年度の幼稚園在園者数に対する比率（以下、「再計算後増減率」という。）、表 16 に記載した幼稚園在園者の減少人数とその順位を記載している。なお、表 20 は、再計算後増減の減少人数が大きい団体等順に記載している。

表 17 では、幼稚園在園者の減少人数が最も多いのは横須賀市であったが、再計算後増減では藤沢市の減少数が最多となり、横浜市緑区が次いでいる。

横須賀市は、幼保連携型在園者数を加算した再計算後増減人数はプラス（増加）となり、減少人数の多さを基準とすると、表 20 より減少人数の順位は 1 位から 41 位に変化している。また、表 16 では、幼稚園在園者の減少率が最も高いのは伊勢原市であったが、再計算後増減では伊勢原市の減少人数の順位も 9 位から 30 位に変化している。

7 行政区は、幼保連携型在園者数を加味する前後で減少数の順位は次のように変化しており、いずれも順位が上がっている。

宮前区：10番目	➔	3番目
川崎区：28番目	➔	11番目
多摩区：20番目	➔	12番目
高津区：31番目	➔	15番目
中原区：25番目	➔	18番目
幸区：30番目	➔	19番目
麻生区：32番目	➔	20番目

表21 神奈川県市部の幼稚園在園者数と幼保連携型在園者数の状況

順位	団体等名	平成24年度人数 (H24)	合計人数 (R3)	再計算後 増減	再計算後 増減率	幼稚園在 園者減少 数	幼稚園在 園者減少 数順位
1	藤沢市	7,105	5,817	▲1,288	▲18.1%	▲1,288	13位
2	横浜市緑区	3,582	2,510	▲1,072	▲29.9%	▲1,072	21位
3	川崎市宮前区	4,174	3,116	▲1,058	▲25.3%	▲1,439	10位
4	横浜市旭区	4,678	3,497	▲1,181	▲25.2%	▲2,157	2位
5	横浜市青葉区	5,918	4,871	▲1,047	▲17.7%	▲2,117	3位
6	横浜市港南区	3,685	2,686	▲999	▲27.1%	▲1,574	8位
7	横浜市港北区	4,736	3,742	▲994	▲21.0%	▲1,265	15位
8	横浜市都筑区	5,010	4,040	▲970	▲19.4%	▲1,848	5位
9	横浜市保土ヶ谷区	3,674	2,741	▲933	▲25.4%	▲1,179	17位
10	横浜市瀬谷区	3,118	2,213	▲905	▲29.0%	▲1,878	4位
11	川崎市川崎区	3,355	2,491	▲864	▲25.8%	▲864	28位
12	川崎市多摩区	3,127	2,294	▲833	▲26.6%	▲1,102	20位
13	横浜市鶴見区	3,507	2,712	▲795	▲22.7%	▲1,108	19位
14	茅ヶ崎市	3,785	3,011	▲774	▲20.4%	▲1,190	16位
15	川崎市高津区	3,919	3,164	▲755	▲19.3%	▲755	31位
16	横浜市金沢区	3,044	2,324	▲720	▲23.7%	▲1,297	12位
17	大和市	3,969	3,251	▲718	▲18.1%	▲884	27位
18	川崎市中原区	3,185	2,482	▲703	▲22.1%	▲911	25位
19	川崎市幸区	3,171	2,469	▲702	▲22.1%	▲756	30位
20	川崎市麻生区	2,457	1,776	▲681	▲27.7%	▲681	32位
21	鎌倉市	3,219	2,648	▲571	▲17.7%	▲956	23位
22	横浜市栄区	2,102	1,574	▲528	▲25.1%	▲1,272	14位
23	横浜市南区	2,313	1,787	▲526	▲22.7%	▲769	29位
24	横浜市戸塚区	4,163	3,638	▲525	▲12.6%	▲1,303	11位
25	横浜市磯子区	2,079	1,648	▲431	▲20.7%	▲431	34位
26	横浜市泉区	2,778	2,369	▲409	▲14.7%	▲1,690	7位
27	平塚市	3,658	3,259	▲399	▲10.9%	▲896	26位
28	相模原市南区	4,620	4,317	▲303	▲6.6%	▲1,848	5位
29	横浜市神奈川区	2,361	2,096	▲265	▲11.2%	▲522	33位
30	伊勢原市	2,394	2,140	▲254	▲10.6%	▲1,531	9位
31	横浜市西区	1,220	970	▲250	▲20.5%	▲250	39位
32	厚木市	2,899	2,671	▲228	▲7.9%	▲228	40位
33	小田原市	1,720	1,499	▲221	▲12.8%	▲428	35位
34	綾瀬市	1,808	1,595	▲213	▲11.8%	▲323	37位
35	逗子市	607	431	▲176	▲29.0%	▲176	41位
36	三浦市	510	372	▲138	▲27.1%	▲138	43位

順位	団体等名	平成24年度人数 (H24)	合計人数 (R3)	再計算後 増減	再計算後 増減率	幼稚園在 園者減少 数	幼稚園在 園者減少 数順位
37	座間市	1,834	1,709	▲125	▲6.8%	▲125	44位
38	横浜市中区	1,703	1,586	▲117	▲6.9%	▲393	36位
39	海老名市	1,995	1,902	▲93	▲4.7%	▲288	38位
40	南足柄市	461	426	▲35	▲7.6%	▲170	42位
41	横須賀市	6,771	6,814	43	0.6%	▲2,497	1位
42	秦野市	1,776	1,855	79	4.4%	▲1,061	22位
43	相模原市緑区	2,925	3,430	505	17.3%	▲1,109	18位
44	相模原市中央区	3,881	4,625	744	19.2%	▲947	24位

(出典：「学校基本調査」より監査人作成。合計人数、再計算後増減、再計算後増減率は監査人が試算)

【意見4】幼稚園への対応について

平成24年度と比較すると、令和3年度では神奈川県市部44団体等のすべてで幼稚園在園者が減少している。幼稚園在園者の減少は、少子化の影響や夫婦共働き世帯の増加による保育ニーズの高まりなどの要因が考えられ、在園者の減少は今後も続くと思われる。

神奈川県市部44団体等は、年少人口の減少に伴い幼稚園1園あたり在園者数も減少している。年少人口の減少が進んでいる現状では、幼稚園1園あたり在園者数の減少も続いていくと思われる。幼稚園1園あたり在園者数の減少は、幼稚園にとっては、経営環境の厳しさが増していくことにつながる。

7行政区も幼稚園在園者は減少しているが、幼稚園在園者の減少数が最も多いのは宮前区(44団体等中10番目)で、他の6行政区は20番目(多摩区)から32番目(麻生区)の範囲にある。幼稚園在園者の減少率は15番目(多摩区)から39番目(高津区)の範囲にあり、幼稚園在園者の減少数や減少率が際立っている行政区は見られない。

令和3年度の幼稚園1園あたり在園者数は、高津区が44団体等のなかで1番多く、宮前区が2番目、幸区が5番目、麻生区が6番目となっている。川崎区が31番目で他の6行政区と比較すると少ないが、川崎区を除くと幼稚園1園あたりの規模が比較的大きい行政区が多い。

幼稚園1園あたり在園者数の減少率は多摩区が9番目、麻生区が12番目で比較的が高いが、他の5行政区は23番目(中原区)から36番目(幸区)の範囲にある。幼稚園1園あたり在園者数が比較的少ない川崎区も減少率は25番目で、幼稚園の規模の縮小が大きく進んでいる状況ではない。

以上より、市においては、行政区により多少の違いはあるが、他市よりも幼稚園在園者の減少や幼稚園の規模の縮小が大きく進んでいる状況ではないと推察する。しかしながら、今後、年少人口の減少や、保育ニーズの高まりが進めば、

幼稚園のあり方やサービス内容の見直しが必要となることが考えられる。

市においては、幼稚園について、現状では現在の施策を大きく見直す必要はないと考えるが、市の幼稚園を取り巻く状況の変化の把握には十分に留意していくことが望ましい。

(5) 児童相談所等の状況

① 児童相談所

児童相談所は、都道府県、政令指定都市及び政令で定める市（児童福祉法第12条第1項、第59条の4第1項）に設置される、18歳未満の児童のさまざまな問題について相談・援助活動を行う専門機関である。

児童相談所の主な業務は次のとおりである。

- ・ 児童の心身の発達及び障害についての相談・援助
- ・ 児童のしつけ、性格、遊び、教育についての相談・援助
- ・ いろいろな事情で児童を施設や里親に預けるための相談・援助（ただし、保育所への入所は福祉事務所）
- ・ 障害のある児童に対する療育手帳及び各種手当についての判定
- ・ 一時保護の実施

川崎市はこども家庭センター（中央児童相談所）、中部児童相談所及び北部児童相談所の3施設を設置している。

表22 川崎市児童相談所の基本情報

項目	こども家庭センター	中部児童相談所	北部児童相談所
所在地	幸区鹿島田 1-21-9	高津区末長 1-3-9	多摩区生田 7-16-2
所管区域	川崎区・幸区・中原区	高津区・宮前区	多摩区・麻生区
最寄り駅	JR南武線「鹿島田駅」 徒歩5分	JR南武線「武蔵溝ノ口駅」・東急田園都市線「溝の口駅」徒歩15分	小田急線「生田駅」 徒歩5分
開所時間	月曜日から金曜日 8:30～17:00	同左	同左

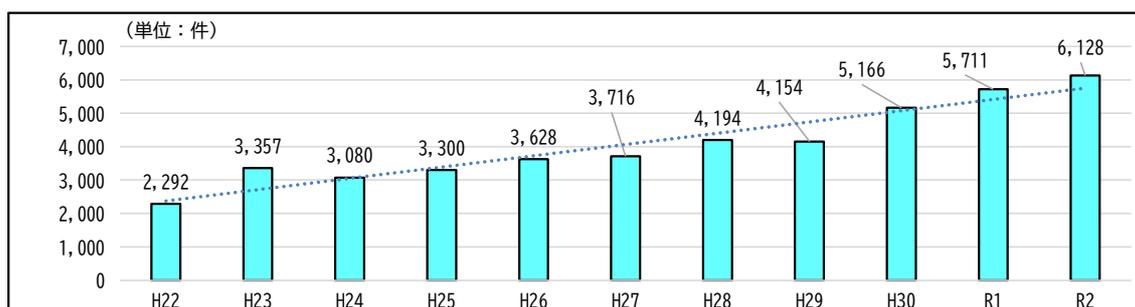
（出典：川崎市ホームページより）

② 川崎市児童相談所の相談件数の推移

図34は、川崎市統計書より、川崎市児童相談所の平成22年度から令和2年度までの相談件数の推移である。

川崎市児童相談所の令和2年度の相談件数は平成22年度の2.5倍強増加している。

図34 川崎市児童相談所相談件数の推移



(出典：「川崎市統計書」より監査人作成)

③ 政令指定都市、中核市、神奈川県内の相談件数の比較

表23は、厚生労働省が公表している福祉行政報告例より、川崎市をはじめとする政令指定都市、中核市で児童相談所を設置している横須賀市、金沢市及び明石市の23団体（以下、「23団体」という。）の児童相談所の相談件数を比較したものである。

表23は、平成22年度と令和2年度の相談件数を比較しており、令和2年度の相談件数の多い団体順に記載している。なお、明石市は令和元年度に児童相談所を設置しているため、平成22年度の実績は記載していない。

明石市を除いて、すべての団体の令和2年度の相談件数は平成22年度を上回っている。令和2年度の相談件数が最も多いのは横浜市で、大阪市、仙台市と続いている。川崎市の令和2年度の相談件数は23団体中で10番目である。

表23には平成22年度と令和2年度の相談件数の増加率の順位を記載している。川崎市の相談件数の増加率は23団体中で最も高いものとなっている。

表23 児童相談所の相談件数比較

(単位：件)

順位	団体名	H22	R2	増加数	増加率	増加率順位
1	横浜市	15,364	18,509	3,145	20.5%	19位
2	大阪市	9,746	16,811	7,065	72.5%	7位
3	仙台市	7,531	13,530	5,999	79.7%	4位
4	京都市	8,767	10,447	1,680	19.2%	20位
5	神戸市	5,223	8,604	3,381	64.7%	8位
6	札幌市	5,437	8,456	3,019	55.5%	12位
7	名古屋市	4,284	7,474	3,190	74.5%	6位
8	北九州市	4,683	6,649	1,966	42.0%	15位
9	福岡市	3,589	6,620	3,031	84.5%	3位
10	川崎市	2,292	6,128	3,836	167.4%	1位
11	さいたま市	2,801	6,024	3,223	115.1%	2位
12	広島市	3,378	5,899	2,521	74.6%	5位
13	千葉市	3,796	5,574	1,778	46.8%	14位
14	堺市	4,368	5,538	1,170	26.8%	18位
15	新潟市	2,413	3,787	1,374	56.9%	10位
16	岡山市	2,481	3,259	778	31.4%	17位
17	浜松市	1,810	2,829	1,019	56.3%	11位
18	相模原市	1,996	2,802	806	40.4%	16位
19	静岡市	1,659	2,443	784	47.3%	13位
20	熊本市	1,409	2,295	886	62.9%	9位
21	明石市	—	1,850	—	—	—
22	金沢市	1,083	1,227	144	13.3%	21位
23	横須賀市	1,028	1,119	91	8.9%	22位

(出典：「福祉行政報告例」より監査人作成。増加数、増加率は監査人試算)

表24は、23団体について、相談件数を年少人口で除して算出した相談件数割合を示したものであり、令和2年度の相談件数割合が高い団体順に記載している。また、平成22年度の年少人口は平成22年国勢調査、令和2年度の年少人口は令和2年国勢調査の結果を用いている。

令和2年度の相談件数割合が最も高いのは仙台市で、京都市が仙台市に次いでいる。川崎市は23団体中16番目で、年少人口に比して相談件数は比較的に少ない。ただし、平成22年度の相談件数割合と比較すると令和2年度の相談件数割合は大きく上昇している。

表24 児童相談所の相談件数割合比較

順位	団体名	年少人口(人)		相談件数(件)		相談件数割合	
		(H22)	(R2)	(H22)	(R2)	(H22)	(R2)
1	仙台市	136,832	128,995	7,531	13,530	5.5%	10.5%
2	京都市	171,090	153,610	8,767	10,447	5.1%	6.8%
3	北九州市	126,391	111,412	4,683	6,649	3.7%	6.0%
4	大阪市	308,093	291,039	9,746	16,811	3.2%	5.8%
5	堺市	117,750	102,102	4,368	5,538	3.7%	5.4%
6	千葉市	123,972	111,605	3,796	5,574	3.1%	5.0%

順位	団体名	年少人口(人)		相談件数(件)		相談件数割合	
		(H22)	(R2)	(H22)	(R2)	(H22)	(R2)
7	神戸市	194,963	174,637	5,223	8,604	2.7%	4.9%
8	明石市	40,266	41,159	—	1,850	0.0%	4.5%
9	横浜市	486,262	441,871	15,364	18,509	3.2%	4.2%
10	新潟市	103,346	91,224	2,413	3,787	2.3%	4.2%
11	札幌市	224,212	215,386	5,437	8,456	2.4%	3.9%
12	広島市	167,793	159,102	3,378	5,899	2.0%	3.7%
13	さいたま市	166,926	168,859	2,801	6,024	1.7%	3.6%
14	岡山市	100,175	92,899	2,481	3,259	2.5%	3.5%
15	相模原市	93,750	82,547	1,996	2,802	2.1%	3.4%
16	川崎市	185,571	189,578	2,292	6,128	1.2%	3.2%
17	福岡市	191,824	205,089	3,589	6,620	1.9%	3.2%
18	静岡市	91,673	78,403	1,659	2,443	1.8%	3.1%
19	浜松市	112,093	101,737	1,810	2,829	1.6%	2.8%
20	横須賀市	51,670	40,766	1,028	1,119	2.0%	2.7%
21	名古屋市	289,642	277,393	4,284	7,474	1.5%	2.7%
22	熊本市	105,410	99,610	1,409	2,295	1.3%	2.3%
23	金沢市	62,258	56,180	1,083	1,227	1.7%	2.2%

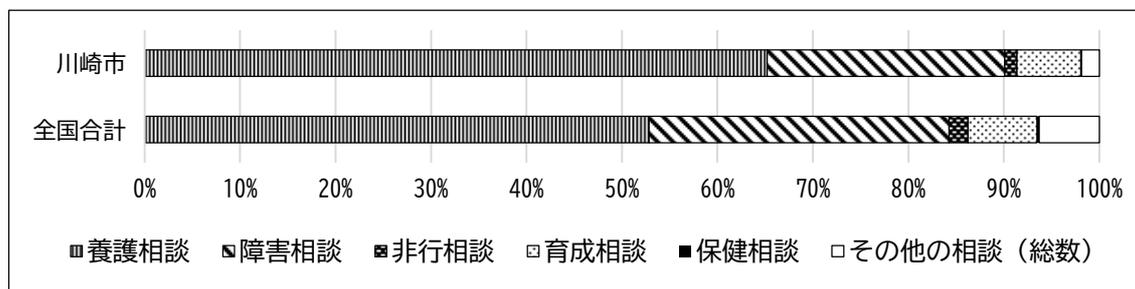
(出典:「福祉行政報告例」、「平成22年国勢調査」及び「令和2年国勢調査」より
監査人作成。相談件数割合は監査人試算)

④ 児童相談所における相談内容別対応件数

図35及び表25は、福祉行政報告例より、令和2年度の川崎市児童相談所において対応した相談内容を全国合計と比較したものである。

全国的にも養護相談の割合が高いが、川崎市の養護相談の割合は全国合計よりも高い。

図35 ・表25 児童相談所における相談内容比較



		養護相談	障害相談	非行相談	育成相談	保健相談	その他	合計
川崎市	件数(件)	3,997	1,525	76	410	6	114	6,128
	割合	65.2%	24.9%	1.2%	6.7%	0.1%	1.9%	100.0%
全国	件数(件)	275,073	163,459	10,323	37,708	1,229	32,691	520,483
	割合	52.8%	31.4%	2.0%	7.2%	0.2%	6.3%	100.0%

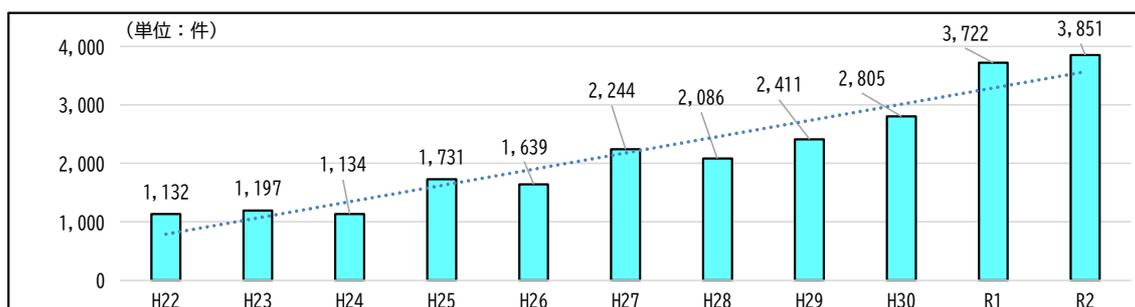
(出典:「福祉行政報告例」より監査人作成。割合は監査人試算)

⑤ 川崎市児童相談所における児童虐待相談の対応件数

図36は、福祉行政報告例より、川崎市児童相談所が対応した養護相談のうち、児童虐待相談の対応件数の平成22年度から令和2年度までの推移である。

平成24年度、平成26年度、平成28年度は前年度より件数が減少しているが、概ね増加傾向にある。

図36 川崎市児童相談所における児童虐待相談の対応件数



(出典：「福祉行政報告例」より監査人作成)

⑥ 児童相談所における児童虐待相談の対応件数の比較

表26は、福祉行政報告例より、23団体の児童相談所の児童虐待相談の対応件数の平成22年度と令和2年度の比較である。

すべての団体で、令和2年度の児童虐待相談の対応件数は平成22年度の対応件数を上回っている。令和2年度に児童虐待相談の対応件数が最も多いのは横浜市で、大阪市が横浜市に次いでいる。川崎市の対応件数は23団体中4番目である。

表26には平成22年度と令和2年度の児童虐待相談の対応件数の増加率とその順位を記載している。川崎市の対応件数の増加率は23団体中で9番目である。

表26 児童相談所における児童虐待相談の対応件数比較

(単位：件)

順位	団体名	H22	R2	増加数	増加率	増加率順位
1	横浜市	2,886	8,853	5,967	206.8%	12位
2	大阪市	1,976	6,239	4,263	215.7%	11位
3	名古屋市	833	3,865	3,032	364.0%	5位
4	川崎市	1,132	3,851	2,719	240.2%	9位
5	さいたま市	687	3,241	2,554	371.8%	3位
6	神戸市	610	2,840	2,230	365.6%	4位
7	福岡市	604	2,637	2,033	336.6%	6位
8	札幌市	478	2,562	2,084	436.0%	2位
9	北九州市	308	2,355	2,047	664.6%	1位

順位	団体名	H22	R2	増加数	増加率	増加率順位
10	堺市	850	2,339	1,489	175.2%	16位
11	京都市	742	2,175	1,433	193.1%	13位
12	千葉市	436	1,766	1,330	305.0%	7位
13	広島市	714	1,736	1,022	143.1%	19位
14	相模原市	569	1,636	1,067	187.5%	15位
15	熊本市	410	1,360	950	231.7%	10位
16	新潟市	371	1,272	901	242.9%	8位
17	仙台市	477	1,243	766	160.6%	18位
18	浜松市	303	833	530	174.9%	17位
19	横須賀市	251	732	481	191.6%	14位
20	静岡市	348	699	351	100.9%	20位
21	明石市	0	675	675	—	—
22	金沢市	420	572	152	36.2%	21位
23	岡山市	308	351	43	14.0%	22位

(出典：「福祉行政報告例」より監査人作成)

表27は、23団体について、児童虐待相談の対応件数を年少人口で除して算出した対応件数割合を示したものであり、令和2年度の対応件数割合が高い団体順に記載している。また、平成22年度の年少人口は平成22年国勢調査、令和2年度の年少人口は令和2年国勢調査の結果を用いている。

令和2年度の対応件数割合が最も高いのは堺市で、大阪市が堺市に次いでいる。川崎市は23団体中4番目で、年少人口に比して対応件数は比較的が多い。また、平成22年度の対応件数割合と比較すると令和2年度の対応件数割合は大きく上昇している。

表27 児童相談所の児童虐待相談の対応件数割合比較

順位	団体名	年少人口(人)		対応件数(件)		対応件数割合	
		(H22)	(R2)	(H22)	(R2)	(H22)	(R2)
1	堺市	117,750	102,102	850	2,339	0.7%	2.3%
2	大阪市	308,093	291,039	1,976	6,239	0.6%	2.1%
3	北九州市	126,391	111,412	308	2,355	0.2%	2.1%
4	川崎市	185,571	189,578	1,132	3,851	0.6%	2.0%
5	横浜市	486,262	441,871	2,886	8,853	0.6%	2.0%
6	相模原市	93,750	82,547	569	1,636	0.6%	2.0%
7	さいたま市	166,926	168,859	687	3,241	0.4%	1.9%
8	横須賀市	51,670	40,766	251	732	0.5%	1.8%
9	明石市	40,266	41,159	—	675	0.0%	1.6%
10	神戸市	194,963	174,637	610	2,840	0.3%	1.6%
11	千葉市	123,972	111,605	436	1,766	0.4%	1.6%
12	京都市	171,090	153,610	742	2,175	0.4%	1.4%
13	新潟市	103,346	91,224	371	1,272	0.4%	1.4%
14	名古屋市	289,642	277,393	833	3,865	0.3%	1.4%
15	熊本市	105,410	99,610	410	1,360	0.4%	1.4%
16	福岡市	191,824	205,089	604	2,637	0.3%	1.3%
17	札幌市	224,212	215,386	478	2,562	0.2%	1.2%
18	広島市	167,793	159,102	714	1,736	0.4%	1.1%

順位	団体名	年少人口（人）		対応件数（件）		対応件数割合	
		(H22)	(R2)	(H22)	(R2)	(H22)	(R2)
19	金沢市	62,258	56,180	420	572	0.7%	1.0%
20	仙台市	136,832	128,995	477	1,243	0.3%	1.0%
21	静岡市	91,673	78,403	348	699	0.4%	0.9%
22	浜松市	112,093	101,737	303	833	0.3%	0.8%
23	岡山市	100,175	92,899	308	351	0.3%	0.4%

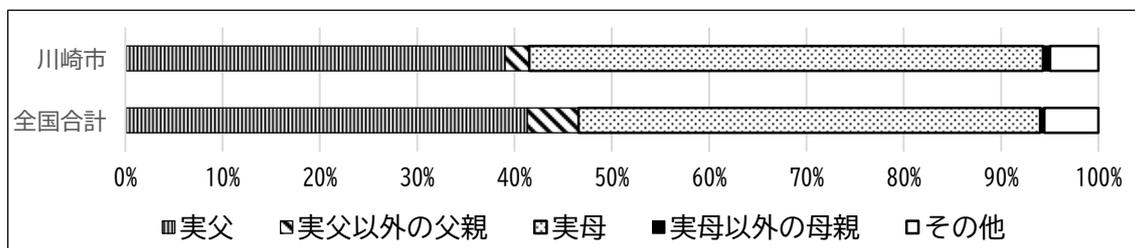
（出典：「福祉行政報告例」、「平成22年国勢調査」及び「令和2年国勢調査」より監査人作成。相談件数割合は監査人試算）

⑦ 児童虐待相談の対応件数の内訳

図37及び表28は、福祉行政報告例より、令和2年度の川崎市児童相談所で対応した児童虐待相談について、主な虐待者別の内訳を全国合計と比較したものである。

川崎市児童相談所で対応した児童虐待相談では虐待者は実母が最も多く、割合は全国合計を上回っている。次いで実父が多いが割合は全国合計を下回っている。

図37・表28 児童虐待相談における主な虐待者比較



		実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合計
川崎市	件数（件）	1,504	95	2,034	26	192	3,851
	割合	39.1%	2.5%	52.8%	0.7%	5.0%	100.0%
全国	件数（件）	84,709	10,817	97,222	892	11,404	205,044
	割合	41.3%	5.3%	47.4%	0.4%	5.6%	100.0%

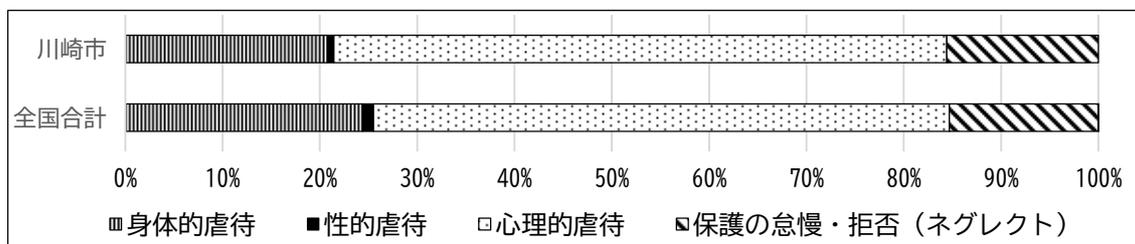
（出典：「福祉行政報告例」より監査人作成）

図38及び表29は、福祉行政報告例より、令和2年度の川崎市児童相談所で対応した児童虐待相談について、相談種類別の内訳を全国合計と比較したものである。

川崎市児童相談所で対応した児童虐待相談は心理的虐待が最も多く、その割合は全国合計を上回っている。次いで身体的虐待が多いが、その割合は全国合計

を下回っている。身体的虐待に次いでいるのが保護の怠慢・拒否（ネグレクト）で、その割合は全国合計を僅かに上回っている。

図 38・表 29 児童相談所における相談種類別比較

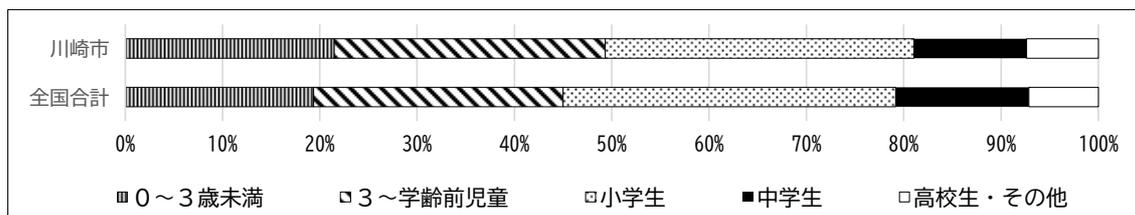


		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	合計
川崎市	件数（件）	800	25	2,426	600	3,851
	割合	20.8%	0.6%	63.0%	15.6%	100.0%
全国	件数（件）	50,035	2,245	121,334	31,430	205,044
	割合	24.4%	1.1%	59.2%	15.3%	100.0%

（出典：「福祉行政報告例」より監査人作成）

図 39 及び表 30 は、福祉行政報告例より、令和 2 年度の川崎市児童相談所で対応した児童虐待相談について、被虐待者の年齢別の内訳を全国合計と比較したものである。川崎市児童相談所で対応した児童虐待相談は小学生に対する虐待が最も多いが、その割合は全国合計を下回っている。小学生に次いでいるのは 3 歳から学齢前児童で、その割合は全国合計を上回っている。

図 39・表 30 児童相談所における被虐待者比較



		0～3歳未満	3～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	合計
川崎市	件数（件）	827	1,073	1,221	447	283	3,851
	割合	21.5%	27.9%	31.7%	11.6%	7.3%	100.0%
全国	件数（件）	39,658	52,601	70,111	28,071	14,603	205,044
	割合	19.3%	25.7%	34.2%	13.7%	7.1%	100.0%

（出典：「福祉行政報告例」より監査人作成）

【意見5】 児童相談所の状況について

国勢調査に基づく23団体の平成22年度と令和2年度の年少人口を比較すると、年少人口が増加しているのは、川崎市、さいたま市、福岡市及び明石市の4市である。

平成22年度のデータがない明石市を除くと、平成22年度と比較した令和2年度の児童相談所の相談件数の増加率は川崎市が最も高く、さいたま市、福岡市と続いている。平成22年度と令和2年度を比較する限り、年少人口が増加している市は児童相談所の相談件数の増加率が高くなっている。

川崎市は、相談件数の増加率が高いことが特徴となっている。また、川崎市の児童相談所の相談内容は、全国平均と比較すると養護相談の割合が高いことも特徴の一つである。

令和2年度の児童虐待相談の対応件数は横浜市が最も多く、川崎市は4番目で23団体の中で比較的が多い。平成22年度の児童虐待相談の対応件数と比較すると令和2年度の児童虐待相談の対応件数は3倍強に増加しているが、他市も大きく増加しており、増加率は23団体中9番目である。

令和2年度の年少人口に対する児童虐待相談の対応件数の割合は堺市が最も高く、川崎市は4番目だが、平成22年度と比較するとその割合は上昇している。

23団体の児童相談所の相談件数や児童虐待相談の対応件数は増加傾向にある。このことは川崎市も同様であり、児童相談所の機能・体制の強化については、今後も対応していく必要がある。

第4 監査の結果及び意見

1. 地域子育て支援事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

地域の中で、親子が遊べる場づくりを推進するとともに、市民が互いに支え合う子育て援助活動等を促進することで、子育て家庭の負担感・不安感の緩和を図ることを目的とした事業である。

具体的には、就学前までの乳幼児とその保護者を対象に、地域の子育て関連情報の提供や子育て等に関する相談、支援等を実施する「地域子育て支援センター」の運営や、市民が相互に行う育児援助活動を支援する「ふれあい子育てサポートセンター」の運営等を通して、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組を推進している。

令和3年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施(同センターの子どもの年間延べ利用人数は147,832人(令和2年度は117,183人))。職員向け研修等による人材育成を行うとともに、電子媒体による情報発信の強化により当該センターの利用促進。
- ② ふれあい子育てサポートセンター事業の実施(同センターの年間延べ利用人数は8,830人(令和2年度は8,292人)、子育てヘルパー会員平均登録数は737人(令和2年度は758人))。子どもの預かり場所として、会員の自宅のほかに、こども文化センター及び地域子育て支援センターを追加し、子育てヘルパー会員及び利用会員の利便性向上。
- ③ 「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組及び年度評価を実施し、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」点検・評価結果報告書の作成。「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の策定。
- ④ 市立川崎高校及び市立橘高校の生徒20名を対象に、オンラインプログラム「Stanford e-Kawasaki」を実施。また、市内企業と連携し、令和3年11月から新たに小学5年生から中学生までを対象とした「かわさきジュニアベンチャースクール」を開催。

なお、地域子育て支援事業は、下記の予算小事業から構成されている。

予算小事業	
ア	審議会経費
イ	私立学校等補助金
ウ	外国人学校児童等補助金
エ	グローバル人財育成事業費
オ	子育て環境づくり推進事業費
カ	子ども・子育て支援システム管理経費
キ	子ども・子育て支援事業計画推進事業費
ク	地域子育て支援事業費
ケ	ふれあい子育てサポート事業
コ	地域子育て支援センター事業費
サ	地域子育て支援センター職員経費
シ	地域子育て支援情報提供事業費
ス	地域子育て支援情報提供事業費(人件費)
セ	母子保健地域包括支援事業費

ア. 審議会経費

児童福祉法、川崎市児童福祉審議会条例に基づいて、川崎市児童福祉審議会が設置されている。同審議会は20人以内の委員により組織され、ひとり親や寡婦及び障害児の福祉等に関する事項を4つの部会で調査審議している。総会は年2回程度、各部会は必要に応じて開催し、合計で年20回前後開催されている。本事業費は、同審議会運営に係る経費を計上する予算小事業である。

イ. 私立学校等補助金

川崎市私立中学校及び高等学校教材教具等補助金交付要綱に基づいて、市内の私立中学校及び高等学校における教材教具の購入等に要する経費並びに川崎市私立中学高等学校長協会補助金交付要綱及び神奈川県専修学校各種学校協会川崎支部補助金交付要綱に基づいて、市内の私立中学高等学校、専修学校及び各種学校の教職員への研修事業を実施するために必要な経費をそれぞれ補助しており、本事業費はその補助金である。

ウ. 外国人学校児童等補助金

川崎市外国人学校児童等健康・安全事業補助金交付要綱に基づいて、市内の外国人学校に通う児童等の健全育成を図るため及び川崎市外国人学校児童等多文化共生・地域交流事業補助金交付要綱に基づいて、外国人学校と公立学校等との交流を図るためにそれぞれ必要な経費を補助しており、本事業費はその補助金

である。

エ. グローバル人材育成事業費

子ども・若者が、社会課題等を自ら発見し解決できる能力のほか、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて、様々な分野で国際的に活躍する人材になれるよう挑戦することを応援するため、子ども・若者応援基金を活用して事業を実施する予算小事業である。

オ. 子育て環境づくり推進事業費

子育てに関する情報を効果的に提供するための「かわさきし子育てガイドブック」の作成や「かわさき子育てアプリ」の運用・保守等に関する費用や、神奈川県と川崎市を含む県内4市の共同事業による子育て支援員研修の負担額を計上する予算小事業である。

カ. 子ども・子育て支援システム管理経費

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育等を対象に、入所利用調整、保育必要性認定、幼児教育無償化認定、及び施設宛て給付の支給等を行う「子ども・子育て支援システム」に係る経費を計上する予算小事業である。

キ. 子ども・子育て支援事業計画推進事業費

子ども・子育て支援法第77条第1項に基づいて、川崎市子ども・子育て会議が設置されている。同会議は、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づく事業の実施状況及び方向性等について確認・審議をしている。総会は年2回程度、各部会は必要に応じて開催し、合計で年10回前後開催されている。本事業費は、同会議の運営に係る経費を計上する予算小事業である。

ク. 地域子育て支援事業費

就学前までの乳幼児とその保護者を対象に、地域の子育て関連情報の提供や子育て等に関する相談、支援等を実施する「地域子育て支援センター」の運営に係る経費を計上する予算小事業である。

ケ. ふれあい子育てサポート事業

育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人の仲介を行う「ふれあい子育てサポートセンター」の運営に係る経費を計上する予算小事業である。

コ. 地域子育て支援センター事業費

一般型地域子育て支援センターとして、単独型の拠点施設及び公立保育所に併設する拠点を設置し、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施、地域の子育て力を高めるための取組み等を実施する予算小事業である。

サ. 地域子育て支援センター職員経費

一般型地域子育て支援センターとして、支援拠点施設としてソフト面の充実を図るため、ニーズに応じた会計年度任用職員及び保育園での勤務経験を有する再任用短時間勤務職員の任用を行う予算小事業である。

シ. 地域子育て支援情報提供事業費

保育所等の入所内定保留者への各案内チラシの郵送料を計上する予算小事業であったが、令和3年度決算では、「保育料対策事業」の「子ども・子育て支援新制度管理・運営経費」における利用申請者等への通知費用（郵送料）に統合した。

ス. 地域子育て支援情報提供事業費(人件費)

大師・田島地区の健康福祉ステーションには子育て・保育相談員を配置しており、その人件費を計上する予算小事業である。子育て・保育相談員は、窓口において各家庭の状況に応じた入所申請等の相談に対応する業務を行う。

セ. 母子保健地域包括支援事業費

地域包括ケアシステムの構築の中で、地域の子育て支援においても、住民相互、地域全体の支え合いが重要である。地域で子育ての課題を共有し、住民自らが課題の解決に向けて主体的に取り組めるよう、きっかけ作りや場の提供、課題解決に必要なグループの育成やそのネットワークづくりなどを推進する。

i) すくすく子育てボランティア事業

子育てボランティア養成講座：地域の子育てを支援し、共助を推進する役割を担う人材を育成する。

子育てボランティア活動支援：こどもの成長発達に応じた事故予防や最近の子育て事情を理解し、地域の身近な支援者としての活動を支援する。

子育てボランティアの派遣 : 各区で行う母子保健事業に係る乳幼児の見守り、保護者のニーズに沿った支援を実施する。

ii) 子育てグループ育成事業

子育て支援の一環として地域みまもり支援センターにおいて開催する子育てセミナーや育児講座を実施し、家庭や地域の育児力の育成を図る。

また、地域での子育てを通じた相互交流、共助を目指した子育てグループを育成する。

iii) 在日外国人母子保健サービス事業

地域に居住する外国籍母子等が言語や文化の違いによらず、日本人と同様に母子保健サービスを受けられ、安心して育児ができるように支援するなど、地域の母子保健特性に関わる課題に対応する。家庭訪問や乳幼児健康診査等の際に通訳ボランティア派遣を行う。

② 事業費の推移

ア. 審議会経費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,947	1,947	1,928
決算額	1,042	962	1,125

イ. 私立学校等補助金

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	3,026	3,026	2,875
決算額	2,918	3,019	2,747

ウ. 外国人学校児童等補助金

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	2,364	2,364	2,246
決算額	2,364	2,364	2,246

エ. グローバル人財育成事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	10,276	20,236	20,224
決算額	9,774	8,615	13,967

(注) 令和3年度の決算額が増加しているのは、新規事業として、川崎市内に在住または市内の学校に通学している小学5年生から中学生までを対象としたアントレプレナーシッププログラム「かわさきジュニアベンチャースクール」(経済労働局イノベーション推進部所管)を実施したことによる。

オ. 子育て環境づくり推進事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,428	1,760	10,252
決算額	1,417	1,480	10,008

(注) 令和3年度の当初予算額及び決算額が増加しているのは、子育て支援員研修事業委託料が「子ども・子育て支援事業計画推進事業費」から移行されたことと、令和3年度より「かわさき子育てアプリ」の運用を開始したことによる。

カ. 子ども・子育て支援システム管理経費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	782,719	139,297	145,500
決算額	532,794	139,018	149,349

(注) 令和元年度の当初予算額及び決算額が令和2年度及び3年度と比較して多い理由は、主に、令和元年度10月から開始した幼児教育無償化に対応するための「子ども・子育て支援システム」の改修業務委託料が発生したことによる。

キ. 子ども・子育て支援事業計画推進事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	9,428	9,034	2,055
決算額	7,418	7,494	1,879

(注) 令和3年度の当初予算額及び決算額が減少しているのは、子育て支援員研修事業委託料が「子育て環境づくり推進事業費」に移行したことによる。

ク. 地域子育て支援事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	212,257	220,530	223,829
決算額	212,131	237,326	230,625

(注) 令和2年度及び令和3年度の決算額が増加しているのは、主に、地域子育て支援センターの運営受託者に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止事業委託料(マスク等の備品購入費及びかかり増し経費)が発生したことによる。

ケ. ふれあい子育てサポート事業

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	15,733	16,108	15,681
決算額	15,469	15,855	15,655

コ. 地域子育て支援センター事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	22,933	23,615	29,039
決算額	21,680	21,348	24,019

サ. 地域子育て支援センター職員経費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	49,520	56,324	79,016
決算額	44,554	51,897	63,596

シ. 地域子育て支援情報提供事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	5,681	5,447	232
決算額	5,428	5,071	—

(注) 令和3年度の当初予算額及び決算額が減少しているのは、人件費部分を「地域子育て支援情報提供事業費(人件費)」に移行したことによる。また、令和3年度決算では、これまで計上していた保育所等の入所内定保留者への各案内チラシの郵送料を「保育料対策事業」の「子ども・子育て支援新制度管理・運営経費」における利用申請者等への通知費用(郵送料)

に統合したため、「-」となっている。

ス. 地域子育て支援情報提供事業費(人件費)

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	-	-	3,834
決算額	-	-	3,581

(注) 令和3年度では、令和2年度まで「地域子育て支援情報事業費」に計上していた人件費部分を計上するようになった。なお、令和2年度の「地域子育て支援情報提供事業費」よりも令和3年度の当初予算額及び決算額が減少しているのは、職員の配置(1名)に変更はないが、非常勤嘱託員から会計年度任用職員への身分変更に伴い、共済費及び通勤手当を各事業費に計上しなくなったことによる。

セ. 母子保健地域包括支援事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	3,588	3,551	3,128
決算額	2,682	658	1,213

(注) 令和2年度及び令和3年度は、ボランティア派遣や一箇所に集まる形の講座などは自粛した。

③ 事業費の主な内訳

ア. 審議会経費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	1,038	審議会委員報酬
需用費	8	
役務費	81	
合計	1,125	

イ. 私立学校等補助金

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	2,747	川崎市私立中学校及び高等学校教材教具等補助金 2,076 千円 川崎市私立中学高等学校長協会補助金 333 千円 神奈川県専修学校各種学校協会川崎支部補助金 338 千円
合計	2,747	

ウ. 外国人学校児童等補助金

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	2,246	川崎市外国人学校児童等健康・安全事業補助金 1,195 千円 川崎市外国人学校児童等多文化共生・地域交流事業補助金 1,051 千円
合計	2,246	

エ. グローバル人財育成事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	13	
役務費	12	
委託料	5,008	かわさきジュニアベンチャースクール事業委託 5,008 千円
負担金補助及び交付金	8,935	Stanford e-Kawasaki 事業負担金
合計	13,967	

オ. 子育て環境づくり推進事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	1,543	子育てガイドブック作成費
委託料	8,465	子育て支援員研修事業委託 7,409 千円 かわさき子育てアプリ運用・保守等委託 1,056 千円
合計	10,008	

カ. 子ども・子育て支援システム管理経費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	94,754	子ども・子育て支援システム運用保守業務 委託 68,068 千円 子ども・子育て支援システム還付金処理に おける保育料過誤納情報入力処理等に係 る改修業務委託 16,159 千円 子ども・子育て支援システム施設等利用給 付認定現況届関係改修業務委託 5,841 千円
使用料及び賃借料	54,595	福祉総合情報システム機器更新に伴うセ ンター機器（子ども・子育て支援システム 基盤）の賃借料及び保守料
合計	149,349	

キ. 子ども・子育て支援事業計画推進事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	1,275	審議会委員報酬
需用費	11	
役務費	262	
委託料	331	第2期子ども・若者の未来応援プランリーフレット作成委託 317千円
合計	1,879	

ク. 地域子育て支援事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	72	講師謝礼
需用費	0	
委託料	230,554	地域子育て支援事業委託（民間保育所併設型）162,446千円 地域子育て支援事業委託（こども文化センター活用型）60,268千円 新型コロナウイルス感染症拡大防止事業委託 6,843千円
使用料及び賃借料	0	
合計	230,625	

ケ. ふれあい子育てサポート事業

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	15,530	ふれあい子育てサポート事業委託 15,281千円
負担金補助及び交付金	125	ファミリーサポートネットワーク会費及び応急手当講習用教材費
合計	15,655	

コ. 地域子育て支援センター事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	1,955	会計年度任用職員報酬
職員手当等	408	会計年度任用職員期末手当
共済費	773	会計年度任用職員保険料
報償費	245	講師謝礼
旅費	2	普通旅費
需用費	9,595	電気料、消耗品費
役務費	416	電話料
委託料	10,036	地域子育て支援センターさぎぬまその他 1か所清掃業務委託 2,110千円 川崎区保育子育て総合支援センター清掃 業務委託 1,327千円 地域子育て支援センターみなみゆりがお か清掃業務委託 1,036千円
使用料及び賃借料	222	公立保育園等高速印刷機賃貸借、地域子育て 支援センターファクシミリ賃貸借
原材料費	43	地域子育て支援センター用原材料・塗料
備品購入費	324	地域子育て支援センター用備品の購入
合計	24,019	

サ. 地域子育て支援センター職員経費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	20,135	会計年度任用職員報酬
給料	23,323	再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員（現業職）給料
職員手当等	4,479	再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員期末手当、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員（現業職）地域手当・通勤手当・時間外勤務手当
共済費	15,659	再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員保険料
合計	63,596	

シ. 地域子育て支援情報提供事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
—	—	—

ス. 地域子育て支援情報提供事業費(人件費)

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	3,581	大師・田島地区の健康福祉ステーション子育て・保育相談員報酬
合計	3,581	

セ. 母子保健地域包括支援事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	1,213	すくすく子育てボランティア事業謝礼
合計	1,213	

(2) 監査の結果

① 子育て環境づくり推進事業費

【意見6】 子育て支援員研修の受講状況の改善について

国からの通知に基づき、神奈川県では子育て支援員を養成することとし、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の共同事業として、平成28年度から「子育て支援員研修」を委託により実施している。令和3年度委託契約の契約金額は41,343千円であり、このうち川崎市は7,409千円を負担している。

子育て支援員研修の対象者は、年齢や保有資格による制限はなく、県内に在住、在勤、在学で子育て支援分野に従事している者や従事することを希望する者であり、研修受講料は無料である。

令和3年度の申込者、受講決定者及び欠席者の状況は表31のとおりである。

表31 令和3年度子育て支援員研修の申込者、受講決定者及び欠席者の数

(単位：人)

	申込者	受講決定者	欠席者
基本研修・専門研修	3,117	1,225	110
現任研修	491	240	61

(出典：「子育て支援員研修実施報告書」より監査人作成)

例年、申込者が定員を超えたコースについては、受講者は抽選により決定されており、希望者全員が受講できるわけではない。令和3年度においても、申込者のうち受講できなかった者が、基本研修・専門研修で1,892人(申込者の約61%)、現任研修で251人(申込者の約51%)と多くいる。一方、表31のとおり、受講決定者のうち欠席者が、基本研修・専門研修で110人(受講決定者の約9%)、現任研修で61人(受講決定者の約25%)と多い状況である。

このように、多くの希望者が受講できない一方で、多くの欠席者が出ている状況は、令和3年度に限ったことではない。そのため、5区市の間で対応を協議し、オンラインで一定期間受講できるようにしたり、受講者枠の増加を検討したりしているとのことである。

しかし、これらの対応によっては、県や各市の負担額が増加することにも繋がることから、まずは、受講決定者に対して多くの希望者が受講できない現状を理解してもらうことが重要であると考え。したがって、例えば、欠席をした場合には次回の受講ができなくなるようにするなどの提案を、共同事業者である県及び他市にすることを検討する必要がある。

② 地域子育て支援事業費

【意見7】 地域子育て支援事業（こども文化センター活用型）の契約方法の効率化について

地域子育て支援事業（こども文化センター活用型）は、市の指定するこども文化センター（26 か所）を活用し、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、その他の援助を行う事業である。

当該事業の運営については、毎年度、公募型プロポーザル方式による随意契約によって運営者を選定、委託契約を締結している。

当該事業を運営可能な者は、各地域における特徴や利用者ニーズを熟知した団体に限られると考えるが、令和3年度の1センターあたりの契約金額（2,318千円）の大きさを考慮すると、毎年度応募し提案書を作成するのは、事業者の負担となっている可能性がある。また、近年は1センターにつき1団体からの応募であることを考慮すると、市にとっても契約事務の負担軽減の余地があると考えられる。

したがって、運営者の意見等も参考にして、例えば、債務負担行為により契約期間を複数年にすることや、公募型プロポーザルを毎年度ではなく複数年に1回行い事業者を決定し、公募型プロポーザルを行わない年度は当該事業者と特命随意契約を行うことなど、事務負担の軽減に向けた効率的な契約方法を検討する必要がある。

③ 地域子育て支援センター事業費

【指摘1】 業務委託完了届の徴取の徹底について

川崎区保育子育て総合支援センター清掃業務委託において、受託者は、毎月業務委託完了届を市に提出しなければならない。しかし、令和3年8月分及び10月分から3月分まで、計7か月分の業務委託完了届が提出されていなかった。

市は、仕様書に従い、業務委託完了届の徴取を徹底する必要がある。

④ 母子保健地域包括支援事業費

【意見8】 在日外国人母子保健サービス事業の見直しについて

母子保健地域包括支援事業費は、「すくすく子育てボランティア事業」、「子育てグループ育成事業」及び「在日外国人母子保健サービス事業」からなっている

が、その中でも「在日外国人母子保健サービス事業」については、表 32 のとおり、最近の利用状況が芳しくない。

表 32 在日外国人母子保健サービス事業の実施状況

区分	H29	H30	R1	R2
通訳ボランティア派遣件数	11 件	2 件	0 件	1 件

(出典：市提供資料より監査人作成)

在日外国人母子保健サービス事業は、外国籍母子等で日本語が不自由な場合でも母子保健サービスを受けられるようにするために、家庭訪問や乳幼児健康診査等の際に通訳ボランティアを派遣するものである。

しかし、表 32 のとおり、特に平成 30 年を境に急激に通訳の派遣にかかる要望が減少している。理由は様々なものが考えられるが、一つには携帯電話のアプリなどを含む翻訳機器がかなりの精度で発達しており、これを用いれば、通訳を呼ばずともおよその手続に支障を来さなくなってきたことが考えられる。また、予め情報収集をせずに当日区役所等に来所する方も多く、それから通訳の派遣を依頼するのは時間的に難しく、翻訳機器の精度向上と相まって、結果的に在日外国人母子保健サービス事業の使い勝手が悪いということになった可能性がある。

在日外国人母子保健サービス事業については、この通訳派遣というシステムをしばらく残すことに異論はないが、急激に利用状況が減少していることは看過できない。

したがって、サービスの使い勝手に問題がないかについて検証を行うとともに、その検証結果を踏まえ、事業の廃止を含め、事業のあり方を検討する必要がある。

2. 児童手当支給事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

中学校修了前の子どもを養育する家庭に、児童手当を支給することで、生活の安定を図りながら、子どものすこやかな成長と発達を図ることを目的とした事業である。

具体的には、対象となる子どもの年齢に応じて、3歳未満月額15,000円、3歳以上小学校修了前の第1子、第2子は10,000円、第3子以降は15,000円、中学生は10,000円、所得制限超過世帯には子ども1人一律5,000円を6月、10月、2月に支給している。

令和3年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 現況届等により受給資格を確認の上、対象者に児童手当を適正に支給した。
また、児童手当受給者等に対し、子育て世帯への子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）（対象世帯数7,771世帯）及び子育て世帯への臨時特別給付金（対象世帯数：114,599世帯）を支給した。

なお、児童手当支給事業は、下記の予算小事業から構成されている。

予算小事業	
ア	児童手当扶助費
イ	児童手当事務費
ウ	児童手当事務費(人件費)
エ	子育て世帯生活支援特別給付金事業費
オ	子育て世帯への臨時特別給付金事業費

ア. 児童手当扶助費

中学校修了前の子どもを養育する家庭に児童手当を支給することにより、生活の安定及び、子どものすこやかな成長と発達を図ることを目的とした予算小事業である。

イ. 児童手当事務費

児童手当の支給に必要な事務経費を計上した予算小事業である。

ウ. 児童手当事務費(人件費)

児童手当の支給に必要な人件費を計上した予算小事業である。

エ. 子育て世帯生活支援特別給付金事業費

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、食費等による支出の増加の影響を勘案し、その実情を踏まえた生活の支援を行うことを目的とした予算小事業である。

オ. 子育て世帯への臨時特別給付金事業費

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子育て世帯への支援を目的とした予算小事業である。

② 事業費の推移

ア. 児童手当扶助費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	23,132,250	22,892,730	22,489,200
決算額	22,774,510	22,535,955	22,043,330

イ. 児童手当事務費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	96,021	59,642	53,996
決算額	113,977	64,589	70,382

ウ. 児童手当事務費(人件費)

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	-	-	3,770
決算額	-	-	3,688

エ. 子育て世帯生活支援特別給付金事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	-	-	-
決算額	-	-	1,092,526

オ. 子育て世帯への臨時特別給付金事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	-	-	-
決算額	-	-	16,289,450

③ 事業費の主な内訳

ア. 児童手当扶助費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
扶助費	22,043,330	児童手当費
合計	22,043,330	

イ. 児童手当事務費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	10,347	会計年度任用職員報酬
需用費	1,914	消耗品、パンフレット印刷
役務費	37,941	支払通知等の郵送料
委託料	5,264	システム改修委託 5,264 千円
償還金利子及び割引料	14,916	国庫負担金返還金
合計	70,382	

ウ. 児童手当事務費(人件費)

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	3,688	会計年度任用職員報酬
合計	3,688	

エ. 子育て世帯生活支援特別給付金事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	2,811	会計年度任用職員報酬
職員手当等	935	時間外勤務手当
需用費	161	消耗品、封筒印刷
役務費	2,517	支払通知等の郵送料
委託料	18,952	事務処理センター委託 9,756 千円 システム改修委託 8,974 千円
負担金補助及び交付金	1,067,150	給付金
合計	1,092,526	

オ. 子育て世帯への臨時特別給付金事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
職員手当等	1,209	時間外勤務手当
需用費	131	消耗品、封筒印刷
役務費	29,335	支払通知等の郵送料
委託料	24,040	事務処理センター委託 12,848 千円 システム改修委託 6,050 千円
工事請負費	1,235	間仕切り工事
負担金補助及び交付金	16,233,500	給付金
合計	16,289,450	

(2) 監査の結果

① 児童手当扶助費、子育て世帯生活支援特別給付金事業費

【指摘2】 前渡金精算事務の適正化について

児童手当及び子育て世帯生活支援特別給付金の支給は、資金前渡の方法が採られている。具体的には、各支給月の支給総額が、一旦、川崎市前渡金管理者であるこども未来局こども家庭課長が管理する横浜銀行の口座に前渡金として振り込まれ、その口座から横浜銀行に振替処理を依頼して、対象者に支給している。

前渡金の精算については、川崎市金銭会計規則（以下、「金銭会計規則」という。）に下記のとおり規定されている。

金銭会計規則より抜粋

（前渡金の精算）

第95条 前渡金管理者は、毎月必要とする前渡金にあっては翌月7日までに、その他のものにあってはその用件終了後7日以内に前渡金精算書を作成し、領収書その他の証拠書類とともに速やかに会計管理者等に提出しなければならない。

2 前渡金管理者は、精算残金があるときは、直ちに指定金融機関等に払い込み、当該領収書を前渡金精算書に添付しなければならない。

3 前渡金管理者は、弔祭料、供花料等の前渡金を精算する場合において、前渡金精算書に添付すべき証拠書類を徴することが不適當又は著しく困難なものについては、所属局長の承認を受けた支払調書をもってこれに充てることができる。

4 会計管理者等は、第1項の規定により受理した前渡金精算書を審査し、速やかに前渡金管理者に返付するものとする。

金銭会計規則第95条により、前渡金の精算は、支払い終了後7日以内に前渡金精算書等を会計管理者等に提出しなければならない。しかし、以下に示すとおり、事務手続の遅延により、7日を過ぎての精算が行われる事例があった。

表33は事務手続が遅延した理由を会計管理者に説明するために作成された理由書であり、前渡金精算書に添付されたものである。

表 33 理由書（事例1）

起票日	令和4年5月25日
戻入番号	000739
戻入額	100,000円
支払年月日	令和4年5月6日
理由書	
<p>子育て世帯生活支援特別給付金の令和4年3月現金書留分に係る前渡金精算【0146541-020】については、本来であれば令和4年5月6日を最終支払日とし、支払終了後7日以内に精算を行わなければならないところ、支給対象者の状況確認等により、令和4年5月25日精算、翌日の5月26日戻入となってしまいました。</p> <p>今後についてはこのような遅延が起きないように適切に事務を執行してまいります。</p>	

（出典：市提供資料より監査人作成）

理由書には、精算が遅延した原因として「支給対象者の状況確認等」と記載されているが、状況確認についての詳細な内容の記載はない。今後の事務改善に繋げるためには、状況確認に時間を要した理由も記載するなど、より詳細な内容の記載を行う必要がある。

いずれにしても、金銭会計規則第95条第1項の規定に従い、7日以内に前渡金の精算を行うことができるよう事務手続を改善し適正化する必要がある。

【意見9】 前渡金精算事務の改善について

表34は事務手続が遅延した理由を会計管理者に説明するために作成された理由書であり、前渡金精算書に添付されたものである。

表 34 理由書 (事例 2)

起票日	令和4年5月27日
伝票番号	0146541-023
戻入額	700,000円
理由書	
<p>経過</p> <p>① 伝票番号 0146541-023(4 財川ここ 327 号)について、前渡金出納簿に700,000円の残高があるため戻入手続を行おうとしたところ、通帳に残高がなかった。</p> <p>過去の伝票を確認したところ、支払いを行い、証拠書類も存在はしていたが、出納票の作成及び証拠書類を出納票に添付する処理をしておらず、戻入金額に計上していなかった事案が2件(②・③)あったため、結果的に実際よりも過大な金額で戻入を行っていた。なお、各前渡金精算書において処理が漏れていた金額は300,000円と400,000円であり、既に2件とも審査完結済みで処理ができないため、①の伝票において精算を行うものである。</p> <p>② 伝票番号:0146541-021(4 財川ここ 306 号) 起案文書件名:前渡金精算書 [0146541-021] 令和3年度川崎市子育て世帯への臨時特別給付金令和3年12月支給分 現状の戻入額:500,000円 正しい戻入額:200,000円 ※300,000円戻入超過 ※処理漏れのあった300,000円の伝票の実際の支払日は令和3年12月27日 理由:支払いから時間が経過しており支払いの根拠書類となる振込受付書に気付かなかったため</p> <p>③ 伝票番号 0146541-030(4 財川ここ 142 号) 現状の戻入額:1,200,000円 正しい戻入額:800,000円 ※400,000円戻入超過 ※処理漏れのあった400,000円の伝票の実際の支払日は令和4年3月29日 理由:支払いから時間が経過しており支払いの根拠書類となる振込受付書に気付かなかったため</p> <p>前渡金出納簿への入力について</p> <p>①の前渡金出納簿に②・③の事案を入力しています。証拠書類と出納日については相違していますが、①の精算書の前渡金受領日が②、③の処理漏れがあった伝票の出納日(支払日)よりも後の日付であり、システム上入力できないため、事実が発覚した5月27日で入力しています。</p>	

再発防止策

・新たな前渡金口座の作成

給付金については児童扶養手当、児童手当の口座で運用していましたが、日常的な手当の振込と給付金の入金が行われるため、各々の手当・給付金の口座残高がわかりづらい状況になっていました。つきましては、新たな口座で別々に管理することで、再発防止に繋がるものと考えます。

・支払処理後の前渡金出納票の作成

金銭会計規則第 156 条では「前渡金管理者は前渡金出納簿を備えて現金の出納について整理しなければなりません」と明記され、金銭の流れは前渡金出納票を更新することで出納情報を管理しています。本事案については、支払いを行った際、前渡金出納票を入力していませんでした。今後につきましては、支払いを行う毎に前渡金出納票の入力を徹底します。

(出典：市提供資料より監査人作成)

理由書には、前渡金精算事務が遅延した原因として、過去に過大戻入を 2 件行っていたことにより、前渡金出納簿には残高があるが実際の通帳には残高がなかったため、精算ができなかったと記載されている。また、再発防止策として、異なる手当は別々の銀行口座で管理することが記載されている。

確かに、複数の手当を単一の銀行口座で管理している場合には、一時的に複数の残高が混在して口座に残り、別の手当として前渡した残高を誤って振り替えてしまう可能性はある。しかし、前渡金の振替を誤る原因は、根本的には、それぞれの前渡金の帳簿残高と実際の通帳の預金残高の一致を確認できていないところにある。

したがって、例えば、前渡金の精算時に、常に前渡金の帳簿残高と実際の通帳の預金残高の一致を複数人で確認するなど、事務手続を改善する必要がある。

【意見 10】 現金書留による支払方式の明確化について

児童手当の支払いは、原則として銀行口座振替方式とし、銀行口座を利用できない等やむをえない理由がある場合には、指定金融機関での現金払とすることとされている（川崎市児童手当事務取扱要綱第 11 条）。

一方、子育て世帯生活支援特別給付金の支給は、原則として手当支給口座振込方式とし、やむを得ない事情がある場合には、現金受領方式（市が現金を交付することによる支給方式）により支給を行うことができるとされている（川崎市子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）支給事業実施要綱第 6 条）。

このとおり、規程上、児童手当と子育て世帯生活支援特別給付金の支払方式には違いがあり、児童手当については、市が現金を交付することによる支払い、つまり現金書留による支払方式が定められていない。

しかし、銀行口座を利用できない事情がある場合に、指定金融機関での現金払は実務的ではないことから、令和3年度は、延べ14名に児童手当895,000円を現金書留により支払っているのが実情である。

したがって、川崎市子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）支給事業実施要綱と同様に、川崎市児童手当事務取扱要綱においても、現金受領方式（市が現金を交付することによる支給方式）について明記した上で、現金書留による手当の支払いを行う必要がある。

川崎市児童手当事務取扱要綱より抜粋

（支払の手続）

第11条 手当の支払は原則として銀行口座振替方式とし、第29号様式又は第30号様式(施設等受給者用)により、その旨を当該受給者に通知するものとする。支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の14日とする。

2 〈略〉

3 第1項の規定にかかわらず、銀行口座を利用できない等やむをえない理由がある場合における児童手当の支払は、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)第104条第2項に基づき、債権者の申出により、指定金融機関での現金払とし、支払日等の支給内容については第31号様式により、当該受給者に通知するものとする。

4 〈略〉

川崎市子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）支給事業実施要綱より抜粋

（申請不要の支給の方式）

第6条 市長は、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者に対し、本給付金の支給の申込みを行う。

2 〈略〉

3 〈略〉

4 当該児童手当等受給・非課税者又は新規児童手当等受給・非課税者への支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、児童手当又は特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座等を解約していることにより、本給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合にあっては、第2号に掲げる支給方法を、やむを得ない事情により第1号又は第2号に掲げる方法による支給が困

難な場合は、第3号に掲げる支給方式により支給を行うことができるものとする。

(1) 手当支給口座振込方式 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 第3項の支給決定前までに、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者が支給口座登録等の届出書(様式第2号)を市に提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

(3) 現金受領方式 市が現金を交付することにより支給する方式

3. 認可保育所整備事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

認可保育所整備事業は、子どもを安心して預けられる環境を整備し、保育所の受入れ児童数を拡大することで、保育所待機児童の解消を図ることを目的とした事業である。

具体的には、高まる保育ニーズに適切に対応するため、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、認可保育所の整備、保育所建替えによる定員増等により、認可保育所等における保育受入れ枠の拡大を推進している。

令和3年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 認可保育所の整備により定員を620人増加したほか、民間保育所建替えによる定員増15人や川崎認定保育園の認可化による定員増350人など、多様な整備手法により保育受入れ枠の拡大に努め、定員を1,466人増加し、待機児童の解消を図った。

なお、認可保育所整備事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	予算小事業
ア	鹿島田駅周辺保育所整備事業費
イ	北加瀬3丁目地内(北加瀬保育園民営化)保育所整備事業費
ウ	塚越2丁目地内(塚越第2住宅跡地)保育所整備事業費
エ	上平間地内(平間・平間乳児保育園民営化)保育所整備事業費
オ	宮内1丁目地内(西宮内保育園民営化)保育所整備事業費
カ	上平間地内(南平間保育園増改築)保育所整備事業費
キ	さくらの木・さくらの木乳児保育園増改築事業費
ク	東有馬4丁目地内(有馬保育園民営化)保育所整備事業費
ケ	平2丁目地内(平保育園民営化)保育所整備事業費
コ	宮前平1丁目地内(みやざき保育園)増改築事業費
サ	民間事業者活用型保育所整備事業費
シ	鉄道事業者活用型保育所整備事業費
ス	認可外保育施設認可化整備費補助金
セ	公立保育所民営化整備費

予算小事業	
ソ	公立保育所民営化仮施設事業費
タ	民営化施設維持管理等事業費
チ	公立保育所建替え推進事業費
ツ	保育所等整備事業者選定委員会等経費
テ	その他

ア. 鹿島田駅周辺保育所整備事業費

これまで東小倉保育園、古市場保育園の建替民営化に伴う仮設園舎として使用していた建物を平成28年4月から令和8年3月までの間、保育所として再度活用することにより、保育需要の高い鹿島田駅・新川崎駅を利用駅とする幸区の保育需要の充足を図っている。すでに平成28年4月からライクキッズ株式会社が認可保育所の運営を始めており、令和3年度については建物（仮設園舎）リース料及び園舎補修費用を計上する予算小事業である。

イ. 北加瀬3丁目地内(北加瀬保育園民営化)保育所整備事業費

北加瀬保育園建替え民営化のため、現園舎の解体・撤去に係る保育所整備費に対し、川崎市民間保育所施設整備費等補助金要綱に基づき、施設整備費補助を行う予算小事業である。

ウ. 塚越2丁目地内(塚越第2住宅跡地)保育所整備事業費

幸区の待機児童解消のために、市有地である塚越第2住宅跡地(塚越2丁目)を活用して保育所の整備を行っている。整備に係る建築工事費等の費用を、国庫補助金を活用した補助金(民間保育所施設整備費等補助金)として運営法人に交付する予算小事業である。

エ. 上平間地内(平間・平間乳児保育園民営化)保育所整備事業費

平間・平間乳児保育園の移築民営化に係る保育所整備費に対し川崎市民間保育所施設整備費等補助金要綱に基づき、施設整備費等の補助金を交付する予算小事業である。また、移築先が市上下水道局の土地であり、保育所整備条件として、土地は10年間の無償貸付とする旨提示しているため、土地使用料を負担している。

オ. 宮内1丁目地内(西宮内保育園民営化)保育所整備事業費

西宮内保育園は建替え・民営化を実施しており、建替え・民営化完了とともに事業完了予定であったが、園舎敷地(市有地)の擁壁困障の一部に改修が必要で

あるため、その改修を行う予算小事業である。

カ. 上平間地内(南平間保育園増改築)保育所整備事業費

南平間保育園は、平成31年4月に民設化したが、旧園舎は老朽化が進んでおり、運営法人が定員増(120名→130名)を伴う建替えを行うため、建替えに必要な施設整備費等を川崎市民間保育所施設整備費等補助金要綱に基づき、補助金として交付する予算小事業である。

キ. さくらの木・さくらの木乳児保育園増改築事業費

さくらの木・さくらの木乳児保育園は、平成29年4月に民設化したが、旧園舎は老朽化が進んでおり、運営法人が定員増(125名→140名)を伴う建替えを行うため、建替えに必要な施設整備費等を川崎市民間保育所施設整備費等補助金要綱に基づき、補助金として交付する予算小事業である。

ク. 東有馬4丁目地内(有馬保育園民営化)保育所整備事業費

市立有馬保育園は、令和3年4月に民営化保育所となり、令和2年度から運営法人にて新園舎を整備しており、令和3年5月から移築先での運営とするため、新園舎の施設整備費等を川崎市民間保育所施設整備費等補助金要綱に基づき、補助金として交付する予算小事業である。なお、令和3年4月は旧園舎を運営法人に貸付し運営した。

ケ. 平2丁目地内(平保育園民営化)保育所整備事業費

平保育園は、老人いこいの家(健康福祉局)とこども文化センター(こども未来局)との合築施設である。無償貸付民営化に伴い、保育園部分の光熱費の料金請求を分離する必要があることから、ガスメーターと電気メーターの独立工事を行う予算小事業である。

コ. 宮前平1丁目地内(みやざき保育園)増改築事業費

みやざき保育園は、平成27年4月に民設化したが、旧園舎は老朽化が進んでおり、運営法人が定員増(155名→180名)を伴う建替えを行うため、建替えに必要な施設整備費等を川崎市民間保育所施設整備費等補助金交付要綱に基づき、補助金として交付する予算小事業である。

サ. 民間事業者活用型保育所整備事業費

保育事業者が賃貸物件を確保し、物件内部を改修することにより保育所を整備する手法を用いる場合に、保育事業者に対して保育所整備費用等の一部を補

助する予算小事業である。

シ. 鉄道事業者活用型保育所整備事業費

鉄道事業者活用型保育所整備とは、市が計画し、鉄道の駅若しくは駅に附帯する施設又は鉄道軌道高架下等の用地に、児童福祉法第35条第4項に規定する保育所を整備するものである。鉄道事業者が鉄道用地等に建物を整備の上、鉄道事業者が調整した保育事業者に物件を賃借し、保育事業者が内部を改修することにより保育所を整備する手法を用いる場合に、鉄道事業者及び運営事業者に対して保育所整備費用等の一部を補助する予算小事業である。

ス. 認可外保育施設認可化整備費補助金

認可外保育施設の認可化移行促進のため、認可保育所等に移行する際の施設整備費用に対して補助金を交付する予算小事業である。

セ. 公立保育所民営化整備費

公立保育所の民営化に伴い必要となる、家屋調査委託、アスベスト調査委託等及び民営化園の設備面の障害を解消するための補修工事を実施する予算小事業である。

ソ. 公立保育所民営化仮施設事業費

公立保育所の建替え民営化は、現園舎を解体・撤去し、その跡地に民営化選定法人が新園舎を整備して行うが、現園舎解体及び新園舎整備にあたり、公立保育所として約1年間仮設園舎で運営を行う必要がある。そのため、運営に係る費用（土地賃借料、リース料）や運営中に必要な補修工事のほか、仮設園舎使用後の廃棄物処理、仮設地の原状復旧工事等を行う予算小事業である。

タ. 民営化施設維持管理等事業費

公立保育所の民営化においては、園舎を無償貸付している。公有財産無償貸付契約では、日頃の維持管理に伴う軽易な園舎修繕（30万円以下）は運営法人で行い、老朽化等に伴い安全な保育運営を行う上での必要な補修工事は市で行うこととしている。当該契約に基づき、園舎を無償貸付している6園の補修工事を行う予算小事業である。

チ. 公立保育所建替え推進事業費

保育・子育て総合支援センターを各区1カ所整備することを優先に、公立保育所の建替えを順次実施する予算小事業である。

ツ. 保育所等整備事業者選定委員会等経費

新たに整備する認可保育所等の選定を行う保育所等整備事業者選定委員会、公立保育所民営化に関する保護者説明会及び公立保育所建替えに伴う保護者説明会の議事録作成に係る経費を計上する予算小事業である。

② 事業費の推移

ア. 鹿島田駅周辺保育所整備事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	3,974	3,974	3,974
決算額	3,635	3,635	3,635

イ. 北加瀬3丁目地内(北加瀬保育園民営化)保育所整備事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	183,738	—
決算額	—	106,630	52,201

(注) 令和3年度の当初予算額が「—」となっているのは、明許繰越があったためである。

ウ. 塚越2丁目地内(塚越第2住宅跡地)保育所整備事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	188,073
決算額	—	—	189,706

エ. 上平間地内(平間・平間乳児保育園民営化)保育所整備事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,569	7,275	274,819
決算額	2,321	6,561	140,378

(注) 令和3年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、明許繰越があったためである。

オ. 宮内1丁目地内(西宮内保育園民営化)保育所整備事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	312,564	2,000
決算額	—	192,465	83,917

(注) 令和2年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、翌年度への繰り越しがあったためであり、令和3年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、令和2年度からの明許繰越があったためである。

カ. 上平間地内(南平間保育園増改築)保育所整備事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	81,187	252,344	—
決算額	45,979	221,688	55,428

(注) 令和3年度の当初予算額が「—」となっているのは、明許繰越があったためである。

キ. さくらの木・さくらの木乳児保育園増改築事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	10,534	309,392	10,535
決算額	10,532	214,932	124,379

(注) 令和2年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、翌年度への繰り越しがあったためであり、令和3年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、令和2年度からの明許繰越があったためである。

ク. 東有馬4丁目地内(有馬保育園民営化)保育所整備事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	797	105,889	42,790
決算額	626	95,723	47,956

ケ. 平2丁目地内(平保育園民営化)保育所整備事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	12,850	26,370	—
決算額	10,790	15,796	3,850

(注) 令和3年度の当初予算額が「—」となっているのは、明許繰越があったためである。

コ. 宮前平1丁目地内(みやぎき保育園)増改築事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	65,742	195,002
決算額	—	17,179	198,680

サ. 民間事業者活用型保育所整備事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,600,276	1,155,429	940,278
決算額	836,891	750,186	551,123

(注) 令和元年度、令和2年度及び令和3年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、保育所等整備事業者選定委員会により不選定となった事業者や選定途中で辞退した事業者があるなど、想定に対して選定された事業者が少なかったためである。

シ. 鉄道事業者活用型保育所整備事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	164,280
決算額	80,301	—	164,280

(注) 令和元年度の当初予算額が「—」となっているのは、明許繰越があったためである。令和2年度の当初予算額及び決算額が「—」となっているのは、当該年度に支出を要する費用がなかったためである。

ス. 認可外保育施設認可化整備費補助金

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	96,000	48,000	216,000
決算額	92,392	142,930	222,672

(注) 令和2年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、認可化等を希望する施設数が見込みを上回ったためである。

セ. 公立保育所民営化整備費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	18,435	10,963	12,054
決算額	16,778	6,158	5,279

(注) 令和2年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、民営化した旧有馬保育園の園舎移転が令和3年度となったため、旧園舎解体に係る家屋事前調査を令和2年度に実施する必要がなくなったためである。令和3年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、明許繰越があったためである。

ソ. 公立保育所民営化仮施設事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	192,157	273,861	83,040
決算額	203,709	263,349	64,705

タ. 民営化施設維持管理等事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	2,910	3,035	9,978
決算額	2,024	3,526	9,107

チ. 公立保育所建替え推進事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,957,733	1,669,373	779,651
決算額	1,881,473	1,441,322	373,669

(注) 令和3年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、明許繰越があったためである。

ツ. 保育所等整備事業者選定委員会等経費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	5,924	4,833	4,833
決算額	4,548	1,880	1,069

(注) 令和2年度及び令和3年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、予算要求時の想定と比べて実際の応募法人数や選定委員会の開催回数等が少なかったためである。

③ 事業費の主な内訳

ア. 鹿島田駅周辺保育所整備事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
使用料及び賃借料	3,635	鹿島田駅周辺地区再開発事業用地内仮設園舎賃借料
合計	3,635	

イ. 北加瀬3丁目地内(北加瀬保育園民営化)保育所整備事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	52,201	(仮称)北加瀬保育園跡地保育所施設整備費等補助金
合計	52,201	

ウ. 塚越2丁目地内(塚越第2住宅跡地)保育所整備事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	189,706	(仮称)塚越2丁目地内保育所施設整備費等補助金
合計	189,706	

エ. 上平間地内(平間・平間乳児保育園民営化)保育所整備事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
使用料及び賃借料	14,060	ひらま・ひらま乳児保育園の移築に伴う固定資産使用料金
負担金補助及び交付金	126,318	(仮称)かしまだ保育園施設整備費補助金
合計	140,378	

オ. 宮内1丁目地内(西宮内保育園民営化)保育所整備事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	83,917	エクセレント西宮内保育園(西宮内保育園跡地保育所)施設整備費等補助金
合計	83,917	

カ. 上平間地内(南平間保育園増改築)保育所整備事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	55,428	にじいろ保育園南平間施設整備費等補助金
合計	55,428	

キ. さくらの木・さくらの木乳児保育園増改築事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	124,379	さくらの木保育園増改築における施設整備費等補助金
合計	124,379	

ク. 東有馬4丁目地内(有馬保育園民営化)保育所整備事業費

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	1,321	有馬保育園解体撤去工事家屋事後調査委託 1,321千円
工事請負費	34,650	有馬保育園解体撤去工事 34,650千円
負担金補助及び交付金	11,986	有馬保育園民営化保育所の施設整備費等補助金
合計	47,956	

ケ. 平2丁目地内(平保育園民営化)保育所整備事業費

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	3,850	合築施設とガス管を切り分けるための工事請負費
合計	3,850	

コ. 宮前平1丁目地内(みやざき保育園)増改築事業費

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	198,680	みやざき保育園増改築における施設整備費等補助金
合計	198,680	

サ. 民間事業者活用型保育所整備事業費

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	551,123	民間事業者活用型保育所整備補助金
合計	551,123	

シ. 鉄道事業者活用型保育所整備事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	164,280	鉄道事業者活用型保育所整備費等補助金
合計	164,280	

ス. 認可外保育施設認可化整備費補助金

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	222,672	令和3年度認可外保育施設認可化移行等支援費補助金(12施設)
合計	222,672	

セ. 公立保育所民営化整備費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	5,279	平間・平間乳児保育園園舎解体撤去設計業務委託 2,420 千円 有馬保育園解体撤去工事家屋事前調査委託 1,385 千円 ひらま・ひらま乳児保育園の石綿使用建材成分分析調査業務委託 1,166 千円
合計	5,279	

ソ. 公立保育所民営化仮施設事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	2,962	北加瀬保育園仮設園舎用地敷地測量及び 分筆業務委託 1,496 千円 有馬保育園産業廃棄物運搬・処分業務委託 957 千円
使用料及び賃借料	59,730	西宮内保育園仮設園舎賃貸借
工事請負費	2,013	北加瀬保育園仮設園舎用地の原状回復 1,430 千円
合計	64,705	

タ. 民営化施設維持管理等事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
工事請負費	9,107	たちばな中央保育園ウッドデッキ改修工 事 2,470 千円 にじいろ保育園南平間敷地内通路改修工 事 2,442 千円
合計	9,107	

チ. 公立保育所建替え推進事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
役務費	682	土淵保育園仮設園舎等建設用地一時使用 賃貸借契約に係る不動産仲介手数料
委託料	41,417	土橋保育園改築設計委託 23,727 千円 土淵保育園改築設計業務委託 10,203 千円 土橋保育園解体撤去家屋事前調査委託 3,871 千円
使用料及び賃借料	163,028	藤崎保育園仮設園舎賃貸借、土橋保育園仮 設園舎賃貸借

節	令和3年度 決算額	主な内容
工事請負費	160,596	藤崎保育園改築工事 136,618 千円 土橋保育園解体撤去工事 18,170 千円 中原区保育子育て総合支援センター・中原 保育園修繕工事 2,420 千円
負担金補助及び交 付金	7,590	土橋保育園仮設園舎賃貸借に伴う工事負 担金
補償補填及び賠償 金	357	支障物件移転補償費
合計	373,669	

ツ. 保育所等整備事業者選定委員会等経費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	224	附属機関委員（学識経験者）の日額報酬
需用費	3	保育所整備事業者選定委員会用飲料
役務費	380	保育所等整備事業者選定委員会等に係る 記録作成業務
委託料	462	保育所整備事業応募法人財務状況調査委 託 462 千円
合計	1,069	

(2) 監査の結果

① 塚越2丁目地内(塚越第2住宅跡地)保育所整備事業費

【指摘3】 補助金交付申請書添付書類の記載誤りについて

川崎市民間保育所施設整備費等補助金交付申請書の添付書類である「(仮称)塚越2丁目地内保育所 民間保育所施設整備費 収支予算書抄本」を確認したところ、設計監理費と設計費の支出予算額が、見積書の予算額と反対に記載されており、整合していなかった。

今後は、補助金交付申請書の添付書類の記載に誤りがないか確認するととも

に、誤りがあった場合には、申請者に対し、適切に修正するように指導する必要がある。

② 認可外保育施設認可化整備費補助金

【指摘4】 実績報告書の記載誤りについて

認可外保育施設認可化移行等支援費補助金は、認可保育所への移行に係る補助（認可外保育施設の認可化移行に係る支援費補助金交付要綱）と小規模保育事業への移行に係る補助（認可外保育施設の小規模保育事業移行に係る支援費補助金交付要綱）の2種類がある。令和3年度は、前者が8件、後者が4件の計12件の補助実績があった。

両補助金に係る補助金交付申請書等の提出書類を確認したところ、交付要綱第14条に規定されている発注実績報告書及び事業実績報告書と検査確認書の間で、表35のとおり、金額の不整合が生じていた。具体的には、A園及びB園では、発注実績報告書の金額、C園では事業実績報告書の金額が誤って記載されていた。

結果的に、3園とも検査確認書では正しい金額で検査されており、補助金額に影響はなかったが、今後は、事業実績報告書及び発注実績報告書の記載に誤りがないか確認するとともに、誤りがあった場合には、申請者に対し、適切に修正するように指導する必要がある。

表35 補助金関係書類間の不整合

		事業実績報告書	発注実績報告書	検査確認書
A園	建設工事費	8,877,000円	(誤)8,877,440円	8,877,000円
B園	その他費用 (備品費)	2,054,786円	(誤)2,051,266円	2,054,786円
C園	建設工事費	(誤)3,160,000円	3,160,575円	3,160,575円

(出典：市提供資料より監査人作成)

認可外保育施設の認可化移行に係る支援費補助金交付要綱より抜粋

(事業実績報告)

第14条 補助金の交付を受けた者は、当該事業が完成したときは、60日以内に事業実績報告書(第4号様式)及び発注実績報告書(第5号様式)を市長に提出するものとする。

認可外保育施設の小規模保育事業移行に係る支援費補助金交付要綱より抜粋

(事業実績報告)

第14条 補助金の交付を受けた者は、当該事業が完成したときは、60日以内に認可外保育施設小規模保育事業移行支援費補助金事業実績報告書(第4号様式)及び発注実績報告書(第5号様式)を市長に提出するものとする。

③ 公立保育所民営化仮設施設事業費

【指摘5】 委託業務完了届の記載誤りについて

川崎市北加瀬保育園仮設園舎用地敷地測量業務委託契約書と委託業務完了届を確認したところ、受託者から提出された委託業務完了届の履行期限の記載が誤っていた。具体的には、履行期限を「令和3年7月30日」と記載すべきところ、契約年月日である「令和3年4月30日」と記載されていた。

今後は、委託業務完了届の記載に誤りがないか確認するとともに、誤りがあった場合には、受託者に対し、適切に修正するように指導する必要がある。

④ 民営化施設維持管理等事業費

【指摘6】 軽易工事執行状況報告書の掲載漏れについて

軽易工事を執行した場合には、川崎市軽易工事契約事務取扱規程第8条の規定により、その結果を四半期ごとに取りまとめ、軽易工事執行状況報告書として、財政局長に報告することとなっている。

しかし、執行した軽易工事のうち、たちばな中央保育園ウッドデッキ改修工事2,470千円、みぞのくち保育園保育室建具改修工事2,035千円について、軽易工事執行状況報告書への掲載が漏れていた。軽易工事執行状況報告書は、財務会計システムから該当工事を出力して作成しているが、財務会計システムで予算執行伺を起案する段階で軽易工事を選択していなかったことから、出力リストから漏れたことが原因である。

今後は、軽易工事執行状況報告書の掲載漏れが生じないように、予算執行伺を起

案する段階で軽易工事を適切に選択するとともに、掲載漏れがないことを再確認する必要がある。

川崎市軽易工事契約事務取扱規程より抜粋

第8条 予算執行部局の長は、軽易工事の執行結果を四半期ごとにとりまとめ、財政局長に報告しなければならない。
2 財政局長は、前項により報告を受けた執行の状況が業者選定等について適当でないと認めるときは、予算執行部局の長に対しその改善を要求することができる。

4. 民間保育所運営事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

民間保育所運営事業は、民間保育所において、より質の高い教育・保育の提供がなされるよう、運営支援等を行うことで、保育の質の維持・向上を図ることを目的とした事業である。

具体的には、国及び市が定める子どものための教育・保育給付費等の支給・充実により、運営内容の支援・向上を図っている。また、運営内容に関する日々の相談や園訪問等により、適正な運営の確保を図っている。

令和3年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 民間保育所の定員について、認可保育所の整備が目標を下回ったことにより、目標値 30,850 人には達しなかったが、前年度 29,325 人から、30,625 人と増員し、ほぼ目標通り達成した。
- ② 地域型保育事業について、認可外保育施設からの移行数が目標を下回ったことにより、目標値 1,340 人には達しなかったが、前年度 1,234 人から 1,283 人と増員した。
- ③ 一時保育事業の実施園については、令和4年4月1日時点では、前年度 86 か所から変わらないものの、令和4年度中に1施設の増加を見込み、次年度中の実施に向けて整備を進めた。
- ④ キャリアアップ研修の実施など、国の処遇改善等加算の適切な執行に向けた運営支援を推進した。その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、マスクや消毒液等感染防止用の物品等の購入等に要する費用の一部や、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続するために必要となる経費を補助した。また、保育所等の経営を守るため、利用者減少の影響によらない委託費の給付や一時保育事業の減収補填を実施した。

なお、民間保育所運営事業は、下記の予算小事業から構成されている。

予算小事業	
ア	民間保育所運営費
イ	民間保育所保育相談事業費
ウ	民間保育所第2運営費
エ	横浜市共同整備保育所運営費

予算小事業	
オ	民間保育所運営費補助金
カ	地域型保育事業運営費補助金
キ	保育所等管理・運営経費
ク	小規模保育事業運営費(A・B型)
ケ	小規模保育事業運営費(C型)
コ	家庭的保育事業運営費
サ	事業所内保育事業運営費
シ	地域型給付事業市加算運営費
ス	公設保育所整備費
セ	民間保育所運営育成費
ソ	児童厚生施設「こどもの杜」運営費補助金
タ	保育センター運営費補助金
チ	保育所用地等借上・管理経費
ツ	その他

ア. 民間保育所運営費

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）に基づき、民設民営の認可保育所が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準並びに特定教育・保育施設の運営に関する基準上の保育を行うための法定経費を支給する予算小事業である。

イ. 民間保育所保育相談事業費

主に認可保育所において、保育従事職員に対して児童の発達に係る指導・助言・研修等を行い、保育従事職員の資質向上及び保育内容の充実化を図る予算小事業である。

ウ. 民間保育所第2運営費

児童福祉法第35条第4項の規定に基づき設置する保育所で、子ども・子育て支援法第27条第1項に定める確認を受けた特定教育・保育施設（一部市外の公設公営及び公設民営の保育所を含む。）に対し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準並びに特定教育・保育施設の運営に関する基準以上の保育が実施されるよう、入所児童の処遇向上と施設職員の加配や待遇改善並びに施設賃借料等の安定的な施設運営のために必要な経費を加算して支給する予算小事業である。

エ. 横浜市共同整備保育所運営費

横浜市との共同整備による尻手すきっぷ保育園について、「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定書」に基づき、横浜市内に整備を行った保育所の運営費における川崎市在住児童の取扱いについて、公定価格及び市独自助成の児童分は、市が直接費用負担を行うが、その他の市独自助成分（補助金を含む）については、横浜市が一旦費用を負担し、市児童分について後日、横浜市に負担金の納付を行う予算小事業である。

オ. 民間保育所運営費補助金

市内の民間保育所等に対して、ICT化推進事業補助金、施設整備借入金返済補助、土地借地料助成金、一時保育事業補助金、開設時入園前健康診断手当、保育体制強化事業補助金、年末保育事業費、定員超過補助者雇上費補助金、サテライト型小規模保育事業補助金、年度限定型保育事業、保育環境等改善補助金を交付する予算小事業である。

カ. 地域型保育事業運営費補助金

市内の地域型保育事業を実施する地域型保育事業所に対して、宿舍借り上げ支援事業補助金、ICT化推進事業補助金、開設時入園前健康診断手当補助金を交付する予算小事業である。

キ. 保育所等管理・運営経費

主に、子ども・子育て支援新制度に対応した子どものための教育・保育給付に係る給付費（私立保育所においては委託費）等の支払い業務、認可保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業に係る利用状況届の内容確認と変更認定業務並びに保育所等の教育・保育給付認定申請、利用申込のシステム入力業務、及び宿舍借り上げ支援事業に係る審査について、市職員が行う業務の補助・支援を行うことにより、業務の効率化・省力化と質の確保を図ることを目的として、事務処理センター業務を委託する予算小事業である。

ク. 小規模保育事業運営費(A・B型)

小規模保育事業のA型及びB型の運営事業者が児童福祉法、子ども・子育て支援法に基づく、家庭的保育事業等を実施するための法定給付（公定価格）を支給する予算小事業である。利用者に対する給付であるが、法定代理受領により、事業者に対し、公定価格から利用者が負担する保育料を差し引いた額を給付する。

ケ. 小規模保育事業運営費(C型)

小規模保育事業のC型の運営事業者が、児童福祉法、子ども・子育て支援法に基づく家庭的保育事業等を実施するための法定給付(公定価格)を支給する予算小事業である。利用者に対する給付であるが、法定代理受領により、事業者に対し、公定価格から利用者が負担する保育料を差し引いた額を給付する。

コ. 家庭的保育事業運営費

家庭的保育事業の運営事業者が、児童福祉法、子ども・子育て支援法に基づく、家庭的保育事業等を実施するための法定給付(公定価格)を支給する予算小事業である。利用者に対する給付であるが、法定代理受領により、事業者に対し、公定価格から利用者が負担する保育料を差し引いた額を給付する。

サ. 事業所内保育事業運営費

事業所内保育事業の運営事業者が児童福祉法、子ども・子育て支援法に基づく、家庭的保育事業等を実施するための法定給付(公定価格)を支給する予算小事業である。利用者に対する給付であるが、法定代理受領により、事業者に対し、公定価格から利用者が負担する保育料を差し引いた額を給付する。

シ. 地域型給付事業市加算運営費

家庭的保育事業等の運営事業者の事業運営の安定・充実を図り、もって児童の処遇を改善することにより健全な育成を推進することを目的として、法定外において援助する予算小事業である。

ス. 公設保育所整備費

無償貸付等により民設化した保育施設の設備等に不具合が生じた際、緊急的に補修・改修等を行う予算小事業である。民設化の際、施設に不具合が発生した場合には、行政が責任をもって改修を行うよう、保護者や保護者会をはじめ、「市長への手紙」等で要望が出ており、年度内に発生したものについては対応している。

セ. 民間保育所運営育成費

一般財団法人川崎市保育会が行う民間保育所職員への研修、職員採用事業等に対し、その経費の補助を行う予算小事業である。

ソ. 児童厚生施設「こどもの杜」運営費補助金

社会福祉法人神奈川民間保育園協会が横浜市青葉区に設置する児童厚生施設

「こどもの杜」に対し、横浜市との協調事業として、運営費の補助を行う予算小事業である。

タ. 保育センター運営費補助金

学校法人白峰学園が横浜女子短期大学に設置し、保育に関する研修や調査研究事業等を行う保育センターに対し、神奈川県、横浜市、横須賀市及び相模原市と協調して、運営費の補助を行う予算小事業である。

チ. 保育所用地等借上・管理経費

借地権者より保育所用地として使用許可又は借り受けた土地の借上げに係る経費及びビル内に保育所として使用するため区分所有する市有物件の管理費等を支出・負担する予算小事業である。

② 事業費の推移

ア. 民間保育所運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	35,807,206	38,364,235	41,156,699
決算額	35,313,899	37,399,921	40,278,254

イ. 民間保育所保育相談事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	5,584	6,393	6,440
決算額	2,711	1,215	2,776

(注) 令和元年度、令和2年度及び令和3年度、いずれの年度も保育相談員の定員2名のところ1名しか充足することができなかったため、決算額と当初予算額の差が大きくなっている。また、令和2年度については充足した1名が年度途中で退職したため、差額がより大きくなっている。

ウ. 民間保育所第2運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	10,465,750	11,630,509	12,738,140
決算額	10,034,114	10,730,577	11,756,944

エ. 横浜市共同整備保育所運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	7,500	7,281	8,612
決算額	7,169	7,951	9,279

オ. 民間保育所運営費補助金

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	991,900	1,292,389	1,352,506
決算額	803,793	1,563,279	1,594,465

(注) 令和2年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、補正予算として川崎市新型コロナウイルス感染症対策補助金の成立等があったためである。令和3年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、明許繰越の川崎市新型コロナウイルス感染症対策事業補助金があったためである。

カ. 地域型保育事業運営費補助金

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	46,669
決算額	38,722	43,948	76,150

(注) 令和3年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、繰越明許予算として新型コロナウイルス感染症対策事業補助金が発生したためである。令和元年度及び令和2年度の当初予算額が「—」となっているのは、組織改正前の予算要求段階で宿舍借り上げ支援事業補助金が保育士等確保対策支援事業費、ICT化推進事業補助金が民間保育所運営費補助金、開設時入園前健康診断手当補助金が新設園入園前健康診断事業費に、認可保育所等と含めて計上されており、令和2年度の組織改正で当事業費が分割・統合されたためである。令和元年度及び令和2年度の決算額は、地域型保育事業の宿舍借り上げ支援事業補助金、ICT化推進事業補助金及び開設時入園前健康診断手当補助金を集計した金額を記載している。

キ. 保育所等管理・運営経費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	176,329
決算額	—	—	178,227

(注) 本事業費については令和3年度に新設されたものであるため、令和元年度及び2年

度については、当初予算額・決算額の計上はない。

ク. 小規模保育事業運営費(A・B型)

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,534,781	1,869,243	2,403,946
決算額	1,488,199	1,879,627	2,100,616

ケ. 小規模保育事業運営費(C型)

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	178,210	179,154	195,569
決算額	178,509	186,506	190,344

コ. 家庭的保育事業運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	325,198	332,059	356,419
決算額	316,174	335,016	363,093

サ. 事業所内保育事業運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	169,492	202,802	250,867
決算額	117,716	132,046	147,516

(注) 令和2年度及び令和3年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、いずれも利用児童数が見込みを下回ったためである。

シ. 地域型給付事業市加算運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	312,908	424,386	538,732
決算額	348,819	365,232	479,342

(注) 令和2年度及び令和3年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、いずれも利用児童数が見込みを下回ったためである。

ス. 公設保育所整備費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	6,000	6,000	6,000
決算額	704	3,275	5,473

(注) 令和元年度及び令和2年度の決算額と当初予算額の差が大きいののは、対象施設に大きな破損等がなく、当初の見込みより修繕の必要性が生じなかったためである。

セ. 民間保育所運営育成費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	29,200	29,200	29,200
決算額	29,200	29,200	29,200

ソ. 児童厚生施設「こどもの杜」運営費補助金

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	4,106	4,106	4,106
決算額	4,106	4,106	4,106

タ. 保育センター運営費補助金

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	3,840	3,840	3,840
決算額	3,440	3,840	3,840

チ. 保育所用地等借上・管理経費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	66,001	76,387	78,719
決算額	66,776	78,944	74,307

③ 事業費の主な内訳

ア. 民間保育所運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
扶助費	40,278,254	民間保育所運営費（国基準）
合計	40,278,254	

イ. 民間保育所保育相談事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	1,892	相談員報酬
職員手当等	230	相談員期末手当
共済費	615	相談員保険料
旅費	39	相談員旅費
合計	2,776	

ウ. 民間保育所第2運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
扶助費	11,756,944	民間保育所運営費（市加算・市助成）
合計	11,756,944	

エ. 横浜市共同整備保育所運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	9,279	横浜市共同整備保育所運営費（尻手すきっぷ保育園）
合計	9,279	

オ. 民間保育所運営費補助金

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	1,594,465	一時保育事業補助金 保育体制強化事業補助金 川崎市新型コロナウイルス感染症対策事業補助金
合計	1,594,465	

カ. 地域型保育事業運営費補助金

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	76,150	保育士宿舎借上げ支援事業補助金 川崎市新型コロナウイルス感染症対策事業補助金
合計	76,150	

キ. 保育所等管理・運営経費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	527	OA用品
役務費	1,863	電話料、郵便料
委託料	167,951	川崎市子ども・子育て支援事務処理センター業務委託 165,220千円
使用料及び賃借料	6,584	子ども・子育て支援給付事務処理センター賃貸借契約
負担金補助及び交付金	1,301	子ども・子育て支援システム事務処理センターの賃貸借契約に伴う共益費
合計	178,227	

ク. 小規模保育事業運営費(A・B型)

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
扶助費	2,100,616	小規模保育事業A・B型運営費(公定価格)
合計	2,100,616	

ケ. 小規模保育事業運営費(C型)

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
扶助費	190,344	小規模保育事業C型運営費(公定価格)
合計	190,344	

コ. 家庭的保育事業運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
扶助費	363,093	家庭的保育事業運営費(公定価格)
合計	363,093	

サ. 事業所内保育事業運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
扶助費	147,516	事業所内保育事業運営費(公定価格)
合計	147,516	

シ. 地域型給付事業市加算運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
扶助費	479,342	地域型給付事業運営費(市加算)
合計	479,342	

ス. 公設保育所整備費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	58	にじのそら虹ヶ丘保育園小荷物専用昇降機補修工事
委託料	491	たいら虹保育園ガスヒートポンプ洗浄業務委託 491 千円
工事請負費	4,924	にじいろ保育園南平間ブロック塀補修工事 2,057 千円 かわなかじま保育園樹木撤去及び外構補修工事 1,617 千円
合計	5,473	

セ. 民間保育所運営育成費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	29,200	民間保育所運営育成費補助金
合計	29,200	

ソ. 児童厚生施設「こどもの杜」運営費補助金

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	4,106	神奈川県児童野外活動センター運営費補助金
合計	4,106	

タ. 保育センター運営費補助金

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	3,840	保育センター運営費補助金
合計	3,840	

チ. 保育所用地等借上・管理経費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	578	セントア武蔵小杉内保育所エレベーター保守点検業務等委託 578 千円
使用料及び賃借料	71,156	土橋4丁目地内保育所用地固定資産使用料 塚越2丁目地内保育所用地の県有財産有償貸付契約に基づく土地借上料
負担金補助及び交付金	2,573	セントア武蔵小杉管理費 川崎ゲートタワー管理費等負担金
合計	74,307	

(2) 監査の結果

① 民間保育所運営費

【指摘7】 土曜日閉所減算認定申請書の日付記入について

令和3年度土曜日閉所減算認定申請書を閲覧したところ、日付が未記入となっている申請書が多数発見された。

市によると、急遽、土曜日に利用希望児童がなかった等の理由で土曜日を閉所する旨の連絡を口頭で受け、当該連絡に基づいて減算処理を行った場合、後日、土曜日閉所減算認定申請書の提出を受けることになるため、日付が未記入になっている申請書が多くなっているとのことであった。

保育所子どものための教育・保育給付費等の支給に係る書類であることから、日付が未記入の場合は、日付を記入するように指導する必要がある。

【指摘8】 賃金改善計画書の日付記入について

令和3年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）及び令和3年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）を閲覧したところ、日付が未記入となっている計画書が多数発見された。

市によると、賃金改善計画書とその添付書類の記載方法が複雑であり、事業者と市担当者との間で確認と修正依頼が何往復も行われるため、最終提出日がいつになるか分からず、日付が未記入になっている計画書が多くなってしまっているのではないかとのことであった。

保育所子どものための教育・保育給付費等の加算を認定する書類であることから、日付が未記入の場合は、日付を記入するように指導する必要がある。

② 民間保育所運営費補助金

【指摘9】 ICT化推進事業実施要綱の改正の検討について

川崎市認可保育所等におけるICT化推進事業実施要綱（以下、「ICT実施要綱」という。）の規定に基づき、保育所等がICT化推進事業補助金の交付の申請を行うためには、事前に、ICTの導入予定日及び運用開始予定日を記載したICT化推進事業実施計画書（以下、「実施計画書」という。）を市に提出し、市の承認を受けなければならない。

その後、補助金の交付申請、交付決定を経て、保育所等が補助金の交付を受けた後は、ICT化推進事業実績報告書（以下、「ICT実績報告書」という。）をICTの運用開始日から30日以内に市に提出しなければならない（ICT実施要綱第14条）こととなっている。

しかし、ICTの運用開始日から30日以内に提出されていない実績報告書が多数あり、ICT実施要綱第14条の規定に従っていない状況となっていた。

この原因は、市が実施計画書の承認を適時に行っていないことにある。例えば、運用開始予定日が令和3年9月1日と記載されている実施計画書に対する承認通知日が令和4年1月18日となっている事例など、運用開始予定日から数ヶ月以上経過した日に承認を行っている事例が多数あった。

市によると、例年10月末頃までは保育給付費等の支給額の算定等の事務が繁忙を極めており、ICT化推進事業補助金に係る事務は11月以降に着手せざるを得ない状況にあるため、実施計画書の提出から承認に至るまで、数ヶ月以上の期間を要する結果となっているとのことであった。

本来であれば、実施計画書の承認事務を適宜適切に行う必要があるが、現状の事務量等を鑑みると、実務上対応が困難であると考えられる。しかし、ICT実施要綱

に従っていない状況は解消する必要があるため、例えば、ICT 実績報告書の提出期限を見直すなど、ICT 実施要綱の改正を検討する必要がある。

ICT 実施要綱より抜粋

(実施計画書)

第6条 申請者は、ICT 化推進事業実施計画書を市長に提出しなければならない。

3 実施計画書に記載する導入予定日及び運用開始予定日は、実施計画書を提出する年度内でなければならない。

(実施計画書の承認)

第7条 市長は、実施計画書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、その承認を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 前条第1項に規定する実施計画書の承認を受けたものは、実施計画書を提出した日の属する年度内に、ICT 化推進事業補助金申請書を市長に提出しなければならない。

3 補助金申請書の導入完了日及び運用開始予定日は、補助金申請書を提出する日の属する年度内でなければならない。

(実績報告)

第14条 補助金の交付を受けた者は、支援システムの運用を開始したときは、開始した日から30日以内に、ICT 化推進事業実績報告書により、市長に報告しなければならない。

③ 地域型保育事業運営費補助金

【指摘10】 ICT 化推進事業実施要綱の改正の検討について

上記【指摘9】と同様に、例えば、運用開始予定日が令和3年8月1日と記載されている実施計画書に対する承認通知日が令和3年11月30日となっている事例など、運用開始予定日から数ヶ月以上経過した日に承認を行っている事例が多数あった。

本来であれば、実施計画書の承認事務を適宜適切に行う必要があるが、現状の事務量等を鑑みると、実務上対応が困難であると考えられる。しかし、ICT 実施要綱に従っていない状況は解消する必要があるため、例えば、ICT 実績報告書の提出期限を見直すなど、ICT 実施要綱の改正を検討する必要がある。

④ 公設保育所整備費

【指摘11】 軽易工事執行状況報告書の掲載漏れについて

【指摘6】に記載したとおり、軽易工事を執行した場合には、川崎市軽易工事契約事務取扱規程第8条の規定により、その結果を四半期ごとに取りまとめ、軽易工事執行状況報告書として、財政局長に報告することとなっている。

しかし、公設保育所整備費で執行した全ての軽易工事について、軽易工事執行状況報告書への掲載が漏れていた。軽易工事執行状況報告書は、財務会計システムから該当工事を出力して作成しているが、財務会計システムで予算執行伺を起案する段階で軽易工事を選択していなかったことから、出力リストから漏れたことが原因である。

今後は、軽易工事執行状況報告書の掲載漏れが生じないように、予算執行伺を起案する段階で軽易工事を適切に選択するとともに、掲載漏れがないことを再確認する必要がある。

5. 公立保育所運営事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

公立保育所運営事業は、公民の保育所等で安心した質の高い保育を受けることができるとともに、入所児童以外の世帯も身近な保育所等で子育てに関する相談などの支援を受けることができるようにすることを目的とした事業である。

具体的には、実践的な知識や保育技術の向上について、民間事業者との情報共有や連携を図り、認可外保育施設等の支援を実施するとともに、公民合同の研修会により保育人材を育成している。また、事業実施スペースの創出など、公立保育所のさらなる機能強化のため、老朽化した施設の再整備等を行っている。

令和3年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 公立保育所の老朽化対策の実施については、公立保育所の補修・修繕工事を適切に実施し、藤崎保育園は地中障害物等の影響により、運営開始を令和4年度に延期した。
- ② 公民保育所職員研修を実施し、6,838人が受講した。
- ③ 子育て相談や絵本貸出などの地域の子育て支援、新しい生活様式に配慮した保育事例集及び追加情報「げんきになあれ」(第18号まで発行)を作成・配布するなどの民間保育所等支援を実施した。
- ④ 書面による「各種連携会議」などを通じた公民連携を行い、課題別研修などの人材育成研修をWEBで実施した。さらに園内研修等にも活用できる「保育のポイント集」やその活用のためのおたより「ぽかぽか」(第3号まで発行予定)を新たに作成し、保育の質向上を図った。
- ⑤ 各保育・子育て総合支援センター及び公立保育所センター園において、医療的ケア児保育を実施した。また、コロナ禍への適切な対応のため、簡易医療環境の整備、ウォッシュブル布団等の感染対策物品の導入、オンライン環境の拡充、会計年度任用職員の処遇改善に取り組んだ。

なお、公立保育所運営事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	予算小事業
ア	運営管理課庁費(人件費)
イ	公立保育所運営費
ウ	調理業務委託事業費

予算小事業	
エ	延長保育事業費
オ	一時預かり保育事業費
カ	民間保育所職員キャリアアップ研修事業費
キ	保育・子育て総合支援事業推進費
ク	保育所整備費
ケ	その他

ア. 運営管理課庁費(人件費)

保育運営業務を円滑に実施するため、保育運営業務に従事する会計年度任用職員を任用し、業務を執行している。この他、保育事業を執行するための諸費用及び保育所職員の育成・指導等を行うための経費を支出する予算小事業である。

イ. 公立保育所運営費

市内公立保育所に勤務する非常勤職員等の任用及び育成、園児に対する給食の提供、保育所施設の維持及び修繕、消耗品・備品の購入等を行い、公立保育所の運営を行う予算小事業である。

ウ. 調理業務委託事業費

従来通りの十分な質の確保及び向上を前提とし、国基準に基づく公立保育所の給食提供を行うと共に、3歳以上の児童に対して主食の提供を行う。民間活力の積極的な活用として、民間事業者への業務委託により実施している。また市職員の兼務栄養士が委託園を巡回し、園児への食育及び受託業者に対しての業務指導を行う予算小事業である。

エ. 延長保育事業費

児童を養育する者が、就労時間の事情等により、正規の開所時間に送迎ができない状況に対応し、最大120分の延長保育を実施する予算小事業である。

オ. 一時預かり保育事業費

保護者の就労形態の多様化や核家族化等に伴う緊急的な保育需要に応えるため、昼間において一時的に必要な保育を行うことを目的に実施している予算小事業である。

カ. 民間保育所職員キャリアアップ研修事業費

保育士等キャリアアップ研修ガイドラインに基づき、保育現場におけるリー

ダ. 一的職員の育成に関する研修を実施している。研修の実施主体は、神奈川県であるため、県の指定を受け、7分野（乳児保育、幼児教育、障害児保育、保護者支援・子育て支援、保健衛生・安全対策、食育・アレルギー対応、マネジメント）について、定員150名、研修時間1分野15時間以上の研修を実施する予算小事業である。

キ. 保育・子育て総合支援事業推進費

新たな公立保育所の3つの機能（①地域の子ども・子育て支援、②民間保育所等への支援、③公・民保育所人材育成）を充実、強化していくために位置づけられた事業を各区保育総合支援担当で実施している予算小事業である。

ク. 保育所整備費

市内にある公立保育所（直営）21か所における施設の補修、改善、整備及び設備設置等の保育所運営・維持管理を実施する予算小事業である。

② 事業費の推移

ア. 運営管理課庁費(人件費)

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	1,902
決算額	—	—	1,901

(注) 本事業費については令和3年度に新設されたものであるため、令和元年度及び2年度については、当初予算額・決算額の計上はない。

イ. 公立保育所運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	996,215	932,544	673,239
決算額	900,830	847,002	685,657

ウ. 調理業務委託事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	511,937	466,969	328,795
決算額	480,549	414,008	300,456

エ. 延長保育事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	16,998	12,008	23,189
決算額	14,018	1,549	1,359

(注) 本事業費の報酬については、延長保育に従事する保育士を任用するためのものだが、保育士の勤務の形態上、通常保育への従事と明確に区分することが困難であるため、それぞれの予算を合わせて任用を行っている。令和2年度に会計年度任用職員に移行した際に、2つ以上の予算から同時に支出することがシステム上でできなくなったので、予算規模の大きい公立保育所運営費から先に支出することとし、本事業については、決算額と当初予算額の差が大きくなっている。

オ. 一時預かり保育事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	1,457	2,866
決算額	—	945	2,321

カ. 民間保育所職員キャリアアップ研修事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	4,496	4,885	2,425
決算額	1,859	1,297	1,731

(注) 令和元年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、任用予定であった臨時的任用職員が募集をしても応募がなかったことから欠員となったためである。令和2年度及び令和3年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、令和元年度と同様に会計年度任用職員が欠員であったことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定されていた研修が中止もしくはオンライン開催となり、会場借上料及び資料の印刷にかかる費用が執行できなかったためである。

キ. 保育・子育て総合支援事業推進費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	9,455	16,680	17,098
決算額	7,928	10,462	12,076

(注) 令和2年度及び令和3年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定されていた人材育成研修及び子育て支援事業等の縮小や中止があったためである。

ク. 保育所整備費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	80,440	52,774	22,470
決算額	41,894	56,639	29,068

(注) 令和元年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、平成30年度に大阪で発生したブロック塀の倒壊による女児死亡事故を受けて、実施をした公立保育所のブロック塀の点検及び工事について、点検の結果、実施内容が当初想定より少なくなり、執行額が大幅に下回ったためである。

③ 事業費の主な内訳

ア. 運営管理課庁費(人件費)

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	1,901	会計年度任用職員報酬
合計	1,901	

イ. 公立保育所運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	197,316	会計年度任用職員報酬
給料	143,960	再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員（現業職）給料
職員手当等	23,530	再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員期末手当、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員（現業職）地域手当・通勤手当・時間外勤務手当
共済費	733	再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員保険料
報償費	3,601	公立保育園新入園児入園前健康診断医師謝礼、公立保育所歯科健診医師謝礼
旅費	526	普通旅費、費用弁償
需用費	241,264	給食費、電気料、ガス料
役務費	8,910	電話料、公立保育所寝具クリーニング業務
委託料	38,303	公立保育所高濃度 PCB 廃棄物処理業務委託 8,039 千円 川崎市内公立保育園一般廃棄物収集運搬業務委託 5,052 千円 公立保育園等消防設備等保守点検業務委託 2,676 千円
使用料及び賃借料	7,654	公立保育所における ICT 支援ツール利用
原材料費	1,064	保育所原材料・塗料・材木
備品購入費	17,895	保育所備品購入
負担金補助及び交付金	368	会計年度任用職員胸部 X 線検査費負担金
償還金利子及び割引料	533	公立保育所主食副食費過年度分の還付
合計	685,657	

ウ. 調理業務委託事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
旅費	0	
需用費	76,416	賄材料費
役務費	106	公立保育所給食調理業務委託プロポーザ ル評価委員会記録作成業務
委託料	223,894	河原町保育園調理業務委託 23,846 千円 東小田保育園調理業務委託 19,334 千円 夢見ヶ崎保育園調理業務委託 19,162 千円 津田山保育園調理業務委託 19,074 千円
備品購入費	40	
合計	300,456	

エ. 延長保育事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	1,359	延長保育給食費
合計	1,359	

オ. 一時預かり保育事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	1,281	一時預かり保育事業に伴う物品の購入
役務費	296	一時預かり保育事業に伴う傷害保険
備品購入費	744	一時預かり保育事業に伴う備品の購入
合計	2,321	

カ. 民間保育所職員キャリアアップ研修事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	1,604	保育士等キャリアアップ研修講師謝礼
需用費	86	保育士等キャリアアップ研修用事務用品
役務費	41	キャリアアップ研修修了証送付料
合計	1,731	

キ. 保育・子育て総合支援事業推進費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	1,957	研修・講座講師謝礼
需用費	7,157	消耗品費、印刷製本費、賄材料費
役務費	81	郵便料
委託料	517	川崎区保育・子育て総合支援センター一時 預かり事業利用案内等翻訳業務委託 406千円
使用料及び賃借料	14	課題別研修開催における会場使用料
備品購入費	2,350	保育事業用備品
合計	12,076	

ク. 保育所整備費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
工事請負費	29,068	川崎市内公立保育所 Wi-Fi 補修工事 2,500千円 白山保育園給食室換気扇その他補修工事 2,497千円 生田保育園ウッドデッキ他補修工事 2,487千円
合計	29,068	

(2) 監査の結果

① 公立保育所運営費

【指摘12】 報告書の徴取の徹底について

令和3年度川崎市内公立保育園等室内害虫駆除業務委託（前期）及び令和3年度川崎市内公立保育園等室内害虫駆除業務委託（後期）において、全施設作業完了後は、報告書及び完了確認書を提出しなければならない（仕様書8（3）イ）こととなっている。しかし、市に報告書が提出されていなかった。

したがって、仕様書に従い、業務委託に係る報告書の徴取を徹底する必要がある。

仕様書より抜粋

8 実施方法

(3) 完了の報告

ア 受託者は作業完了後、施設担当者に報告するとともに、実施確認のため各施設の完了確認印を受けること。

イ 全施設作業完了後は、報告書を作成し、完了確認書とともにこども未来局保育事業部運営管理課に提出すること。

【指摘13】 定期点検報告書の徴取の徹底について

中原区保育・子育て総合支援センター昇降機保守点検業務委託において、毎月、定期点検報告書を提出しなければならない。しかし、地域子育て支援センターなかはらの4月分、5月分の定期点検報告書が提出されていなかった。昇降機保守点検業務は安全に関わる点検業務であり、異常の有無を確認することは重要である。

したがって、定期点検報告書の徴取を徹底する必要がある。

【指摘14】 報告書及び業務完了届の徴取の徹底について

公立保育園等園舎機械警備業務委託（北部）において、受託者は、毎月報告書及び業務完了届を市に提出しなければならない。しかし、8月分、9月分の報告書及び8月分の業務完了届が提出されていなかった。

市は、仕様書に従い、報告書及び業務完了届の徴取を徹底する必要がある。

【指摘 15】 業務完了届の検査の遅延について

川崎市内公立保育園等園舎機械警備業務委託（北部）、川崎市内公立保育園等園舎機械警備業務委託（南部）及び令和3年度中原保育園等園舎機械警備業務委託において、4月分の警備業務完了届の提出日付が令和3年5月6日、検査調書の検査日付が令和3年5月19日となっていた。

川崎市委託契約約款では、業務完了届を受理した日から10日以内に検査しなければならないと定められているが、4月分の警備業務の検査は受理した日から10日を超過していた。

したがって、川崎市委託契約約款に従い、業務完了届を受理した日から10日以内に検査を実施する必要がある。

川崎市委託契約約款より抜粋

（検査及び引渡し）

第14条 受注者は、業務を完了したときは、直ちに業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理した日から10日以内に、受注者の立会いを求めて業務内容を検査しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

【指摘 16】 業務完了届の徴取の徹底について

公立保育所自家用電気工作物保安管理業務委託において、受託者は、業務完了届を市に提出しなければならない。しかし、業務完了届が提出されていなかった。

市は、仕様書に従い、業務完了届の徴取を徹底する必要がある。

【指摘 17】 年次点検報告書の徴取の徹底について

公立保育所自家用電気工作物保安管理業務委託において、受託者は、年次点検報告書を市に提出しなければならない。しかし、中原区保育・子育て総合支援センターの年次点検報告書が提出されていなかった。

市は、仕様書に従い、年次点検報告書の徴取を徹底する必要がある。

仕様書より抜粋

第6条 (記録の報告及び保存等について)

- 1 発注者は、受注者が実施した点検等の記録等を報告及び確認することとする。
- 2 受注者は、点検結果等について点検報告書を作成し、発注者に提出すること。(以下、略)
- 3 受注者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、発注者受注者双方において3年間保存すること。ただし、当該法令の規定が3年を超える場合には、当該法令の定める期間で保存する。

② 保育所整備費

【指摘18】 軽易工事執行状況報告書の掲載漏れについて

【指摘6】及び【指摘11】に記載したとおり、軽易工事を執行した場合には、川崎市軽易工事契約事務取扱規程第8条の規定により、その結果を四半期ごとに取りまとめ、軽易工事執行状況報告書として、財政局長に報告することとなっている。

しかし、保育所整備費で執行した全ての軽易工事について、軽易工事執行状況報告書への掲載が漏れていた。軽易工事執行状況報告書は、財務会計システムから該当工事を出力して作成しているが、財務会計システムで予算執行伺を起案する段階で軽易工事を選択していなかったことから、出力リストから漏れたことが原因である。

今後は、軽易工事執行状況報告書の掲載漏れが生じないように、予算執行伺を起案する段階で軽易工事を適切に選択するとともに、掲載漏れがないことを再確認する必要がある。

6. 認可外保育施設支援事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

認可外保育施設支援事業は、認可外保育施設や保護者への支援等を実施することで、利用希望者が安心して子どもを預けられる環境づくりを推進することを目的とした事業である。

具体的には、継続的な待機児童解消に向けた多様な保育ニーズへの対応策として、川崎認定保育園利用者への保育料補助を実施し、認可外保育施設等への支援を拡充して安定的な保育受入枠の確保等を図るとともに、子ども・子育て支援新制度に基づく認可化及び地域型保育事業への円滑な移行を推進している。

令和3年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 川崎認定保育園保育料補助については、年2回（前期分・後期分）実施した。幼保無償化実施後も、保育料補助事業を継続して実施し、保護者の経済的負担軽減に寄与した。
- ② 川崎認定保育園の認可化については、12園について、令和4年4月に向けて認可保育所及び小規模保育事業への移行を実施した。また、川崎認定保育園及びおなかま保育室については、市ホームページの空き情報の掲載や区役所窓口等での案内を通じて、児童の受入を促進した。
- ③ 病児・病後児保育事業について、市内7施設において、安定的に実施した。
- ④ 保育士資格等を有しないベビーシッター等へ子育て支援員研修を2回実施した。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、川崎認定保育園及び地域保育園の在園児（保育の必要性がある、無償化対象外の0～2歳児が登園自粛の要請に協力した場合等）に登園自粛日数に応じて登園自粛協力金を支給した。また、おなかま保育室については、自粛した日数に応じて保育料を日割り計算で減額した。登園自粛等に伴い、利用児童数減少により保育料収入が減収となった川崎認定保育園に対して、助成金を減額することなく、支出した。利用児童数減少に伴い、利用料収入が減収となった病児・病後児保育事業者に対して、委託料の補填を行った。

なお、認可外保育施設支援事業は、下記の予算小事業から構成されている。

予算小事業	
ア	幼児教育・保育の無償化対応事業費
イ	乳児保育事業費
ウ	地域保育園援護費
エ	川崎認定保育園援護事業費
オ	病児・病後児保育事業費
カ	保育環境充実支援事業費
キ	その他

ア. 幼児教育・保育の無償化対応事業費

幼児教育の無償化における利用者の支給認定、事業者確認、給付費の審査・支払等の事務を円滑に行う予算小事業である。経費としては、支給認定関係経費、給付支払関係経費、幼保無償化事務センター運営経費がある。

また、令和2年度より、認可外の居宅訪問型保育事業に従事する者に対する子育て支援員研修を実施している予算小事業である。

イ. 乳児保育事業費

待機児童解消施策の一つとして、一般財団法人川崎市保育会に保育室の運営委託を行う予算小事業である。なお、周辺地域における保育所の整備等、待機児童対策の推進により、閉所することが決定している。

ウ. 地域保育園援護費

児童の処遇向上及び従事する職員の健康管理のため、認可外保育施設のうち、届出があり、かつ「認可外保育施設指導監督基準」を満たした施設に対して、施設賠償責任保険料、児童健康診断費、調理職員検便費、職員健康診断費の一部助成を行う予算小事業である。

エ. 川崎認定保育園援護事業費

待機児童対策の一環として、認可外保育施設のうち、一定の設置基準をクリアした川崎認定保育園に対し助成金を支出する予算小事業である。また、対象世帯に対し、半年に1度、保育料補助金を直接補助する予算小事業である。

オ. 病児・病後児保育事業費

病児・病後児保育を、市が指定した施設において、適切な処遇が確保できると認められる法人に委託し実施する小事業である。

カ. 保育環境充実支援事業費

公立保育所勤務経験のある非常勤職員を配置し、定例立入調査及び新規開設の施設や問題がある施設に対する立入調査、巡回指導、事業者からの開設相談、施設からの保育に関する相談等に応じ、適切な保育施設の運営の確保に向けた取組の推進等を図る予算小事業である。

また、認可外保育施設の認可保育所、小規模保育事業への移行に向け、移行希望施設に対して、認可化に向けた指導・助言を行う予算小事業である。

② 事業費の推移

ア. 幼児教育・保育の無償化対応事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,353,488	1,732,811	1,693,904
決算額	610,330	1,323,873	1,257,260

(注) 令和元年度、令和2年度及び令和3年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、幼保無償化に係る給付対象児童数が見込みを下回ったためである。

イ. 乳児保育事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	208,540	137,054	133,141
決算額	208,539	149,874	91,015

(注) 令和3年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、利用児童数が見込みを下回ったためである。

ウ. 地域保育園援護費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	650	625	564
決算額	457	2,412	1,357

(注) 令和2年度及び令和3年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための登園自粛補助金を支給したことに加え、地域保育園援護事業費の対象施設及び申請者数が見込みを上回ったためである。

エ. 川崎認定保育園援護事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	4,009,361	3,775,514	3,185,221
決算額	3,341,783	3,209,848	2,678,921

(注) 令和元年度、令和2年度及び令和3年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、いずれも川崎認定保育園の利用児童数が見込みを下回ったためである。

オ. 病児・病後児保育事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	282,112	303,552	318,067
決算額	288,297	310,150	310,825

カ. 保育環境充実支援事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	28,066	36,524	24,404
決算額	25,104	137,232	38,226

(注) 令和2年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、令和2年度補正予算として新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（認可外保育施設）が発生したことに加え、令和元年度の事故繰越予算として新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（認可外保育施設）が発生したためである。令和3年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、繰越明許予算として新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（認可外保育施設）が発生したためである。

③ 事業費の主な内訳

ア. 幼児教育・保育の無償化対応事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	3,223	会計年度任用職員報酬
需用費	1,081	川崎市子育てのための施設等利用給付支払センター、区役所等における事務用品購入経費
役務費	4,397	郵便料、通信料
委託料	278,186	川崎市子育てのための施設等利用給付支払センター業務委託 273,306 千円 令和3年度川崎市子育て支援員研修(地域保育コース地域型保育)実施委託 1,980 千円
使用料及び賃借料	5,593	川崎市子育てのための施設等利用給付支払センター事務室賃借料
負担金補助及び交付金	735	川崎市子育てのための施設等利用給付支払センター事務室共益費
扶助費	964,045	幼稚園無償化対象施設給付費、認可外保育施設無償化対象施設給付費
合計	1,257,260	

イ. 乳児保育事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	91,015	おなかま保育室事業委託 91,015 千円
合計	91,015	

ウ. 地域保育園援護費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	424	地域保育園登園自粛保育料補助金
扶助費	933	地域保育園援護費
合計	1,357	

エ. 川崎認定保育園援護事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	792	会計年度任用職員報酬
需用費	10	消耗品費
役務費	205	郵便料
負担金補助及び交付金	514,288	川崎市新型コロナウイルス感染症対策事業補助金、川崎認定保育園等保育料補助金
扶助費	2,163,626	川崎認定保育園援護費
合計	2,678,921	

オ. 病児・病後児保育事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	310,825	病児保育事業委託 (エンゼル中原 51,919 千円、エンゼル宮前 51,337 千円、エンゼル川崎 52,868 千円、エンゼル麻生 52,650 千円) 病後児保育事業委託 (エンゼル多摩 39,174 千円、エンゼル幸 28,153 千円、エンゼル高津 34,724 千円)
合計	310,825	

カ. 保育環境充実支援事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	5,654	会計年度任用職員報酬
給料	14,359	再任用短時間勤務職員給料
職員手当等	2,297	職員手当等
旅費	388	職員旅費
負担金補助及び交付金	15,528	新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（認可外保育施設）
合計	38,226	

(2) 監査の結果

① 幼児教育・保育の無償化対応事業費

【指摘19】 秘密保持等に関する誓約書の徴取の徹底について

「川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則」が令和3年9月1日から施行されたことに伴い、個人情報の取扱いに関する事項の追加が必要であることから、川崎市子育てのための施設等利用給付支払センター業務委託について、変更契約書が作成されていた。

変更契約で追加した「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」では、契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならないと定めている。しかし、秘密保持等に関する誓約書が提出されていなかった。

市は、「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」に従い、秘密保持等に関する誓約書の徴取を徹底する必要がある。

変更契約書より抜粋

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報の取扱い及び特定個人情報の取扱いに関する事項の追加が必要であることから、川崎市委託契約約款の差替えを行う。 2 「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」及び「特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を追加する。 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

個人情報取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

- 第5条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。
- 2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、秘密保持等に関する誓約書（別紙様式）を提出させなければならない。

② 川崎認定保育園援護事業費

【指摘20】 交付要綱の見直しについて

市は、川崎市内に在住する川崎認定保育園在籍児童の保護者に対し、保育料の補助を実施している。また、横浜市との「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定書」に基づき、川崎市内に在住する横浜保育室在籍児童の保護者についても保育料の補助を実施している。

補助金は、補助対象者に前期分（4月から9月の対象月分）と後期分（10月から翌年3月分）の年2回交付している。前期分、後期分あわせて年1回の申請となっており、令和4年度の申請期限は、令和4年9月9日（令和4年10月以降に入園した場合は入園の翌月中（ただし、令和5年3月入園の場合は令和5年4月10日））となっている。

しかし、川崎認定保育園保育料補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）では、第5条第3項において、9月5日（期日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに申請すると規定されていることから、交付要綱に従っていない。

また、第5条第3項は「前項の場合において」適用される規定となっている。前項の場合とは、川崎市内に在住する横浜保育室在籍児童の保護者が申請する場合である。つまり、川崎市内に在住する川崎認定保育園在籍児童の保護者が申請する場合の申請期限については定めがない状態となっている。

このように、交付要綱に規定する補助金の申請期限と実務上の運営における申請期限に乖離が生じている。

したがって、補助金の申請期限に関する交付要綱の規定を見直す必要がある。

交付要綱より抜粋

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、川崎認定保育園等保育料補助金交付申請書(第1号様式)に、当該様式が定める書類を添付し、児童が在籍する施設が発行する在園証明書(第2号様式の1)と併せて、市長に提出するものとする。
- 2 第2条第2項に定める者で補助金の交付を受けようとする者は、川崎認定保育園等保育料補助金交付申請書(第1号様式)に、当該様式が定める書類を添付し、児童が在籍する施設が発行する在園証明書(第2号様式の2)と併せて、市長に提出するものとする。
- 3 前項の場合において、4月から翌年3月までの補助金の交付を受けようとする者は9月5日までに申請するものとする。ただし、期日が閉庁日の場合は直前の開庁日までとする。

③ 病児・病後児保育事業費

【意見11】 病児保育事業従事者に対する研修の実施検討について

国の「病児保育事業実施要綱」において、病児保育事業に従事する職員については、下記のとおり、病児・病後児保育研修を受講し、資質の向上に努めることとされている。

病児保育事業実施要綱より抜粋

9 研修

病児保育事業に従事する職員については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」に定める病児・病後児保育研修を受講し、資質の向上に努めること。

また、当該研修の実施主体については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」の別添5「病児・病後児保育研修事業実施要綱」において、下記のとおり、示されている。

病児・病後児保育研修事業実施要綱より抜粋

2. 実施主体

実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）、都道府県知事若しくは市町村長の指定した研修事業者とする。

都道府県知事等は当該研修事業を適切に実施できると認める指定保育士養成施設や社会福祉協議会、民間団体等に委託できるものとする。

しかし、市は病児・病後児保育研修を実施していない。

したがって、保育者の資質を高めるためにも、病児保育に従事する職員を対象とした現任研修を実施することを検討する必要がある。

7. 幼児教育推進事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

幼稚園等への支援や一時預かり事業及び認定こども園への移行等により、子育てをしている保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりを進めるとともに、質の高い幼児教育を推進することを目的とした事業である。

具体的には、私立幼稚園在園児の保護者に対する補助金の交付、幼稚園型一時預かり事業の実施園及び保育時間等の拡大、幼稚園から認定こども園への移行促進によって、保護者の負担を軽減しそのニーズにあった環境を整えている。また、川崎市幼稚園協会事業への補助及び幼児教育相談員による巡回相談を実施し、幼児教育の推進を図っている。

令和3年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 私学助成を受ける幼稚園の在園児（14,675人）の保護者への施設等利用費補助の実施。
- ② 一時預かり事業については、預かり保育の長時間化・通年化を促進するための市独自補助の予算を措置するとともに、国基準に基づく2歳児の預かりなど、令和4年4月1日時点で39園において幼稚園型一時預かり事業を実施。
- ③ 認定こども園への移行促進（4園が移行し、令和4年4月1日時点の認定こども園は18園）。
- ④ 私立幼稚園からの依頼に基づく幼児教育相談員による巡回相談の実施（計82回訪問）。
- ⑤ 新たに幼稚園類似施設利用料等補助事業を実施し、対象施設に在園する子ども（172人）の保護者に対し補助を実施。

なお、幼児教育推進事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	予算小事業
ア	私立幼稚園園児保育料等給付事業費
イ	幼稚園類似施設利用料補助事業費
ウ	私立幼稚園事業補助金
エ	幼児教育相談事業費
オ	幼児教育相談事業費(人件費)

	予算小事業
カ	幼稚園・認定こども園運営事業費
キ	幼児教育担当庁費等
ク	認定こども園運営費
ケ	認定こども園市加算運営費
コ	認定こども園運営費補助金
サ	私立幼稚園運営費
シ	私立幼稚園市加算運営費
ス	幼稚園一時預かり事業費

ア. 私立幼稚園園児保育料等給付事業費

幼児教育・保育の無償化に伴って、私学助成を受ける幼稚園を利用する3～5歳児のクラスの子どもの利用料が、月額25,700円を上限として無償化されている。本事業費はその給付を行う予算小事業である。なお、保護者に代わり園に給付している（法定代理受領）。

イ. 幼稚園類似施設利用料補助事業費

川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金交付要綱に基づいて、国が定める一定の基準を満たした幼稚園類似施設（無認可幼児教育施設等）を利用する満3歳児以上の保護者に対して、その施設の利用料について月額20,000円を上限として補助している。本事業費はその補助金である。

ウ. 私立幼稚園事業補助金

川崎市幼稚園協会事業補助金交付要綱に基づいて、公益社団法人川崎市幼稚園協会（以下、「幼稚園協会」という。）が川崎市における幼稚園教育の振興及び教職員の資質の向上を図るために行う研修等の事業に対して、補助金を交付している。また、川崎市私立幼稚園施設整備資金借入金利子補給要綱に基づいて、私立幼稚園の施設整備に必要な資金について、銀行等から借り入れた金額に係る利子の一部を補助している。本事業費はこれらの補助金である。

エ. 幼児教育相談事業費

私立幼稚園からの依頼に基づく幼児教育相談員による巡回相談を実施しており、1園当たり原則として3回訪問している。その人件費以外の事業費を計上する予算小事業である。

オ. 幼児教育相談事業費(人件費)

幼稚園教育相談事業費のうち、人件費を計上する予算小事業である。幼児教育相談員として2名の有資格者(資格と同等の知識経験を有する者を含む)を配置している。

カ. 幼稚園・認定こども園運営事業費

幼児教育・保育の無償化に伴う園の事務に必要な経費に対する手数料等の事業費を計上する予算小事業である。

キ. 幼児教育担当庁費等

政令指定都市私立幼稚園団体協議会が主催する会議等の出席に係る旅費や事務費等の事業費を計上する予算小事業である。

ク. 認定こども園運営費

認定こども園運営費(国の公定価格)を給付する予算小事業である。

ケ. 認定こども園市加算運営費

認定こども園運営費(国の公定価格)に加算して、子どもの処遇向上、事業所職員の待遇改善及び事業所の経営の安定化等を図るために要する経費を給付する予算小事業である。川崎市認定こども園(教育標準時間認定)子どものための教育・保育給付費等支給要綱及び川崎市認定こども園(保育認定)子どものための教育・保育給付費等支給要綱に基づき、一定の要件を満たした場合に給付される。

コ. 認定こども園運営費補助金

ク. 及びケ. 以外の認定こども園運営費に係る補助金の予算小事業である。主なものに、保育士宿舍借り上げ支援事業補助金、保育環境改善等補助金、サテライト型小規模保育事業補助金がある。

サ. 私立幼稚園運営費

新制度に移行した幼稚園(「施設型給付」を受ける幼稚園)の運営費(国の公定価格)を給付する予算小事業である。

シ. 私立幼稚園市加算運営費

新制度に移行した幼稚園(「施設型給付」を受ける幼稚園)の運営費(国の公定価格)に加算して、子どもの処遇向上、事業所職員の待遇改善及び事業所

の経営の安定化等を図るために要する経費を給付する予算小事業である。川崎市幼稚園子どものための教育・保育給付費等支給要綱に基づき、一定の要件を満たした場合に給付される。

ス. 幼稚園一時預かり事業費

川崎市幼稚園型一時預かり事業実施要綱に基づいて、幼稚園型一時預かり事業を実施する幼稚園又は認定こども園に交付する補助金の予算小事業である。

② 事業費の推移

ア. 私立幼稚園園児保育料等給付事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	3,880,140	5,185,130	4,740,691
決算額	3,657,694	4,998,718	4,375,085

(注) 令和元年9月までは幼稚園就園奨励費を補助していたため、令和元年度は「幼稚園園児保育料等補助事業費」の金額を記載している。幼稚園就園奨励費よりも現在の制度の一人当たり給付額のほうが大きいため、令和2年度以降は令和元年度よりも増加している。また、令和3年度の決算額が令和2年度よりも減少しているのは、施設型給付への移行に伴い対象人数が減少している(支給人数：令和2年度16,722人、令和3年度14,675人)ことによる。

イ. 幼稚園類似施設利用料補助事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	11,294	11,296	23,324
決算額	2,124	1,800	27,573

(注) 令和2年度までは、市独自の補助制度として「幼稚園園児保育料補助事業」の名称で、利用者に対して年額22,000円の補助を実施していたが、令和3年度から、国の補助制度を活用して事業を実施している。現在の制度の一人当たり補助額(月額上限20,000円)のほうが大きいため、令和3年度は増加している。

ウ. 私立幼稚園事業補助金

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	364,729	377,141	387,913
決算額	365,514	370,592	385,667

(注) 年々増加傾向にあるのは、幼稚園全体の園児数は減少しているが、特別な支援を要する園児の数は増加しており、そうした園児の積極的な受入れの促進等のための補助額が増加していることによる。

エ. 幼児教育相談事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	6,297	7,253	114
決算額	6,306	5,067	66

(注) 令和3年度の当初予算額及び決算額が減少しているのは、人件費部分を「幼児教育相談事業費(人件費)」に移行したことによる。

オ. 幼児教育相談事業費(人件費)

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	7,258
決算額	—	—	6,616

(注) 令和2年度まで「幼児教育相談事業費」に計上していた人件費部分を計上するようになった。

カ. 幼稚園・認定こども園運営事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	6,053	6,568	6,282
決算額	5,653	6,181	5,703

キ. 幼児教育担当庁費等

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	306	306	343
決算額	275	134	117

ク. 認定こども園運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,487,042	2,127,317	2,447,598
決算額	1,483,894	2,044,947	2,315,972

(注) 年々増加傾向にあるのは、認定こども園の数が増加していることによる（令和元年度10園、令和2年度12園、令和3年度14園）。

ケ. 認定こども園市加算運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	257,996	297,868	373,922
決算額	178,625	233,846	291,412

(注) 年々増加傾向にあるのは、認定こども園の数が増加していることによる。

コ. 認定こども園運営費補助金

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	34,595	41,798	55,597
決算額	30,869	68,293	69,050

(注) 令和2年度以降の決算額が増加しているのは、令和2年度から保育支援者雇上費補助金及び保育環境改善等補助金（新型コロナウイルス感染症対策用の物品購入費用等の補助）の交付を開始したことによる。

サ. 私立幼稚園運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	383,331	423,059	640,220
決算額	393,447	350,899	754,743

(注) 給付対象となる幼稚園数によって変動している(令和元年度4園、令和2年度3園、令和3年度8園)。

シ. 私立幼稚園市加算運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	72,123	112,340	31,226
決算額	10,509	15,241	31,360

(注) 令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴って私学助成幼稚園の保護者に対して補足給付(副食費)が始まり、令和元年度及び令和2年度の当初予算額は過年度実績額を参考にすることができなかった。令和2年度までの実績額が予算額より大幅に少なかったため、令和3年度では実績額に基づいて予算額を算定した。

ス. 幼稚園一時預かり事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	153,804	162,274	205,279
決算額	153,481	119,633	163,267

(注) 幼稚園型一時預かり事業を実施する園は年々増加している(令和元年度31園、令和2年度32園、令和3年度38園)が、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度は延べ利用者数が大きく減少したため決算額も減少したが、令和3年度以降は回復傾向にある。

③ 事業費の主な内訳

ア. 私立幼稚園園児保育料等給付事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
扶助費	4,375,085	私学助成を受ける幼稚園を利用する園児の施設等利用費の給付
合計	4,375,085	

イ. 幼稚園類似施設利用料補助事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	21	
負担金補助及び交付金	27,552	幼稚園類似施設を利用する幼児の保護者に対する補助
合計	27,573	

ウ. 私立幼稚園事業補助金

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	385,667	私立幼稚園協会補助金 384,830 千円 園舎新增築改築費利子補助金 837 千円
合計	385,667	

エ. 幼児教育相談事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
旅費	66	巡回相談で園を訪問するための交通費
合計	66	

オ. 幼児教育相談事業費(人件費)

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	4,462	会計年度任用職員報酬
職員手当等	683	会計年度任用職員の時間外手当、期末手当
共済費	1,472	会計年度任用職員の社会保険料
合計	6,617	

カ. 幼稚園・認定こども園運営事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	633	会計年度任用職員報酬
需用費	85	
役務費	4,985	郵便料
合計	5,703	

キ. 幼児教育担当庁費等

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
旅費	51	政令指定都市私立幼稚園団体協議会が主催する会議等の出席に係る旅費
需用費	66	消耗品費
合計	117	

ク. 認定こども園運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
扶助費	2,315,972	認定こども園運営費(国の公定価格)の給付
合計	2,315,972	

ケ. 認定こども園市加算運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
扶助費	291,412	認定こども園運営費（市の加算）の給付
合計	291,412	

コ. 認定こども園運営費補助金

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	69,050	保育士宿舍借り上げ支援事業補助金 37,237千円 保育環境改善等補助金 10,891千円 サテライト型小規模保育事業補助金 9,098千円
合計	69,050	

サ. 私立幼稚園運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
扶助費	754,743	施設型給付を受ける幼稚園運営費（国の 公定価格）の給付
合計	754,743	

シ. 私立幼稚園市加算運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
扶助費	31,360	施設型給付を受ける幼稚園運営費（市加 算）の給付
合計	31,360	

ス. 幼稚園一時預かり事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	163,267	幼稚園型一時預かり事業を実施する幼稚園又は認定こども園に交付する補助金
合計	163,267	

(2) 監査の結果

① 私立幼稚園事業補助金

【意見12】 補助金実績報告書等の確認作業の効率化について

川崎市幼稚園協会事業補助金交付要綱第12条によると、幼稚園協会は補助事業が完了したときは、川崎市幼稚園協会事業補助金実績報告書に事業報告書や収支決算書等を添付して市長に提出しなければならないことになっている。事業報告書や収支決算書を添付資料としているのは、市から交付された補助金が交付目的に従って使用され、それが適切に収支決算書に計上されていること、言い換えると、補助金が目的外の事業や幼稚園協会自体を運営するための費用には使用されていないということを確認するためである。

この点に関し、令和3年度の補助金に関する幼稚園協会からの提出資料を確認した。市によると、実績報告書及び事業報告書の金額に一部誤りがあったため、幼稚園協会に修正依頼を行いこれらは修正された。しかし、収支決算書の受取補助金の金額の修正が漏れていたため、今後、収支決算書についても修正させ、実績報告書及び事業報告書との整合性をはかるとのことである。

なお、幼稚園協会では、各事業費の明細から費用を集計して財源充当表を作成し、それに基づいて補助金実績報告書、事業報告書及び収支決算書への組替・作成作業を行っている。これらの作業は主にワードファイルやエクセルシートへの手入力によって行われているため、入力誤りや集計誤りが発生しやすい。また、財源充当表が正確に作成されているか否かを市が確認する作業にも手間がかかっている。

したがって、例えば、事業報告書のフォーマットを変更して財源充当表も兼ねるようにするなどして、より効率的かつ正確に必要なデータが作成できるようにするとともに、データ間の整合性の確認も容易にできるように工夫する必要がある。

8. 保育士確保対策事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

市内保育所等における保育人材の確保及び定着を図り、子育てをしている保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備することを目的とした事業である。

具体的には、保育士資格取得支援や保育士確保に向けた取組を実施・推進している。

令和3年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① かながわ保育士・保育所支援センターと連携した就職相談会を6回実施。また、同センター内において、年間を通じた個別就職相談を実施。これら事業により8人が市内保育施設に就職。
- ② 市主催・連携の就職相談会、保育士試験対策講座等の実施。これら事業による求人事業者と求職者とのマッチング件数は2,408件。
- ③ 保育士資格の取得支援のため、保育士試験対策講座を年5回実施するとともに、補助金交付。
- ④ 保育士宿舍借り上げ支援事業の実施（利用者は2,113人）。
- ⑤ 保育士修学資金貸付（川崎市社会福祉協議会の事業）及び再就職準備金貸付（神奈川県社会福祉協議会の事業）の実施（両事業の利用者は70人）。

なお、保育士確保対策事業は、下記の予算小事業から構成されている。

予算小事業	
ア	保育士等確保対策支援事業費
イ	保育士等確保・人材育成事業費

ア. 保育士等確保対策支援事業費

保育所等を運営する法人が保育士の宿舍を借り上げるために必要な費用の一部を補助することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とした予算小事業である。

イ. 保育士等確保・人材育成事業費

保育士等確保のための就職相談会開催や広報に係る事業費、かながわ保育士・

保育所支援センター事業（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市による共同事業）の負担金、保育士資格取得支援のための保育士試験対策講座の委託料や補助金を計上する予算小事業である。

② 事業費の推移

ア. 保育士等確保対策支援事業費

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	852,570	1,280,043	1,220,693
決算額	950,435	1,119,583	1,179,054

イ. 保育士等確保・人材育成事業費

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	26,082	26,173	23,566
決算額	14,719	18,655	16,607

（注）毎年度決算額が当初予算額を下回っている主な要因は、委託業務の入札・見積もり合わせによる費用の圧縮や、令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による保育所見学事業等の中止である。また、令和元年度よりも2年度及び3年度の決算額が増加しているのは、コロナ禍におけるオンラインによる事業の実施、各種事業の周知について広報の強化、業務効率化のための委託活用により、その業務委託料が増加したことによる。

③ 事業費の主な内訳

ア. 保育士等確保対策支援事業費

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	1,607	会計年度任用職員報酬
委託料	2,225	保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付 事務処理業務委託 2,225 千円
負担金補助及び交付金	1,175,222	保育士宿舍借り上げ支援事業補助金
合計	1,179,054	

イ. 保育士等確保・人材育成事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
旅費	108	保育士養成校や他自治体等訪問のための 交通費
需用費	92	消耗品費
役務費	116	切手代
委託料	15,896	保育士確保対策事業広報業務委託 6,434千円 保育士試験対策講座委託 2,754千円 かながわ保育士・保育所支援センター事業 委託 2,355千円
使用料及び賃借料	162	就職相談会会場使用料
負担金補助及び交 付金	233	川崎市保育士資格取得支援事業補助金
合計	16,607	

(2) 監査の結果

① 保育士等確保・人材育成事業費

【意見13】 マッチング件数の増加に向けた取組の継続的推進について

就職相談会、保育所見学・体験型事業、試験対策講座事業等の参加者数と就職相談会、保育所見学・体験型事業による求人事業者と求職者とのマッチング件数の推移は表36のとおりである。

表 36 就職相談会等の各種事業の参加者数とマッチング件数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
就職相談会、保育所見学・体験型事業、試験対策講座事業等の参加者数	2,567 人	3,171 人	3,095 人
就職相談会、保育所見学・体験型事業による求人事業者と求職者とのマッチング件数	2,995 件	2,684 件	2,408 件

(出典：「令和3年度事務事業評価シート」より監査人作成)

(注)「参加者数」は参加人数を集計しているが、「マッチング件数」は例えば、1人が就職相談会で2ブースに着席した場合は2件、保育所を3園見学した場合は3件として集計しているため、マッチング件数が参加者数を上回っている年度がある。

表 36 のとおり、就職相談会や試験対策講座等の参加者数は、令和2年度以降は3,000人を超えている。これは、対面式に代えてオンラインで参加できるようにしたことに加え、広報活動を強化したことが要因と考えられる。

広報活動に関しては、各事業の参加者に対するアンケートの回答や委託業者の調査結果等に基づいて効果的と考えられる手法を検討、採用している。また、無料で受講できる試験対策講座は受講生から高い評価を得ている。

一方、マッチング件数は減少傾向にあり、各種事業の参加者数の増加がマッチング件数の増加につながっていない。これは、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面式の就職相談会の減少、保育所見学バスツアーの中止、保育士養成校連携事業の一部凍結等が主な要因と考えられる。

令和4年度は、行動制限が緩和・解除され社会経済活動が回復しつつあることから、保育士養成校と連携した学生への説明会(保育士や保育士資格取得に関する支援事業の周知を含む)や近隣自治体への訪問等を通して連携を強化し、マッチング件数の増加に向けて取り組んでいる。

引き続き、マッチング件数の増加に向けた取組を進める必要がある。

9. 保育料対策事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

保護者の適切な費用負担のもと、保育事業の円滑な運営を図り、安心して子どもを預けられるようにするために、保育料の収納率を向上させることを目的とした事業である。

具体的には、滞納長期化を防止するための督促や催告に合わせた電話による納付指導、長期滞納者に対する滞納処分を行っている。

令和3年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 振替対象者数を増加させて初期滞納者を減らすため、WEB口座振替を導入。
- ② 文書催告による効果を向上させるため、滞納者の目に留まりやすくするように催告書の封筒に「要確認」等の文字を挿入。
- ③ 電話・文書催告に反応のない滞納者に対して、現地臨場催告等を実施（1件）。
- ④ 滞納者の給与以外の金銭債権（預貯金、生命保険解約返戻金等）についての調査を実施（約4,000件）。

上記の取組の結果、令和3年度の収納率は99.13%（令和2年度は98.92%）となった。

なお、保育料対策事業は、下記の予算小事業から構成されている。

予算小事業	
ア	保育第1課庁費
イ	保育料徴収指導事業費
ウ	保育料徴収指導事業費(人件費)
エ	子ども・子育て支援新制度管理・運営経費

ア. 保育第1課庁費

保育事業の推進、子ども・子育て支援法及び児童福祉法（保育所関係）の施行を行うための事務に必要な経費を支出する予算小事業である。

イ. 保育料徴収指導事業費

保育対策課における保育料徴収指導に関する事業費のうち、人件費以外を計上する予算小事業である。

ウ. 保育料徴収指導事業費(人件費)

保育料滞納整理指導員及び保育料徴収指導・利用調整支援員の人件費を計上する予算小事業である。保育料滞納整理指導員は、財産調査の実施、個々の状況に応じた滞納整理方針の決定、差押えを視野に入れた催告の実施、滞納処分の実施、換価の事務手続を行う。保育料徴収指導・利用調整支援員は、主に保育料の初期滞納者への納付指導及び助言、毎月の保育料徴収事務の補助を行う。

エ. 子ども・子育て支援新制度管理・運営経費

支給認定書作成や支給認定に係る電話相談等の委託料、各保育所等への集配業務委託料、保育所等の利用者に対する各種書類の郵便料、9管区の児童家庭サービス業務（保育施設の増加に伴う事務量の増加に対応するための事務補助）を行う職員の報酬を計上する予算小事業である。

② 事業費の推移

ア. 保育第1課庁費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	7,648	5,339	2,193
決算額	6,156	4,393	2,053

イ. 保育料徴収指導事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	17,614	17,039	487
決算額	16,745	15,982	136

(注) 令和3年度の当初予算額及び決算額が減少しているのは、人件費部分を「保育料徴収指導事業費(人件費)」に移行したことによる。

ウ. 保育料徴収指導事業費(人件費)

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	11,827
決算額	—	—	11,542

(注) 令和3年度以降、令和2年度まで「保育料徴収指導事業費」に計上していた人件費部分を計上するようになった。なお、令和2年度の「保育料徴収指導事業費」よりも令和3年度の当初予算額及び決算額が減少している主な理由は、職員の配置(保育料滞納整理指導員1名、保育料徴収指導・利用調整支援員5名)に変更はないが、非常勤嘱託員から会計年度任用職員への身分変更に伴い、共済費及び通勤手当を各事業費に計上しなくなったことである。

エ. 子ども・子育て支援新制度管理・運営経費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	271,748	202,149	36,270
決算額	206,486	210,371	50,705

(注) 令和3年度の当初予算額及び決算額が減少しているのは、組織の改編があり、事務処理センターの委託料が「民間保育所運営事業」の「保育所等管理・運営経費」(保育第1課所管)に移行したことによる。また、令和3年度の決算額が当初予算額よりも増加しているのは、国の地方創生臨時交付金を活用して、保育所等紹介動画を制作したことによる。なお、当該動画制作は、待機児童担当業務、または、保育料・利用調整担当業務として取り組むかを検討した結果、後者の業務に属する保育所等申請にあたっての利用案内冊子等作成の延長と位置づけることとし、「子ども・子育て支援新制度管理・運営経費」に計上している。

③ 事業費の主な内訳

ア. 保育第1課庁費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	1,404	会計年度任用職員報酬
旅費	200	普通旅費
需用費	421	消耗品費
役務費	28	緊急連絡用携帯電話料
合計	2,053	

イ. 保育料徴収指導事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
旅費	3	
需用費	2	
役務費	131	切手代
合計	136	

ウ. 保育料徴収指導事業費(人件費)

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	11,535	保育料滞納整理指導員及び保育料徴収指導・利用調整支援員の報酬
給料	7	
合計	11,542	

エ. 子ども・子育て支援新制度管理・運営経費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	1,554	児童家庭サービス業務を行う職員の報酬
需用費	2,319	支給認定等申請用書類印刷費、保育対策課及び区役所(9管区)の消耗品費
役務費	20,202	保育対策課及び区役所(9管区)の郵便料
委託料	25,865	保育所等動画サイト制作委託 10,494千円 支給認定書作成等業務委託 10,181千円 保育所等関係書類集配業務委託 2,387千円
負担金補助及び交付金	765	多子世帯保育料負担軽減支援事業補助金 (令和3年度は国庫補助事業)
合計	50,705	

(2) 監査の結果

① 子育て環境づくり推進事業費

【意見14】 保育所等案内サイトの今後の運用方法等の検討について

保育対策課では、令和3年度に国の地方創生臨時交付金を活用して市内にある708の保育所等の様子を紹介する動画サイト「川崎市保護者向け認可保育所等案内サイト」を10,494千円で制作した。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、保育所等の入所を希望する保護者等が保育所等の見学を十分にできない状況に配慮して制作されたものである。本案内サイトは、市内の保育所等の位置を一覧できる形で地図上に示すとともに、各施設の特徴をキーワードで表示していることから、視覚的にわかりやすく、令和4年4月から令和4年7月までの月間の平均アクセス数は、6,000回を超えている。ただし、保育所等によって掲載されている情報量に差があり、今後、保育所等の協力を得て内容を充実させていく必要がある。

一方、幸区及び高津区でも区役所費により保育所等の紹介動画を制作している。例えば、高津区では、新型コロナウイルス感染症が発生する以前から、保育所等の紹介動画を制作しており、市民や区内の保育所等の間で広く認知され、令和3年度の年間のアクセス数は16,914回であった。また、毎年度、新設の保育

所等の動画制作及び公開されている情報を更新する必要があるかを確認して計画的に動画更新を行っている。令和3年度の動画の新規制作・更新に関する委託料は647千円であった。

上記の状況を考慮すると、保育対策課と幸区及び高津区のサイトについて、効果や業務が重複している部分もある。したがって、サイトを統合することも含め、どのように運用、維持管理をしていくかを保育対策課と幸区及び高津区で議論し検討する必要がある。

10. 妊婦・乳幼児健康診査事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

乳幼児及びその保護者を対象として、安心・安全な出産を迎えるための環境を整備し、出産後も健診を行うことで乳幼児の健やかな成長発達の促進を図ることを目的とした事業である。

具体的には、妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など母と子の健康増進を図るため、妊産婦健康診査費用の一部助成や乳幼児健康診査を実施している。

令和3年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 妊婦健康診査の費用の一部助成の実施（助成件数：150,451件）。
- ② 特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施（助成件数：4,259件）。
- ③ 乳幼児健康診査の実施（1歳6か月、3歳（3歳6か月児対象）は各区で実施、3か月、7か月、5歳児は医療機関で実施）（受診者数：59,746人）。
- ④ 乳幼児健康診査未受診者フォローの実施。
- ⑤ 医療機関と連携した健康診査後の要支援家庭等への支援。

なお、妊婦・乳幼児健康診査事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	予算小事業
ア	妊婦健康診査事業費
イ	特定不妊治療費助成事業費
ウ	乳幼児健康診査等事業費
エ	先天性代謝異常等検査事業費
オ	視聴覚検診事業費
カ	新生児聴覚検査事業費

ア. 妊婦健康診査事業費

妊娠時の異常の早期発見・早期治療等を促進するとともに、妊婦及び胎児の健康管理の向上を図るために、健康診査の実施にかかる費用を助成する。

健康診査は、川崎市医師会に委託し、川崎市医師会に所属する産婦人科医が従事する病院で実施する（市内協力医療機関：39か所）。また、市内の助産所（5か所）や市外の医療機関や助産所であっても個別に委託して実施する（市外協力

機関：1,067 か所)。

助成は、健康診査を受けようとする妊婦が、母子手帳と併せて交付している補助券（14 回分、計 89,000 円相当）を医療機関等に持参し、補助券面額を健診費用から控除することにより行う。医療機関等は、当該健康診査費用に事務手数料を加えた金額を委託契約に基づき市へ請求する。

イ. 特定不妊治療費助成事業費

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、1 回の治療費が高額な特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。

対象となる治療は、体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）と精子回収を目的として行われる手術療法（男性不妊治療）である。

助成対象者は、川崎市内在住者（治療開始日時点で法律上の婚姻をしている夫婦で、いずれか一方が市内に住所を有しているもの）である。なお、令和3年1月治療終了分から、治療開始日時点で事実婚関係にある夫婦も対象としている。

助成の内容は、1 回の治療につき 30 万円（治療ステージ C と F は 10 万円）を上限としているが、男性不妊治療を行った場合は上限 30 万円が加算（治療ステージ C は対象外）される。なお、初めて助成を受けた妻の年齢で助成回数の上限が異なる。また、1 子ごとに助成回数をリセットする仕組みとしている。

ウ. 乳幼児健康診査等事業費

母子保健法第 13 条の規定により実施される乳幼児の健康診査の一層の徹底を図るため、3 か月児、7 か月児、10 か月児、5 歳児の健康診査について医療機関に委託して行い、乳幼児の保健管理の向上を図る。

幼児の発育、発達に重要な時期に行う 1 歳 6 か月児、3 歳児（3 歳 6 か月児対象）健診において、疾病、異常等の早期発見と発育・発達の遅れ、今後の発育などについて適切な指導を行う。

エ. 先天性代謝異常等検査事業費

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等は、放置すると知的障害などの症状が現れるため、異常を早期に発見し、早期治療及び障害の発生を防止することを目的に、新生児に対し、県内で協調し、血液によるマス・スクリーニング検査を行う。

オ. 視聴覚検診事業費

就学前の幼児の視聴覚について検診を実施し、目と耳の異常を早期に発見し、適切な療育が受けられるように指導することにより、幼児の健康の保持増進を

図ることを目的とし、平成28年10月から3歳6か月児を対象に開始した。

カ. 新生児聴覚検査事業費

1,000人に1人といわれる先天性の聴覚障害を早期に発見し、聴覚障害による音声言語発達等の影響を最小限にするとともに、育てにくさを感じる親の負担を軽減するため、全ての新生児の受診に向けて、検査費用の一部を助成する。令和3年10月1日より開始した事業である。

② 事業費の推移

ア. 妊婦健康診査事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,232,528	1,197,361	1,150,925
決算額	1,151,454	1,079,690	1,038,486

イ. 特定不妊治療費助成事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	378,523	387,680	339,047
決算額	389,262	376,663	995,912

(注) 令和3年度は約6億5千万円の補正予算が組まれている。これは本助成が令和4年度から保険適用になることを踏まえ、保険適用までの間は、現行の助成措置を大幅に拡充すべく補正予算を組んだためである。主な拡充の内容としては、所得制限の撤廃、助成額を1回15万円から30万円にする、生涯で通算6回の助成回数を1子ごとに6回とするなどである。

ウ. 乳幼児健康診査等事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	326,580	341,432	345,620
決算額	313,381	329,933	353,473

エ. 先天性代謝異常等検査事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	31,475	31,426	31,080
決算額	30,550	29,051	29,241

オ. 視聴覚検診事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	24,750	24,976	24,976
決算額	23,842	23,656	22,952

カ. 新生児聴覚検査事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	22,952
決算額	—	—	11,591

(注) 本事業は、令和3年10月1日より開始した事業である。令和3年度当初予算は6か月分を計上していたが、市外等で検査を受け、いったん自己負担したのちの償還払いについては検査実施後1年以内に申請すればよいことになっているため、申請が年度内に行われなかったことにより執行率は低かったものと考えられる。

③ 事業費の主な内訳

ア. 妊婦健康診査事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	383	会計年度任用職員報酬
需用費	124	一般事務用品費、印刷製本費
役務費	7,999	郵便料
委託料	1,000,824	妊婦健康診査事務委託（医療機関） 1,000,824千円
扶助費	29,156	妊婦健康診査扶助費（償還払分）
合計	1,038,486	

イ. 特定不妊治療費助成事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	1,849	会計年度任用職員報酬
共済費	3	
需用費	400	消耗品費、印刷製本費
役務費	285	郵便料
委託料	2,976	妊婦健康診査・特定不妊治療費助成事業データ処理等事務委託 2,976 千円
扶助費	990,399	特定不妊治療費助成
合計	995,912	

ウ. 乳幼児健康診査等事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	29,832	小児科医、心理相談員への報酬
需用費	2,690	消耗品費、印刷製本費
役務費	33	郵便料
委託料	320,867	乳幼児健康診査等委託 305,512 千円（乳幼児健康診査事務委託 9,454 千円含む） 歯科検診委託 10,681 千円
備品購入費	51	事務用品
合計	353,473	

エ. 先天性代謝異常等検査事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	29,241	先天性代謝異常等検査委託 27,489 千円 先天性代謝異常等検査推進委託 961 千円
合計	29,241	

オ. 視聴覚検診事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	22,919	視聴覚検診事業委託 22,919 千円
使用料及び賃借料	33	市民館等 (注)
合計	22,952	

(注) 通常使用料が発生しない休日急患診療所を使用しているが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で検診を一時休止しており、再開後に実施回数を増やさざるを得ず、そのため、使用料がかかる市民館等でも実施した際の使用料である。

カ. 新生児聴覚検査事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	1,035	会計年度任用職員報酬
報償費	33	研修会講師謝礼
需用費	186	消耗品費、印刷製本費
役務費	2	郵便料
委託料	8,110	新生児聴覚検査 (医療機関) 8,110 千円
扶助費	2,225	新生児聴覚検査 (償還払い) 2,225 千円
合計	11,591	

(2) 監査の結果

① 乳幼児健康診査等事業費

【意見 15】 5歳児健康診査の促進について

表 37 は、委託健診である 3 か月児健康診査、7 か月児健康診査及び 5 歳児健康診査の過去の実績をまとめたものである。

表 37 3 か月児健康診査、7 か月児健康診査及び 5 歳児健康診査の実績

(単位：人、%)

区分		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
3 か月 児健康 診査	対象者数	14,826	14,223	13,872	13,454	12,912	12,412
	受診者数	14,159	13,716	13,443	13,100	12,455	11,985
	受診率	95.5	96.4	96.9	97.4	96.5	96.6
7 か月 児健康 診査	対象者数	14,573	14,278	13,967	13,545	13,008	12,323
	受診者数	13,952	13,672	13,388	13,134	12,621	11,903
	受診率	95.7	95.8	95.9	97.0	97.0	96.6
5 歳児 健康診 査	対象者数	13,081	13,237	13,081	13,458	13,558	13,171
	受診者数	10,516	10,866	10,989	11,148	11,719	11,308
	受診率	80.4	82.1	84.0	82.8	86.4	85.9

(出典：市提供資料より監査人作成)

表 37 のとおり、5 歳児健康診査の受診率が、3 か月児健康診査や 7 か月児健康診査と比較して低くなっている。その理由として、5 歳になると多くの児童が幼稚園や保育園に所属しており、それぞれの園で入園前あるいは入園後の健康診査があることから、市が実施する健康診査と重複していると考えられる保護者がいることが考えられる。また、多くの保護者が、育児休業期間を終え従前の仕事に復職していたり、新規に就労等を始めたりして多忙となっていることから、幼稚園や保育園の健康診査で十分と判断してしまっていることも考えられる。

しかし、幼稚園や保育園が実施する健康診査と市が実施する健康診査は、その目的や役割が異なる部分がある。具体的には、前者は、主に運動機能や言葉の発育など、どちらかといえば、集団生活に支障がないかといった視点に重点が置かれたものが多い。一方、後者は、一般的な疾病予防はもとより、放置されがちな慢性的な疾病の早期発見・早期治療が目的となっており、加えて、子育ての状況等についても小児科医が問診・指導することで児童虐待等を未然に防ぐという、

子育て支援の一環としての役割もある。

このような健康診査の目的や役割の違いを踏まえると、市が実施する5歳児健康診査については、可能な限り対象者に受診してもらうことが望ましいと考える。

したがって、市は、対象となる5歳児の保護者や幼稚園及び保育園等に協力を促すなどして、5歳児健康診査の受診率の向上を図る必要がある。

1.1. 青少年活動推進事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

地域社会全体で子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るために、青少年を育成・指導する青少年団体を支援する。加えて、次代の担い手となる自立した成人を育成するために、積極的な社会参加を促進する事業である。

令和3年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 各青少年団体が実施する行事や研修会、広報活動等に対して支援を実施。
- ② こども110番事業の情報交換会開催及び青少年の健全な育成環境推進協議会の書面開催。
- ③ 「成人の日を祝うつどい」及び「青少年フェスティバル」における協力運営ボランティア活動を通じた社会参加の促進。
- ④ 青少年指導員活動への支援。

なお、青少年活動推進事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	予算小事業
ア	青少年フェスティバル実施費
イ	青少年団体補助金
ウ	子ども会リーダー養成補助金
エ	成人の日行事費
オ	青少年健全育成環境推進事業費
カ	青少年指導員活動費
キ	その他

ア. 青少年フェスティバル実施費

高校生や大学生らに企画から運営までを主体的に実施させる青少年フェスティバル開催に関する費用である。令和3年度川崎市青少年フェスティバルは、令和4年3月13日に川崎市とどろきアリーナ及び催し物広場にて開催された。

イ. 青少年団体補助金

川崎市青少年育成連盟（以下、「育成連盟」という。）に対する補助金である。

育成連盟は、一般社団法人川崎市子ども会連盟（以下、「子ども会連盟」という。）、ボーイスカウト川崎地区協議会、ガールスカウト川崎市連絡会、川崎海洋少年団の4つの団体で構成されており、地域の青少年の健全育成を目的に、広報活動の展開、指導者研修の実施、青少年の国際交流の推進などの活動を行っている。

ウ. 子ども会リーダー養成補助金

子ども会連盟が青少年の社会参加を促進し、次代を担うリーダーを育成することを目的として行う事業に対する補助金である。補助対象事業は、子ども会連盟傘下のジュニアリーダースクラブの活動に関する事業、シニアリーダースクラブ「むげん」に活動に関する事業、こども文化センターとの連携によるリーダー養成事業である。

エ. 成人の日行事費

新成人が成人の日を迎えることを祝うとともに、社会人として、川崎市民としての自立と責任を自覚し、夢と希望をもった社会生活の出発となることを期して実施する成人式（成人の日を祝うつどい）に係る費用である。

令和3年度は、令和4年1月10日に川崎市とどろきアリーナで実施し、参加者は6,163人（対象者数13,935人、参加率44.2%）であった。

オ. 青少年健全育成環境推進事業費

川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会に対する経費負担金である。

当協議会は、市民と行政の連携により、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、市民意識の醸成を図ることを目的に設置されている。現在、青少年団体、関係業界、報道、学校、警察、行政等の36団体から構成され、48名の委員により組織されており、「子ども110番」の推進、社会環境実態調査、青少年の健全育成に向けたキャンペーン、各種広報啓発活動を実施している。

カ. 青少年指導員活動費

川崎市青少年指導員連絡協議会に対する補助金である。

市長が委嘱する青少年指導員は、地域における青少年の積極的育成とその愛護活動を行うため、青少年の体験活動の促進、青少年団体の育成と支援、青少年に望ましい地域づくり、青少年に関する相談と対応、青少年に関する調査と情報提供といった活動を行っている。

② 事業費の推移

ア. 青少年フェスティバル実施費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,826	1,954	2,006
決算額	432	6	1,942

(注) 令和2年度の決算額が少額なのは、新型コロナウイルスの影響により青少年フェスティバルを中止したためである。

イ. 青少年団体補助金

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	7,737	7,793	7,793
決算額	7,737	7,528	7,793

ウ. 子ども会リーダー養成補助金

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,500	1,500	1,500
決算額	1,500	1,175	1,247

エ. 成人の日行事費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	10,628	11,455	13,117
決算額	10,923	13,855	13,715

オ. 青少年健全育成環境推進事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,421	1,421	1,421
決算額	1,421	1,035	1,421

カ. 青少年指導員活動費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	10,906	9,394	10,000
決算額	10,932	8,981	6,628

(注) 令和3年度の決算額と当初予算額の差が大きいののは、新型コロナウイルスの影響により、青少年指導員の研修や青少年健全育成事業の中止が相次いだためである。

③ 事業費の主な内訳

ア. 青少年フェスティバル実施費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	50	印刷料
委託料	1,892	青少年フェスティバル会場設営等業務委託 990千円 青少年フェスティバル実施委託 759千円
合計	1,942	

イ. 青少年団体補助金

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	7,793	育成連盟補助金
合計	7,793	

ウ. 子ども会リーダー養成補助金

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	1,247	子ども会連盟リーダー養成補助金
合計	1,247	

エ. 成人の日行事費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
旅費	0	
役務費	915	「成人の日を祝うつどい」新成人案内状発送郵送料
委託料	12,799	「成人の日を祝うつどい」式典等開催及び 動画配信業務委託 6,697千円 「成人の日を祝うつどい」実施委託 1,294千円
合計	13,715	

オ. 青少年健全育成環境推進事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	1,421	川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会に対する負担金
合計	1,421	

カ. 青少年指導員活動費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	644	ユニフォームなど
役務費	99	郵便料
負担金補助及び交付金	5,886	川崎市青少年指導員連絡協議会補助金
合計	6,628	

(2) 監査の結果

① 青少年団体補助金

【指摘 21】 補助事業等の変更等に係る承認手続の徹底について

市は、育成連盟に対して、川崎市青少年育成連盟補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づき、補助金を交付している。補助事業等は、交付要綱第2条のとおりである。

交付要綱より抜粋

（補助事業等）

第2条 補助事業等は、育成連盟が青少年の健全育成を目的として行う次の事務又は事業とする。

- (1) 育成連盟及び育成連盟の加盟団体の活動に関する事務又は事業
- (2) 育成連盟及び育成連盟の加盟団体の研修活動に関する事務又は事業
- (3) 育成連盟の管理運営に関する事務又は事業
- (4) その他育成連盟の目的達成のために必要な事務又は事業

具体的には、広報誌の発行、中高生リーダー研修会、青少年国際交流、構成団体への助成金などの事業費、及び育成連盟の事務局員賃金、光熱水費、会館使用料などの事務局管理運営費に対し補助を行っている。

これら補助事業等の内容や経費の配分については、事業計画書及び補助事業等に係る収支予算書を添付した上で申請され、市が交付を決定している。そのため、交付決定を受けた補助事業等を中止するときや内容または経費の配分を変更するときは、あらかじめ申請書により変更内容及び理由について、市の承認を受けなければならないこととなっている（交付要綱第8条）。

交付要綱より抜粋

（補助事業の変更等）

第8条 育成連盟は、補助事業等の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめその内容及び理由を記載した申請書を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、市長がその変更が軽微なものと認めた場合は、この限りではない。

2 育成連盟は、補助事業等を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめその内容及び理由を記載した申請書を市長に提出し、その承認を得なければならない。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による青少年国際交流派遣の中止により事業費120千円が不用となった。また、構成団体への助成金の実績減により事業費約145千円が不用となった。これら事業費の不用額について、令和2年度は市に返還させているが、令和3年度は返還を求めず、育成連盟ウェブサイトリニューアル等への流用を認めている。

しかし、このように、補助事業等の中止、内容及び経費の配分の変更がなされているにもかかわらず、交付要綱に規定する申請書の提出及び市の承認が行われていなかった。

当該補助事業等の内容等の変更については、育成連盟から口頭で相談され、市は口頭で承認したとのことである。しかし、今回の事例が交付要綱第8条ただし書きの「市長がその変更が軽微なものと認めた場合」に該当するとはいえないと考える。

したがって、今後、補助事業等を中止するときや内容または経費の配分を変更するときは、交付要綱第8条の規定に従い、あらかじめ申請書を提出させ、承認手続を適切に行う必要がある。

【指摘22】 育成連盟の構成団体に対する助成金の妥当性の検証について

育成連盟は、構成団体（子ども会連盟、ボーイスカウト川崎地区協議会、ガールスカウト川崎市連絡会、川崎海洋少年団の4つの団体）に対し、市から交付された育成連盟補助金の約83%を助成金として分配している。

助成金は、構成団体運営助成金と指導者育成助成金の2種類があり、令和3年度の助成先及び助成金額は表38のとおりである。

表 38 構成団体への助成金一覧

(単位：円)

種類	団体名	金額
構成団体運営助成金	子ども会連盟	2,877,800
	ボーイスカウト川崎地区協議会	716,000
	ガールスカウト川崎市連絡会	494,400
	川崎海洋少年団	16,620
	小計	4,104,820
指導者育成助成金	子ども会連盟	2,240,000
	ガールスカウト川崎市連絡会	119,000
	小計	2,359,000
合計		6,463,820

(出典：令和3年度川崎市青少年育成連盟決算書より監査人作成)

まず、構成団体運営助成金の助成金額の根拠について確認したところ、令和3年度の根拠資料は存在せず不明であった。そこで、育成連盟より入手した平成31年度の下記資料により、助成金額根拠の妥当性につき検証した。

育成連盟資料より抜粋

平成31年度 川崎市青少年育成連盟助成金の配分(案)					
助成金は、構成団体への均等割と各団体の単位会(コ団)数の割合により配分する。					
【構成団体の単位会(コ団)の状況】					
	総数	子ども会連盟	ボーイスカウト	ガールスカウト	海洋少年団
全市組織数	4	1	1	1	1
単位会(コ団)数	69	50	11	7	1
※子ども会連盟 単位会数 299、約6分の1として50で計上					
【均等割額(予算の10%の配分に応じた算出額)】					
	予算額	子ども会連盟	ボーイスカウト	ガールスカウト	海洋少年団
助成金	4,250,000	2,877,800	716,000	494,400	161,800
均等割(10%)	425,200	106,300	106,300	106,300	106,300
単位金(コ団)割	3,824,800	2,771,500	609,700	388,100	55,500
均等割及び単位会(コ団)割は10円の位で調整し、100円単位としている。					

上記資料による助成金算出額をみると、川崎海洋少年団を除く3団体に対する令和3年度の助成金額は平成31年度算出額と同額となっている。

しかし、平成31年度と令和3年度を比較したところ、助成金算出基準としている構成団体の単位会(コ団)数が変化している団体があった(子ども会連盟:299(1/6換算で50)→270(1/6換算で45)、ガールスカウト川崎市連絡会:7→6)ことから、令和3年度基準で助成金を算出すべきであり、平成31年度と同額とする根拠とはならないと考える。

なお、川崎海洋少年団の単位会(コ団)数は1と変化がないが、令和3年度助成金額は平成31年度算出額の1/10相当となっている。これは、現在活動を休止していることから減額しているとのことであった。

次に、指導者育成助成金の助成団体及び助成金額の根拠について確認したところ、根拠資料は何ら存在せず不明であった。

市によると、子ども会連盟及びガールスカウト川崎市連絡会は、例年指導者育成事業を計画していることから、助成団体となっているとのことであった。

助成金額について、両団体の令和3年度決算書により、その妥当性を検証したところ、両団体とも、新型コロナウイルスの影響による指導者育成事業の中止により、当該事業の決算額が予算額と比べ、大幅に減少していた。

子ども会連盟においては、研修会や育成者交流会の大半が中止となっており、事業費の研修参加費・大会費は5,132千円の予算に対して、支出実績は821千円であった。また、ガールスカウト川崎市連絡会においても事業が中止となったため、指導者育成事業費140千円の予算に対して、支出実績は下見交通費などの52千円程度であった。

このように、対象としている事業が中止となったにもかかわらず、育成連盟は、両団体に対する指導者育成助成金の精算を行っていない。しかし、指導者育成助成金が、市が交付している川崎市青少年育成連盟補助金を原資として分配されていることを考慮すると、育成連盟は、当該助成金の精算を行い、両団体から未執行分の返還を求めるとともに、当該返還金を市に返還することが妥当であると考えられる。

以上のとおり、市が育成連盟に交付している川崎市青少年育成連盟補助金7,793千円のうち、6,464千円が構成団体への助成金(構成団体運営助成金と指導者育成助成金)に充てられているが、その妥当性につき、市は何ら検証を行っていない。このような状態となっているのは、社会通念上、適正性を欠いていると判断せざるを得ない。

したがって、市は、育成連盟の構成団体への助成金の妥当性について、検証を適切に行い、必要な措置を講じる必要がある。

② 成人の日行事費

【意見 16】 履行期限及び完了検査実施日の見直しについて

成人式（成人の日を祝うつどい）の会場である川崎市とどろきアリーナ周辺では交通渋滞の発生が予想されることから、市は、交通渋滞告知看板の製作及び設置・撤去業務を委託している。

受託業者の見積書によると、工期期限は成人式（成人の日を祝うつどい）開催日の翌日である令和4年1月11日となっていた。これは、開催終了後、遅くとも翌日には交通渋滞告知看板を撤去して、受託業務を完了することを意図していると考ええる。

しかし、請書の履行期限は令和4年1月31日となっていた。この履行期限が起因したか否かは不明であるが、業務完了届の完了年月日は令和4年1月31日となっており、委託業務の完了検査は令和4年2月1日に行われていた。

交通渋滞告知看板の実際の撤去完了日は不明であるが、こうした看板は悪天候など特段の事情が無い限り、本来は行事終了後ただちに撤去せねばならないと考える。

したがって、委託業務の性質を十分に考慮した上で、請書の履行期限及び完了検査の実施日を見直す必要がある。

12. こども文化センター運営事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

こども文化センター運営事業は、子どもの居場所を確保し、多世代との交流の中で、多様な体験や活動を通じた健全育成を推進するとともに、地域団体等の活動拠点としての場を提供し、地域における人材の育成や活動を支援する事業である。

令和3年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 今後の運営のあり方を踏まえた児童の健全育成に向け、一人遊び遊具の充実や新たな遊びの考案、利用方法の見直し及び ICT を活用したイベントの実施。
- ② 住吉こども文化センター及び宮内こども文化センターにおける外壁補修工事、新丸子こども文化センターにおける屋上防水工事、白幡台こども文化センター及び菅こども文化センターにおける屋上防水と外壁補修工事等、施設の計画的な維持・補修を実施。
- ③ 多世代交流の促進に向けた、いこいの家等との連携事業の推進。なお、新型コロナウイルス感染拡大のため直接対面する交流は控え、児童の作品の贈呈や作品の展示会、手紙やプレゼントの交換などによる、老人いこいの家等との連携を強化した。

なお、こども文化センター運営事業は、下記の予算小事業から構成されている。

予算小事業	
ア	青少年支援室庁費等
イ	こども文化センター・わくわくプラザ運営費
ウ	ふれあい館運営費
エ	多摩区内民間児童厚生施設助成事業費
オ	こども文化センター施設整備費
カ	こども文化センター大規模補修工事費
キ	その他

ア. 青少年支援室庁費等

こども文化センター運営事業をはじめとした、青少年支援室の事務全体に係る費用である。

イ. こども文化センター・わくわくプラザ運営費

こども文化センター及びわくわくプラザの両事業運営に係る指定管理料などである。

こども文化センターは、児童福祉法第40条に基づき設置された児童厚生施設であり、概ね中学校区に1か所、全59施設開設されている。

わくわくプラザ事業は、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を一体的に行っている事業であり、全ての市立小学校で実施されている。

ウ. ふれあい館運営費

川崎市ふれあい館条例に基づき設置されているふれあい館の運営に係る指定管理料である。

エ. 多摩区内民間児童厚生施設助成事業費

多摩区には、柘形こども文化センターなど川崎市が所管するこども文化センター7つのほかに、民間で運営されている児童館「すかいきっず」がある。この運営事業者に交付している補助金である。

オ. こども文化センター施設整備費

こども文化センターの施設改修・修繕費用（1件につき30万円以上250万円以下）である。

カ. こども文化センター大規模補修工事費

こども文化センターの大規模な施設改修・修繕費用（1件につき250万円超）である。

② 事業費の推移

ア. 青少年支援室庁費等

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	772	767	743
決算額	686	611	1,048

イ. こども文化センター・わくわくプラザ運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	3,367,408	3,446,222	3,500,583
決算額	3,343,047	3,372,087	3,548,323

ウ. ふれあい館運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	34,915	34,915	34,915
決算額	34,915	34,915	34,915

エ. 多摩区内民間児童厚生施設助成事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	23,990	24,160	24,155
決算額	23,989	24,160	24,154

オ. こども文化センター施設整備費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	15,877	69,622	37,780
決算額	26,394	49,425	46,610

(注) 決算額と当初予算額の差が大きいのは、令和元年度においては、施設の修繕等が当初の想定を上回ったことによるものである。令和2年度においては、藤崎こども文化センター万年堀改修工事について、入札不調により翌年度に繰り越したことによるものである。令和3年度においては、藤崎こども文化センター万年堀改修工事を繰り越して執行したことによるものである。

カ. こども文化センター大規模補修工事費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	146,914	127,102	39,631
決算額	97,142	109,103	15,157

(注) 決算額と当初予算額の差が大きいのは、令和元年度においては、野川こども文化センター法面等整備工事について近隣住民等との調整に時間を要したためスケジュール変更が生じ、翌年度に繰り越したことによるものである。令和2年度においては、入札の結果、空調機設置工事の執行額が減少したことによるものである。令和3年度においては、野川こども文化センター擁壁補修工事について、利用者等への影響を考慮の上、着工時期を見直し、翌年度に繰り越したことによるものである。

③ 事業費の主な内訳

ア. 青少年支援室庁費等

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
旅費	401	出張旅費
需用費	165	消耗品費
役務費	482	土地貸付事業に係る不動産鑑定評価
合計	1,048	

イ. こども文化センター・わくわくプラザ運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	125	放課後子ども総合プラン推進会議委員報酬
需用費	2,103	消耗品費
委託料	3,485,621	こども文化センター指定管理料 3,440,747 千円 登戸小・宿河原小わくわくプラザ事業実施 業務委託 37,009 千円 放課後子ども総合プラン職員資質向上研 修業務委託 2,195 千円

節	令和3年度 決算額	主な内容
備品購入費	1,609	わくわくプラザ入退室管理システム機器等
負担金補助及び交付金	8,689	小杉こども文化センター区分所有に係るコスギサードアヴェニュー管理費等負担金
補償補填及び賠償金	50,176	新型コロナウイルス感染拡大防止の対応に伴う指定管理者への補償
合計	3,548,323	

ウ. ふれあい館運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	34,915	ふれあい館指定管理料 34,915 千円
合計	34,915	

エ. 多摩区内民間児童厚生施設助成事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	24,154	民間児童館運営費等補助金
合計	24,154	

オ. こども文化センター施設整備費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	851	錦ヶ丘こども文化センター石綿分析調査 業務委託 257 千円
工事請負費	45,759	平こども文化センター事務室雨漏り天井 張替及び LED 設置その他補修工事 2,469 千円 野川こども文化センターパーゴラ設置工 事 2,446 千円 旭町こども文化センター3 階内装補修及 び LED 設置工事 2,420 千円
合計	46,610	

カ. こども文化センター大規模補修工事費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	65	一般事務用品
委託料	5,005	宮崎こども文化センター他 1 カ所冷暖房 設備工事監理業務委託 1,155 千円 長尾こども文化センター他 3 カ所困障改 修設計業務委託 3,850 千円
工事請負費	10,087	宮崎こども文化センター他 1 カ所冷暖房 設備工事 10,087 千円
合計	15,157	

(2) 監査の結果

① こども文化センター・わくわくプラザ運営費

【意見 17】 AED の点検内容等の明示について

市は、全ての地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ

るように、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を推進している。

その中でこども文化センターを「地域包括ケアシステム」における一つの地域資源と捉え、こども文化センターの指定管理者に対し、下記のとおり、施設の維持管理に関する業務として、自動体外式除細動器（AED）に関することを含めている。

こども文化センター指定管理仕様書より抜粋

5 指定管理者が行う業務の内容

(3) 施設の維持管理に関する業務

エ 自動体外式除細動器（AED）に関すること

- ・ こども文化センターに自動体外式除細動器を設置し、設置場所をわかりやすく表示し、誰でも常に利用できる状態を保つこと。
- ・ 点検担当者を指定して日常点検を実施し、その結果を適切に記録しておくこと。
- ・ 自動体外式除細動器の取扱方法等に関する、救命講習を職員に受講させること。

しかし、AEDの点検について、指定管理仕様書には「点検担当者を指定して日常点検を実施し」としか示されていないため、点検内容や頻度などは、指定管理者に裁量を委ねていると考えざるを得ない。実際、指定管理者の事業報告書を閲覧したところ、その点検状況は様々であった。

AEDは突然の心停止を起こして倒れた方に対して、音声指示のとおりにより作動させることにより、救急車が到着するまでの応急措置として救命活動を行うことができる重要な機器である。そのため、こども文化センター利用者のみならず、近隣住民のもしもの事態に備え、AEDの点検は毎日実施し、常に万全の状態にしておく必要がある。

したがって、例えば、「毎日、インジケータの表示が正常であることを確認する。」や「電極パッド及びバッテリーの使用期限に留意し、交換時期には適切に交換する。」といった具体的な点検内容や頻度について、指定管理仕様書に明示する必要がある。

② こども文化センター施設整備費

【意見18】 完成届の早期提出に向けた対応について

こども文化センター施設整備に係る請書には、工事の検査期限は完成届を受

理した日から工事については14日以内、その他については10日以内と明記されているが、完成届の提出期限については記載されていない。

このため、工事が完成しているにもかかわらず、請負業者からの完成届の提出が遅れ、結果として、完成後1か月近く経過してからの検査実施となった工事が、表39のとおり見受けられた。

表39 完成年月日及び完成届提出日

工事名	完成年月日	完成届提出日	検査実施日
岡上こども文化センター 外壁円柱修繕工事	令和3年9月30日	令和3年10月29日	令和3年10月29日
片平こども文化センター 集会室内装補修工事	令和4年3月19日	令和4年3月29日	令和4年3月29日

(出典：市提供資料より監査人作成)

仕様書と違わず完成していることを確認するのが検査の目的である。そのため、検査実施日が完成後1か月近く経過してしまっていると、天候などの影響により完成時の状況と若干変化することも考えられ、適正な検査を実施できない可能性がある。

したがって、市は、請負業者に完成後速やかに完成届を提出させるよう、仕様書に完成届の提出期限を明記するなど、完成届の早期提出に向けた対応を行う必要がある。

13. わくわくプラザ事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

わくわくプラザ事業は、全ての小学生を対象に、学校や地域等との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場をつくることを目的とする事業である。

具体的には、小学校の特別教室や敷地内施設を活用し、全ての児童に安全・安心な居場所を確保したり、地域ボランティアなどの人材を活用し、次代を担う人を育成するための多様な体験・活動の機会を提供したりしている。

令和3年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響で多世代交流イベントなどが十分に実施できなかったものの、リモートによる交流イベントや手紙を介した高齢者施設との交流事業といった感染リスクの低いイベントを実施するなど、新しい生活様式を踏まえた事業を充実。
- ② 全市立小学校 114 校で長期休業期間中の平日において、開室時間を 30 分繰り上げ、8 時からの開室を継続して実施。
- ③ 藤崎小学校わくわくプラザ及び向丘小学校わくわくプラザにおけるトイレ改修工事、新城小学校わくわくプラザ他 13 件における冷暖房設備改修工事等、計画的な維持・補修を実施。
- ④ 子育て支援・わくわくプラザ事業を全市立小学校 114 校で実施。

なお、わくわくプラザ事業は、下記の予算小事業から構成されている。

予算小事業	
ア	子育て支援・わくわくプラザ事業費
イ	わくわくプラザ施設整備費

ア. 子育て支援・わくわくプラザ事業費

わくわくプラザの利用時間は午後 6 時までとなっているが、保護者の就労等により午後 6 時までにお迎えが難しい場合がある。そのため、子育て支援の観点から、午後 6 時から 7 時までを「子育て支援・わくわくプラザ事業」として児童の安全・安心な居場所を提供しており、それにかかる運営費である。

イ. わくわくプラザ施設整備費

わくわくプラザの施設改修・修繕費用である。

② 事業費の推移

ア. 子育て支援・わくわくプラザ事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	33,627	30,468	29,800
決算額	28,274	47,644	46,118

(注) 令和2年度及び令和3年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数及び利用者負担額が減少し、事業の運営に係る費用負担が増加したことによるものである。

イ. わくわくプラザ施設整備費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	339,180	175,673	48,055
決算額	311,073	160,951	47,758

(注) 令和元年度から令和3年度にかけて、当初予算額及び決算額が漸減しているのは、令和元年度に完成した大規模工事が多数あり、その後は改修を要する箇所が減少したためである。

③ 事業費の主な内訳

ア. 子育て支援・わくわくプラザ事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	46,118	子育て支援・わくわくプラザ事業実施業務委託 46,118 千円
合計	46,118	

イ. わくわくプラザ施設整備費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	177	修繕料
使用料及び賃借料	2,018	宮前平小学校倉庫棟賃借料
委託料	2,609	新川崎地区新設小学校設計業務委託 1,986千円
工事請負費	42,954	藤崎小学校校舎改修その他工事(藤崎小学校わくわくプラザトイレ改修工事) 14,786千円 鷺ヶ峰老人いこいの家ほか1施設内部改修その他工事(向丘小学校わくわくプラザトイレ改修工事) 2,635千円 鷺沼小学校わくわくプラザ通路補修工事 2,497千円
合計	47,758	

(2) 監査の結果

① わくわくプラザ施設整備費

【意見19】 完成届の早期提出に向けた対応について

【意見18】と同様に、工事が完成しているにもかかわらず、請負業者からの完成届の提出が遅れ、結果として、完成後半月近く経過してからの検査実施となった工事が、表40のとおり見受けられた。

表40 完成年月日及び完成届提出日

工事名	完成年月日	完成届提出日	検査実施日
登戸小学校わくわくプラザ 通用門電気錠設置工事	令和4年3月7日	令和4年3月25日	令和4年3月29日

(出典：市提供資料より監査人作成)

仕様書と違わず完成していることを確認するのが検査の目的である。そのた

め、検査実施日が完成後半月近く経過してしまっていると、天候などの影響により完成時の状況と若干変化することも考えられ、適正な検査を実施できない可能性がある。

したがって、市は、請負業者に完成後速やかに完成届を提出させるよう、仕様書に完成届の提出期限を明記するなど、完成届の早期提出に向けた対応を行う必要がある。

14. 青少年教育施設の管理運営事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

団体宿泊生活や野外活動を通じて心身ともに青少年の健全な育成を図るとともに、子どもの遊びや活動の促進に向けた場を提供する事業である。

令和3年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 八ヶ岳少年自然の家において、団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動、探求野外観察等を実施。
- ② 黒川青少年野外活動センターにおいて、野外自然観察活動等を実施。
- ③ 子ども夢パークにおいて、子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等を実施。
- ④ 青少年の家において、団体宿泊研修等を実施するとともに、民間企業や大学に対する働きかけによる団体利用促進を図った。

なお、青少年教育施設の管理運営事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	予算小事業
ア	青少年の家運営費
イ	八ヶ岳少年自然の家運営費
ウ	黒川青少年野外活動センター運営費
エ	川崎市子ども夢パーク運営費
オ	青少年教育施設整備費

ア. 青少年の家運営費

団体宿泊研修等を通して心身ともに健全な青少年の育成を図ることを目的とした施設である青少年の家に係る運営費である。

イ. 八ヶ岳少年自然の家運営費

恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して心身を鍛錬し、もって健全な青少年の育成を図ることを目的とした施設である八ヶ岳少年自然の家に係る運営費である。

ウ. 黒川青少年野外活動センター運営費

野外活動による体験を行うための施設野外活動による体験を通じて、青少年の自主性や協調性をはぐくみ、もってその心身の健やかな発達に寄与することを目的とした施設である黒川青少年野外活動センターに係る運営費である。

エ. 川崎市子ども夢パーク運営費

子どもが遊び、及び夢を育む場並びに子どもの活動の拠点及び居場所を提供するとともに、子どもの自主的及び自発的活動を支援することにより、それぞれの子どもの応じた成長及び子どもの地域等における活動への参加の促進に寄与することを目的とした施設である川崎市子ども夢パークに係る運営費である。

オ. 青少年教育施設整備費

青少年教育施設（青少年の家、八ヶ岳少年自然の家、黒川青少年野外活動センター及び子ども夢パーク）の施設改修や修繕工事に係る費用である。

② 事業費の推移

ア. 青少年の家運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	78,266	79,110	80,957
決算額	78,265	80,543	83,853

イ. 八ヶ岳少年自然の家運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	264,696	267,179	267,442
決算額	264,695	226,296	267,442

ウ. 黒川青少年野外活動センター運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	30,177	30,454	30,454
決算額	30,177	30,449	30,454

エ. 川崎市子ども夢パーク運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	76,499	77,144	79,747
決算額	76,499	78,062	79,747

オ. 青少年教育施設整備費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	6,577	15,486	14,601
決算額	5,982	5,233	10,722

③ 事業費の主な内訳

ア. 青少年の家運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	80,289	指定管理料 80,289 千円
負担金補助及び交付金	665	青少年の家に起因する地上デジタル放送受信障害対策
補償補填及び賠償金	2,898	新型コロナウイルス感染拡大防止の対応に伴う補償等
合計	83,853	

イ. 八ヶ岳少年自然の家運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	263,829	指定管理料 263,829 千円
負担金補助及び交付金	3,613	富士見町地域振興協力費 3,613 千円
合計	267,442	

ウ. 黒川青少年野外活動センター運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	30,454	指定管理料 30,454 千円
合計	30,454	

エ. 川崎市子ども夢パーク運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	79,747	指定管理料 79,747 千円
合計	79,747	

オ. 青少年教育施設整備費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	1,422	黒川青少年野外活動センター排水設備調査等業務委託 968 千円 ポリ塩化ビフェニル（PCB）分析調査業務委託 454 千円
工事請負費	9,300	青少年の家イベントホール電動ブラインド補修工事 2,500 千円 黒川青少年野外活動センター2階宿泊室空調機設置工事 2,420 千円
合計	10,722	

(2) 監査の結果

① 青少年教育施設運営費

【意見 20】 AED の点検内容等の明示について

【意見 17】と同様に、市は、青少年教育施設（青少年の家、八ヶ岳少年自然

の家、黒川青少年野外活動センター及び子ども夢パーク)の指定管理者に対し、施設の維持管理に関する業務として、自動体外式除細動器(AED)に関することを含めている。

しかし、AEDの点検について、指定管理仕様書には「点検担当者を指定して日常点検を実施し」としか示されていないため、点検内容や頻度などは、指定管理者に裁量を委ねていると考えざるを得ない。実際、指定管理者の事業報告書を閲覧したところ、その点検状況は様々であった。

AEDは突然の心停止を起こして倒れた方に対して、音声指示のとおりにより作動させることにより、救急車が到着するまでの応急措置として救命活動を行うことができる重要な機器である。そのため、青少年教育施設利用者のみならず、近隣住民のもしもの事態に備え、AEDの点検は毎日実施し、常に万全の状態にしておく必要がある。

したがって、例えば、「毎日、インジケータの表示が正常であることを確認する。」や「電極パッド及びバッテリーの使用期限に留意し、交換時期には適切に交換する。」といった具体的な点検内容や頻度について、指定管理仕様書に明示する必要がある。

15. 児童虐待防止対策事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

子どもの安全と健やかな成長が守られる環境づくりを推進するため、子ども・若者の未来応援プラン等に基づき、庁内外を含む関係機関との連携強化、児童虐待防止に向けた啓発活動、関係職員の人材育成等の施策を推進する事業である。

令和3年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実
- ② 児童虐待防止センターによる電話相談の実施
- ③ 児童虐待防止普及啓発活動の実施
- ④ ネットワーク化された情報を活用した包括的な支援の実施
- ⑤ 子育て短期利用事業（ショートステイ・デイステイ）

なお、児童虐待防止対策事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	予算小事業
ア	こども教育相談員経費(人件費)
イ	子育て短期利用事業費
ウ	児童虐待対策推進費
エ	要保護児童対策地域協議会運営費
オ	オレンジリボンキャンペーン実施事業費
カ	児童虐待防止対策職員報酬
キ	児童虐待防止センター事業費
ク	その他

ア. こども教育相談員経費(人件費)

各区の地域みまもり支援センター(大師地区・田島地区健康福祉ステーションを含む。)にこども教育相談員(以下、「教育相談員」という。)各1名が配置され、学校や教育、いじめや不登校などに関する相談に応じている。本予算小事業は、教育相談員(再任用短時間勤務職員)の人件費を支出するものである。

イ. 子育て短期利用事業費

子育て短期利用事業は、保護者の疾病・冠婚葬祭その他の理由により、家庭に

において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護を行うものである。市内の児童養護施設4ヶ所及び乳児院2ヶ所に委託しており、本予算小事業において委託費を支出している。

ウ. 児童虐待対策推進費

市内の各児童相談所に配置された児童福祉司等に対する研修等に係る講師謝金や川崎市児童虐待防止医療ネットワーク事業に係る委託料、児童虐待防止 SNS 相談事業に係る負担金等を支出する予算小事業である。

エ. 要保護児童対策地域協議会運営費

要保護児童対策地域協議会は児童福祉法第25条の2に規定される「地域のネットワーク推進」のための協議会であり、要保護児童等の早期発見や適切な保護について、関係機関が情報や考え方を共有し適切な連携を図っている。本予算小事業において、その運営費を支出している。

オ. オレンジリボンキャンペーン実施事業費

毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に行われる児童虐待防止普及啓発のためのオレンジリボンキャンペーンの実施費用を支出する予算小事業である。

カ. 児童虐待防止対策職員報酬

市内の各児童相談所に配置された児童虐待専門相談員及び児童虐待対応協力員に対する人件費等を支出する予算小事業である。

キ. 児童虐待防止センター事業費

児童虐待防止センターは、児童虐待を早期に発見し、虐待を受けた児童の迅速かつ適切な対応や保護、支援等につなげることで、また、児童及び青少年のいじめや不登校、対人関係等の相談に対応することを目的としたものであり、児童虐待に関する相談及び通告を、電話又はファクシミリにより24時間365日受け付けている。

本事業は民間事業者に委託しており、本予算小事業において委託費を支出している。

② 事業費の推移

ア. こども教育相談員経費(人件費)

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	26,207	30,206	21,725
決算額	24,154	29,400	17,234

イ. 子育て短期利用事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	15,083	14,878	14,266
決算額	13,842	10,742	8,498

(注) 令和2年度及び令和3年度に当初予算額が決算額を大きく下回っているのは、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て短期利用事業の利用が減少したことによる。

ウ. 児童虐待対策推進費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	11,789	10,096	22,083
決算額	10,414	13,872	20,316

エ. 要保護児童対策地域協議会運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	912	749	880
決算額	490	380	1,248

オ. オレンジリボンキャンペーン実施事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	4,494	4,710	4,710
決算額	4,136	3,441	4,019

カ. 児童虐待防止対策職員報酬

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	30,098	29,895	37,452
決算額	30,060	33,012	34,297

キ. 児童虐待防止センター事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	27,496	27,496
決算額	—	27,496	27,496

③ 事業費の主な内訳

ア. こども教育相談員経費(人件費)

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
給料	14,712	こども教育相談員給料
職員手当等	2,522	こども教育相談員地域手当
合計	17,234	

イ. 子育て短期利用事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	8,498	川崎市子育て短期利用事業実施委託
合計	8,498	

ウ. 児童虐待対策推進費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	1,018	研修講師等謝礼
需用費	1,742	児童相談記録ファイル

節	令和3年度 決算額	主な内容
役務費	8	乳幼児健診未受診者等の状況確認調査に係る翻訳業務
委託料	5,202	川崎市児童虐待防止医療ネットワーク事業実施委託 4,818千円
負担金補助及び交付金	12,345	令和3年度児童虐待防止 SNS 相談事業に係る負担金 12,015千円
合計	20,316	

エ. 要保護児童対策地域協議会運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	307	要保護児童対策地域協議会実務者会議代表者部会における講師謝礼
需用費	65	事務用消耗品
役務費	140	切手、後納郵便料金
委託料	737	要保護児童対策地域協議会に関するアンケート調査票入力等業務委託 737千円
合計	1,248	

オ. オレンジリボンキャンペーン実施事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用料	92	児童虐待防止啓発活動景品
役務費	434	令和4年川崎市「成人の日を祝うつどい」パンフレット掲載料
委託料	3,240	令和3年度川崎フロンターレホームゲームにおける児童虐待防止啓発事業委託 2,365千円
使用料及び賃借料	253	第5回オレンジリボン・ファミリーカップ会場使用料
合計	4,019	

カ. 児童虐待防止対策職員報酬

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	22,957	会計年度任用職員（パートタイム）報酬
職員手当等	3,460	同 期末手当
共済費	7,880	同 社会保険料
合計	34,297	

キ. 児童虐待防止センター事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	27,496	川崎市児童虐待防止センター、児童相談所 全国共通ダイヤル及び児童・青少年電話相 談業務委託 27,496 千円
合計	27,496	

(2) 監査の結果

① こども教育相談員経費（人件費）

【意見 21】 教育相談の実績件数に係る報告基準の統一について

令和3年度における教育相談の実績件数は、表41のとおり全市で924件であり、そのうち不登校に関する相談が624件と全体の67%程度を占める。一方、各区分では、川崎区が508件と全体の54%程度を占める一方、年間で0～20件程度である区もあるなど、大きな差が生じている。

各区の教育相談の実績件数は、必ずしも人口等に比例するものではないが、保護者等が抱えている教育に関する課題は多様である。幸区、多摩区及び麻生区では、教育相談員に欠員が生じていた期間があったこと等も要因の一つとのことであるが、これ程のばらつきが生じることは考えにくい。

市によれば、教育相談に係る実績報告は、実際に教育相談を行っている各区の地域支援課が毎月報告しているものであるが、特に報告に係る基準等は設けていないとのことである。

表 41 令和3年度における教育相談の実績件数

(単位：件)

区分	不登校	登校しぶり	発達	進路	家族関係	その他	合計
川崎区	341	78	37	17	22	13	508
幸区	7	0	7	1	4	2	21
中原区	146	2	42	18	8	6	222
高津区	16	3	1	1	0	24	45
宮前区	96	6	2	0	0	1	105
多摩区	18	0	0	1	0	4	23
麻生区	0	0	0	0	0	0	0
合計	624	89	89	38	34	50	924

(出典：市提供資料より監査人作成)

教育相談の実施方法は各区において差があるが、多くは教育相談単独で開催する形態ではなく、こどもに関する市民からの相談の一環として、その内容に応じて教育相談員が相談に応じる形態が想定される。また、相談内容によっては、教育相談員だけではなく、社会福祉職等の他の専門職員とともに相談に応じることもあり得る。このため、各区の判断によっては、教育相談員が関与した相談を全て相談実績として報告する場合もあれば、教育相談員単独で応じた相談のみを相談実績として報告する場合も想定されるなど、各区の判断の差が教育相談実績の差に大きな影響を与えている可能性が高い。

教育相談の実績件数は、事業の効果や各区における教育相談員の適正配置数等を検討する上でも重要な情報である。

したがって、実績件数の報告に係る統一的な基準等を作成し、各区に周知する必要がある。

【意見 22】 教育相談の実績件数に係る集計区分の見直しについて

「表 41 令和3年度における教育相談の実績件数」に「不登校」や「登校しぶり」等として示した実績件数の内訳は、市から提示された実績件数のうちで、特に報告件数が多い項目を示したものであり、令和3年度においては、「その他」を含め下記 13 項目の集計区分が採用されている。

[令和3年度において採用されている集計区分]

1. 不登校、2. 登校しぶり、3. 発達、4. 進路、5. 家族関係、6. 就学相談、7. 育児、
8. 身体に関する事、9. 家庭内暴力、10. 歯科、11. 生活困窮、12. 体調管理、
13. その他

一方、教育相談は学校や教育、いじめや不登校などに関する相談とされているが、「いじめ」に関する相談実績は区分されていない。いじめに関する相談は、不登校や登校しぶりの区分に集計されている可能性が高いが、その後の進展等によっては重大化するおそれもある質的に重要な事案であり、その相談件数等を把握することは、全体的な傾向等を掴むために有用なものと考えられる。

実績件数の報告に係る統一的な基準等を作成するに際しては、いじめに関する相談に限らず、教育相談の趣旨等から適切な集計区分をあらためて検討し、見直す必要がある。

② 子育て短期利用事業費

【意見23】 2歳未満の児童の移送方法について

ア. 事業等の概要

子育て短期利用事業は、市内の児童養護施設4ヶ所及び乳児院2ヶ所にて行われている。川崎市子育て短期利用事業実施要綱においては、事業の対象者（利用対象者）を、原則として満12歳までの児童としており、このうち、2歳未満を主な対象としている施設は、しゃんぐりらベビーホームと至誠館さくら乳児院の2施設である。

川崎市子育て短期利用事業実施要綱より抜粋

(対象者)

第4条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有し、事業の利用を希望する年度において、原則として、満12歳までの児童とする。ただし、次の各号に掲げる児童は、事業の対象としない。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等法令に基づいて、医療機関に収容されるべき児童
- (2) 前号に掲げるもののほか、医師から疾病のため医療機関で医療を受ける必要があると認められる児童
- (3) その他市長が第6条に規定する実施施設において養育することが困難であると認められる児童

表 42 子育て短期利用事業の実施施設

施設名	利用対象者	定員
しゃんぐりらベビーホーム	市内在住の0～1歳児	2人
至誠館さくら乳児院	市内在住の0～1歳児	5人
白山愛児園	市内在住の2歳～満12歳まで	10人
児童養護施設すまいる	市内在住の2歳～満12歳まで	10人
川崎愛児園	市内在住の2歳～満12歳まで	10人
新日本学園	市内在住の2歳～満12歳まで	10人

(注) しゃんぐりらベビーホームはショートステイ(宿泊)のみ実施。他施設はショートステイ(宿泊)及びデイステイ(日中利用)を実施。

(出典：市提供資料より監査人作成)

令和元年度から3年度における利用実績は、表43及び表44のとおりであり、特に令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症への対応や利用控え等により利用実績が減少している。

表 43 令和元年度から3年度における利用実績(2歳未満)

(単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
しゃんぐりらベビーホーム	157	0	0
至誠館さくら乳児院	609	623	273
白山愛児園	0	5	8
児童養護施設すまいる	0	0	0
川崎愛児園	0	0	3
新日本学園	0	0	0
合計	766	628	284

(出典：市提供資料より監査人作成)

表44 令和元年度から令和3年度における利用実績（2歳以上）

(単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
しゃんぐりらベビーホーム	0	0	0
至誠館さくら乳児院	72	56	0
白山愛児園	399	376	407
児童養護施設すまいる	700	254	370
川崎愛児園	1,346	857	912
新日本学園	366	532	244
合計	2,883	2,075	1,933

(出典：市提供資料より監査人作成)

イ. 2歳未満の児童の移送方法について

しゃんぐりらベビーホーム（川崎市幸区、利用対象者：市内在住の0～1歳児）においては、令和2年度以降利用実績がない状況が続いており、令和4年度においても、8月時点まで利用実績はないとのことである。

これは、子育て短期利用事業に利用する居室が、乳児院の措置児童の居室と分離されていないため、新型コロナウイルス感染症への対応から外部利用を大きく制限せざるを得ない状況にあることによる。特に、令和3年度までは、利用にあたり2週間前からの健康観察の実施を求めており、子育て短期利用事業は、保護者の疾病や育児疲れ等も理由に受け入れる事業であることから、この点も利用が控えられている要因の一つと考えられる。

このため、2歳未満の市内在住の児童が短期利用事業を利用する場合、多くは多摩区に設置されている至誠館さくら乳児院の利用を検討することとなるが、至誠館さくら乳児院の2歳未満の利用は、令和2年度にわずかに増加したものの、令和3年度は大きく減少している。

これは、新型コロナウイルス感染症のまん延を受けた利用控え等が大きな要因と考えられ、結果として、しゃんぐりらベビーホームの代替施設として機能したかは不明である。

実施施設への送迎は保護者が行うことが原則であるものの、保護者が希望する場合であって、保護者の心身の状態から、保護者が児童を移送することが困難である場合等、実施施設が必要と認めた場合は、児童の安全性や利用者の負担軽減のため、居宅から実施施設等の間について、職員による児童への付き添いを実施する「移送」が認められている。しかし、令和3年度において、至誠館さくら乳児院における移送の利用実績はない。

必ずしも施設への送迎のみが利用の障害となっているわけではないものの、特に対象施設の少ない2歳未満については、あらためて移送の利用が可能なことの周知を徹底し、施設に対しても移送による対応を促すとともに、状況に応じて、移送とは別に、市が施設への移動手段を確保することの要否を検討する必要がある。

【意見 24】 保護者以外による送迎を認める際の手続のルール化について

川崎市子育て短期利用事業実施要綱においては、児童の送迎は、原則その保護者が行うものとされているが、子育て短期利用事業に限らず、各種施設等における児童の送迎においては、保護者以外の祖父母等が行うことも想定される場所である。

市によれば、どこまで保護者以外の送迎を認めるかは各施設の判断に委ねており、特に基準等は示していないとのことであるが、利用者の利便性と児童の安全性の確保の観点から、例えば、保護者以外の送迎を認める者の範囲や、施設への事前連絡や委任状等の提示等といった手続について、全市で統一的にルール化することを検討する必要がある。

川崎市子育て短期利用事業実施要綱より抜粋

(児童の移送)

第9条 実施施設への児童の移送は、原則その保護者が行うものとする。ただし、実施施設が必要であると認めた場合は、児童の安全性の確保や利用者の負担軽減等のため、居宅から実施施設の間や実施施設から保育所や学校等の間について、職員による児童への付き添いを実施する。

【意見 25】 提出書類の簡素化について

子育て短期利用事業の利用にあたっては、保護者から所定の利用料を徴収することが定められているが、その利用料の額については、保護者の所得水準（生活保護世帯、市県民税非課税世帯、その他世帯）に応じた額が定められている。

生活保護世帯及び市県民税非課税世帯の保護者が、子育て短期利用事業を利用するにあたっては、子育て短期利用事業申込書に、そのことを明らかにする書類を添付することを求めていることから、保護者は、市民税・県民税非課税証明書や被保護証明書等を事前に入手して提出する必要がある。

しかし、保護者が市県民税非課税世帯や生活保護世帯に該当するか否かは、

市が管理している所得情報等で確認可能である。

子育て短期利用事業の利用申込は、実施施設に対してなされるため、マイナンバーの利用等による情報確認は難しいものとするが、例えば、利用の申込みを受けた実施施設が保護者に証明書等の提出を求めず、市に保護者がいずれの所得区分に該当するか否かを問い合わせる仕組みを構築する等、提出書類の簡素化を図る余地を検討する必要がある。

川崎市子育て短期利用事業実施要綱より抜粋

(利用申込等)

第8条 保護者は、事業を利用するときは、子育て短期利用事業申込書（新規・変更）（様式第1-1号）を実施施設に提出しなければならない。なお、別表の保護者区分に規定する生活保護世帯、市県民税非課税世帯に該当する場合は、そのことを明らかにする書類を添えるものとする。

16. 児童相談所運営事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

市内3か所の児童相談所において、関係機関との連携のもと、家庭その他関係機関からの相談に応じ、調査、診断、判定、一時保護、措置等の必要な支援を実施する事業である。

令和3年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ的確な対応の推進
 - ・子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談・援助の実施
 - ・一時保護の司法関与の強化に向けた検討結果を踏まえた事業推進
- ② 児童相談所の体制強化
 - ・専門的知識を有する職員の増員など児童相談体制の充実
 - ・南部地域の児童相談体制の充実に向けた検討結果を踏まえた事業推進
- ③ 養育支援訪問（こども家庭支援員の派遣）

なお、児童相談所運営事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	予算小事業
ア	児童相談所施設整備費
イ	中部児童相談所改築等事業費
ウ	児童相談所狹隘対応事業費
エ	児童相談所等体制強化事業費
オ	児童相談所等体制強化事業費(人件費)
カ	こども家庭センター運営費
キ	児童相談所職員報酬
ク	中部児童相談所運営費
ケ	北部児童相談所運営費
コ	こども家庭センター一時保護所運営費
サ	中部児童相談所一時保護所運営費
シ	一時保護所職員報酬
ス	その他

ア. 児童相談所施設整備費

必要に応じて各児童相談所設備の新規設置又は補修工事等を行う予算小事業である。

イ. 中部児童相談所改築等事業費

児童相談所への相談・通告件数及び一時保護児童の増加に伴い、一時保護所の定員超過状態が生じていることから、一時保護所の建替えを含む中部児童相談所の改築等整備計画を進めており、当該整備工事等を行う予算小事業である。

ウ. 児童相談所狭隘対応事業費

児童相談所への相談・通告件数及び一時保護児童の増加や配置職員数の増加等に伴う児童相談所施設の狭隘化に対応するため、こども家庭センターの内部改修工事や北部児童相談所事務室棟新築工事等を行う予算小事業である。

エ. 児童相談所等体制強化事業費

川崎市児童相談システムの運用・保守や児童相談所の体制強化のための弁護士及び小児科医の配置、児童相談所及び一時保護所における新型コロナウイルス感染症対策等を行う予算小事業である。

オ. 児童相談所等体制強化事業費(人件費)

児童家庭支援・虐待対策室に配置された会計年度任用職員の人件費を支出する予算小事業である。

カ. こども家庭センター運営費

川崎市の中央児童相談所であるこども家庭センター(一時保護所を除く。)の運営に係る費用を支出する予算小事業である。

キ. 児童相談所職員報酬

各児童相談所に配置された会計年度任用職員の人件費を支出する予算小事業である。

ク. 中部児童相談所運営費

中部児童相談所の運営に係る費用を支出する予算小事業である。

ケ. 北部児童相談所運営費

北部児童相談所の運営に係る費用を支出する予算小事業である。

コ. こども家庭センター一時保護所運営費

こども家庭センターに設置された一時保護所の運営に係る費用を支出する予算小事業である。

サ. 中部児童相談所一時保護所運営費

中部児童相談所に設置された一時保護所の運営に係る費用を支出する予算小事業である。

シ. 一時保護所職員報酬

こども家庭センター及び中部児童相談所に設置された一時保護所に配置された会計年度任用職員に係る人件費を支出する予算小事業である。

② 事業費の推移

ア. 児童相談所施設整備費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	5,945	5,922	5,266
決算額	6,562	65,455	8,404

(注) 令和2年度に決算額が当初予算額を大きく上回っているのは、台風19号の影響で、こども家庭センターにて水漏れ補修工事を急遽行う必要が生じたことによる。

イ. 中部児童相談所改築等事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	15,500	114,462
決算額	—	10,725	81,182

(注) 当初予算額が決算額を上回っているのは、主に入札差金による。

ウ. 児童相談所狹隘対応事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	3,812	13,433
決算額	—	3,106	16,309

エ. 児童相談所等体制強化事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	44,611	60,557	68,670
決算額	47,126	58,243	64,737

オ. 児童相談所等体制強化事業費(人件費)

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	1,828
決算額	—	—	1,828

カ. こども家庭センター運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	46,364	58,264	60,151
決算額	50,485	52,428	56,435

キ. 児童相談所職員報酬

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	32,718	36,051	42,235
決算額	30,091	35,595	37,024

ク. 中部児童相談所運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	17,809	20,931	21,879
決算額	19,120	21,395	22,669

ケ. 北部児童相談所運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	11,304	12,922	12,053
決算額	11,350	12,188	12,223

コ. こども家庭センター一時保護所運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	34,046	40,234	42,937
決算額	33,416	40,029	43,900

サ. 中部児童相談所一時保護所運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	23,455	27,390	30,664
決算額	24,557	26,189	25,405

(注) 令和3年度において決算額が当初予算額を大きく下回ったのは、庁舎の移転を予定していたため、備品類の購入や庁舎の修繕等を控えたこと等による。

シ. 一時保護所職員報酬

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	126,893	135,655	195,566
決算額	114,910	126,705	149,109

(注) 令和3年度において決算額が当初予算額を大きく下回ったのは、日中児童相談員及び夜間児童指導員に欠員が生じたことによる。

③ 事業費の主な内訳

ア. 児童相談所施設整備費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
工事請負費	8,404	空調室外機（GHP-2 系統・GHP-6 系統）修繕工事 2,068 千円 こども家庭センター2 階居室床板ほか補修工事 1,078 千円
合計	8,404	

イ. 中部児童相談所改築等事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	51,033	川崎看護専門学校改修設計業務委託(完成 払) 21,560千円 中部児童相談所改築設計業務委託(一部完 成払) 15,076千円
工事請負費	30,149	西高津保育園解体撤去工事 30,149千円
合計	81,182	

ウ. 児童相談所狭隘対応事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	15,928	こども家庭センター内部改修その他設計 業務委託 7,535千円
工事請負費	381	川崎市北部児童相談所東側倉庫撤去その 他工事 381千円
合計	16,309	

エ. 児童相談所等体制強化事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	9,032	児童相談所弁護士・小児科医報酬
報償費	17	一時保護所第三者委員謝礼
需用費	2,587	手指消毒用アルコール
役務費	328	無線 LAN ルーター使用に伴う通信回線料
委託料	15,997	令和3年度川崎市児童相談システム運用 保守委託 6,072 千円 児童相談システム改修業務委託(要保護児 童等に関する情報共有システム対応) 4,293 千円
使用料及び賃借料	35,871	川崎市児童相談システムに係る機器及び ソフトウェアの賃貸借及び保守に関する 契約 30,702 千円 児童相談所一時保護所における新型コロ ナウイルス感染症緊急対応等に伴う場所 の確保 2,400 千円
備品購入費	906	空気清浄機
合計	64,737	

オ. 児童相談所等体制強化事業費(人件費)

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	1,828	会計年度任用職員(パートタイム)報酬
合計	1,828	

カ. こども家庭センター運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	1,677	会計年度任用職員（パートタイム）報酬
給料	2,253	会計年度任用職員（フルタイム）給料
職員手当等	402	同 地域手当
共済費	1,548	同 社会保険料
報償費	3,332	こども家庭センター特別児童扶養手当認定診断謝礼
旅費	8,269	出張旅費
需用費	24,880	光熱水費、消耗品費、医薬材料費
役務費	3,709	郵便料、電話料
委託料	6,909	空調設備保守点検委託 1,678 千円 清掃業務委託 1,317 千円
使用料及び賃借料	1,406	小型乗用自動車の賃貸借及び保守（再リース） 576 千円 高速道路通行料金
備品購入費	809	発達検査用具セット、空気清浄機
負担金補助及び交付金	18	全国児童相談所長会年会費、第66回全国里親大会福岡市大会出席負担金
扶助費	1,223	緊急移送用自動車借上料
合計	56,435	

キ. 児童相談所職員報酬費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	24,131	精神科医、小児科医、会計年度任用職員（パートタイム）報酬
給料	1,634	会計年度任用職員（フルタイム）給料
職員手当等	4,457	同 期末手当
共済費	6,802	同 社会保険料
合計	37,024	

ク. 中部児童相談所運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
給料	1,435	会計年度任用職員（フルタイム）給料
職員手当等	228	同 地域手当
報償費	2,797	特別相談員謝礼
需用費	12,488	光熱水費、消耗品費、医薬材料費
役務費	1,496	郵便料、電話料
委託料	2,624	空調設備保守点検委託 853 千円 訴訟委任業務委託 440 千円
使用料及び賃借料	163	AEDに係る賃借料、駐車料
備品購入費	270	発達検査用具セット
負担金補助及び交付金	14	全国児童相談所長会年会費
扶助費	1,156	緊急移送用自動車借上料
合計	22,669	

ケ. 北部児童相談所運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
給料	1,600	会計年度任用職員（フルタイム）給料
職員手当等	255	同 地域手当
報償費	2,329	特別相談員謝礼
需用費	3,126	光熱水費、消耗品費、医薬材料費
役務費	1,685	郵便料、電話料
委託料	1,550	清掃業務委託 613 千円 除草等業務委託 396 千円
使用料及び賃借料	79	AEDに係る賃借料、駐車料
備品購入費	146	発達検査用具セット
負担金補助及び交付金	14	全国児童相談所長会年会費
扶助費	1,439	緊急移送用自動車借上料
合計	12,223	

コ. こども家庭センター一時保護所運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	21,217	賄材料費、消耗品費
役務費	65	所外行事に係る傷害保険料
委託料	19,370	川崎市こども家庭センター調理業務委託 19,140千円
使用料及び賃借料	32	児童処遇用DVD借上料
備品購入費	899	19型液晶TV
扶助費	2,317	児童所外指導費、児童理髪代
合計	43,900	

サ. 中部児童相談所一時保護所運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	11,812	賄材料費、消耗品費
委託料	12,685	川崎市中部児童相談所調理業務委託 12,540千円
使用料及び賃借料	31	児童処遇用DVD借上料
備品購入費	71	マット
扶助費	805	児童所外指導費、児童理髪代
合計	25,405	

シ. 一時保護所職員報酬

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	105,174	会計年度任用職員(パートタイム)報酬
給料	7,126	会計年度任用職員(フルタイム)給料
職員手当等	1,818	同 地域手当
共済費	34,991	同 社会保険料
合計	149,109	

④ 川崎市における児童相談所の概要等

ア. 川崎市における児童相談所の概要

川崎市には表 45 のとおり、3ヶ所の児童相談所が設置されており、こども家庭センターが中央児童相談所に位置付けられている。また、表 46 のとおり、過去 5 年間における管轄の総人口の推移は、各児童相談所の管轄ともに概ね増加傾向にあるが、児童人口はおおむね減少傾向にあり、こども家庭センター管轄においても、令和 2 年度以降、減少傾向に転じている。

また、虐待、置去り及び非行等の理由により児童を一時的に保護するための施設である一時保護所が、こども家庭センター及び中部児童相談所に付設されており、令和 3 年度における定員は、こども家庭センター一時保護所が 40 人、中部児童相談所一時保護所が 20 人である。なお、中部児童相談所においては、一時保護所の改築に伴う移転を予定しており、令和 4 年度の定員は 30 人に増加している。

表 45 児童相談所の概要

区分	所在地	管轄	対象面積 (km ²)	総人口 (人)	児童人口 (人)
こども家庭センター (中央児童相談所)	幸区	川崎区、 幸区、中原区	65.15 km ²	666,841	95,347
中部児童相談所	高津区	高津区、 宮前区	35.70 km ²	459,152	72,458
北部児童相談所	多摩区	多摩区、 麻生区	43.50 km ²	404,347	55,523

(注) 総人口及び児童人口は令和 3 年 10 月 1 日時点。

(出典：市提供資料より監査人作成)

表 46 児童相談所管轄の総人口及び児童人口の推移

[総人口] (単位：人)

区分	こども家庭センター	中部児童相談所	北部児童相談所	合計
平成 29 年度	649,783	459,988	393,919	1,503,690
平成 30 年度	656,855	462,939	396,689	1,516,483
令和元年度	665,100	465,610	399,747	1,530,457
令和 2 年度	667,767	468,056	402,439	1,538,262
令和 3 年度	666,841	469,152	404,347	1,540,340

(出典：市提供資料より監査人作成)

[児童人口] (単位：人)

区分	こども家庭センター	中部児童相談所	北部児童相談所	合計
平成 29 年度	95,111	73,979	57,259	226,349
平成 30 年度	96,069	73,489	56,867	226,245
令和元年度	96,741	73,151	56,310	226,202
令和 2 年度	96,393	73,121	55,816	225,530
令和 3 年度	95,347	72,458	55,523	223,328

(出典：市提供資料より監査人作成)

イ. 相談・通告件数及び援助の決定件数の推移

児童人口の減少にも関わらず、表 47 のとおり児童虐待相談・通告件数は年々増加しており、令和 3 年度の市全体における相談・通告件数は、平成 29 年度の 1.7 倍程度の水準にある。また、児童福祉施設への入所や里親委託等も含めた援助の決定件数も増加しており、令和 3 年度の市全体における援助決定件数は、平成 29 年度の 1.5 倍程度の水準にある。

一方、児童福祉司一人あたりの虐待相談に係る担当ケース数は、児童福祉司の増員等もあり、表 48 のとおり過去 3 ケ年度にわたり減少している。案件の困難性等を考慮しておらず、業務量の目安の一つでしかないが、国が平均的な児童福祉司の虐待相談に係る持ちケース数とする 40 件に近づきつつある。

表47 相談・通告件数及び援助の決定件数の推移

[児童虐待相談・通告件数] (単位：件)

区分	こども家庭センター	中部児童相談所	北部児童相談所	合計
平成29年度	1,090	853	425	2,368
平成30年度	1,363	997	703	3,063
令和元年度	1,519	1,091	758	3,368
令和2年度	1,664	1,139	930	3,733
令和3年度	1,725	1,380	925	4,030

(出典：市提供資料より監査人作成)

[援助の決定件数：全市] (単位：件)

区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
援助の決定件数	4,350	4,724	6,223	6,343	6,638

(出典：市提供資料より監査人作成)

表48 児童福祉司一人あたりの担当ケース数の推移

(単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
担当ケース数	58.2	51.6	47.5

(注) 毎年、6月1日現在。

(出典：市提供資料より監査人作成)

ウ. 一時保護所の延べ保護人数等の推移

児童虐待相談・通告件数等の増加に伴い、一時保護所に入所する児童も増加しており、表49のとおり一時保護所の年間延べ保護児童数も急増し、状況によっては、定員を超過して収容している。

また、児童福祉法第33条において、一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2ヶ月を超えないことが原則とされているが、その後の児童養護施設の空き状況等から、表50のとおり一時保護の期間が長期にわたる事案も生じている。

表 49 一時保護所の延べ保護児童数の推移

(単位：人)

区分	こども家庭センター (定員：40人)	中部児童相談所 (定員20人)	合計
平成29年度	11,835	6,167	18,002
平成30年度	12,824	6,804	19,628
令和元年度	14,573	8,271	22,844
令和2年度	17,766	8,839	26,605
令和3年度	17,818	9,045	26,863

(出典：市提供資料より監査人作成)

表 50 一時保護期間が2ヶ月を超える案件数の推移

(単位：件)

区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
案件数	94	96	90	122	129

(出典：市提供資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

① 児童相談所の体制等

【意見26】 児童福祉司及び児童心理司の配置について

平成31年の児童福祉法等の改正により、児童福祉司の配置数の基準が見直され、各児童相談所の管轄区域の人口3万人に1人以上を配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量(虐待相談対応件数)に応じた上乘せ等を行うこととされたところである。また、児童心理司については、児童福祉司2人に対して1人を配置することが標準とされている。

市においても、児童相談所の機能強化のため、児童福祉司等の社会福祉職の増員等の対応を図ってきたところであるが、表51のとおり、配置基準に係る経過措置が終了となる令和4年度においても、配置基準を満たせていない。

表 51 児童福祉法等に定める職員配置基準と実配置人数

[令和3年度]

(単位：人)

区分	児童福祉司		児童心理司	
	配置基準	実配置	配置基準	実配置
こども家庭センター	51	34	21	16
中部児童相談所	31	25	13	11
北部児童相談所	20	18	8	8
合計	102	77	42	35

(注) 令和3年4月1日現在。

(出典：市提供資料より監査人作成)

[令和4年度]

(単位：人)

区分	児童福祉司		児童心理司	
	配置基準	実配置	配置基準	実配置
こども家庭センター	50	37	20	17
中部児童相談所	35	32	14	12
北部児童相談所	27	19	11	8
合計	112	88	45	37

(注) 令和4年4月1日現在。

(出典：市提供資料より監査人作成)

川崎市は、東京都や横浜市といった児童相談所を配置する他の地方公共団体と隣接するとともに、平成28年の児童福祉法改正に伴う特別区における児童相談所設置の動きも加わったこと等により、人材確保の点では厳しい競合関係にある。

このため、量的な面での目標である児童福祉司等の配置基準について、直ちに達成するには大きな課題を抱えているが、基準を満たす児童福祉司等の配置は、虐待をはじめとする様々な問題を抱えた児童に対して適切な対応を図る観点からも望ましいものといえる。

ただし、川崎市総合計画 第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計においても、令和12年頃をピークに人口減少に転じ、生産年齢人口にあっては、令和7年頃をピークと推計されている中、社会福祉職に限らず正規職員をどの程度採用するかは重要な問題であり、児童福祉司等の採用についても計画的な対応を図る必要がある。

また、質的な面においても、新たな児童福祉司等を職員として採用できたとし

ても、虐待をはじめとする様々な問題を抱えた児童に対して適切な対応を図ることが可能となるためには、知識の蓄積とともに十分な経験を積むことが必要である。このため、各児童相談所及び児童家庭支援・虐待対策室においては、様々な研修の実施等にとどまらず、経験豊富な職員を育成するための環境づくりについて、より検討を進める必要がある。

【意見 27】 会計年度任用職員等の配置について

常勤職員だけではなく、こども家庭センター及び中部児童相談所においては、表 52 及び表 53 のとおり、会計年度任用職員や特別職非常勤職員の実配置人数について、定数に対して不足が見られる。特に、こども家庭センターにおいては、令和 4 年度に日中児童指導員及び夜間児童指導員の大幅な増員を図ったものの、定数に見合う人数の採用に至らず、大幅な不足となっている。

会計年度任用職員等の採用に関しても、近隣地方公共団体との競合等の課題があるものと考えられるが、配置人数が不足する場合には、常勤職員が業務を担うこととなる。

このため、職員の負担を軽減するための業務の進め方や職員間の役割分担等の不断の見直しや、会計年度任用職員の雇用の定着を図る施策の検討を引き続き行うとともに、会計年度任用職員の採用についても、採用の障害になっている点を洗い出し、待遇面も含めて対応可能な方策の検討を進める必要がある。

表 52 会計年度任用職員等の定数と実配置人数（こども家庭センター）

[令和 3 年度]

(単位：人)

配置	職種・職名	定数	実配置人数	不足数
心理支援係	精神科医（月 2 回勤務）	1	0	△1
地域連携担当	児童虐待協力員	2	1	△1
保護係	日中児童指導員（週 3 勤務）	4	3	△1
	日中児童指導員（週 4 勤務）	4	2	△2
	夜間児童指導員	14	13	△1

(注 1) 令和 3 年 4 月 1 日現在。

(注 2) 精神科医は、特別職非常勤職員。

(出典：市提供資料より監査人作成)

[令和4年度]

(単位：人)

配置	職種・職名	定数	実配置人数	不足数
相談支援 第1～第4係	児童虐待専門相談員	4	3	△1
相談調整担当	看護師	1	0	△1
保護係	日中児童指導員（週3勤務）	10	3	△7
	日中児童指導員（週4勤務）	10	6	△4
	夜間児童指導員	18	15	△3
	心理職	1	0	△1

(注) 令和4年4月1日現在。

(出典：市提供資料より監査人作成)

表53 会計年度任用職員等の定数と実配置人数（中部児童相談所）

[令和3年度]

(単位：人)

配置	職種・職名	定数	実配置人数	不足数
相談調整担当	相談支援業務嘱託職員	1	0	△1
保護係	日中児童指導員（週3勤務）	3	1	△2
	日中児童指導員（週4勤務）	3	1	△2
	夜間児童指導員	15	13	△2

(注) 令和3年4月1日現在。

(出典：市提供資料より監査人作成)

[令和4年度]

(単位：人)

配置	職種・職名	定数	実配置人数	不足数
相談調整担当	児童相談所相談員	2	1	△1
	相談支援業務嘱託職員	1	0	△1
保護係	日中児童指導員（週3勤務）	5	3	△2
	日中児童指導員（週4勤務）	5	4	△1
	夜間児童指導員	14	12	△2
	学習専門指導員	3	2	△1
	用務員（週3勤務）	2	1	△1

(注) 令和4年4月1日現在。

(出典：市提供資料より監査人作成)

【意見 28】 継続的な業務の効率化策の検討について

児童相談所の業務は、業務の困難性等とともに、対応すべき事案の増加等により、職員に非常に負荷がかかる職場の一つと考えられる。これを解決する方策の一つは人員の増加であるが、財政的な制約や求人環境等の様々な要因により、必ずしも短期的な解決を図ることが可能なものではない。

このため、不断の業務の見直しによる効率化が、より一層求められるものといえる。例えば、会計や契約等の事務作業に関しても、3ヶ所の各児童相談所共通の事務処理部門設置の適否や、未だ電子化されていない書面での報告/回覧/決裁等の処理の電子化による効率化等といった地道な効率化策についても、継続的に検討を進める必要がある。

② こども家庭センター一時保護所運営費

【指摘 23】 栄養士又は調理師の配置の徹底について

こども家庭センターに付設されている一時保護所においては、入所している児童に対して食事を提供しており、その調理に関しては、表 54 のとおり、外部業者への委託により行っている。令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの長期継続契約であるが、当初入札時は、一時保護所の定員である 40 人を基礎として入札を実施したが、その後、入所児童数が定員を超過する状態が継続したことから、令和 3 年 4 月 1 日付けにて変更契約を締結している。

なお、令和 3 年度においては、年間で 53,151 食分の調理が実施されている。

表 54 川崎市こども家庭センター調理業務委託の概要

区分	内容
件名	川崎市こども家庭センター調理業務委託
受託者	日清医療食品株式会社 横浜支店
契約方法	指名競争入札
委託料	<p>[長期継続契約]</p> <p>○当初契約（令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日） 総額：51,084,000 円 月額：1,419,000 円</p> <p>○変更契約後（令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日） 総額：55,308,000 円 月額：1,595,000 円</p>

区分	内容
契約期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日
委託内容	<p>1. 食事提供期間 川崎市こども家庭センターの定める期間とする。食事提供予定日数は、年中無休とする。</p> <p>2. 対象及び食数 日々の調理食数は、当日の児童数及び所属長の検食、職員に対する指導食としての3食程度を合算した数とする。また受託者は、川崎市が認めた者以外に食事を提供してはならない。</p> <p>3. 食事内容 (1)朝食・昼食・夕食の3食及びおやつとし、児童の発達に応じた内容で提供するものとする。 (2)個別対応として、食物アレルギー時の対応（除去食・代替食）、体調不良時への配慮食を行う。 (3)月1・2回程度、行事食を提供する。 (4)災害時の発生時の混乱に備え、非常食として、レトルト食品、飲料水等を概ね3日分保存する。なお、当該非常食は、期限内に有効利用することに努めるものとする。</p> <p>4. 食事時間 (1)朝食：8時00分から8時40分まで (2)昼食：12時00分から12時40分まで (3)おやつ：15時00分頃 (4)夕食：18時00分から18時40分まで</p>

(出典：市提供資料より監査人作成)

契約書に添付されている調理業務仕様書においては、調理従事者は栄養士及び当該業務について相当の経験を有する者であることを求めるとともに、常時、栄養士又は調理師を1名以上必ず配置することを求めている。

別紙「調理業務仕様書」(5条関係)より抜粋

7 業務の実施

調理業務は、「献立表」に基づいて行う。

(1) 調理従事者及び業務責任者

ア 調理従事者

調理業務に従事する者は、栄養士及び当該業務について相当の経験を有する者であること。なお、常時、栄養士又は調理師を1名以上必ず配置する。

一方、業務従事者の届出及び勤務シフト表によれば、令和3年4月から6月までの期間においては、栄養士又は調理師の資格を有する調理従事者は、栄養士の資格を有する業務責任者1名のみであり、その期間を中心に、勤務シフト表上、栄養士又は調理師が常時配置されていない日が数日存在した。

令和3年7月以降は、栄養士の資格を有する業務責任者以外に調理師の資格を有する調理従事者が配置されており、少なくとも令和4年度においては、栄養士又は調理師が不在となる時間はないとのことである。

入所児童等の食事の安全性に関係することであり、受託者にあらためて配置の徹底を指示するとともに、翌月の勤務シフト表が提示された際には、栄養士又は調理師が常時配置されていることの確認を徹底する必要がある。

【意見29】 リスク分担の明示について

川崎市こども家庭センター調理業務委託においては、令和元年度に行った当初入札時においては、それまでの一時保護所の定員である40人を基礎として入札を実施したが、表55のとおり、令和2年度に入り入所児童数が定員を超過する状態が継続したことから、受託者側からの申し出もあり、川崎市こども家庭センター調理業務委託契約第14条に基づき、令和3年4月1日に変更契約を締結している。

変更内容は、月額1,419,000円であった委託料を月額1,595,000円に増額するものである。これは、令和2年度における年間を通しての1日平均入所者数は46.2人であるものの、年度後半においては50人を超える入所児童数が継続していたことから、実質的な定員を60人と想定した委託料としたものである。

表55 こども家庭センター一時保護所の入所状況

年度	延入所人数	日数	入所率	1日平均入所者数
平成29年度	11,830人	365日	81.0%	32.4人
平成30年度	13,019人	365日	89.2%	35.6人
令和元年度	14,546人	366日	99.4%	39.7人
令和2年度	16,859人	365日	115.5%	46.2人

(出典：市提供資料より監査人作成)

川崎市こども家庭センター調理業務委託契約書より抜粋

(事情変更による契約内容の変更)

第14条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約内容が不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は相手方と協議のうえ、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(注) 甲：川崎市、乙：受託者

川崎市こども家庭センター調理業務委託契約第14条は一般的な契約内容の変更に関する内容を定めたものであるが、一時保護児童数や平均保護日数が増加している状況においては、今後においても、事後的に契約変更が求められる事態が生ずることが想定される。

このように将来において不確実な状況が生じる可能性が高い場合には、契約書等において、市と受託者との間のリスク分担を具体的に明示することが望ましい。

したがって、例えば、入札公告時において、定員等に加えて、直近における延入所日数の状況や推移、提供給食数等といった当該業務の実態をあらゆる情報を提供した上で、契約書等において市と受託者とのリスク分担を明示し、入所者数等の変更に関しては、受託者が管理できるリスクではないため、当初契約時の条件よりも一定割合を超えて変動した場合には契約変更の可否を検討する協議を行うことがある旨を明記すること等を検討する必要がある。

【意見30】 賄材料の調達事業者との覚書等の締結等について

川崎市こども家庭センター調理業務委託で用いる賄材料(給食材料)の調達先は、市が指定する業者(以下、「指定業者」という。)が原則とされている。

こども家庭センターにおいては、表56のとおり、賄材料の種別に応じて、6事

業者を調達先に指定しており、令和3年度においては16,799千円を調達している。

表56 令和3年度における賄材料の調達先

種別	調達先	調達額（年額：円）
米	森精米店	1,438,948
肉類	小川清次	3,667,303
魚類	魚善	2,736,030
野菜類	有限会社村石商店	4,035,287
牛乳等	有限会社菅井商店	2,745,606
乾物等	株式会社高原商店	2,176,169
	小計	16,799,343
防災用備蓄食料等	その他事業者	868,909
	合計	17,668,252

（出典：市提供資料より監査人作成）

賄材料の調達は、川崎市予算及び決算規則第23条において予算執行伺を省略することができることされており、日々、献立に応じて発注を行い、納品後に1ヶ月分をまとめて支払いを行っている。このため、事業者との間において契約書や請書等は締結されておらず、当該事業者の選定理由等を記録した文書等も作成されていない。

川崎市予算及び決算規則において認められた方法ではあるものの、年間を通して多いもので4百万円を超える取引規模の事業者もあることから、取引の安定性を確保する上でも、事業者との間において、取引方法や取引条件、発注した賄材料が納品されない場合や品質不良の場合の協議方法等を示した覚書等を締結することを検討する必要がある。

また、現在の事業者は、平成29年10月から継続的に取引を行っているものであり、その際、市内の中小企業であること等を要件として選定されたものとのことであるが、詳細は明確に記録されていない。

事業者選定の妥当性を明確にするため、毎年度、事業者の選定理由を明示した文書にて選定に係る決裁を行う等の手続を検討する必要がある。

川崎市予算及び決算規則より抜粋

(予算執行伺)

第23 局長が歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺（以下「執行伺」という。）を作成し、市長の決裁を受けなければならない。ただし、次に掲げるものについては、執行伺の作成を省略することができる。

(7) 保育所等の施設において直接行う主食、副食、間食等の給食に関するもの、小学校において購入する食材料費で給食に関するもの及び船員食料費

③ 中部児童相談所一時保護所運営費

【意見31】 業務従事者に係る経歴書の提出について

中部児童相談所に付設されている一時保護所においては、入所している児童に対して食事を提供しており、その調理に関しては、表57のとおり、外部業者への委託により行っている。なお、令和3年度においては、年間で26,808食分の調理が実施されている。

また、同様の契約を締結している川崎市こども家庭センター調理業務委託においては、当初の想定よりも入所者数が増加したことから、令和3年4月1日に変更契約を締結しているが、中部児童相談所においては、令和4年度に一時保護所の改築に伴う移転を予定していたため、令和4年度に移転後の定員に基づく変更契約を締結している。

表57 川崎市中心部児童相談所調理業務委託の概要

区分	内容
件名	川崎市中心部児童相談所調理業務委託
受託者	日清医療食品株式会社 横浜支店
契約方法	指名競争入札
委託料	[長期継続契約] 総額：37,620,000円 月額：1,045,000円
契約期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日
委託内容	1. 食事提供期間 川崎市中心部児童相談所の定める期間とする。食事提供予定日数は、年中無休とする。(2. 以下、省略)

(出典：市提供資料より監査人作成)

契約書に添付されている調理業務仕様書においては、受託者は、業務従事者の届出と併せて当該業務従事者の経歴書を市に提出することが定められているが、業務従事者の経歴書の提出を受けていない状態であった。

中部児童相談所によれば、これまで同一の事業者が当該業務を受託し、業務従事者にも変更がなかったことから、3年おきに契約を締結した際にも経歴書の提出を受けていなかったとのことである。

確かに、業務従事者に変更がない場合には既に見知った者であり、新たな情報がないことも十分にあり得る。しかし、文書廃棄年限等の関係で、従前に提出を受けた経歴書を廃棄する可能性もある。

したがって、受託者に確認の上で内容に変更がないのであれば、従前に提出を受けた履歴書の写しを新しい年度の簿冊に繰り越す等の対応を図るか、あらためて受託者から経歴書の提出を受ける等の対応を行う必要がある。

別紙「調理業務仕様書」（5条関係）より抜粋

9 報告

乙は、次にあげる事項について、甲へ報告を行うこと。

報告書の種類	様式	提出期日等	提出先及び提出部数
業務従事者の届出	様式2	受託開始時に提出	中部児童相談所 1部
業務従事者の経歴書（写真添付）	—	業務従事者の届出に添付	中部児童相談所 1部

(注) 甲：川崎市、乙：受託者

【意見 32】 リスク分担の明示について

川崎市中心部児童相談所調理業務委託においては、令和元年に行った当初入札時においては、それまでの一時保護所の定員である20人を基礎として入札を実施したが、令和4年度に一時保護所の改築に伴う移転を予定していたため、移転後の定員30人を基礎として、川崎市中心部児童相談所調理業務委託契約第14条に基づき、令和4年4月1日に変更契約を締結している。

川崎市中部児童相談所調理業務委託契約書より抜粋

(事情変更による契約内容の変更)

第14条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約内容が不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は相手方と協議のうえ、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(注) 甲：川崎市、乙：受託者

表58 中部児童相談所一時保護所の入所状況

年度	延入所人数	日数	1日平均入所者数
平成29年度	6,167人	365日	16.9人
平成30年度	6,804人	365日	18.6人
令和元年度	8,271人	366日	22.6人
令和2年度	8,839人	365日	24.2人
令和3年度	9,045人	365日	24.8人

(出典：市提供資料より監査人作成)

一時保護所の移転に伴い定員は増加したものの、表58のとおり、一時保護を要する児童数は増加しつつあり、新たな定員30人を超過して収容せざるを得ない状況も想定し得る。そのため、川崎市中部児童相談所調理業務委託においても、今後、事後的に契約変更が求められる事態が生ずることが想定されることから、川崎市こども家庭センター調理業務委託と同様、契約書等において、市と受託者との間のリスク分担を具体的に明示することが望ましい。

したがって、例えば、入札公告時において、定員等に加えて、直近における延入所日数の状況や推移、提供給食数等といった当該業務の実態をあらゆる情報を提供した上で、契約書等において市と受託者とのリスク分担を明示し、入所者数等の変更に関しては、受託者が管理できるリスクではないため、当初契約時の条件よりも一定割合を超えて変動した場合には契約変更の可否を検討する協議を行うことがある旨を明記すること等を検討する必要がある。

【意見33】 賄材料の調達事業者との覚書等の締結等について

川崎市中部児童相談所調理業務委託で用いる賄材料(給食材料)の調達先は、子ども家庭センターと同様、指定業者が原則とされている。

中部児童相談所においては、表59のとおり、賄材料の種別に応じて、5事業

者を調達先に指定しており、令和3年度においては9,527千円を調達している。

表59 令和3年度における賄材料の調達先

種別	調達先	調達額（年額：円）
米	森精米店	719,712
肉類	市川精肉店	1,785,202
魚類	光菅水産	755,082
野菜/その他	有限会社プレーン	5,937,000
牛乳	永野商店	329,870
	合計	9,526,866

（出典：市提供資料より監査人作成）

賄材料の調達は、川崎市予算及び決算規則第23条において予算執行伺を省略することができることとされており、日々、献立に応じて発注を行い、納品後に1ヶ月分をまとめて支払いを行っている。このため、事業者との間において契約書や請書等は締結されておらず、当該事業者の選定理由等を記録した文書等も作成されていない。

川崎市予算及び決算規則において認められた方法ではあるものの、年間を通して多いもので5百万円を超える取引規模の事業者もあることから、取引の安定性を確保する上でも、事業者との間において、取引方法や取引条件、発注した賄材料が納品されない場合や品質不良の場合の協議方法等を示した覚書等を締結することを検討する必要がある。

また、現在の事業者は、一部、従前の事業者の廃業により交代した事業者もあるとのことであるが、それ以外は継続的に取引を行っているものである。いずれも市内の中小企業であること等を要件として選定されたものとのことであるが、詳細は明確に記録されていない。

事業者選定の妥当性を明確にするため、毎年度、事業者の選定理由を明示した文書にて選定に係る決裁を行う等の手続を検討する必要がある。

17. 児童養護施設等運営事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

児童養護施設等における要保護児童の処遇の向上・家庭的養護の充実を図ることで、児童が家庭に近い環境で生活できる体制を確保し、子どもの健全育成を図ることを目的とした事業である。

具体的には、

- ・ 児童養護施設の定員の小規模化や小規模グループケアの導入等、施設等における家庭的な環境での養育に配慮した施設の整備
- ・ 法定扶助費及び市単独扶助費の支弁による児童の処遇の向上
- ・ 地域における社会的養護の意識の醸成

などが挙げられる。

令和3年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 乳児院、児童養護施設及び児童心理治療施設における社会的養護の推進
- ② 児童養護施設等への法定扶助費及び市単独扶助費の支弁による運営支援
乳児院、児童養護施設等における施設の高機能化や多機能化を図るため、
宿舍借上げ事業の創設（令和4年度から実施）や職員配置の拡充など処遇改善面の充実を図った。
- ③ 児童ファミリーグループホームにおける家庭的養護の推進
川崎市社会的養育推進計画に基づき、子どもの適性に配慮しながら、地域社会における養育を推進するため、年度当初に地域小規模児童養護施設及び自立援助ホームの整備を行うとともに、小規模施設の次年度開設に向けた調整を行った。
- ④ 児童養護施設退所者等に対する自立支援の推進
子ども・若者応援基金を活用した学習・進学支援事業を児童に対して行うとともに、退所者自立支援事業を事業者へ委託し、退所者向けの自立支援の充実を図った。
その他、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、入所児童及び職員への感染対策を図るため、消耗品や備品類及び職員のかかり増し経費などへの補助を実施した。

なお、児童養護施設等運営事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	予算小事業
ア	こども保健福祉課庁費等
イ	児童福祉施設保護措置費
ウ	児童福祉施設等措置医療費
エ	施設振興費
オ	処遇改善費
カ	学習支援費
キ	児童福祉施設退所児童支援事業費
ク	未成年後見人支援事業費
ケ	社会的養護奨学給付金事業費
コ	児童福祉施設整備事業費
サ	母子生活支援施設運営費
シ	その他

ア. こども保健福祉課庁費等

こども保健福祉課の事務全体に係る費用である。

イ. 児童福祉施設保護措置費

児童福祉法第22条、第23条、第27条第1項第3号及び第33条の6により国の定める児童福祉施設等に措置されている児童の入所に対し、必要な経費を支弁する。併せて、児童養護施設等の職員人材確保を推進するため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業の補助を支弁する。

ウ. 児童福祉施設等措置医療費

児童福祉法第22条、第23条、第27条第1項第3号、第33条及び第33条の6により、国の定める児童福祉施設等に措置されている児童等に対し必要な医療費を支弁する。

エ. 施設振興費

市所管7施設（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設）の入所者の処遇の向上及び施設経営の健全化を図るため、児童養護施設等に対して施設整備借入金返済費を交付する。

オ. 処遇改善費

児童福祉法第22条、第23条及び第27条第1項第3号により国の定める児童福祉施設に措置または法第33条の6第1項により児童自立生活援助の決定を行

った児童等の処遇の向上のため、措置児童の生活費等の事業費及び本市加配職員の雇用費等について、法定外経費で援助する。

カ. 学習支援費

里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童養護施設、児童心理治療施設に措置されている者で、小学生以上の者を対象に、児童に合った学習支援を行うために必要な塾、家庭教師、教材費のうち国基準を超える部分を本事業により加算する。

キ. 児童福祉施設退所児童支援事業費

児童福祉施設を既に退所した児童を対象として以下に示す支援を行う事業である。

・社会的養護自立支援事業

児童養護施設等に入所している児童は、原則として18歳（措置延長では20歳）になると施設等を退所し、多くの児童は親族等に頼ることなく、自立した生活を開始することが求められる。施設等退所による急激な環境の変化の中でも、児童が円滑に社会的自立を果たせるよう、入所中の早い段階から将来へのキャリア形成や進学・就職準備等自立に向けて計画的に支援を行う。また、施設等を退所して、社会的養護の支援から離れた児童（ケアリーバー）に対して、安定した地域生活が継続できるよう相談対応や各関係機関と連携しながら支援を行う。

・身元保証人対策事業

児童養護施設等に入所中又は退所した児童、及び里親、ファミリーホームに委託中又は委託解除の児童が就職やアパート等を賃借する場合又は大学、専門学校など教育機関へ入学した際に、施設長等が身元保証人になった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。期間は原則3年、最長で5年まで延長可能となっている。

・退所者居住支援等

措置解除後も特に支援の必要性が高いと認められた児童で、退所後も里親宅や施設で生活する者に対して居住費・生活費を支弁するものである。

ク. 未成年後見人支援事業費

児童養護施設等の児童に親（親権者）がいない場合、日常生活や財産管理等における児童の権利擁護を図るため、児童が成年するまでの間、未成年後見人を選

任する。また、なり手として適当な者が親族等にいない場合、弁護士等を後見人として選任する必要がある。選任された未成年後見人に対し、後見人業務に対する報酬及び損害賠償保険料の補助を行うことにより、未成年後見人の選任を促進し、より一層児童の権利擁護を図るものである。

ケ. 社会的養護奨学給付金事業費

社会的養護を必要とする児童が、経済的理由等にかかわらず将来に向けて進路を選択することができるよう、大学等に進学した場合に返済不要の奨学金を給付するものである。

コ. 児童福祉施設整備事業費

市が所有している母子生活支援施設や里親ファミリーホーム等での利用を目的としている民家等について老朽化に伴う修繕・改築等を行うものである。また、災害時等に使用する無線機について児童養護施設等に配置し、災害時でも緊急連絡が行えるようにするものである。

サ. 母子生活支援施設運営費

配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者についての相談その他援助を行うものである。

② 事業費の推移

ア. こども保健福祉課庁費等

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	2,073	2,077	2,882
決算額	1,867	1,495	2,329

イ. 児童福祉施設保護措置費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	2,456,890	2,631,404	2,714,333
決算額	2,603,068	2,724,700	2,793,655

ウ. 児童福祉施設等措置医療費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	91,063	72,563	75,412
決算額	88,500	104,817	104,836

(注) 令和3年度における決算額と当初予算額の差は、背景として児童相談所の一時保護児童の数が増加傾向であり、医療機関受診者が増えていることがある。そのことで、令和3年度においては29,000千円の流用手続きを行っている。

エ. 施設振興費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	77,557	76,717	76,037
決算額	77,399	76,717	76,037

オ. 処遇改善費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	626,227	632,830	634,438
決算額	604,582	630,623	709,143

(注) 令和3年度における決算額と当初予算額の差は、児童福祉施設等措置医療費と同様であり、令和3年度においては104,000千円の流用手続きを行っている。

カ. 学習支援費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	16,513	16,510	16,075
決算額	8,999	10,647	11,129

(注) 子どもの意思や目的などを考慮した結果、当初想定していた「対象者全員」が活用をしたわけではなく、また、活用の範囲についても施設、里親側で活用の範囲を検討してもらっていることもあり、当初予算に対する執行率6割前後という結果となっている。

キ. 児童福祉施設退所児童支援事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	35,505	30,322	30,311
決算額	26,813	27,547	36,144

(注) 令和3年度においては、それまで執行率が低かったこともあり、事業活用に向けた周知を丁寧に行った。そのため、これまで利用があった里親家庭出身者の利用は増加し、また、今まで利用の無かった施設出身者の利用も見られるようになった。これにより当初予算を大きく上回る実績となっている。

ク. 未成年後見人支援事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,257	1,257	2,528
決算額	1,013	2,429	2,434

(注) 令和2年度は当初予定を大きく上回る対応を行ったことにより決算額が大きくなっている。児童相談所が対応する児童及びその家庭においては、様々な事情により対応の難しい、とりわけ財産管理等における後見人の選定が必要なケースが年々増加しているが、令和2年度は特に想定より多くの対応を行った。

ケ. 社会的養護奨学給付金事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	15,200	15,560	20,600
決算額	8,460	11,950	16,300

(注) 令和元年度から令和3年度まで予算の執行率が低いが、これは事業開始（平成30年度）から間もなく、認知度が低かったことが大きな原因である。市が事業の周知を進めていくにつれ、少しずつ実績が伸びている。

コ. 児童福祉施設整備事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	6,781	6,633	6,302
決算額	5,700	6,137	5,786

サ. 母子生活支援施設運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	61,000	62,000	62,840
決算額	61,000	62,000	62,407

③ 事業費の主な内訳

ア. こども保健福祉課庁費等

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
旅費	114	普通旅費、宿泊旅費
需用費	390	事務用品費、図書代等
役務費	656	措置医療費審査手数料 里親・施設宛て資料郵送料
委託料	1,135	措置医療費パンチ委託 432千円 こどもの権利ノート作成委託 700千円
負担金補助及び交付金	34	基幹的職員研修講師謝礼 会議出席負担金
合計	2,329	

イ. 児童福祉施設保護措置費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	7,687	川崎市新型コロナウイルス感染症対策事業補助金
扶助費	2,785,462	児童保護措置費
補償補填及び賠償金	500	新型コロナウイルスの感染症拡大防止を図る事業経費（ヒルズすえなが）
償還金利子及び割引料	6	利息分
合計	2,793,655	

ウ. 児童福祉施設等措置医療費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
扶助費	104,836	措置医療費
合計	104,836	

エ. 施設振興費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	76,037	償還補助（元金分、利息分）
合計	76,037	

オ. 処遇改善費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
扶助費	709,143	児童保護措置費（処遇改善費）
合計	709,143	

カ. 学習支援費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
扶助費	11,129	児童保護措置費（学習支援費）
合計	11,129	

キ. 児童福祉施設退所児童支援事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	24,183	川崎市社会的養護自立支援事業業務委託 24,183千円
負担金補助及び交付金	98	身元保証人確保対策事業・保証料の支出
扶助費	11,864	退所者居住支援等事業費
合計	36,144	

ク. 未成年後見人支援事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	60	損害賠償保険料補助
扶助費	2,374	未成年後見人補償制度保険料補助
合計	2,434	

ケ. 社会的養護奨学給付金事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
扶助費	16,300	川崎市社会的養護奨学給付金
合計	16,300	

コ. 児童福祉施設整備事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
役務費	380	児童福祉施設等防災無線利用料
委託料	77	麻生区王禅寺西樹木剪定等業務委託 77千円
工事請負費	5,328	児童福祉施設内住戸内装等補修工事 2,134千円 多摩区布田物件ベランダ撤去工事 1,782千円 ヒルズすえなが園庭既設遊具解体・撤去補 修工事 629千円
合計	5,786	

サ. 母子生活支援施設運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	62,407	母子生活支援施設指定管理料 62,407千円
合計	62,407	

(2) 監査の結果

① 児童福祉施設退所児童支援事業費

【指摘24】 退所者居住支援事業における書類等の不備について

退所者居住支援事業は、退所者のうち特に支援の必要性が高い者であって、退所後も児童福祉施設等で生活する者及び中退者を対象として、措置解除日の翌日以降であって児童福祉施設等で生活を開始した日から満22歳に達する年度の末日まで支援を継続するものである。

令和3年度に本事業の支援を受けている者は11名であったが、川崎市社会的養護自立支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に規定されている申請書類、決定通知書等を閲覧したところ、次のような事例があった。

- 事例1: 退所者居住支援等状況確認書（第2号様式）がないもの（2名）
- 事例2: 退所者居住支援等報告書（第5号様式）がないもの（1名）
- 事例3: 退所者居住支援等申請書（第1号様式）、退所者居住支援等状況確認書（第2号様式）、退所者居住支援等報告書（第5号様式）いずれにおいても、対象者の状況が「その他」となっており、状況に関する記載が一切ないもの（1名）

事例1について、当該2名はいずれも措置解除後に施設に戻ったケースであり、申請日において措置解除から1年以上経過するなどして申請者の状況確認が困難なケースであった。なお、このような場合には、退所者を対象とする退所者相談支援を受けるものとされているため、市は施設と連携をとり、児童の状況や支援内容について確認していた。

本事案のようなケースでは、退所者居住支援等状況確認書（第2号様式）により申請者の状況等を確認すべきどうかについて要綱には明記されていないが、市としては文書として確認した内容を残しておく必要がある。この点、令和4年度からは申出書の書式を作成し、申請者の状況等を文書で記録することとしている。

事例2について、対象者の生活環境を整備することに時間を要したことから、施設からの報告が事業完了後に行われたものである。市では、当時庁内会計部門にも確認を取り、退所者居住支援等報告書（第5号様式）も兼ねたものとして退所者居住支援等申請書（第1号様式）を受理し、予算手続を行っていた。

今後は、実施要綱第16条に従い、退所者居住支援等報告書（第5号様式）の提出を受ける必要がある。

事例3については、市において対象者の状況を把握していることはヒアリングにて確認できた。しかし、記載項目が「その他」に該当する場合には、その内容について文書にて記録しておく必要がある。

川崎市社会的養護自立支援事業実施要綱より抜粋

（退所者居住支援等の申請方法等）

第13条 退所者居住支援等を受けようとする者は、退所者居住支援等申請書（第1号様式）により市長宛て申請を行うものとする。ただし、退所者居住支援等を受けようとする者から依頼を受けた場合には、児童福祉施設等の代表者が市長宛て申請を行うことができる。

（退所者居住支援等の認定等）

第14条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、申請者の支援を担当する本市児童相談所長（以下「担当児童相談所長」という。）に対し、

退所者居住支援等状況確認書（第2号様式）の提出を求めるものとする。

2 担当児童相談所長は、申請者の状況及び児童福祉施設等の状況（申請者が中退者であるときを除く。）を確認し、第2号様式に意見を付して速やかに市長宛て提出するものとする。

3 市長は、申請内容の審査を行い、退所者居住支援等実施（不承諾）通知書（第3号様式）により審査結果等を申請者宛て通知するものとする。
（居住支援及び生活支援に係る費用の支弁等）

第16条 第14条第3項の規定による審査の結果、退所者居住支援等の実施決定を受けた者（以下「支援決定者」という。）は、退所者居住支援等の終了後30日以内に、退所者居住支援等報告書（第5号様式）により退所者居住支援等の実施結果について市長宛て報告するものとする。ただし、支援決定者から依頼を受けた場合には、児童福祉施設等の代表者が市長宛て報告を行うことができる。

② 児童福祉施設整備事業費

【意見34】 児童福祉施設の計画的な保全の実施について

児童福祉施設整備事業費の対象となっている市有の児童福祉施設は表60のとおりである。

表60 児童福祉施設整備事業費の対象施設

施設名称	構造	延床面積	建築年月
母子支援施設ヒルズすえなが	鉄筋コンクリート造	2,087.68 m ²	昭和61年1月
王禅寺西3丁目地内市有施設	木造	129.82 m ²	平成8年4月
布田地内児童福祉貸付施設	木造	192.37 m ²	平成4年10月

（出典：市提供資料より監査人作成）

令和3年度における本事業の実績は「(1) 事業の概要 ③ 事業費の主な内訳 コ. 児童福祉施設整備事業費」に記載したとおりである。施設の老朽化という点では、母子支援施設ヒルズすえながが、昭和61年建築ということもあり、特に進んでいる。それゆえ、令和3年度における修繕工事の実績もその多くは、母子支援施設ヒルズすえながにかかるものであったが、これは平成22年度以降の全年度の工事内容にも当てはまることである。さらに、市では、今後の数年間

においても毎年概ね 5 百万円程度の修繕費を支出して、同施設の維持を図る予定である。

母子支援施設ヒルズすえながは、昭和 61 年の建築であるため昭和 56 年制定の耐震基準は満たしているが、令和 4 年度においてはおよそ築 36 年が経過している。建物そのものの寿命は今しばらく保つと考えられるが、生活施設であるため設備によっては利用頻度も多く、老朽化のスピードは相当程度早いことが考えられる。その結果、修繕にかかるコストも嵩んでしまうこととなる。

このような建物で修繕にかかるコストの発生を抑え、合理的な維持運営を行っていく上では、可能な限り早い段階で建替計画を立てることが重要である。建物の建替計画ができることにより、建物の修繕をどのように行うかの指針が得られる。すなわち、修繕の範囲や仕様は存続期間に合わせたものとするところから、効果的かつ計画的な修繕が可能になる。

市では、適切に計画的な保全を行い、施設を良好な状態で使用し続ける「施設の長寿命化」の取組を行っているところである。したがって、母子支援施設ヒルズすえながについて、施設の機能、性能の劣化の有無や兆候・状態を把握し、時間の経過とともに進む劣化の状態を予測した上で、計画的な保全を行う必要がある。

18. ひとり親家庭の生活支援事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもの心身の健やかな成長を促進することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とした事業である。

具体的には、経済的支援をはじめ、生活・子育て支援、就業支援等ひとり親家庭の自立に向けて、多方面からの総合的な支援施策を実施している。

令和3年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 対象者への児童扶養手当の適正な支給
- ② 対象家庭への医療費の一部助成の実施
- ③ 母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施（自立支援プログラム策定：45件）
- ④ ひとり親家庭への自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金の支給（高等職業訓練促進給付金新規認定：14件）
- ⑤ ひとり親家庭への日常生活支援事業の実施
- ⑥ ひとり親家庭等の子どもへの生活・学習支援の実施
- ⑦ 母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営
- ⑧ 市バス特別乗車証交付事業のあり方の検討結果を踏まえた事業推進

なお、ひとり親家庭の生活支援事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	予算小事業
ア	児童扶養手当扶助費
イ	児童扶養手当事務費
ウ	ひとり親家庭等医療費助成事業扶助費
エ	ひとり親家庭等医療費助成事務費
オ	ひとり親家庭等日常生活支援事業費
カ	母子・父子福祉センター運営費
キ	高等職業訓練促進給付金等事業費
ク	高校生等通学交通費助成事業費
ケ	通勤交通費助成事業費
コ	その他

ア. 児童扶養手当扶助費

児童扶養手当を支給することにより、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって子どもの福祉増進を図ることを目的とした予算小事業である。

イ. 児童扶養手当事務費

児童扶養手当の支給に必要な事務経費を計上した予算小事業である。

ウ. ひとり親家庭等医療費助成事業扶助費

ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、その生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とした予算小事業である。

エ. ひとり親家庭等医療費助成手当事務費

ひとり親家庭等医療費助成事業扶助費に係る事務費である。

オ. ひとり親家庭等日常生活支援事業費

ひとり親家庭や寡婦において、生活援助等が必要な家庭等に対し、家庭生活支援員を派遣し、生活援助及び子育て支援を行い、ひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とした予算小事業である。

カ. 母子・父子福祉センター運営費

ひとり親家庭に対して生活・就業等の相談に応じるとともに、相談の状況に応じて、各家庭に必要な支援施策や生活支援、技能習得・資格取得支援等各種講座情報など、ひとり親家庭に対するサービスを総合的に提供することによって、生活の安定と自立の促進を図ることを目的として事業を実施する予算小事業である。

キ. 高等職業訓練促進給付金等事業費

ひとり親家庭の親は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成機関の受講期間及び修了後に給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする予算小事業である。

ク. 高校生等通学交通費助成事業費

親と子の将来の自立に向けた支援を行うことを目的として、児童扶養手当を受給する世帯または川崎市ひとり親家庭等医療費助成の医療証を持つ世帯の高校生等の通学に係る費用を助成する制度を実施するための予算小事業である。

ケ. 通勤交通費助成事業費

児童扶養手当受給世帯または川崎市ひとり親家庭等医療費助成の医療証を持つ世帯の親の就労による自立に向けて、就労先から通勤手当の支給がない、または一部のみ支給されている場合に、通勤交通費を助成し、就労によるステップアップを支援する制度を実施するための予算小事業である。

② 事業費の推移

ア. 児童扶養手当扶助費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	3,181,232	2,993,610	2,996,284
決算額	3,807,581	3,073,730	2,819,194

イ. 児童扶養手当事務費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	18,423	9,990	10,839
決算額	17,295	10,958	9,710

ウ. ひとり親家庭等医療費助成事業扶助費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	477,732	501,283	501,283
決算額	472,921	457,756	501,631

エ. ひとり親家庭等医療費助成事務費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	29,754	26,913	26,605
決算額	28,540	23,683	24,226

オ. ひとり親家庭等日常生活支援事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,260	1,411	1,317
決算額	928	1,201	1,172

カ. 母子・父子福祉センター運営費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	61,916	61,121	61,121
決算額	61,915	61,121	61,121

キ. 高等職業訓練促進給付金等事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	70,070	65,248	65,901
決算額	53,078	45,292	40,164

ク. 高校生等通学交通費助成事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	126,569	115,183	90,180
決算額	62,087	51,011	66,064

ケ. 通勤交通費助成事業

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	82,988	35,899	17,718
決算額	8,957	8,094	4,354

③ 事業費の主な内訳

ア. 児童扶養手当扶助費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
扶助費	2,819,194	児童扶養手当費
合計	2,819,194	

イ. 児童扶養手当事務費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	3,077	会計年度任用職員報酬
報償費	80	障害判定医謝礼
需用費	987	一般事務用品費、帳票等印刷費
役務費	4,329	支払通知等の郵送料
委託料	1,237	システム改修委託 1,237千円
合計	9,710	

ウ. ひとり親家庭等医療費助成事業扶助費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
扶助費	501,631	医療費助成費
合計	501,631	

エ. ひとり親家庭等医療費助成事務費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
旅費	0	普通旅費
需用費	420	一般事務用品費、帳票等印刷費
役務費	21,589	審査支払手数料、医療機関事務取扱手数料
委託料	2,217	指導研修委託 2,217 千円
合計	24,226	

オ. ひとり親家庭等日常生活支援事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	1,172	支援員派遣委託
合計	1,172	

カ. 母子・父子福祉センター運営費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	35,902	事業実施委託
使用料及び賃借料	21,673	建物賃借料
負担金補助及び交付金	3,546	建物賃借に係る共益費
合計	61,121	

キ. 高等職業訓練促進給付金等事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	40,164	個人補助金 (訓練促進資金・修了支援資金)
合計	40,164	

ク. 高校生等通学交通費助成事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	2,046	会計年度任用職員報酬
需用費	283	消耗品
役務費	1,213	決定通知等の郵送料
委託料	1,395	封入封緘等業務委託
負担金補助及び交付金	61,127	個人補助金（通学費）
合計	66,064	

ケ. 通勤交通費助成事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	822	会計年度任用職員報酬
需用費	30	消耗品
役務費	13	決定通知等の郵送料
負担金補助及び交付金	3,489	個人補助金（通勤費）
合計	4,354	

(2) 監査の結果

① 高校生等通学交通費助成事業費

【指摘25】 交付対象者一覧表の記載誤りについて

市は、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、もって、親と子の将来の自立に向けた支援を行うことを目的として、その世帯に属する高校生等の通学に係る費用を助成している。

対象者は、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者または川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成を受けることができるひとり親等である。

助成金の交付については、川崎市ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）が制定され、対象者、助成の基準、助成金の額の算定の方法等が規定されている。

助成金の交付は申請によって行われ、申請者は申請書に定期券の写し等の必要書類を添付して、市に申請する。市は、申請書と添付書類の審査を行い、交付の可否を決定し、交付または不交付を決定してその結果を通知することになっている。

市は、交付対象者を一覧的に管理するため、表計算ソフトを使い一覧表を作成している。一覧表は、交付の都度作成することとしているが、申請対象の生徒の名字に一部記載誤りが発見された。

交付対象は、原則として生徒の親になるため、助成金の支給に影響はなかったが、今後は、一覧表の正確性を確認し、記載誤りのないよう作成する必要がある。

【意見 35】 助成金支給事務のオンライン化の検討について

交付要綱では、助成金申請は申請書により行われ、その様式も整備されている。申請内容は、申請者の住所、氏名、連絡先電話番号、対象となる児童（高校生等）の氏名、住所、学校名、学校の所在地、通学交通機関、金額等、交付に必要な全ての情報のため、申請書の情報を一覧表に転記するだけでもかなりの時間を要する。また、手書きの様式であり、記入漏れや誤字なども散見された。情報に不足があれば市の担当者が電話等で本人に確認し、正しい情報への修正が行われている。添付書類には、定期券の写し、生徒証の写しが必要とされ、その確認も必要になる。

これらの事務負担を軽減し、正確な申請を行うためには申請のオンライン化が必要と考えられる。オンライン化することにより、必須項目や任意の項目などの区分が可能となり、字が判読しづらいことや、フリガナがないことなどのエラーは申請時に防止することが可能となる。

したがって、市職員の事務負担軽減と受給者の申請手続の簡略化を考えると、早急にオンライン申請への切り替えを検討する必要がある。

② 通勤交通費助成事業費

【意見 36】 助成金支給要件の確認の徹底について

市は、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、もって、親と子の将来の自立に向けた支援を行うことを目的として、雇用契約上通勤交通費の全部又は一部が

支給されていないと認められる者等について、その通勤に係る費用を助成している（ひとり親家庭等通勤交通費助成金交付要綱）。

対象者は、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者または川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成を受けることができるひとり親等である。

助成金申請は、申請書により行われ、申請書には勤務先が記載した「就労等証明書」が添付され、証明書には通勤手当の支給状況についての回答も記載されている。

そこで、就労等証明書の通勤手当に関する項目について書類を閲覧したところ、次の事例が発見された。

（事例）

勤務先からは通勤費を支給している旨の記載は無いが、申請者本人からは通勤費の支給は受けている旨の申告があったため、助成金の計算上控除している事例。なお、控除する金額は前回の申請と同額として計算されていた。

本事例のように、勤務先の回答と申請内容に矛盾が生じている場合に、申請内容だけで支給の可否を判断するのであれば、勤務先への通勤手当の支給状況に関する確認項目は、実効性に乏しく形骸化する恐れもある。

本事例の場合は、申請者本人の申請内容だけでなく、勤務先から、申請者に対する通勤手当の支給状況に関する具体的な情報を問い合わせるか紙媒体等で入手し、証拠資料に裏付けされた正確な計算を行う必要があった。

したがって、勤務先の通勤手当に対する規程や対象者との雇用契約上の条件を確認するなどして、助成金支給要件の確認を徹底する必要がある。

19. 子ども・若者支援推進事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

子どもの貧困対策の視点から、様々な分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進するとともに、地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支える取組を支援する事業である。

令和3年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進
- ② ひきこもり等児童福祉対策の実施
- ③ 児童家庭支援センターにおける子育て相談・支援の推進
- ④ 地域子ども・子育て活動支援助成事業

なお、子ども・若者支援推進事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	予算小事業
ア	児童家庭支援センター運営事業費
イ	ひきこもり等児童福祉対策事業費
ウ	地域子ども・子育て活動支援助成事業費
エ	その他

ア. 児童家庭支援センター運営事業費

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、要保護児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所等との連絡調整等を行う児童福祉施設である。市内の児童養護施設4ヶ所及び乳児院2ヶ所に附置されており、各児童養護施設及び乳児院の運営事業者である社会福祉法人が各児童家庭支援センターの設置運営者となっている。

本予算小事業において、児童家庭支援センターの設置運営者に対して、児童家庭支援センターの運営費を補助している。

イ. ひきこもり等児童福祉対策事業費

川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業は、ひきこもり・不登校等の児童に対して、民間団体等の活力を活かして総合的な援助を行うことにより、児童の自主性

及び社会性の伸長等を図るため個別支援活動及び集団支援活動を行うものである。国のひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱に基づき、川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱を制定し事業を行っている。

事業の一部を特定非営利活動法人に委託しており、本予算小事業において委託費を支出している。

ウ. 地域子ども・子育て活動支援助成事業費

川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業に係る事業費用である。地域子ども・子育て活動支援助成事業は、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進める団体に補助金を交付し、育成・支援するものである。令和3年度の補助金交付団体は24団体であり、特定非営利活動法人、社会福祉法人、地域で自主保育を行っている団体など多種多様である。活動内容は子ども食堂、課題を抱える若者のための居場所づくりと相談活動、学習支援など多岐にわたる。

② 事業費の推移

ア. 児童家庭支援センター運営事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	88,752	95,169	95,615
決算額	88,039	92,726	89,790

イ. ひきこもり等児童福祉対策事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	6,203	6,475	6,471
決算額	6,283	5,858	5,760

ウ. 地域子ども・子育て活動支援助成事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	10,028	10,028	10,028
決算額	18,326	42,801	12,607

(注) 令和2年度の当初予算額と決算額の差が大きいのは、決算額には、放課後児童クラブ等に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等が含まれるからである。

なお、地域子ども・子育て活動支援助成補助金に限定した推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	10,000	10,000	10,000
決算額	9,371	8,876	9,534

③ 事業費の主な内訳

ア. 児童家庭支援センター運営事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	89,358	児童家庭支援センター運営事業費補助金
扶助費	432	児童家庭支援センター指導委託
合計	89,790	

イ. ひきこもり等児童福祉対策事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	5,760	川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施委託 5,760 千円
合計	5,760	

ウ. 地域子ども・子育て活動支援助成事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	2	事務用品
報償費	25	川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業審査委員会謝礼
負担金補助及び交付金	12,580	地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金
合計	12,607	

(2) 監査の結果

① ひきこもり等児童福祉対策事業費

【意見37】 受託者の定期的な見直しについて

ア. 事業内容の概要

川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業は、児童相談所及び地域みまもり支援センター（以下、本意見においては「相談機関」という。）で相談を受理したひきこもり、不登校等の児童であって、当該児童又はその保護者が希望し、かつ相談機関の長が適当と認めた者（以下、本意見においては「対象児童」という。）に対し、個別支援活動及び集団支援活動をそれぞれ実施するものである。

個別支援活動は、所定の要件を満たす大学生等で事前に登録されたスタッフ（ふれあい心の友）が、対象児童と交流することを通じて、自主性及び社会性の伸長並びに登校意欲の回復を図るものである。また、集団支援活動は、対象児童を児童相談所等に通所させ、集団的な生活指導及びレクリエーション等を実施し、児童の福祉の向上を図るものである。

なお、川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱第2条において、本事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、公益法人、非営利活動法人等に委託することができるとしている。

川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱より抜粋

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、本事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、公益財団法人、非営利活動法人等（以下「受託者」という。）に委託することができる。

(事業内容)

第3条 本事業は、児童相談所及び地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下「相談機関」という。）で相談を受理したひきこもり、不登校等の児童であって、当該児童又はその保護者が希望し、かつ相談機関の長が適当であると認めた者（以下「対象児童」という。）に対し、第5条に定める個別支援活動及び集団支援活動をそれぞれ実施するものとする。

(個別支援活動及び集団支援活動の内容)

第5条 個別支援活動は、相談機関の児童福祉司、社会福祉職等（以下「児童福祉司等」という。）の助言及び指示のもと、ふれあい心の友を対象児童の家庭に派遣し、当該対象児童とのふれあいを通じて、児童の自主性及び社会性の伸長並びに登校意欲の回復を図るものとする。

2 集団支援活動は、対象児童を児童相談所等に通所させ、集団的に生活指導、心理療法、レクリエーション等を実施し、児童の福祉の向上を図るものとする。

イ. 委託契約等の概要

市は、川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱に基づき、事業の一部を委託している。当該委託の概要は表61のとおりである。

現在の事業者は、委託を開始した平成26年度に公募型プロポーザルを実施した結果選定された事業者であり、その後は毎年度、特命随意契約を締結している。また、令和3年度における当初の契約金額は6,470,446円であったが、新型コロナウイルス感染症まん延への対応により中止とした集団支援活動等があったことから、ふれあい心の友に対する活動謝礼710,600円分が戻入され、確定額は5,759,846円となっている。

表61 令和3年度川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施委託の概要

区分	内容
件名	令和3年度川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施委託
受託者	特定非営利活動法人フリースペースたまりば
契約方法	特命随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

区分	内容
委託料	契約金額：6,470,446 円 確定金額：5,759,846 円
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
委託内容	委託内容は、「川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき次のとおりとする。 (1) ふれあい心の友の募集（広報含む）、登録及び派遣に関すること (2) ふれあい心の友に行う研修会の実施及び体験報告会の実施に関すること (3) ふれあい心の友の援助活動等に対する謝礼の支出に関すること (4) 集団支援活動の企画及び活動の協力に関すること

（出典：市提供資料より監査人作成）

令和3年度における委託事業の主な実績は、表62のとおりである。

表62 令和3年度における事業実績

区分	内容
ふれあい心の友の登録者数	14名 （前年度からの継続登録者11名）
個別支援活動実績	①活動内容：個別学習支援、生活相談、進路相談、ゲーム、雑談 ②活動回数：延べ110回 ③利用児童数：11名（延べ64人）
集団支援活動実績	①活動内容：各児童相談所におけるクリスマス会等のイベント ②活動回数：15回（中止12回） ③参加人数：延べ38人

（出典：市提供資料より監査人作成）

ウ. 受託者の定期的な見直しについて

現在の受託者は、委託を開始した平成26年度に公募型プロポーザルを実施した結果選定された事業者である。その後は毎年度、特命随意契約を締結しており、令和3年度で8年程度契約が継続している。

特に、ひきこもりや不登校といった困難な状況にある子どもを対象とした支援活動においては、対象児童との信頼関係の構築が重要であり、頻繁な事業者の変更は望ましくないことから、特命随意契約を締結することには一定の合理性を有するものといえる。また、そもそも市域においてひきこもりの支援をしている社会福祉法人等は少なく、公募型プロポーザルを実施した際も現在の受託者からのみ応募があった状況であるとともに、現在の委託事業に関しても大きな問題等もなく遂行されているとのことである。

しかし、状況によっては、現在の受託者とは異なる知見やノウハウ等を有する新たな事業者が参入する可能性も否定できないことから、事業の特性や現在の委託事業において大きな問題等が生じていないことをもって、実質的に終期の定めなく特命随意契約を継続することは望ましくない。

したがって、本件事業の特性を踏まえた上で、例えば、同一の受託者への連続する委託期間が5～10年程度経過した際にあらためて公募型プロポーザルを実施する等、受託者を定期的に見直す機会を設けることを検討する必要がある。

【指摘26】 事業実施計画書の徴取の徹底について

川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱においては、受託者は市に対して、事前に事業実施計画書を提出し、事業終了後に事業実施報告書を提出することを求めているが、令和3年度においては事業実施計画書の提出を受けていなかった。

市によれば、受託者とは事業実施前から打ち合わせを行っていることから、事業実施計画書の提出は受けていないとのことである。しかし、事業実施計画書は、受託者との間で予定する事業の実施方法や頻度等を明確にし、事業開始後においては事業の実施状況等を評価する上での基準の一つになるものであり、明確に文書での提出を受け、事業趣旨等に照らして妥当な内容であることを確認する必要がある。

川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱より抜粋

(業務委託に係る事業実施計画書及び事業実施報告書の提出)

第10条 受託者は、事前に市長宛て事業実施計画書を提出するものとし、事業終了後は、事業実施報告書を提出するものとする。

【指摘 27】 委託契約約款のカスタマイズの徹底について

令和3年度川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施委託に係る委託契約書には川崎市委託契約約款が添付されている。

同約款第2条においては、受託者に対して、契約締結後7日以内に業務日程表を作成し、市に提出することを求めているが、本件委託契約の内容から、当該業務日程表は事業実施計画書に相当するものと考えられる。

また、委託料については概算払いするものとして、令和3年6月14日に6,470,446円が受託者に支払われているが、委託代金の支払を定める同約款第15条においては、委託業務に係る業務完了届の提出後に行われる業務内容の検査合格後に支払う旨が記載されている。加えて、確定した債務として支払うものではないことから同約款第17条に定める前払金ではない。

いずれも契約条項には定めがない項目であり、約款がこれを補完しているものの、現状、委託業務の実態と約款との間で齟齬が生じている状況にある。これらは、市の委託契約に係る標準約款を対象委託契約の実態に照らしてカスタマイズすることが十分でなかったことによるものである。

したがって、今後、契約締結に際して、委託契約書に添付する約款のカスタマイズを徹底する必要がある。

委託契約書添付の川崎市委託契約約款より抜粋

(日程表の提出)

第2条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務日程表を受理してから7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

(検査及び引渡し)

第14条 受注者は、業務を完了したときは、直ちに業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理した日から10日以内に、受注者の立会いを求めて業務内容を検査しなければならない。

(委託代金の支払)

第15条 発注者は、前条に規定する検査合格後において、受注者の適法な請求をうけた日から起算して30日以内に、委託代金を概算払いにて支払うものとする。業務完了後は速やかに精算し、残金が生じた場合は、発注者の指示に従い、それを返納しなければならない。

② 地域子ども・子育て活動支援助成事業費

【意見 38】 補助金実績報告書の確認方法の見直しについて

市は、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進める団体を育成・支援するため、対象となる団体に対し、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成補助金を交付している。

補助対象経費は、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第7条に規定されている。

交付要綱より抜粋

（補助対象経費）

第7条 補助の対象となる経費は、補助対象期間に支出する、補助の対象となる取組の実施に直接要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。ただし、団体の運営維持に係る経費は補助の対象としない。

- (1) 実施場所の賃借料（共益費を含み、更新料を含まないものとする。）
- (2) 実施場所の光熱水費
- (3) 会場使用料
- (4) 講師謝礼及びボランティア謝礼（団体構成員に対して支払うものを除く。）
- (5) 物品の購入費（10万円未満の消耗品・事務用品・器材・食材等の購入費）
- (6) 印刷製本費
- (7) 通信費
- (8) その他市長が必要と認める経費

補助対象事業が完了したときには、補助金の交付を受けた団体から、地域子ども・子育て活動支援助成事業実績報告書（以下、「実績報告書」という。）が市に提出される（交付要綱第14条）。

実績報告書には、補助対象経費の支出状況が記載される。具体的には、表63の実例の一事例のとおり、補助対象経費である交付要綱第7条各号の支出項目ごとに、補助対象経費、支出済額、摘要が記載される。

表 63 実績報告書（事例）

（単位：円）

支出科目	補助対象経費 (当初予算)	支出済額 (実績)	摘要
実施場所の賃借料	199,000	199,200	賃借料の 20%
実施場所の光熱水費	20,000	10,603	使用料の 20%
会場使用料	0	0	
講師謝礼及びボランティア謝礼	520,000	457,000	講師及び補助員への謝礼
物品の購入費	160,000	87,379	教材、補食、コロナ対策
印刷製本費	35,000	87,017	プリンター使用料、用紙
通信費	25,000	25,782	電話、郵便、他
その他	0	0	
合計	959,000	866,981	

市は、すべての受領団体に対して中間視察を実施し、支出状況を含む事業の適正な実施について実地に確認することとしているが、実績報告書に記載されている支出済額についての証憑の確認は行っていない。

しかし、表 63 の事例を見ると、例えば、実施場所の賃借料について、日常的に使用する事務所家賃以外の賃借料に該当するものであるかどうか、摘要欄にある「賃借料の 20%」という計上割合が適切かどうか、そもそも賃借料が 996,000 円であったかどうか等についての検証は慎重に行うべきものと考えられる。また、講師及び補助員へ謝礼やバス代を支払っているが、団体構成員以外の者に対して支払っているものかどうか等についての検証も同様である。

したがって、事業がより適正かつ有効に遂行されるためにも、支出内容によっては領収書などの証憑を提出させるなど、支出額の妥当性についての確認方法を見直す必要がある。

20. 子どもの権利施策推進事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きることができるようにするために、子どもの権利に関する理解を広める取組や子どもを権利侵害から守る取組を行う事業である。

令和3年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進。
- ② 広報資料・ホームページの活用によるさまざまな世代に向けた広報及び意識普及の促進。
- ③ 「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催等による広報及び意識普及の促進。

なお、子どもの権利施策推進事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	予算小事業
ア	子どもの権利施策推進事業費
イ	子どもの権利施策推進事業費(人件費)
ウ	子どもの権利施策広報・啓発費

ア. 子どもの権利施策推進事業費

「子どもの権利に関する行動計画」に基づき、子どもの権利施策を総合的かつ計画的に推進するための事業に係る費用である。

イ. 子どもの権利施策推進事業費(人件費)

会計年度任用職員に係る報酬である。

ウ. 子どもの権利施策広報・啓発費

「川崎市子どもの権利に関する条例」解説パンフレット及びリーフレットの作成、配布、子どもの権利に関するイベントの実施などによる普及啓発に係る費用である。

② 事業費の推移

ア. 子どもの権利施策推進事業費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	5,573	5,094	1,726
決算額	4,950	3,798	1,146

イ. 子どもの権利施策推進事業費(人件費)

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	2,461
決算額	—	—	2,460

(注) 令和元年及び令和2年度の決算額が「—」となっているのは、人件費を子どもの権利施策推進事業費に含めていたからである。

ウ. 子どもの権利施策広報・啓発費

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	5,065	6,621	4,500
決算額	4,235	3,576	4,756

③ 事業費の主な内訳

ア. 子どもの権利施策推進事業費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	1,063	子どもの権利委員会 委員報酬
旅費	3	出張旅費
需用費	10	消耗品費
役務費	71	子どもの権利委員会の議事録作成業務
合計	1,146	

イ. 子どもの権利施策推進事業費(人件費)

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	2,460	会計年度任用職員報酬
合計	2,460	

ウ. 子どもの権利施策広報・啓発費

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	955	印刷製本費
役務費	44	資料郵送料、イベント保険料
委託料	3,746	「川崎市子どもの権利に関する条例」パンフレット作成等業務委託 3,746千円
使用料及び賃借料	10	かわさき子どもの権利の日のつどい会場使用料
合計	4,756	

(2) 監査の結果

① 子どもの権利施策広報・啓発費

【意見39】 子どもの権利条例リーフレットの配布数算定方式の見直しについて

市は、子どもの権利条例の啓発のために、子どもの権利条例リーフレットを作成している。リーフレットは、「みんなで考えてみよう かわさきし子どもの権利じょうれい 小学生版」(以下、「小学生版リーフレット」という。)と「みんなで考えてみよう 川崎市子どもの権利条例 中高生版」(以下、「中高生版リーフレット」という。)の2種類がある。

市は、毎年1月頃に実施される入学説明会時に、小学校及び特別支援学校入学予定児童に向けて、小学生版リーフレットを配布している。令和3年度の配布状況(例示として川崎区と幸区を抜粋)は、表64のとおりである。

表 64 小学生版リーフレット配布状況（川崎区、幸区）

川崎区				幸区					
小学校		児童数	配布数	小学校		児童数	配布数		
1	殿町	44	90	21	幸町	107	150		
2	四谷	56	100	22	南河原	72	120		
3	東門前	112	160	23	御幸	139	180		
4	大師	138	180	24	西御幸	52	100		
5	川中島	139	180	25	戸手	95	140		
6	藤崎	120	160	26	古川	205	250		
7	さくら	47	90	27	東小倉	150	190		
8	大島	53	100	28	下平間	87	130		
9	渡田	130	170	29	古市場	71	120		
10	東小田	43	90	30	日吉	182	230		
11	小田	97	140	31	小倉	211	260		
12	浅田	54	100	32	南加瀬	81	130		
13	東大島	34	80	33	夢見ヶ崎	65	110		
14	向	76	120				児童数（推計）	12,462	
15	田島	65	110						
16	新町	50	90						
17	旭町	112	160						
18	宮前	158	200						
19	川崎	81	130						
20	京町	63	110						
川崎区計		1,672	2,560	幸区計		1,517	2,110	小学校計	17,570
1	田島支援 桜学校	9	30				特別支援学校計	90	
計	21校		2,590	計	13校		2,110	計 117校	17,660

（出典：市提供資料より監査人作成）

配布数の算定は、学校ごとに行っている。具体的には、入学予定児童数に予備40部（特別支援学校は20部）を加えた部数を10部単位で繰上げて算定している（例：殿町小学校 児童数44+予備40=84 → 90に繰上げ）。

予備部数については、以前、学校から追加希望の要請があったことから現在の部数を一律加えているとのことである。配布準備段階から入学予定児童数の変動が生じることがあることから、若干数の予備は必要であると考え、小学校一律40部、特別支援学校一律20部の予備部数についてはその必要性は低いと考える。

この結果、小学校入学予定児童数12,462名に対して17,570部の小学生版リーフレットを、特別支援学校入学予定児童数21名に対して90部の小学生版リーフレットを配布している。

また、市は、権利学習時にもリーフレットを配布している。市は、11月20日を「かわさき子どもの権利の日」に制定していることから、市立小中学校及び市立高校では例年11月に権利学習の機会を設けている。そこで、毎年10月頃に、私立も含む全小学生に小学生版リーフレットを、全中高生に中高生版リーフレットを配布している。

なお、学校への配布については、教育委員会事務局から1束30部とすることが指定されているため、リーフレット作成業者には30部ずつ帯をかけた状態での納入を要請しており、各学校へも30部束単位での配布を行っている。

令和3年度の配布状況(例示として川崎区中学校)は、表65のとおりである。

表65 中高生版リーフレット配布状況(川崎区)

中学校名	算定過程				算定結果	
	生徒数	学級数	30部束数	予備	30部束数	配布数
1 大師	692	22	24	10	25	750
2 南大師	347	14	12	10	14	420
3 川中島	700	21	24	10	26	780
4 桜本	203	8	7	10	9	270
5 臨港	525	19	18	10	20	600
6 田島	382	13	13	10	15	450
7 京町	252	10	9	10	10	300
8 渡田	345	13	12	10	13	390
9 富士見	694	24	24	10	25	750
10 川崎	394	14	14	10	15	450
11 川崎高附	357	9	12	10	14	420
川崎区計	4,891	167			186	5,580

(出典：市提供資料より監査人作成)

配布数の算定過程では、生徒数を30で除して30部束数を算定し、予備及び指導教諭用の部数を考慮した上で束数を計算し直している（例：南大師中学校生徒数 $347 \div 30 = 12$ 束に予備及び指導教諭用2束を加えた14束420部と算定）。

この結果、川崎区の生徒総数4,891名に対して186束5,580部の中高生版リーフレットを配布しており、川崎市全体では中学校、高校及び特別支援学校の生徒総数34,669名に対して38,730部の中高生版リーフレットを配布するに至っている。

このように、在籍する児童・生徒数を大幅に超える部数のリーフレットが配布された学校では、予備リーフレットを処分することも出来ず、手に余る状況になっていると推察される。また、SDGsの観点からも紙資源が無駄になる事態を出来る限り回避することが望ましい。

したがって、予備部数を見直すなど、子どもの権利条例リーフレットの配布数算定方式を見直す必要がある。

【意見40】 日本語を母語としない児童生徒等への配慮について

子どもの権利条例リーフレットは、イラストが多く盛り込まれた多色刷りであり、わかりやすい言葉で書かれている。また、リーフレットには以下の「子どもたちからおとなへのメッセージ」が記載されている。

子どもの権利条例リーフレットより抜粋

おとなのみなさまへ

～子どもたちからおとなへのメッセージ～

まず、おとなが幸せにいてください。おとなが幸せじゃないのに子どもだけが幸せにはなれません。おとなが幸せでないと、子どもに虐待とか体罰とかが起きます。

条例に「子どもは愛情と理解をもって育まれる」とありますが、まず、家庭や学校、地域の中で、おとなが幸せでいてほしいのです。

子どもはそういう中で、安心して生きることができます。

<2001年3月 子どもの権利条例子ども委員会のまとめ>

子どもの権利が守られるには、保護者ら大人が幸せであることが前提となることから「大人が幸せでいて欲しい」という趣旨のこのメッセージは子どもの成育環境と体罰や虐待などとの相関性について核心を突いたものであると考えられる。加えて、大半の家庭が共働きの核家族である今日において、保護者に対し

て、しみじみかつじんわりとした温かなエールに相当するメッセージであると考えられる。

例年11月に各学校で権利学習の機会が設けられていることから、少なくとも川崎市における全ての児童生徒が、子どもの権利条例について認知できるようにする必要がある。さらに児童生徒がリーフレットを各家庭に持ち帰った時に、保護者に向けて、積極的に子どもの権利条例について話をする事が出来なくとも、机などの上に置いたリーフレットに保護者が目を通し、この「子どもたちから大人へのメッセージ」を読むことが出来たら、保護者に対しても何らかのプラスの働きかけになり得ると考える。

令和4年3月末現在、市における外国人住民は43,760人である。国籍は多岐に渡り、把握しているだけでも138か国に上っている。国籍別の外国人住民で1,000人超の国を列挙すると、表66のとおりである。

表66 国籍別外国人住民

(単位：人)

中国	韓国	フィリピン	ベトナム	ネパール	インド	台湾	米国
15,072	7,089	4,713	4,312	1,607	1,293	1,107	1,081

(出典：外国人国籍・地域別統計(2022年3月末時点)より監査人作成)

外国籍住人のうち、児童生徒の数がどれだけかは不明であるが、日本語を母語としない児童生徒及びその保護者に対してもこの子どもの権利に関する条例を広める必要があり、加えて、前述の「子どもたちからおとなへのメッセージ」も保護者に読んでもらいたい内容であると考ええる。

市は全ての人々が互いに認め合い、人権が尊重され自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指して外国人市民施策推進事業に取り組んでいる。しかし、子どもの権利条例リーフレットに関して中国語や韓国語、英語といった日本語以外の言語によるものを制作していない。

子どもの権利条例リーフレットの中国語版、韓国語版、英語版などの様々な言語版を制作するためには、多額な費用を要することから難しいかもしれないが、例えば、「大切な7つの子どもの権利」及び「子どもたちからおとなへのメッセージ」の部分だけでもそれぞれの言語に翻訳した補助資料を作成し、該当する児童生徒へ提供し啓発するといった工夫も可能であると考ええる。

日本語を母語としない児童生徒及びその保護者らにも、子どもの権利についての理解が進むような取組を行う必要がある。

21. 川崎市子ども支援機関通訳・翻訳支援事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

本事業は、日本語に不慣れな、日本語を母語としない外国につながる子どもや保護者が多い川崎市において、言葉が通じないことが原因で適切な支援を受けることができずに、幼稚園・保育所などで孤立することを防止することを目的とした事業である。

具体的には、日本語を母語としない外国につながる子どもや保護者を支援するために、子ども支援に関して通訳や翻訳の必要が生じた場合、子どもの支援を行う機関（保育所、幼稚園、福祉施設、相談窓口等）からの申請に基づいて、通訳及び翻訳を行っている。対応言語は、英語、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、ネパール語である。

② 事業費の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,300	1,300	1,296
決算額	1,294	1,295	1,184

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	1,184	川崎市子ども支援機関通訳・翻訳支援事業 実施委託 1,184 千円
合計	1,184	

(2) 監査の結果

【指摘 28】 通訳・翻訳ボランティア協力者報告書の記載の徹底について

通訳・翻訳を行うボランティア協力者については、令和3年度川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業実施委託仕様書（以下、「仕様書」という。）において、川崎区長に報告しなければならないとされている。

仕様書より抜粋

11 事業実施報告について

(1) 指定事業者は、「通訳・翻訳ボランティア協力者報告書（第2号様式）」により協力者を川崎区長に報告しなければならない。また、協力者に変動があった場合は、その都度、川崎区長に報告しなければならない

しかし、川崎区子ども支援機関・通訳翻訳支援事業実施報告書（以下、「実施報告書」という。）と通訳・翻訳ボランティア協力者報告書（以下、「協力者報告書」という。）を比較したところ、表67のとおり、協力者報告書に記載のない協力者が通訳・翻訳を実施していた案件が見受けられた。

表67 協力者報告書に記載のない協力者による通訳・翻訳の実施実績

	6月	7月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
人数	1	1	1	2	1	1	1	8	13
件数	2	1	1	2	1	1	1	13	22

(注) 通訳・翻訳ボランティア協力者報告書に記載のない協力者のうち、同人物が複数月で通訳・翻訳を実施しているため、各月の合計人数と年間人数は一致しない。

(出典：市提供資料より監査人作成)

仕様書では、協力者に変動があった場合もその都度報告することとされていることから、市は、指定事業者に対して、協力者を漏れがないように報告するよう指導することで、協力者報告書の記載を徹底する必要がある。

【指摘 29】 個人情報の適切な取扱いに関する誓約書の提出の徹底について

個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項第5条第2項の規定により、受注者は、通訳・翻訳の従事者に対し、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。そのため、受注者は、秘密保持等に関する誓約書として、

「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」を提出させている。

個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項より抜粋

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

しかし、実施報告書を閲覧したところ、「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」を提出していない従事者が見受けられた。

通訳支援では、子どもの発達に関する相談など、個人情報を取扱う機会も多いことから、秘密保持等についてはより慎重な対応が求められる。

したがって、市は、受注者に対して、仕様書に従い、「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」の提出に漏れがないよう指導することで、提出を徹底させる必要がある。

【意見 41】 通訳・翻訳申請書の記載誤りについて

令和3年7月26日に教育文化会館において、「日本語を母語としない児童生徒・保護者への就学支援相談会」が行われた。実施報告書によると、当相談会では、英語・中国語・ベトナム語・タイ語・ポルトガル語の通訳者が派遣されていた。

しかし、通訳・翻訳申請書を閲覧したところ、通訳する言語はポルトガル語のみが記載されており、英語・中国語・ベトナム語・タイ語については記載されていなかった。

市は、通訳する言語を適切に記載した通訳・翻訳申請書を提出するよう指導する必要がある。

【意見 42】 通訳・翻訳申請書様式の改正の検討について

通訳・翻訳申請書には、通訳の希望月日や翻訳の完成希望月日を記載する欄はあるが、実際に通訳・翻訳を実施した月日を記載する欄はない。

そのため、例えば、通訳・翻訳申請書に記載の希望月日に実施することができず、別の月日に実施した場合、通訳・翻訳申請書と実施報告書の実施月日を照合することができない状態である。

したがって、通訳・翻訳申請書の下欄に、通訳・翻訳実施月日や通訳・翻訳者氏名を記載する欄を設けるなど、通訳・翻訳申請書と実施報告書とを照合することができる様式に改正することを検討する必要がある。

仕様書より抜粋

10 利用について

(1) この事業の利用を希望する者は、利用希望日の10日前までに、この事業の委託を受けた法人である指定事業者（以下「指定事業者」という。）に「通訳・翻訳申請書（第1号様式）」を提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、指定事業者へ直接電話等をもって申請することができる。

11 事業実施報告について

(2) 指定事業者は、各月毎に事業実施状況を「川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業実施報告書（第3号様式）」により川崎区長に報告しなければならない。

2.2. 総合的な子ども支援ネットワーク事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

子育て家庭の育児不安を解消し、安心して子供を育てることができる社会を目指して、地域全体で支援する環境づくりを進めることを目的とし、幸区内の子ども・子育て支援機関及び関係機関による情報交換、相互協力及び支援策の検討・推進を図るための会議等を通して、ネットワークを構築している。

具体的には、幸区における子ども・子育て支援機関・団体等による「幸区子ども総合支援ネットワーク会議」及びそれを構成する3つの部会を開催し、情報交換、相互協力、区内における子ども支援策の検討・推進を行っている。

② 事業費の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	2,335	2,385	2,438
決算額	2,368	2,465	1,103

(注) 令和3年度に決算額が当初予算額を大きく下回っているのは、新型コロナウイルス感染症の影響から「みんなで子育てフェア」を中止したことにより、委託料の執行が減少したこと等による。

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	60	子ども総合支援ネットワーク会議 子ども・子育て講演会開催に伴う講師謝礼
需用費	58	webカメラ等購入
役務費	60	切手代
委託料	925	「子ども情報ネットさいわい」デザイン企画・印刷作成・配布業務委託 526千円 みんなで子育てフェアさいわいモバイルスタンプラリー実施等業務委託 345千円
合計	1,103	

(2) 監査の結果

【意見 43】 講演会の開催方法の検討について

令和3年度においては、幸区こども総合支援ネットワーク会議が主催する子育てに関する講演会を2回開催しているが、新型コロナウイルス感染症まん延防止のためオンライン方式で開催している。

オンライン方式には、講師と参加者との間のコミュニケーションが不足し、一方的な情報提供となってしまうおそれもあるが、幸区においては、事前に講師への質問を募集し、当日に回答をしてもらうことや、Web会議ツールのコメント欄等を活用し、講師と参加者との間でのコミュニケーションを図るよう工夫して行っている。

表 68 令和3年度における講演会のテーマ

	テーマ
第1回	保護者のためのストレスマネジメント
第2回	子どもの自己肯定感を高めるマジックワード

(出典：市提供資料より監査人作成)

オンライン方式自体には、会場に集まらなくとも参加できるというメリットがある。このメリットは有用なものであり、会場に赴くこと自体が参加への大きな制約となる小さな子どもを育てている保護者等にとっては、その解消策の一つとなり得るものである。また、他区のこども総合支援ネットワークとの共同開催等といった方法も想定し得ることから、他区のこども総合支援ネットワーク等との情報交換の機会として活用することも考えられる。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症まん延防止を目的としていたが、今後、新型コロナウイルス感染症が終息した場合であっても、講演会を開催するにあたっては、オンライン方式のメリットとデメリットを踏まえ、会場開催とオンライン方式とを併せたハイブリッド方式も含めて、より利用者が参加しやすく、より有意義な講演会となるような開催方法の検討を行う必要がある。

23. こども・子育て支援事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

子育て関連情報の提供や公園を活用した子育て交流の場の提供等の各種事業を通じ、幸区民の子ども・子育ての支援に取り組む事業である。

具体的には、次の取組を行っている。

【「おこさまっぷさいわい」の編集・発行】

- ・幸区内を中心とした地域の子育て情報を掲載した冊子「おこさまっぷさいわい」を編集・発行することで、子育て中の世帯が孤立することなく、安心して子育てができるような子育て関連情報を提供し、親子の外出と地域のつながりの創出を図る。
- ・編集にあたっては、子育て中の幸区民等を編集委員として編集会議を開催し、子育て中の当事者の目線で編集を行う。

【乳幼児期・学齢期の外遊びと地域人材育成講座の実施】

- ・乳幼児期の親が気軽に立ち寄れる地域の公園で、子どもの遊びを通じて親同士がつながるきっかけを作り、併せて、スタッフが子どもやその親と積極的にふれあい、子育ての悩み相談に対応するなど、子育て支援の機能を持った遊び場の運営を展開する。
- ・学齢期においても、外遊びを通じた子どもの居場所づくりとして、公園でのプレーパークの運営を展開する。
- ・これらの外遊びの場を運営する人材及び子育て支援のノウハウを有する人材を育てるための講座を開催する。

② 事業費の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	2,459	2,352	3,306
決算額	1,895	1,481	2,089

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	81	地域人材育成講座開催に伴う講師謝礼 「おこしまっぷさいわい」編集会議のボランティア謝礼
需用費	54	カラープリンタートナー代
役務費	63	切手代
委託料	1,891	こどもの外遊び・地域人材育成推進事業委託 817千円 「おこしまっぷさいわい」作成・配布等業務委託 660千円
合計	2,089	

(2) 監査の結果

【意見44】 仕様書に即した実施報告書の徴取について

「乳幼児期・学齢期の外遊びと地域人材育成講座の実施」の一つとして、こどもの外遊び・地域人材育成推進事業委託を行っている。

表69 こどもの外遊び・地域人材育成推進事業委託の概要

区分	内容
件名	こどもの外遊び・地域人材育成推進事業委託
受託者	夢見ヶ崎プレーパークをつくる会
契約方法	プロポーザル方式（企画提案方式）による事業者選定
委託料	817,493円
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
委託内容	(1)乳幼児の親子を対象とした公園等の交流広場の開催 ・日時：平日（原則火曜日）10時～13時 ・回数：延54回以上（ただし、雨天の場合は中止）

区分	内容
	(2)学齢期の児童を対象とした公園等の交流広場の開催 ・日時：放課後や学校の休業日等 ・回数：8回（ただし雨天の場合は中止することとし、夏季などの高温となる時期は除くこと。） (3)乳幼児の親子を対象とした交流広場を新たな公園等で実施する実施主体の運営支援 ・回数：各実施場所につき2回以上及び実施前後に打ち合わせ等を2回以上 (4)講座を活用した人材育成 ア．子育てサポートのスキル向上につなげ、外遊びの重要性を伝える講座（1回） イ．外遊びの場を担う人材を育成する講座（2回）

（出典：市提供資料より監査人作成）

請書に添付された「こどもの外遊び・地域人材育成」推進事業委託仕様書において、成果物として、交流広場や人材育成の実績を記載した実施報告書の提出が求められている。

これを受けて、受託者である「夢見ヶ崎プレーパークをつくる会」から、同会の令和3年度における活動報告書が実施報告書として提出されているが、これは同会の活動報告書のため、必要な交流広場の開催実績や講座の開催実績は記載されているものの、必ずしも仕様書において実施を求めている業務の区分では記載されておらず、開催数等も集計されていない。

委託業務の実績報告としては明瞭性に欠けることから、仕様書に示す委託内容に即した区分により開催数等を集計した報告の提出を併せて求める等、仕様書に即した実施報告書を徴取する必要がある。

2.4. 幸区待機児童対策事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

幸区における待機児童対策として、認可外保育施設である川崎認定保育園を効果的に紹介するとともに、子どもの預け先を探す利用者一人ひとりに寄り添い、それぞれの保育ニーズに即した相談・支援を行うため、認可保育所等の様々な保育サービスの情報提供をおこない、利用者支援及び待機児童解消につなげることを目的とした事業である。

令和3年度においては、以下の取組みを行っている。

- ① 川崎認定保育園について、リーフレットデータの更新（14園分）
- ② 認可保育所等の施設案内動画の作成（12園分）

② 事業費の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	323	323	1,108
決算額	299	1,084	1,019

(注) 令和2年度から保育所施設案内動画の作成を開始していること等から、決算額が増加している。

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	211	
委託料	809	令和3年度幸区内保育所等施設案内動画制作業務委託 759千円
合計	1,019	

(2) 監査の結果

【意見 45】 保育所施設案内動画を希望しない園に対する継続的な協議について

保育所施設案内動画の作成は令和2年度から順次行っており、概ね毎年度12園程度を目途に進めてきたところである。対象となる区内の認可保育所等73園（令和4年4月1日時点）に対して、令和4年10月の時点で、幸区のウェブサイトには34園の動画が公開されており、概ねその半分近くまで進捗しているところである。

今後も残りの認可保育所等を対象に動画の作成を進めるとのことであるが、現在までに、動画の作成及びウェブサイトでの公開を希望しない園があるとのことである。動画の作成及び公開は、認可保育所等の運営主体の意向を無視して進めることはできないが、保育所施設案内動画は、子どもの預け先を探す利用者が保育室等の施設の概要や行われている保育の一端を視覚的に把握できる有意義なものといえる。

今後、同園がどのような理由で希望しないかを把握し、子どもの預け先を探す利用者への情報提供の観点から、どのような対応であれば可能か協議を進める必要がある。

25. 中原区総合子どもネットワーク事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

中原区内の子ども・子育て支援を推進するとともに、関係団体・機関による情報交換、相互協力等によるネットワークを構築することで、子どもの健やかな成長を促すための環境の整備や仕組みづくりを行うことを目的としている。

具体的には、総合子どもネットワーク会議として、全体会と各部会を開催し、子どもに関わる課題を共通認識するとともに、情報の共有化と相互協力を図り、以下の事業を行っている。

- ① 親子のふれあい事業：「ミミケロ子育ておしゃべり広場」等、親子の交流の場づくりに関する企画・運営。
- ② 子ネット通信発行：子育て情報を掲載した「なかはら子ネット通信」の隔月発行。
- ③ 交流事業：「なかはら子ども未来フェスタ」の開催。
- ④ 子育て支援ボランティア等交流事業：子育て支援に関わっている区民と関係機関のネットワーク作りを目的とする情報交換・交流、研修等の開催。
- ⑤ 子育て自主グループ支援事業：子育てグループの交流会を関係機関と実施。
- ⑥ 子ども支援事業：職業体験等、就学後の子どもを対象にした事業の実施。

② 事業費の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	3,242	3,063	2,932
決算額	2,685	2,649	2,676

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	213	ボランティア謝礼、研修講師謝礼
需用費	194	総合子どもネットワークに係る事務用品の購入（封筒、ラベル、トナーなど）
役務費	196	なかはら子ネット通信等郵送料 傷害保険料
委託料	2,073	なかはら子ネット通信作成業務委託 1,119千円 なかはら子ども未来フェスタ実施委託 954千円
合計	2,676	

(2) 監査の結果

【意見46】 子ども未来フェスタの協働における留意点について

中原区では、第16回なかはら子ども未来フェスタを実施するに当たり、なかはら子ども未来フェスタ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）に業務委託を行っている。

実行委員会の推薦理由は、表70のとおりである。

表70 子ども未来フェスタの推薦理由書

事業名	第16回なかはら子ども未来フェスタ実施業務委託
実施目的	<p>中原区では、小杉地区を中心に都市整備が進展する一方でコミュニティ意識の希薄化が課題となっており、様々な取組を通じて世代や地域間の交流機会を創出する必要がある。</p> <p>本事業は、中原区内の子どもに関わる団体や機関等が一堂に会した場を設けることで、区民の交流機会を創出し、相互親睦を深めることにより、子どもたちが地域で成長できる土壌を醸成し、健康で明るく住みよいまちづくりを推進することを目的としている。</p>
推薦団体	なかはら子ども未来フェスタ実行委員会

推薦理由

なかはら子ども未来フェスタ（以下「フェスタ」という。）の実施にあたっては、事業目的の深い理解を必要とすることから、地域の子ども・子育て事情を熟知し、地域住民の具体的なニーズや要望等を把握していることが求められる。

また、本事業の効果をフェスタを通じ、かつフェスタ後にも繋げるという点においては、日ごろから地域で子ども・子育てについて区民と積極的に関わりを持って活動を展開できる者であることが求められる。

推薦団体は、中原区子ども会連合会、中原区主任児童委員部会、中原区社会福祉協議会、子育て中の区民である子ネット通信編集委員等により構成されており、メンバーは本区の子育て事情に精通するとともに、日ごろから区内で子ども・子育て関連の活動を行っている者である。また、これまでもフェスタを15回実施しているノウハウや経験を生かして、行政とのパートナーシップによりの確にイベントを運営・実施することができる。

以上のことから、本推薦団体が本事業を効果的かつ効率的に運営しながら、区との協働により本事業の目的を達成できる唯一の団体であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約により契約を締結するものである。

（出典：市提供資料より監査人作成）

また、なかはら子ども未来フェスタ実行委員会設置要綱が定められており、役員や事務局について次のように規定されている。

なかはら子ども未来フェスタ実行委員会設置要綱より抜粋

（役員）

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 1名

（事務局）

第6条 実行委員会の事務局は中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）内に置く。

2 事務局長には地域ケア推進課長を充てる。

本事業は、市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業である協働型事業として位置づけられている。市は、「行政のみで実施するよりも市民活動団体が加わることでより一層の価値を生み出す場合、または市民活動団体が実施する事業に行政が加わり公的資源（場、資金、人材等）を投入することでさらに価値を生み出す場合」に協働型事業を実施するとしている。

協働型事業では、市民活動団体が自主的・自発的な活動により参加することで、より専門性が高く、多様な市民ニーズに柔軟かつ機動的な対応が可能となるが、一方で、市民活動団体では人材・資金・組織運営力等の経営基盤を安定的に確保することが難しい場合も想定される。

本事業においては、推薦理由からもわかるとおり、各関係団体の委員を集めて実行委員会を組織し、イベントを運営・実施しているが、実行委員会だけでは、経理事務等を含めた組織運営を行うときの人員は十分に確保できないため、事務局は中原区役所内に置き、会計処理を中心とした事務局機能は中原区役所が分担している。

協働で事業を実施する場合には、多様性、先駆性、自立性、専門性、地域性等の特徴の理解が行政に求められるとともに、対等の関係を有することが原則であることから、経理事務等を市が負担することによって、過度な行政負担や団体の自立性が損なわれることのないよう留意する必要がある。

26. 多摩区こども・子育て情報収集・発信事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

多摩区こども・子育て情報収集・発信事業は、多摩区内で安心して子育てができるよう、子育てに係る基本的な情報を提供するとともに、育児負担を抱えるなど支援が必要な家庭と支援機関をつなげる機会の提供等を行うことを目的としている。

具体的には、子育て中の家庭が必要とする子育て支援に係る情報を、冊子やリーフレット、ホームページ等の媒体を用いて提供している。

令和3年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 地域の子育て情報を収集し、「多摩区地域子育て情報BOOK」の編集を行い、印刷・発行。
- ② 子育て家庭のニーズに応じた情報発信

② 事業費の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,797	2,001	1,872
決算額	1,593	1,547	1,512

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	1,002	冊子作成費
役務費	11	郵便料
委託料	499	多摩区地域子育て情報収集・発信事業業務委託 499千円
合計	1,512	

(2) 監査の結果

【意見 47】 仕様書の記載内容の具体化について

令和3年度多摩区地域子育て情報収集・発信事業業務委託事業（以下、「情報収集等委託事業」という。）は、子育て家庭のニーズに応じて多様な情報提供を行い、親の育児不安の軽減及び地域子育て支援体制へつなげる機会とすること、区内の子育て支援活動情報を積極的に収集・発信し、市民活動・交流やコミュニティの活性化を図ることを目的とする事業である。

情報収集等委託事業仕様書（以下、「仕様書」という。）が定めている委託内容は次のとおりである。

- ① 地域子育て情報の収集及び確認業務
- ② 「多摩区地域子育て情報ブック」の編集業務
- ③ 地域子育て情報収集・発信に係るアンケートの実施

上記項目のうち、①と②については、具体的な仕様が記載されているが、③については、アンケートの内容や実施件数等が記載されておらず、受託者がどのようなアンケートを実施すべきなのか不明である。

令和3年度の委託では、受託者との協議により100件程度のアンケートを実施しているが、今後は、アンケートの実施に係る具体的な内容について、仕様書に明記しておく必要がある。

5 川 監 公 第 2 号

令和 5 年 2 月 2 日

令和 3 年度包括外部監査の結果に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、令和 3 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、川崎市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項を公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 植 村 京 子

同 浅 野 文 直

同 山 田 晴 彦

4川総コ第120号

令和5年1月17日

川崎市監査委員 大村 研一 様
同 植村 京子 様
同 浅野 文直 様
同 山田 晴彦 様

川崎市長 福田 紀彦

令和3年度包括外部監査結果に基づく措置及び結果に添えて提出された
意見に対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、令和4年2月1日付けで包括外部監査人 谷川 淳氏から包括外部監査契約に基づく監査結果に関する報告書の提出がありました。このことについて、同法第252条の38第6項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第252条の38第6項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

令和3年度包括外部監査結果に対する措置状況

【監査テーマ】

港湾局及び臨海部国際戦略本部の財務事務の執行について

I 港湾局 I-1 歳入 2. 荷さばき地使用料

【指摘1】荷さばき地の一般利用に関する事前申請の徹底について

〔指摘の要旨〕

川崎市港湾施設条例では、荷さばき地を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないと定めている。

荷さばき地利用許可申請書・完了届（一般分）の簿冊を閲覧したところ、大半の荷さばき地の一般利用に関する使用許可申請書は使用予定開始日以前に提出されていたが、使用予定開始日より後に使用許可申請書を提出する、事後使用許可申請の案件が散見された。なお、この事後使用許可申請は、一部の利用者に偏って頻発している傾向があった。

使用開始後の使用許可申請は条例等の違反に該当することから、荷さばき地の一般利用において、使用開始前に使用許可申請を行うよう指導を徹底する必要がある。

なお、今回の包括外部監査を受け、市は令和3年11月に、事業者に対し、事後申請は条例違反となる旨の文書を発出するとともに、事後申請の頻度の高い事業者に対しては、直接指導を行っている。

〔措置の内容〕

令和4年2月21日に、川崎港運協会及び一般荷さばき地・上屋の利用事業者に対して文書を発出し（「一般荷さばき地及び上屋の適正な利用許可申請について」）、「事後申請」は川崎市港湾施設条例の規定に違反することを明示したうえで、一般荷さばき地及び上屋の利用申請を事前に行うことや、利用が90日を超える場合の申請においても事前に行うことを指導しました。その際、留意すべき点なども示しました。通知の発出後も、改善の見られない事業者に対しては、個別の指導を行っており、申請書の備考欄に指導事実を記載し、経過が分かるような対応を行っております（令和3年11月、令和4年2月の2回通知）。

I 港湾局 I-1 歳入 2. 荷さばき地使用料

【指摘2】荷さばき地の一般利用に関する継続利用の事前申請の徹底について

〔指摘の要旨〕

荷さばき地の一般利用の利用許可の期間は90日以内であるが、期間満了前に継続利用の申請を行い、許可を得ることで、利用期間を延長することができる（川崎市港湾施設条例及び同施行規則）。しかし、荷さばき地利用許可申請書・完了届（一般分）の簿冊を閲覧したところ、利用者による継続利用の申請が利用期間満了日の後に行われている案件が散見された。

荷さばき地使用許可申請書は運用上、1 カ月ごとに提出することになっており、利用期間満了日が近くなると利用者に荷さばき地使用許可申請書の余白に「6 月 28 日で 90 日となります。次回継続時は利用延長・届出をつけて下さい。」と記載してある案件があった。このように市が注意喚起したにもかかわらず、その利用者からの継続利用申請は令和 2 年 6 月 30 日と利用期間 90 日を超過した日であった。市は満了前に継続利用の申請を行うように指導しているが、利用者からの正式な書面による申請が期間満了日よりも後になっている案件が発生している状況である。継続利用の申請は概ね利用期間満了前に行われているが、継続利用の申請遅延は一部の利用者において、発生している傾向があった。

継続利用の申請遅延は条例等の違反に該当することから、荷さばき地の一般利用において、利用期間満了後継続して利用する者に対して、期間満了前に継続利用の申請を行うよう指導を徹底する必要がある。

〔措置の内容〕

令和 4 年 2 月 21 日に、川崎港運協会及び一般荷さばき地・上屋の利用事業者に対して文書を発出し（「一般荷さばき地及び上屋の適正な利用許可申請について」）、「事後申請」は川崎市港湾施設条例の規定に違反することを明示したうえで、一般荷さばき地及び上屋の利用申請を事前に行うことや、利用が 90 日を超える場合の申請においても事前に行うことを指導しました。その際、留意すべき点なども示しました。通知の発出後、個別に指導すべきような事案は生じておりませんが、今後も動向を見極め、改善の見られない事業者に対しては、個別の指導も検討していきます。

I 港湾局 I-1 歳入 13. 上屋使用料

【指摘 3】上屋利用に関する事前申請の徹底について

〔指摘の要旨〕

川崎市港湾施設条例では、上屋を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないと定めている。

上屋使用許可申請書・完了届の簿冊を閲覧したところ、大半の使用許可申請書は使用予定開始日以前に提出されていたが、使用予定開始日よりも後に使用許可申請書を提出する事後使用許可申請の案件が散見された。この事後使用許可申請は、一部の利用者に偏って頻発している傾向があり、これらの利用者に対して、上屋の使用開始前の申請を徹底する必要がある。

使用開始後の使用許可申請は条例等の違反に該当することから、上屋の使用において、使用開始前に使用許可申請を行うよう指導を徹底する必要がある。

〔措置の内容〕

令和 4 年 2 月 21 日に、川崎港運協会及び一般荷さばき地・上屋の利用事業者に対して文書を発出し（「一般荷さばき地及び上屋の適正な利用許可申請について」）、「事後申請」は川崎市港湾施設条例の規定に違反することを明示したうえで、一般荷さばき地及び上屋の利用申請を事前に行うことや、利用が 90 日を超える場合の申請においても事前に行うことを指導しました。その際、留意すべき点なども示しました。通知の発出後も、改善の見られない事業者に対しては、個別の指導を行っており、申請

書の備考欄に指導事実を記載し、経過が分かるような対応を行っております。(令和3年11月、令和4年2月の2回通知)

I 港湾局 I-1 歳入 13. 上屋使用料

【指摘4】上屋利用に関する継続利用の事前申請の徹底について

〔指摘の要旨〕

上屋の一般利用に関する利用期間は90日以内と川崎市港湾施設条例及び同施行規則で定められている。しかし、上屋使用許可申請・完了届の簿冊を閲覧したところ、利用者による継続利用の申請が利用期間満了日の後に行われている案件が散見された。

具体的な例として、上屋利用の初回開始日が令和2年2月17日であり、利用期間満了日が令和2年5月16日の上屋の一般利用について、継続利用の申請が令和2年5月29日と利用期間満了日後に行われている案件があった。この案件の上屋利用による作業完了年月日は令和2年5月21日であり、継続利用の申請は上屋利用の全部が完了後に行われていた。

市は期間満了日が近くなると利用者とその旨を伝え、期間満了前に継続利用の申請を行うように指導しているが、利用者からの正式な書面による申請が期間満了日よりも後になっている案件が発生している状況である。継続利用の申請は概ね利用期間満了前に行われているが、継続利用の申請遅延は一部の利用者において、発生している傾向があった。

継続利用の申請遅延は条例等の違反に該当することから、上屋の一般利用において、利用期間満了後継続して利用する者に対して、期間満了前に継続利用の申請を行うよう指導を徹底する必要がある。

〔措置の内容〕

令和4年2月21日に、川崎港運協会及び一般荷さばき地・上屋の利用事業者に対して文書を発出し(「一般荷さばき地及び上屋の適正な利用許可申請について」)、「事後申請」は川崎市港湾施設条例の規定に違反することを明示したうえで、一般荷さばき地及び上屋の利用申請を事前に行うことや、利用が90日を超える場合の申請においても事前に行うことを指導しました。その際、留意すべき点なども示しました。通知の発出後、個別に指導すべきような事案は生じておりませんが、今後も動向を見極め、改善の見られない事業者に対しては、個別の指導も検討していきます。

I 港湾局 I-1 歳入 13. 上屋使用料

【指摘5】千鳥町ふ頭荷さばき地等使用料減額申請書提出の証跡について

〔指摘の要旨〕

千鳥町の荷さばき地や上屋の使用料について、新たな貨物を誘致することを目的として、使用料減額を要綱で定めており、使用料の減額を受けようとする者は「千鳥町ふ頭荷さばき地等使用料減額申請書」を提出することが必要である。その使用料減額に関して、令和2年度の1級上屋使用料の減額申請書の提出の有無をめぐり、市と利用者間で齟齬が生じた案件が発生していた。

具体的に、利用者は減額申請書を令和2年4月3日に提出したとのことであったが、

市では受領の記録がなかった。新型コロナウイルス感染症対策でお互い分散出勤体制を取っていたこともあり、お互いに利用者から市への申請の FAX、受理した記録である市から利用者への受領押印後の返信 FAX の送受信履歴の確認をその時点で行うことはなく、証拠を発見できなかったものである。今後は、減免申請で受領押印後の返信 FAX のないものは連絡してもらえるように伝達したとのことであった。

このような減額申請書の提出の有無に関する齟齬が生じた案件が発生した要因は、FAX による紙での申請、その申請を受理した受領押印後の返信 FAX も紙で保管していることによって、紛失等により証拠が残らなくなることが挙げられる。使用許可申請も全て FAX で行われているが、FAX の送受信履歴の確認にも時間を要することも考えられる。

したがって、今後は取り急ぎ、電子メールでの申請に移行したうえで、使用許可申請も含めて港湾情報システムでの電子申請等を行うように促し、明確に証拠が残る形にする必要がある。

〔措置の内容〕

「川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱」は、令和 4 年 3 月 31 日で有効期限を迎えましたが、検討の結果、令和 4 年 9 月 30 日まで延長することといたしました。有効期間が半年しかないことや、上屋については、令和 4 年 4 月時点で減額申請の対象者が 1 社しかないことも踏まえ、別途、要綱の一部を改正した内容の説明と併せて、減額申請送付時には電話確認を行うよう令和 4 年 5 月に依頼しました。なお、港湾情報システムによる減免申請の提出は、事業者がもともとの施設使用申請を電子申請にて行っていることが前提条件となります。現状、当該事業者が電子申請を行っていないことから、当面、電子メールによる申請受付を原則とすることで、証拠が残る形で対応することにしました。

I 港湾局 I-2 歳出 3. 港湾統計・情報システム運営事業

【指摘 6】港湾情報システム運用管理業務委託の再委託申請書の不備について

〔指摘の要旨〕

港湾情報システム運用管理業務委託は、港湾局が所管している港湾情報システムを、専門的な知識と経験を兼ね備えたシステム管理運用要員が、システムの軽易な改造、データ修正作業、危機管理及びシステム利用職員への操作指導（ヘルプデスク機能）などを行うことにより、港湾局における業務の適切な執行を効果的に支援するとともに、当該システムの安定稼働を図ること並びに効率的な運用管理・保守業務を行うことを目的としたものである。

令和 2 年 4 月 1 日に特命随意契約により三井 E & S システム技研株式会社と契約金額 17,270,000 円で委託契約を締結している。同社は、港湾情報システムの開発業者である。

本委託において受託者は、一部業務を株式会社エスアイエスに再委託したいとして、令和 2 年 5 月 1 日付で市に再委託承認申請書を提出しており、市は同日付で再委託することを承諾している。

本委託の仕様書は再委託について下記の内容を規定している。

(仕様書より抜粋)

(6) 再委託の禁止

受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。業務の一部（主要な部分は除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。

この規定に従い受注者は、市に再委託承認申請書を提出しているが、この申請書には再委託に関する契約金額が記載されていない。そのため市は、仕様書の要件を満たしていない申請書を承諾することになる。また、市は別途、再委託に関する契約金額を受注者から聞き取っておらず、再委託金額を把握していない状況で再委託を承諾していたことになる。

受注者が再委託申請にあたり、同金額について記載しないで提出できないかどうか市に確認したところ、業務の主要な部分ではないこと、再委託の業務範囲が明らかことから、市は、受注者の意向を認めたとのことである。しかしながら、このような対応は適切とはいえない。

市においては、仕様書に従い、再委託承認申請書に再委託に関する契約金額を記載するよう、受注者に要請する必要がある。

なお、今回の包括外部監査により市は、受注者に再委託金額を記載した申請書の提出を要請し、これを受領している。

〔措置の内容〕

受注者である三井E & Sシステム技研株式会社に再委託金額の記載のある令和2年度及び3年度の再委託申請書の提出を要請し、令和3年10月に同書を受領し、再委託金額の確認を行いました。

I 港湾局 I-2 歳出 4. 港湾振興事業

【指摘7】人件費に対する補助の見直しについて

〔指摘の要旨〕

公益社団法人川崎港振興協会補助金（以下、「振興協会補助金」という。）は、川崎港の振興発展に向けた諸事業に関係諸団体と連携協力して取り組むとともに、市民に開かれた港づくりを推進することにより川崎港の振興発展を図り、もって地域経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする公益社団法人川崎港振興協会（以下、「振興協会」という。）に対する補助金である。令和2年度は31,305千円の補助金を交付している。

振興協会補助金については公益社団法人川崎港振興協会補助金等交付要綱（以下、「交付要綱」という。）が定められている。交付要綱は、表16に記載した事業及びその事業の運営管理事業を補助金の交付の対象と定めている。

なお、表16に該当する事業であっても、収益事業、共益事業、指定管理事業（指定管理事業に係る自主事業を含む。）及び受託事業に該当するものは補助金の交付対象

外としている。

なお、振興協会は、振興協会の事業に賛同する個人または団体であって、法人の会員となった者をもって構成されている。上記の共益事業は、会員を対象とした研修会、講演会の開催及び機関誌の発刊を行うものである。

表 17 は、交付要綱に定める補助金の対象経費を示したものである。表 16 に記載した補助事業等に要する経費のうち、表 17 に記載している経費が振興協会補助金の対象となる。

表 18 は、振興協会が市に提出している補助事業等実績報告書に記載されている補助対象事業精算表（以下、「精算表」という。）、表 19 は、精算表に記載されている事業費の内訳を示したものである。また、表 20 は、振興協会が作成している令和 2 年度補助事業報告書より補助事業の項目を抜き出したものである。

表 18 より、振興協会補助金の対象経費は、役員及び職員に係る人件費が大部分を占めており、表 19 より、人件費以外の事業費が発生している事業は初入港船歓迎記念品などに限られていることがわかる。

振興協会は補助対象事業に従事する職員を区分している。補助事業等実績報告書に補助対象事業に従事する職員の各人別の補助金充当額が記載されており、表 18 で振興協会補助金の対象となっている職員の人件費は補助対象事業に充当されていることは把握できる。

このことから、補助対象事業に従事する職員の人件費の補助割合は 100%となっているが、補助対象事業のなかに、市が振興協会と委託契約を締結しているものが含まれている。

表 20 に記載した補助対象事業のうち、「7 (6) 東扇島防災浮棧橋利用協議会の事務局」は、市と東扇島防災浮棧橋における平常時利用の実証実験実施業務委託契約（以下、「実証実験委託契約」という。）を締結している。実証実験委託契約の委託料の設計価格の内訳は表 21 のとおりである。また、東扇島防災浮棧橋における平常時利用の実証実験実施業務委託契約仕様書（以下、「仕様書」という。）で示されている実証実験委託業務の内容は表 22 のとおりである。

表 22 より、「東扇島防災浮棧橋利用協議会の事務局」業務は実証実験委託契約における委託業務の一つであり、表 21 より実証実験委託契約の委託料には人件費が含まれている。このことにより、「東扇島防災浮棧橋利用協議会の事務局」業務に係る人件費は、振興協会補助金と実証実験委託契約委託料の両方から充当されていることになる。

したがって、振興協会補助金と実証実験委託契約委託料との区分を明確にするなど、人件費に対する振興協会補助金を見直す必要がある。

〔措置の内容〕

令和 3 年 4 月 1 日に「公益社団法人川崎港振興協会補助金等交付要綱」を改正し、補助対象事業から受託事業を除くことを明記するとともに、令和 3 年度の補助金等交付申請書では「東扇島防災浮棧橋利用協議会の事務局」に係る業務を除いています。

今後、補助対象事業と他の受託事業の人件費が重複する事案が発生しないよう、補助金等交付申請書及び補助事業実績報告書の提出時に川崎港振興協会における当該年

度の受託事業に関する資料の提出を求めるなどして、重複がないことを確認します。
また、令和4年12月に当該資料の提出を求める根拠規定を「公益社団法人川崎港振興協会補助金等交付要綱」に追加する改正を行いました。

なお、補助額については、予算の範囲内での交付となっており、申請額と補助額に差があることから、実質的に二重払いは生じていません。

I 港湾局 I-2 歳出 4. 港湾振興事業

【指摘8】 役員人件費に対する補助の取扱いの明確化について

〔指摘の要旨〕

振興協会補助金が補助の対象としている人件費には役員の人件費が含まれている。
役員の人件費については、役員報酬支給額及びその他の人件費全額ではなく、按分をした額を補助対象としている。

役員は、補助対象事業を担当すると決められていたとしても、法人の運営全般に責任を負うものであるから、その人件費全額を補助対象とすることは適切ではなく、補助対象を一定割合にとどめておく必要がある。

しかし、役員人件費に対する補助について、補助割合もしくは補助対象額の算定方法が交付要綱に定められていない。現状では振興協会が計算した金額を補助対象としているが、補助割合もしくは補助対象額の算定方法を交付要綱に明記し、その取扱いを明確化しておく必要がある。

〔措置の内容〕

振興協会補助金が補助の対象としている人件費には川崎港振興協会全体の事業を総括する役員と事務局長の人件費が含まれており、現状、当該人件費については、川崎港振興協会の事業全体の中の補助対象事業の割合で按分をした額を補助対象としています。

現在の運用を担保するために、令和4年12月に川崎港振興協会全体の業務を統括している役員等の人件費の算定方法を「公益社団法人川崎港振興協会補助金等交付要綱」に明記する改正を行いました。

I 港湾局 I-2 歳出 9. 港湾振興会館管理運営事業

【指摘9】 補助事業と指定管理事業の区分の明確化について

〔指摘の要旨〕

指定管理者である公益社団法人川崎港振興協会（以下、「振興協会」という。）は昭和62年6月に川崎港振興協会として設立され、その後平成3年12月に社団法人化、更には、平成24年4月に神奈川県知事より公益法人として認定された法人である。設立趣意書によれば、「今日、実に工業港湾から総合港湾へと衣替えを行わんとする時に当り、川崎港振興という共通の目的に向かって、会員相互の連絡と親睦を図るべく推進機関として本協会を設立せんとするものであります。」とされ、その沿革からも、設立時から川崎港の振興発展に寄与してきたことがわかる。

市では、振興協会の実施事業に対して補助金を支給している。補助金の支給は公益社団法人川崎港振興協会補助金等交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づいて

行われ、交付要綱には補助事業や交付目的について規定されている。

また、指定管理業務の基本仕様書及び川崎市港湾振興会館条例には指定管理業務の範囲について記載されている。

補助金の交付要綱では、指定管理事業は補助金交付事業から除くとされているが、補助事業と指定管理事業には多くの共通事業がある。特に、市民が港に親しむための行事を開催することや港湾及び海事についての知識の普及を図ることについては、共通の事業と思われる。

この点について市は、補助対象事業と指定管理事業は明確に区分しているとのことであるが、令和2年度の、指定管理者の事業報告である「川崎市港湾振興会館及び東扇島中央公園指定管理報告書」と補助事業の事業報告である「補助事業報告書」を比較すると共通点が見られる。

補助金の交付要綱第2条で指定管理事業は補助対象から除くとされているが、補助事業と指定管理事業の区別がなされていないように見受けられる。市によると、補助事業と指定管理事業の役割は分担されており、適切に区分されているとのことであるが、表28の記載内容からは、違いが明確ではない。

また、公益法人である指定管理者が公表する正味財産増減計算書内訳表には、公益事業として「市民と港を結ぶ事業」としての増減が計算されており、その経常増減の部には経常収益として「指定管理事業収入」(179,352千円)と「補助金収入」(13,257千円)が計上されている。すなわち、指定管理者においても、指定管理事業と補助事業は1つの「市民と港を結ぶ事業」とする公益事業として認識し事業を行っていることがわかる。

市は、指定管理事業に補助金が充当されているといった疑念を招くことがないように、補助事業報告書及び指定管理報告書において、補助事業と指定管理事業の役割を踏まえた記載を指導するとともに、補助事業と指定管理事業の区分を明確にする必要がある。

〔措置の内容〕

指定管理事業に補助金が充当されているといった疑念を招くことがないように、補助金交付所管課と指定管理者所管課が連携して、当該団体における補助事業と指定管理事業の区分について再確認を行い、令和3年度以降の補助事業報告書及び指定管理報告書における記載について、それぞれの役割を踏まえたものとなるよう指導し、その後提出された令和3年度補助事業報告書及び指定管理報告書について、指導した内容が反映されたものとなっていることを確認しました。

I 港湾局 I-2 歳出 9. 港湾振興会館管理運営事業

【指摘10】備品管理方法の改善検討について

〔指摘の要旨〕

指定管理施設には、建物内にある会議室、展望台、体育館のほか、屋外にあるテニスコート、ビーチバレーコート等があり施設運営用の多数の物品が使用されている。物品には市所有物品と指定管理者の物品があり、指定管理者の物品は指定管理者が自ら所有する備品を使用する場合と指定管理料等により購入する備品に分けられる。

監査の実施にあたって、市所有物品の台帳を入手し、13件の備品についてその実在性や管理状況を確認したところ、以下の問題点が発見された。

- ① 屋外にある倉庫やビーチバレーネット等や体育館のバスケットゴールについては物品シールの貼付が行われていなかった。
- ② スモークスタンドが9個あるが、2個だけ使用されており他の7個は倉庫の奥に保管され、今後の利用見込みも乏しい。
- ③ 自動券売機が2台保管されていたが、共に現在は使用しておらず、倉庫の奥に保管されている。

指定管理業務の基本仕様書では、市所有物品については、数量・価格・使用場所・使用状況等を把握し、台帳等によりこれを適正に管理しなければならないとされている。

①については、台帳等の記載はあるものの、物品シールがないので台帳と現物の一致を確認することはできない。外で使用されている物品やシールが剥がれやすい物品については、シールの貼付場所や物品の写真を撮る等を行い、台帳とは別の一覧表で管理する等の対応が考えられる。

また、基本仕様書には、使用されなくなった物品や、機能的に価値がなくなった物品についての取扱いは記載されていないが、②や③については使用見込がないものであるため、施設内の保管場所を有効に清潔に利用するためには処分が望ましい。市の廃棄手続に従い、早期の対応が望まれる。

また、指定管理者の物品について、一覧表を入手して閲覧した。基本仕様書には、指定管理料等により購入した物品については、概ね1個・式あたり2万円以上のものが管理対象とされているが、2万円未満の備品が多数計上されていた。管理コストの削減の観点からは、2万円未満の物品については管理対象から外すなどの対応が考えられる。

以上のことから、市は指定管理者と協議を行い、備品管理方法について改善検討する必要がある。

〔措置の内容〕

指定管理者に対し、市所有品については台帳と備品の確認を進めるとともに、今後の使用が見込めない物品がある場合はその旨を申し出るよう指導しました。

また、指定管理者が購入した物品については、「購入備品管理簿」に記載されている2万円以下物品を除外するよう指導し、改善を確認しました。

I 港湾局 I-2 歳出 12. 川崎港海底トンネル維持管理事業

【指摘11】委託業務の履行管理の徹底について

〔指摘の要旨〕

本事業で実施されている委託事業の中に「海底トンネル監視テレビ及び非常電話設備保守点検業務委託」（以下、「本委託業務」という。）がある。

本委託業務は契約期間内に業務が履行されていないことが確認されたため、令和3

年 5 月 になり契約を解除するに至った。なお、最終的には、契約金額の 10 分の 1 に相当する損害賠償金を受託者が市に納付している。

業務が不履行となった原因は、受託者側の失念ということが大きいですが、本委託業務の仕様書には、下記のとおり受託者と市は連絡を取り合いながら業務を実施していくことが明記されている。

他方、市は契約期間終了間際の令和 3 年 3 月 16 日になって、受託者に業務の履行状況を確認しており、そこで初めて業務の不履行を知ることとなった。

これについては、トンネル監視テレビ等の設備にかかるリニューアル工事が並行して実施されていたことから、市の担当者が気づくのが遅れたためであるが、市がもう少し早く業務の状況を確認していれば、このような事態にならなかったことは明白である。

今後、委託業務については、連絡を定期的にするように受託者に対して指導するとともに、市においても時間的に余裕をもって業務の管理を行うなどして、委託業務の履行管理を徹底する必要がある。

〔措置の内容〕

委託業務の履行管理については、令和 3 年 5 月から委託業務進捗状況確認表を新たに作成し、課内に掲示及び確認チェックを行うと共に、毎月実施する「設備課管理者会議」にて、業務執行スケジュールの進捗状況を詳細に報告を行っています。また、業務契約時には、必ず担当及び担当係長を同席させ受託者と業務内容の確認のほか実施スケジュールに関し打合せを行うなど業務履行管理の強化を図りました。

今後、受託者との打合せや毎月の進捗状況確認を行いながら、業務の失念・見落としなどの防止対策に努め、履行管理の徹底に努めてまいります。

I 港湾局 I-3 財務分析 1. 財政収支状況報告

【指摘 12】集計範囲の誤りについて

〔指摘の要旨〕

市は、財政収支状況報告を作成するにあたり、エクセルファイルを用いて発生した費用の集計や按分などの計算作業を行っている。当該エクセルファイルにおける計算作業について、その使用状況を確認したところ、SUM 関数の使用において、集計範囲を誤っている項目が発見された。

当該項目に関しては、令和元年度において、セルの数値が 0 であることなどから集計した結果に影響を与えないため、財政収支状況報告への影響はない。しかし、今後 0 以外の数値が入力された場合には、SUM 関数によって誤って算定された結果が財政収支状況報告に影響するため、SUM 関数の集計する範囲について修正する必要がある。

〔措置の内容〕

財政収支状況報告の作成に当たり使用しているエクセルファイルについては、指摘に従い、SUM 関数の集計する範囲を修正しました。

令和3年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況

I 港湾局 I-1 歳入 1. ふ頭用地使用料

【意見1】使用料・手数料の見直しについて

〔意見の要旨〕

市は施設・サービスを利用する者としなない者との負担の公平性・公正性を確保する観点から平成26年7月に「使用料・手数料の設定基準」を策定し、同基準の考え方に基づき、平成29年4月に全庁的な使用料・手数料の見直しを実施した。上記基準においては、概ね4年ごとに原価計算に基づき使用料・手数料の見直しを行うこととしており、次回の見直しは、令和3年4月に実施予定としていた。港湾局は全庁的な使用料・手数料の見直しの対象外であったが、全庁的な見直しと合わせて、より適切な使用料の設定のための見直しを図る予定であった。

しかし、市財政局では令和2年7月に新型コロナウイルス感染症に伴う社会経済状況の変化による市民生活への影響を踏まえ、令和3年4月に予定していた使用料・手数料の見直しを延期することとし、令和3年10月現在でも、この状況下における市民生活への影響を踏まえ、使用料・手数料の見直しの延期は継続している。全庁的な使用料・手数料の見直しの延期により、平成29年度包括外部監査の意見に対する措置として予定していた港湾局の使用料・手数料の見直しも延期している。

港湾局の使用料・手数料の設定方針は、長期間、更新が行われておらず、2級荷さばき地使用料（一般利用）にいたっては平成4年4月改定時から更新されていなかった。

港湾局の使用料について、令和元年度のコスト算定項目と収入項目を並べ、公費負担額及び受益者負担率を算定した結果をまとめた一覧表では、現状の使用料収入よりもコストが上回る施設は14件中11件であった。受益者負担率が50%未満の施設も、船舶給水設備1.9%、船客待合所8.7%、駐車施設11.0%、港湾環境整備施設14.0%、係船岸壁・栈橋・物揚場29.4%、荷役機械（ガントリークレーン・トランスファークレーン）46.6%と6施設あった。

このように、港湾施設に係る使用料・手数料について、長期間、見直しがなされておらず、現在の受益者負担率が著しく低い施設もあることから、より適切な使用料・手数料の設定のための見直しを図る必要がある。

なお、使用料・手数料の設定のための見直しでは、「使用料・手数料の設定基準」に示された「標準的な受益者負担の考え方」にある公共関与の必要性や収益性は、施設全体の性質、法や条例に規定された施設の設置目的に沿って判断することを基本とするため、港湾施設の性質や設置目的を踏まえ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮することも必要である。

〔措置の内容〕

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成26年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他

港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

このうち準拠料金については、ふ頭用地使用料（道路占用料に準拠するもの）は、令和2年12月議会に議案提出及び令和3年4月の改定を行っており、また、港湾環境整備施設のうち都市公園条例に準拠するものは、今回の全庁的な見直しに伴い、都市公園条例と同時期に議案を提出し、令和5年4月から改定した料金となります。

I 港湾局 I-1 歳入 2. 荷さばき地使用料

【意見2】使用料の見直しについて

〔意見の要旨〕

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は当使用料にも該当する。

荷さばき地使用料の受益者負担割合は51.9%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、2級荷さばき地使用料（一般利用）については平成4年4月、1級荷さばき地使用料（一般利用・専用利用）・2級荷さばき地使用料（専用利用）については平成8年4月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

〔措置の内容〕

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成26年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

I 港湾局 I-1 歳入 2. 荷さばき地使用料

【意見3】港湾情報システムによる電子申請の促進について

〔意見の要旨〕

市の港湾情報システムは、港湾局における各種施設の利用実績等を管理するほか、利用料等を自動計算し徴収事務までを一括で処理できるよう職員の業務支援を目的とした電算処理システムである。

この港湾情報システムでは、荷さばき地使用許可申請についても、電子申請を行うことができる機能がある。しかし、一般利用の荷さばき地使用許可申請について、港湾情報システムで電子申請された実績はない。商慣習でFAXにより申請書を提出する文化が残っているとのものであり、全てFAXによる使用許可申請となっている。その

使用許可申請に対する受理・許可も受領押印後、FAX で返信している。

一般利用の荷さばき地使用許可申請件数は令和2年度実績で2,079件と非常に多く、FAX での申請の場合、申請書に基づいて申請内容を職員が港湾情報システムに入力し、受理・許可の伝達も受領押印後、FAX で返信しており、非効率な業務の進め方である。また、荷さばき地使用許可申請書の使用面積の数字に誤りがあり、港湾情報システムに入力した職員が正しい使用面積に訂正したうえで、受領押印後、FAX で返信した荷さばき地使用許可申請書も散見された。

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークが推奨されている中、業務を効率的に進めるためには、一般利用の荷さばき地使用許可申請を電子申請で行うように促す必要がある。

荷さばき地使用許可申請についても、港湾情報システムからの電子申請の存在を申請者に十分な周知を図り、今後は、荷さばき地使用許可申請について、原則、港湾情報システムによる申請のみとすることも検討する必要がある。

〔措置の内容〕

令和4年12月現在、国土交通省の主導で港湾関係手続における電子申請の見直し作業が全国規模で行われていることから、その動向を見極めながら、一般荷さばき地に関して、電子申請が可能であることを改めて事業者にも周知することとしています。また、上記周知に先立ち、簡易に申請を行うことができるLOGOフォームを活用した電子申請による受付を令和4年8月25日から開始し、事業者が電子上での申請及び完了届が完結できるようにしています。

I 港湾局 I-1 歳入 2. 荷さばき地使用料

【意見4】川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱（荷さばき地）の改定検討について

〔意見の要旨〕

川崎港では千鳥町ふ頭の活性化を図るため、千鳥町の荷さばき地や上屋を利用する者の費用負担を軽減することにより、川崎港へ新たな貨物（コンテナ貨物含む。）を誘致することを目的として、川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱（以下、「要綱」という。）を施行している。減額の内容は、表4のとおりである。

要綱において、上屋及び千鳥町ふ頭の荷さばき地の利用許可申請とあわせて千鳥町ふ頭荷さばき地等使用料減額申請書（以下、「減額申請書」という。）を提出することを求めている。

しかし、千鳥町地区荷さばき地利用許可申請書・完了届（一般分）の簿冊を閲覧したところ、使用許可申請書と減額申請書を同日に提出していない申請書が大半であった。

表4のとおり、減額の条件として、「川崎港の公共ふ頭の係留施設を經由して輸出、輸入、移出又は移入する貨物の重量が2分の1以上である場合」に使用料の減額を行うものであるが、申請時には川崎港で取り扱う貨物の重量が2分の1以上であるか不明な場合がある。この場合には、荷さばき地での作業完了日間近や全ての作業完了後に減額申請書を提出している案件が大半であった。

川崎市港湾施設条例施行規則は、原則として利用許可申請と同時に減額申請しなければならないと定めている。しかし、千鳥町の荷さばき地の減額条件と利用実態を考慮すると利用許可申請と同時に減額申請を行うことは困難な面がある。

したがって、要綱第6条に定める減額申請書の提出時期について、荷さばき地の利用実態に沿った要綱の改定を検討する必要がある。

〔措置の内容〕

「川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱」は、令和4年3月31日で有効期限を迎えましたが、検討の結果、令和4年9月30日まで延長することといたしました。その際、一般荷さばき地については、利用実態に即した減額申請となるように要綱の一部を改正しました。

I 港湾局 I-1 歳入 3. 岸壁・物揚場使用料

【意見5】使用料の見直しについて

〔意見の要旨〕

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は当使用料にも該当する。

岸壁・物揚場使用料の受益者負担割合は29.4%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、岸壁・物揚場使用料は、「船舶」については平成9年5月、「貨物」については平成5年5月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

〔措置の内容〕

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成26年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準抛料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

I 港湾局 I-1 歳入 3. 岸壁・物揚場使用料

【意見6】収入未済額の回収について

〔意見の要旨〕

平成30年8月分（8月8日から11日まで許可）に対しての岸壁・物揚場使用料について、15,286円の未納分があった。申請者であった未納者に対して、平成30年10月15日に督促状を、平成31年4月1日、令和2年4月14日、令和2年12月17日、令和3年6月10日に催告書の送付を行い、入金を求めている。しかし、当該未納者からの回答はなく、入金されていない状況が続いている。

未納額は少額ではあるものの、引き続き、未納分の回収を図る必要がある。

〔措置の内容〕

平成 30 年 8 月分の岸壁・物揚場使用料未納分 15,286 円について、令和 3 年 12 月 15 日付、令和 4 年 6 月 13 日付及び同年 12 月 13 日付で申請者であった未納者に対し催告状を送り、納付を求めました。引き続き未納分の回収を図るよう努めていきます。

I 港湾局 I-1 歳入 4. 船舶給水設備使用料

【意見 7】使用料の見直しについて

〔意見の要旨〕

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当使用料にも該当する。

船舶給水設備使用料の受益者負担割合は 1.9%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、船舶給水設備使用料は、直接給水（自動給水器によるものに限る。）については昭和 60 年 5 月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

〔措置の内容〕

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

I 港湾局 I-1 歳入 5. 船客待合所使用料

【意見 8】使用料の見直しについて

〔意見の要旨〕

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当使用料にも該当する。

船客待合所使用料の受益者負担割合は 8.7%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、船客待合所使用料は、平成 4 年 10 月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

〔措置の内容〕

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用

料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

I 港湾局 I-1 歳入 6. 小型油槽船係留施設使用料

【意見 9】使用料の見直しについて

〔意見の要旨〕

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当使用料にも該当する。

小型油槽船係留施設使用料の受益者負担割合は 62.7%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、小型油槽船係留施設使用料は、昭和 63 年 12 月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

〔措置の内容〕

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

I 港湾局 I-1 歳入 7. 水域占用料

【意見 10】使用料の見直しについて

〔意見の要旨〕

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当使用料にも該当する。

水域占用料は、平成 4 年 10 月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

水域占用料は、コストよりも受益者負担分が上回っているが、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

〔措置の内容〕

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾

局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

令和4年には、全庁的な見直しに伴い、1月未満の占用に係る水域占用料についての消費税相当分の料金改定等を行い、令和5年4月から改定した料金となります。

I 港湾局 I-1 歳入 8. 入港料

【意見11】使用料の見直しについて

〔意見の要旨〕

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は当使用料にも該当する。

入港料は、昭和60年5月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

入港料は、コストよりも受益者負担分が上回っているが、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

〔措置の内容〕

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成26年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

I 港湾局 I-1 歳入 8. 入港料

【意見12】港湾情報システムの登録項目の網羅性確保について

〔意見の要旨〕

港湾情報システムの入出港届登録において、入港料が不徴収となっている船舶の中で、不徴収理由欄の入力がなく、不徴収理由が明確でない入港が1件あった。

その船舶は、川崎市入港料条例施行規則6条1項1号「暴風雨その他の災害により避難勧告を受け川崎港外に避難し、再入港した船舶」に該当したことによるものであった。しかし、港湾情報システム上、不徴収理由にこれに該当する項目が登録されていなかったため、不徴収理由が空欄のままであった。

川崎市入港料条例及び同施行規則において、入港料を徴収しない要件が多数存在しているが、これらの不徴収理由について、網羅的に港湾情報システムに登録する必要がある。

なお、今回の包括外部監査により市は、港湾情報システムの当該部分の改修を終了

している。

〔措置の内容〕

入港料の不徴収については条例・規則で要件が定められており、港湾情報システムで入力を行うこととしていますが、システム上の入力欄に該当項目が登録されていませんでした。そのため、令和3年9月にシステムの改修を行い、不徴収理由を選択できるようにしました。

I 港湾局 I-1 歳入 9. 駐車施設使用料

【意見13】使用料の見直しについて

〔意見の要旨〕

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は当使用料にも該当する。

駐車施設使用料の受益者負担割合は11.0%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、駐車施設使用料は、平成20年5月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

〔措置の内容〕

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成26年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

I 港湾局 I-1 歳入 10. 倉庫用地使用料

【意見14】使用料の見直しについて

〔意見の要旨〕

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は当使用料にも該当する。

倉庫用地使用料の受益者負担割合は70.7%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、倉庫用地使用料は、平成4年10月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

〔措置の内容〕

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成26年に財政局が策定した「使用

料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

I 港湾局 I-1 歳入 11. 港湾環境整備施設使用料

【意見 15】使用料の見直しについて

〔意見の要旨〕

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当使用料にも該当する。

港湾環境整備施設使用料の受益者負担割合は 14.0%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、港湾環境整備施設使用料は、平成 20 年 5 月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

〔措置の内容〕

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

令和 4 年には、全庁的な見直しに伴い、港湾環境整備施設の料金の見直しを行い、一部の料金について、令和 5 年 4 月から改定した料金となります。

I 港湾局 I-1 歳入 12. 船舶給水設備手数料

【意見 16】手数料の見直しについて

〔意見の要旨〕

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当手数料にも該当する。

船舶給水設備手数料の受益者負担割合は 1.9%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、船舶給水設備手数料は、平成 13 年 10 月に現行手数料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、手数料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な手数料の設定のための見直しを図る必要がある。

〔措置の内容〕

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

I 港湾局 I-1 歳入 13. 上屋使用料

【意見 17】使用料の見直しについて

〔意見の要旨〕

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当使用料にも該当する。

上屋使用料は、平成 4 年 10 月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

上屋使用料は、コストよりも受益者負担分が上回っているが、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

〔措置の内容〕

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

I 港湾局 I-1 歳入 13. 上屋使用料

【意見 18】上屋使用許可の港湾情報システムによる電子申請の促進について

〔意見の要旨〕

港湾情報システムは、港湾局における各種施設の利用実績等を管理するほか、利用料等を自動計算し徴収事務までを一括で処理できるよう職員の業務支援を目的とした電算処理システムである。

この港湾情報システムでは、上屋使用許可申請についても、電子申請を行うことができる機能がある。しかし、上屋使用許可申請について、港湾情報システムで電子申請された実績はない。商慣習で FAX による申請書の提出する文化が残っているとのことであり、全て FAX による使用許可申請となっている。その使用許可申請に対する受理・許可も受領押印後、FAX で返信している。

上屋使用許可申請件数は多く、FAX での申請の場合、申請書に基づいて申請内容を

職員が港湾情報システムに入力し、受理・許可の伝達も受領押印後、FAX で返信しており、非効率な業務の進め方である。

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークが推奨されている中、業務を効率的に進めるためには、上屋使用許可申請を電子申請で行うよう促す必要がある。また電子申請が促進され、利用者に電子申請が浸透すれば、【指摘 5】のような減額申請書の提出の有無の齟齬はなくなり、手続の安全性の確保に資するものとなる。

上屋使用許可申請についても、港湾情報システムからの電子申請の存在を申請者に十分な周知を図り、今後は、上屋使用許可申請について、原則、港湾情報システムによる申請のみとすることも検討する必要がある。

〔措置の内容〕

令和 4 年 12 月現在、国土交通省の主導で港湾関係手続における電子申請の見直し作業が全国規模で行われていることから、その動向を見極めながら、上屋に関して、電子申請が可能であることを改めて事業者にも周知することとしています。また、上記周知に先立ち、簡易に申請を行うことができる L O G O フォームを活用した電子申請による受付を令和 4 年 8 月 25 日から開始し、事業者が電子上での申請及び完了届が完結できるようにしています。

I 港湾局 I-1 歳入 13. 上屋使用料

【意見 19】川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱（上屋）の改定検討について

〔意見の要旨〕

要綱において、上屋及び千鳥町ふ頭の荷さばき地の利用許可申請とあわせて「千鳥町ふ頭荷さばき地等使用料減額申請書」を提出することを求めている。

上屋使用許可申請書・完了届の簿冊を閲覧したところ、上屋使用許可申請書と減額申請書を同日に提出していない申請書が大半であった。

減額の条件として、「川崎港の公共ふ頭の係留施設を経由して輸出、輸入、移出又は移入する貨物の重量が2分の1以上である場合」に使用料の減額を行うものであるが、利用許可申請時には川崎港で取り扱う貨物の重量が2分の1以上であるかが不明な場合がある。さらに上屋使用料の減免は利用開始から31日以後の使用料に限られており、利用許可申請時に31日以上期間を利用することが確定していなければ、利用許可申請時に減額申請書をあわせて提出することができない。このため、利用許可申請の後、作業を進めていく中で減額申請書を提出している案件が大半であった。

川崎市港湾施設条例施行規則は、原則として、利用許可申請と同時に減額申請しなければならないと定めている。しかし、上屋の利用実態を考慮すると利用許可申請と同時に減額申請を行うことは困難である。

したがって、減額申請書の提出時期について、上屋の利用実態に沿った要綱の改定を検討する必要がある。

〔措置の内容〕

「川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱」は、令和 4 年 3 月 31 日で有効期限を迎えましたが、検討の結果、令和 4 年 9 月 30 日まで延長するこ

といたしました。その際、上屋については、利用実態に即した減額申請となるように要綱の一部を改正しました。

I 港湾局 I-1 歳入 14. 荷役機械置場使用料

【意見 20】使用料の見直しについて

〔意見の要旨〕

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当使用料にも該当する。

荷役機械置場使用料の受益者負担割合は 61.8%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、荷役機械置場使用料は、平成 4 年 10 月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

〔措置の内容〕

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準抛料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

I 港湾局 I-1 歳入 15. シャーシ置場使用料

【意見 21】使用料の見直しについて

〔意見の要旨〕

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当使用料にも該当する。

シャーシ置場使用料の受益者負担割合は 62.2%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、シャーシ置場使用料は、平成 20 年 5 月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

〔措置の内容〕

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準抛料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを

行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。令和4年には川崎港コンテナターミナル隣接地へのシャーシー置場の整備に併せて見直しを行い、令和5年4月から改訂した料金となります。

I 港湾局 I-1 歳入 16. 指定管理納付金

【意見22】利用料金の見直しについて

〔意見の要旨〕

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は川崎港コンテナターミナル関連施設の指定管理者が利用料として徴収するガントリークレーン利用料及びトランスファークレーン利用料にも該当する。

ガントリークレーン利用料及びトランスファークレーン利用料の受益者負担割合は46.6%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、ガントリークレーン利用料については平成8年4月、トランスファークレーン利用料については平成16年10月に現行利用料金となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、利用料金の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な利用料金の設定のための見直しを図る必要がある。

〔措置の内容〕

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成26年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

I 港湾局 I-1 歳入 17. かわさきファズに対する貸付金

【意見23】かわさきファズに対する貸付金の管理について

〔意見の要旨〕

かわさきファズに対する貸付金は、平成15年7月23日の貸し付け以降、元本弁済は行われていない。平成25年3月26日に金銭消費貸借契約の一部変更契約を締結し、表5のとおり、第1回の弁済を令和10年9月30日とし、令和13年2月28日に完済する予定となっている。

市では、出資法人の「効率化・経営健全化」だけでなく、「活用との両立」を図るため、経営改善及び連携・活用に関する指針に基づき新たな経営改善計画として、川崎市総合計画・第2期実施計画期間（平成30～平成33（令和3）年度）と連動させた「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定している。

かわさきファズの「経営改善及び連携・活用に関する方針（平成30（2018）年度～

平成 33 (2021) 年度)」では、経営健全化に向けた事業計画として、平成 33 (2021) 年度に繰越欠損金の解消を目標値としていたが、令和元 (2019) 年度で繰越欠損金が解消され、目標値を 2 年前倒しで達成した。

現在、金融機関に毎年 1,173 百万円を約定返済している中、直近では 2 期連続で現金預金が増加しており、令和 3 年 3 月 31 日現在で現金預金 2,589 百万円を保有している。しかし、今後、老朽化した施設の計画的な設備更新に取り組む必要もあり、多くの資金を要することになり、会社の資金繰りについて、引き続き注視する必要がある。

したがって、かわさきファズの財政状態、経営状況を把握し、今後の老朽化した施設の設定備更新に関する資金繰りについても適宜、情報交換を行いながら、かわさきファズに対する貸付金の回収について、再度、リスケジュールリングすることにならないように適切にモニタリングを行い、回収可能性に懸念が生じることがないように、適切な債権管理を行う必要がある。

〔措置の内容〕

かわさきファズ株式会社においては、高いテナント入居率を維持しながら適切に事業運営を行うことで、安定した経営基盤を確立しています。

本市としては、金融機関への約定返済の状況、財政状況、経営状況などの確認を行うなど、適切な債権管理に努めています。

今後につきましても、取締役会及び株主総会での経営状況報告や、「経営改善及び連携・活用に関する方針」に基づき設定した指針の達成状況等を注視し、また今後見込まれる施設の修繕に関してはヒアリングによる情報交換を行うことで、かわさきファズ株式会社の経営状況を把握しながら、確実な貸付金の回収に向けて、懸念が生じないように、引き続き適切な債権管理に努めていきます。

I 港湾局 I-2 歳出 1. 局の庶務事務 (港湾)

【意見 24】令和 2 年度建設資材等価格調査委託の委託料内訳の明確化について

〔意見の要旨〕

本委託は、港湾局が発注する工事の積算に使用する建設資材及び工事費の令和 2 年度の市場取引価格 (実勢価格) を調査するものである。指名競争入札により受託者を選定しており、令和 2 年 4 月 1 日に太洋エンジニアリング株式会社東京支社と契約金額 1,260,600 円で委託契約を締結している。

なお、確実に調査が遂行可能である事業者との契約を行うために、完工実績がある事業者を入札条件としたところ、令和 2 年度時点でこの条件を満たし、川崎市に業者登録を行っている事業者は 6 者であった。そのため、地方自治法施行令第 167 条第 2 号に定める「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約」に該当するとして、指名競争入札によっている。

委託設計書によると、当該委託は、表 7 のとおり工種 (小分類) において資材区分及び工事費区分が設定されており、各区分の形状寸法、数量、単価が設計されている (各区分の内容は表 8 参照)。

しかし、契約書及び仕様書において、各区分の数量及び単価は記載されておらず、契約金額 1,260,600 円の内訳が明らかではない。また、令和 3 年 3 月 26 日に変更契約により 2,921,600 円増額し、契約金額が 4,182,200 円となっているが、その内訳も明らかではない。

変更委託設計書によると、各区分の数量、単価は表 9 のとおり設計されており、変更理由について「今年度の依頼実績に伴い、契約内容を変更するものである。」としている。また、仕様書によると、「具体的な調査対象品目及び調査品目数量については発注者がその都度指定したものとす。」との規定がある。このように本委託は、あらかじめ数量を確定することができない性質となっている。

一般に、あらかじめ数量を確定できないものについては、単価を定め、予定数量を推定しておき、契約期間終了後、実際の数量を乗じて得た金額を代価として支払う単価契約が用いられる。

本委託はあらかじめ数量を確定できないものであり、実質的には単価契約に該当すると考えられる。そのような現状を踏まえ、本委託については、資材区分及び工事費区分ごとに契約単価を定めておくとともに、変更契約にあたっては、当該契約単価に基づき変更額を算出することにより、契約金額の内訳を明確にしておく必要がある。

〔措置の内容〕

建設資材等価格調査委託の委託料内訳の明確化については、令和 4 年度建設資材等価格調査委託より、単価契約を行うこととし、令和 4 年 4 月 1 日付で契約を締結しました。単価契約を行うことにより、資材区分及び工事費区分ごとに契約単価を定めることになるため、数量変更に伴う契約金額の内訳についても明確となります。

I 港湾局 I-2 歳出 2. ポートセールス事業

【意見 25】令和 2 年度コンテナ輸送効率化関連調査等委託報告書の活用について

〔意見の要旨〕

令和 2 年度コンテナ輸送効率化関連調査等委託は、平成 30 年度のコンテナ輸送効率化実証実験を踏まえ、現在実施している試験運用データの分析や関係者のニーズ把握などを行いながら、川崎港利用の活性化につながる東扇島に最適なストックヤードのあり方及びその運営手法の検討、並びに整備及び運営に係る詳細なコスト計算などを行い、種々の条件が整った際にスムーズに実運用に移行できるよう、必要な準備を行うことを目的として実施するものである。

令和 2 年度コンテナ輸送効率化関連調査等委託報告書（以下、「報告書」という。）では、ストックヤードの整備について表 10 に示す内容を提案している。

このとおり、東扇島地区東側に、繁忙期に必要となる駐車台数として 80 台（約 1.0ha）の利用規模が提案されている。また、仕様書に基づき、詳細なイニシャルコスト及びランニングコストを計算しているが、このコスト計算も当該利用規模を前提としている。

しかし、実際に、東扇島地区東側に約 1.0ha の土地を確保することは困難である。つまり、報告書に記載されているコスト計算の方法は、利用規模が下回るストックヤードを整備する場合には、そのまま適用できない可能性がある。

この点、市は受託者から、利用規模に応じたコスト計算方法について、参考報告を受けているとのことであった。本来であれば、利用規模に応じたコスト計算が可能な仕組みが報告書で提案されている必要があったと考える。

報告書の提案内容を活用するためには、市はあらかじめ、利用規模に応じたコスト計算が可能な仕組みを提案するよう、仕様書で明示しておく必要があったといえる。

ただし、報告書では、仕様書に基づき、川崎港に最適なストックヤードのあり方（運営主体、運用方法、事業者間の協力体制等）も提案されていることから、報告書の提案内容を全く活用できないわけではない。

ストックヤードについて市は、小規模な施設での対応を検討しているとのことである。また、国土交通省関東地方整備局が創設した横浜港シェアリングエコノミー研究会が、コンテナターミナル周辺の交通混雑やドライバー不足への対応策として、平成30年度から実施しているシャーシ共同利用化実証実験の結果なども注視しているとのことである。

なお、シャーシとは、海上コンテナや鉄道コンテナを陸上輸送する際に積載する車輪付きの台車を指し、シャーシ共同利用化実証実験とは、シャーシ及びシャーシプールの複数の陸運事業者で共同利用することで、シャーシの走行距離の削減・ふ頭内の混雑軽減、保有シャーシの削減によるコスト削減、メンテナンスの平準化・安全性の向上、ドライバー等の業務の軽減等の効率的なシャーシ運用に取組み、生産性の向上を図ることを目的としたものである。

以上より、現状では、報告書の提出を受けて速やかにストックヤードの整備を進める状況ではないが、事業を進める際には、報告書の内容が最大限に活かされるよう対応を図っていく必要がある。

〔措置の内容〕

令和2年度コンテナ輸送効率化関連調査等委託報告書にて、川崎港における最適なストックヤードのあり方について提案され、設置・運営にかかるコスト計算では、規模に応じた計算方法について参考報告を受けており、本格運用に当たり必要な要件や、事業者のニーズ等、調査結果を最大限に活かしながら、本格運用に向けた検討を進めています。

今後においても、様々なケースを想定し、幅広く活用できる情報の取得に努めることで、課題や状況変化等に対応しながら、ストックヤード整備を進める際には、報告書の内容を最大限活かせるよう、努めていきます。

I 港湾局 I-2 歳出 2. ポートセールス事業

【意見 26】川崎港戦略港湾推進協議会負担金の明確化について

〔意見の要旨〕

川崎港戦略港湾推進協議会負担金は、国際戦略港湾「京浜港」の一翼を担う川崎港のコンテナ利用の一層の拡大を図るため、官民一体となって課題や方策を検討し、コンテナ貨物集荷とサービス水準の向上を効果的かつ強力に推進することを目的としている川崎港戦略港湾推進協議会（以下、「戦略協議会」という。）への負担金である。市は、平成25年度から令和3年度まで毎年度2,340千円を支出している。

戦略協議会に関しては川崎港戦略港湾推進協議会規約が定められており、同規約により戦略協議会は表 11 の事項を検討、推進するとしている。

戦略協議会には、ポートセールス部会と施設計画部会が設けられている。

ポートセールス部会は表 11 の一の事項を推進するための部会で、施設計画部会は表 11 の二及び三の事項を推進するための部会である。

戦略協議会、ポートセールス部会及び施設計画部会の 3 組織の事務局と、それぞれの構成委員は表 12 のとおりである。

監査対象としている負担金は川崎港戦略港湾推進協議会負担金とされているが、実際にはポートセールス部会の事務局に支払われており、実態はポートセールス部会への負担金となっている。

表 13 は令和 2 年度のポートセールス部会の収支決算書、表 14 は収支決算書に計上されている事業費の内訳を示したものである。このように、本負担金は川崎港戦略港湾推進協議会負担金とされているが、実際はその下部組織であるポートセールス部会の事業に充当されている。

ポートセールス部会の事業報告書の記載内容を見る限りでは、負担金がポートセールス部会の事業に充当されていることに特段の問題は見受けられないが、このような実態を踏まえ、負担金の性格をより明確化するためにも、本負担金は、ポートセールス部会への負担金であることを明確に位置付けておくことが望ましい。

〔措置の内容〕

これまでは、「川崎港戦略港湾推進協議会ポートセールス部会要綱」に負担金の納入に関する規定がありましたが、「川崎港戦略港湾推進協議会規約」にはポートセールス部会の負担金について直接的に定める規定はなく、前身団体である「川崎港ポートセールス事業推進協議会」における負担金をポートセールス部会に引き継がせる規定のみがありました。

負担金の性格をより明確化するため、令和 4 年 3 月に「川崎港戦略港湾推進協議会規約」にポートセールス部会の負担金に関する規定を追加する改正を行いました。

I 港湾局 I-2 歳出 3. 港湾統計・情報システム運営事業

【意見 27】 港湾情報システム運用管理業務委託の見直し検討について

〔意見の要旨〕

本委託における受注者と再委託先の役割分担は表 15 のとおりである。

仕様書では、受注者は、原則として、川崎市港湾振興会館内川崎港港湾情報システム室（マシン室）に常駐することを要請しており、受注者はその業務を再委託している。また、港湾情報システムのデータ管理等に関する対応は再委託先では困難であるとして、開発業者である受注者が対応するとしている。

表 15 を見る限り、受注者と再委託先の役割は明確に区分されており、受注者と再委託先の連携を密にすることを市がそれぞれに要請すれば、受注者を通して再委託先の業務を行う必要性は高くないと考える。

また、再委託先は、受注者と資本的関係や人的関係のない独立した事業者であり、受注者が開発した港湾情報システム以前に市が使用していた港湾情報システムにおい

ても、現在と同様の業務を実施している。そのような状況を踏まえると、再委託先が受注者を通して業務を行うことが、市、受注者及び再委託先それぞれにとって効率的なのか改めて検討する必要がある。

また、現在受注者が行っている業務と再委託先が行っている業務を別契約として、市は受注者と再委託先それぞれと委託契約を締結することで、全体の委託料を引き下げられる可能性もある。

市においては、港湾情報システムの運用管理業務の委託のあり方について、見直しを検討する必要がある。

〔措置の内容〕

本委託の効率的な運用について、市と受注者である三井E&Sシステム技研株式会社とで検討を行い、これまで受注者が直接港湾情報システムに接続することができないため、再委託先として常駐している運用員が作業を行っていましたが、受注者と港湾情報システムのメインサーバとを専用回線で接続することで、受注者は再委託せず業務を行うことができるとの結論に至りました。

令和4年7月に専用回線を敷設し、同年8月より運用員を常駐させない体制となり、再委託を解消しました。これにより、運用員が常駐しなくなることから、委託料を引き下げることができました。

I 港湾局 I-2 歳出 4. 港湾振興事業

【意見28】補助対象事業に係る人件費の取扱いの現状把握について

〔意見の要旨〕

表20に記載した「6.(1)「川崎港戦略港湾推進協議会」ポートセールス部会の活動」は、市もしくは他から別途負担金が支出されているが、ポートセールス部会の令和2年度収支決算書(2.ポートセールス事業表13参照)をみると、令和2年度の支出に人件費は含まれていない。この場合には、ポートセールス部会の活動に伴う人件費に振興協会補助金を充当することに合理性が見受けられる。

このように、振興協会が行う補助対象事業のうち、市もしくはその他与委託契約を締結している事業及び負担金もしくは補助金を別途交付されている事業については、人件費の取扱いが事業ごとに異なっている可能性がある。

したがって、市は、人件費に対する振興協会補助金を見直すにあたり、振興協会が行う補助対象事業のうち、市もしくはその他与委託契約を締結している事業及び負担金もしくは補助金を別途交付されている事業に係る人件費の取扱いについて、現状を把握する必要がある。

〔措置の内容〕

今後、補助対象事業と受託事業、負担金・補助金を別途交付されている事業との人件費の重複が発生しないよう、補助金等交付申請書及び補助事業実績報告書の提出時に川崎港振興協会における当該年度の受託事業に係る資料の提出を求めるとして、重複がないことを確認します。また、令和4年12月に当該資料の提出の根拠規定を「公益社団法人川崎港振興協会補助金等交付要綱」に追加する改正を行いました。

I 港湾局 I-2 歳出 4. 港湾振興事業

【意見 29】補助を行う必要性の検討について

〔意見の要旨〕

神奈川港湾教育訓練協会補助金は、公益社団法人神奈川港湾教育訓練協会（以下、「訓練協会」という。）に対する補助金で、年額 237 千円の補助金を交付している。

本補助については社団法人神奈川港湾教育訓練協会補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）が定められている。

交付要綱では補助金交付対象事業を表 23 のとおりとしている。

訓練協会の令和 2 年度の正味財産増減計算書内訳書によると、当期一般正味財産増減額は 1,429 千円のプラス、正味財産期末残高は 19,616 千円となっており、市の補助金がなくても十分に活動できる財務状況となっている。

したがって、市は、訓練協会の財務状況を踏まえ、市が補助を行う必要性について検討する必要がある。

〔措置の内容〕

訓練協会の財務状況は、令和 2 年度正味財産期末残高は 19,616 千円と補助がなくても十分に活動できる状況となっていますが、この補助金については、川崎市に勤める港湾労働者に対し、職業訓練に関する事業など港湾労働者の技術習得による資質向上を図り、港湾経済の発展に寄与する事業の研修、訓練を実施した費用に対して補助しているものであり、協会全体に対して補助しているものではありません。市が補助を行う必要性について検討しましたが、川崎市に勤める港湾労働者に対するこれらの研修、訓練等の実施が今後も必要であると考えていることから、当該補助金については継続してまいります。

I 港湾局 I-2 歳出 5. 川崎港緑化推進事業

【意見 30】川崎港の魅力向上に向けた基礎調査と緑化推進との関連性について

〔意見の要旨〕

川崎港の魅力向上に向けた基礎調査業務委託は、市民、来訪者、港内従業員等に対する魅力向上という視点から、川崎港の振興施策、緑地整備等に関する現状の把握や、市民のニーズを測るアンケート調査、事業者向けヒアリング調査等を実施し、振興施策における川崎港の将来像や取組内容を示した「(仮称)川崎港の魅力向上に向けた取組方針」策定の基礎となるデータの収集・分析・整理を行うものである。

仕様書では、緑化推進事業に関連すると思われる業務は非常に限られている。具体的には、「(2) 現状の把握分析」に、「川崎港においてこれまで行ってきた緑地活用の実施状況・成果を整理分析すること」と示されているほかは、港湾緑地等への来訪者へのアンケート調査を実施することが要請されているものの、それら以外に緑化推進事業との強い関連性をうかがわせる業務は見受けられない。

本委託は、「(仮称)川崎港の魅力向上に向けた取組方針」策定の基礎となるデータの収集・分析・整理を行うものとしており、当初より緑化推進事業だけを対象とはしていないが、そのことを踏まえても緑化推進事業との関係は希薄と思われる。

本委託の報告書を受け、今後、必要な対応を図っていく際には、緑化推進事業との

関連性も踏まえ、適切な事業の区分により対応する必要がある。

〔措置の内容〕

「川崎港の魅力向上に向けた基本的な考え方」の取りまとめについては、令和4年度から「港湾振興事業」で対応するよう措置を行いました。「川崎港の魅力向上に向けた基礎調査業務委託」の報告を受け、緑化推進事業だけを対象とはせず、広く港湾振興に資するための「川崎港の魅力向上に向けた基本的な考え方」の取りまとめについて、「港湾振興事業」にて対応してまいります。

I 港湾局 I-2 歳出 5. 川崎港緑化推進事業

【意見 31】川崎港の魅力向上に向けた基礎調査結果の有効活用について

〔意見の要旨〕

川崎港の魅力向上に向けた基礎調査業務委託は、「(仮称)川崎港の魅力向上に向けた取組方針」(以下、「取組方針」という。)策定の基礎となるデータの収集・分析・整理を行うものである。

取組方針は、現時点では、「川崎港の魅力向上に向けた基本的な考え方」としてとりまとめることとし、「川崎港長期構想」の人流・交流分野における方針や施策にその考え方を位置づけるべく検討を行っている。

川崎港に関しては表25に記載した計画が進行しており、現時点で市は、表25の計画を取組方針の上位関連計画と位置付けている。取組方針の策定にあたっては、表25の上位関連計画の方針や内容と矛盾することなく、また、同じ内容の繰り返しにならないよう留意する必要がある。

また、令和2年7月21日に市は、本委託の契約相手先とは別の事業者と川崎港長期構想策定基礎資料作成業務委託契約(以下、「基礎資料作成委託」という。)を締結しており、令和3年3月に調査報告書を受領している。

基礎資料作成委託は、現港湾計画改訂以降に発生している川崎港を取り巻く社会情勢の変化や、国内外の海運・物流や港湾情勢などの環境変化等について、主に「物流・産業」、「賑わい」、「環境」、「情報・防災」の4つの視点から整理し、川崎港の将来像の検討に必要な資料の作成を行うものである。港湾計画を主体としているが、「賑わい」などは取組方針との関連性が強い。

市は、令和3年度に川崎港長期構想検討調査委託を発注しており、基礎資料作成委託の受注者が引き続き受注している。取組方針の策定にあたっては、長期構想との対応関係についても留意しておく必要がある。

いずれにしても、川崎港の魅力向上に向けた取組に十分資するよう、川崎港の魅力向上に向けた基礎調査結果を有効活用する必要がある。

〔措置の内容〕

川崎港の魅力向上に向けた基礎調査結果を有効活用し、上位関連計画の方針や内容と矛盾することなく、また、川崎港長期構想との対応関係にも十分留意し、「川崎港の魅力向上に向けた基本的な考え方」をとりまとめ、川崎港の魅力向上に向け取り組んでまいります。

I 港湾局 I-2 歳出 6. 浮島1期地区基盤整備事業

【意見32】本格的土地利用に向けた検討について

〔意見の要旨〕

浮島1期地区では、東日本大震災により発生した放射性物質を含むごみ焼却灰等を保管しているが、この保管灰は、平成30年11月8日付環境委員会資料「下水汚泥焼却灰（保管灰）の処分に向けた取組について」において、平成31年から平成35（令和5）年の5年間で処分するとしている。

また、浮島1期地区は、多摩川トンネルの接続地点に位置していることから、国土交通省管轄の大田区羽田空港から川崎市川崎区浮島の約3.4キロメートルにわたる国道357号多摩川トンネル事業の進捗状況を見ながら整備を進める必要もある。しかし、多摩川トンネルについては、令和2年2月6日には国土交通省関東地方整備局が、作業ヤードの整備等立坑工事にあたり必要となる準備工事に着手することを公表したものの、トンネル本体工事の着手に向けた準備工事に着手した段階であり、事業全体のスケジュールはまだ見えていない。

このような事情もあるため、市は、浮島1期地区の本格的な土地利用や道路、上下水等のインフラ整備が進まない状況にある。そのため、市は、施工可能な箇所から将来地盤高に合わせた嵩上げによる基盤整備を順次行うことで、土地の暫定利用を図ることができることから、現状のまま基盤整備を継続していくとしている。

基本方針では、平成37（令和7）年度までに本格的土地利用に向けた基本計画等の検討・策定・実施を予定しているが、その時期がまもなく迫ってくる。

浮島1期地区は、多摩川トンネルの接続地点に位置し、国道357号の整備によって、一般道路においても羽田空港や東京都臨海部に直結し、さらに交通利便性が高い地域となり、利用価値が高まり、その後の発展が期待できる地域である。しかし、表26に記載したような土地利用上の課題を抱えている。

市は、土地利用上の課題や川崎臨海部を取り巻く環境変化を踏まえ、発展への期待にどのように応えていくか、基本方針等を踏まえ、浮島1期地区の本格的土地利用の促進に向けて、検討を進める必要がある。

〔措置の内容〕

本格的土地利用については、現在、浮島1期地区内の関連する事業進捗を勘案し、土地利用に向けた基盤整備等の検討を行っているところです。

今後につきましては、羽田空港に近接する立地優位性や、浮島ジャンクション及び現在整備が進められている国道357号多摩川トンネルによる交通利便性など、当地区のポテンシャルを活かすとともに、周辺地域の土地利用転換の動向等を踏まえ、魅力的な拠点形成に向けた取り組みを進めていきます。

I 港湾局 I-2 歳出 7. 海岸保全施設維持整備事業

【意見33】年度末における消耗品等の購入について

〔意見の要旨〕

本事業における令和2年度の需用費の内容は表27のとおりである。

表27のとおり、年度末間際の3月以降になってからの消耗品等の購入が少なから

ず見られる。無論、消耗品であるため、次年度において使用すれば良いようにも思われるが、一方で原則論としては、令和3年度に使用するものは令和3年4月以降に購入することが求められる。また、3月になってからの予算消化的な消耗品の購入はおおよそ不要な物品の購入を誘発しかねないので本来は避けるべきである。

今後は、年度末の3月になって需用費の執行を行うのではなく、当該年度内の必要に応じた執行を心がける必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項を課内会議等や当該予算に係る関係各課との打合せ時に周知し、消耗品等の購入に際し、現時点での必要性和購入時期を十分考慮し、計画的な調達を行うよう周知徹底を図りました。今後は、適切な消耗品等の購入に努めてまいります。

I 港湾局 I-2 歳出 8. 千鳥町再整備事業

【意見 34】 港湾台帳の記載内容について

〔意見の要旨〕

港湾管理者は、自らが管理する港湾の情報について港湾台帳を調整する義務を負う（港湾法第49条の2）。また、港湾台帳に記載する事項は、港湾法施行規則第14条に規定されており、様式も同施行規則に第5号様式として定められている。

市においても港湾台帳の整備は行われており、必要な事項が記載されているが、様式に定められた記載項目の中で事業費にかかる項目については、閲覧したサンプルの施設すべてについて記載がなかった。

他方、現在、国では、「港湾の電子化（サイバーポート）」が推進されている。これは、港湾の計画から維持管理までのインフラ情報を連携させることにより、国及び港湾管理者による適切なアセットマネジメントを実現し、適切な維持管理の実施、更新投資の計画策定を可能にすることを目的とするものである。

現行の港湾台帳において、過去の事業費等の記載内容を完全にすることは時間や労力を考えると現実的ではないが、サイバーポートの中で港湾台帳は電子化することが企図されている。今後は、市においても遠くない時期に港湾台帳の電子化を行うことが考えられるため、その際には各施設の建設にかかった事業費の情報についても記録する必要がある。

なお、本意見は「千鳥町再整備事業」について記載しているが、他の整備事業についても同様に当てはまる内容である。繰り返しを避けるため、「千鳥町再整備事業」の項にのみ記載することとする。

〔措置の内容〕

港湾台帳については、サイバーポートの推進による情報の一元化により、登録された情報が維持管理計画の策定等に活用できるようになるなど、情報のより有効な利用、活用が可能になると認識しており、港湾施設に関する情報を有効活用するため、今後、市が整備する港湾施設について、港湾台帳に事業費の記載をしてまいります。

I 港湾局 I-2 歳出 9. 港湾振興会館管理運営事業

【意見 35】 選定評価委員会における質疑内容の改善について

〔意見の要旨〕

川崎市港湾振興会館及び東扇島中公園（以下、「指定管理区域」という。）は平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日を指定期間として第 4 期の指定管理業務を行っている。指定管理者は、公益社団法人川崎港振興協会と株式会社京急アドエンタープライズの共同事業体（以下、「共同事業体」という。）であり、共同事業体としては第 3 期に続き指定管理者となっている。なお、公益社団法人川崎港振興協会は平成 18 年度の指定管理者制度導入第 1 期から連続して指定管理者である。

第 4 期の指定管理者選定は公募により行われ、選定基準では、応募者から提出された事業計画書及び応募者ヒアリング、プレゼンテーションの内容を選定基準に基づいて審査し、その採点結果に従って判断するとされている。

第 4 期の選定評価は、平成 30 年 10 月 25 日に川崎市役所第 3 庁舎で 5 名全員の選定評価委員出席のもと選定評価委員会にて実施された。

指定管理者の選定評価委員会の委員については、次のとおり、川崎市附属機関設置条例や指定管理者選定評価委員会等の委員の選任に関する指針に定めがある。

選定評価委員会では、申請者がプレゼンテーションを行い、その後、委員との質疑応答が行われ、議事録からは活発な質疑が行われたことが読み取れる。

例えば、指定管理区域にはビーチバレーのナショナルトレーニングセンターがあるが、それを利用した戦略的な施策が予算書に織り込まれているのか否かについての質問や、翻訳や AI 等の指定管理の要件におけるイノベーションの具体的な取組みについての質問が行われた。

一方で、指定管理者の選定を行う委員会ではあるが、選定を行うための質問の枠を超え、アドバイスや指導的な発言が一部見られた。

例えば、次の質疑応答が行われていた。

「質問というかご提案なのですが、中略、『マリエンアリーナ』みたいな名称はどうでしょうか。是非とも前向きに検討していただきたい。」や「一つの提案として、例えば姿見鏡をフロアの横一面にあれば、中略、若い子供達を呼べるのかなと。」、更には、「ビジネス的なインフラとしての必要なエネルギーや環境の面が今回事業に入っていないのかなと思っておりまして、エネルギー的な側面としての取組みをしていった方がいいのかなと思っているのですが、どうでしょうか」などである。

選定委員は、当該施設の管理運営に関して専門的知識又は経験を有する者やその他施設の特性に応じて調査審議に必要と認める者が選任されるため、専門的な研究を行っている大学教授や地域社会の住民代表等が選任されることが多く、専門知識や地域活性化のアイデアが豊富にあることは理解できるが、それらは選定評価の委員会で提示すべきではなく、公募要項や選定基準に記載したうえで、全ての申請者が提案書の中でアピールすべき内容である。

第 4 期の応募者は 1 者のみであったため、選定委員によるアドバイスや指導的な発言が選定に与える影響はなかったといえるが、複数者からの応募があった場合には、選定の公平性の観点から留意する必要がある。したがって、魅力的なアイデアなどについては、提案項目の 1 つとして公募要項に盛り込むなどして、選定の公平性を担保した質疑内容となるよう改善を検討する必要がある。

〔措置の内容〕

令和5年度に行われる予定の次期指定管理者選定手続においては、選定評価委員に対し選定の公平性に関する説明を確実に行うとともに、収集した参考となるアイデア等については公募要項や選定基準に盛り込む等の対応を検討してまいります。

I 港湾局 I-2 歳出 10. 港湾緑地維持管理事業

【意見36】参考見積書の複数徴取について

〔意見の要旨〕

令和2年度の本事業の業務内容に東扇島東公園管理業務委託がある。

本業務委託は指名競争入札により受注業者を選定しており、入札の状況は次のとおりである。

入札結果を見ると、落札した事業者以外の全ての参加事業者が予定価格をこえて入札している。次点事業者の入札金額24,450,000円と落札価格を比べても1,122,000円の差が開いている。しかも、落札比率も99.85%と非常に高い。

この状況を鑑みると、予定価格の妥当性につき、より慎重に検証する必要があるといえる。予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して定めることが適当であるから、見積書により定める場合は、複数の見積書を徴し、適正に設定する必要がある。しかし、市は、予定価格を設定するにあたり、参考見積書を1者からしか徴していない。

したがって、市は予定価格を設定するにあたり、その妥当性を検証する意味において、複数事業者から参考見積書を徴取する必要がある。

〔措置の内容〕

東扇島東公園管理業務委託については、令和4年度の契約に向けて、複数事業者から参考見積を徴取し、積算を行いました。今後も複数事業者から参考見積もりを徴取し積算を行ってまいります。

I 港湾局 I-2 歳出 11. 浮島2期地区埋立事業

【意見37】埋立地の利用方法の検討について

〔意見の要旨〕

本事業は、川崎市内で発生した公共建設発生土と川崎港港湾区域内から発生した浚渫土砂（民間のものを含む。）を浮島指定処分地において処分するものである。内容としては、埋立管理作業の委託業務や受入基地に付属する施設の移設に伴う工事である。

現在、市では、第2ブロックを先行して埋め立てることで、十分なストックヤードを確保し、より安定的な受入と効率的な埋立作業を実施しているところである。

他方、市においてはこの浮島2期地区が埋め立てられた後の土地利用などについては具体的な構想を未だ持っていないとのことであった。

上表に記載したとおり、第2ブロックは令和6年度までに埋立を完了する予定であるが、その後はストックヤード、すなわち第3ブロックを埋め立てるための土砂等の仮置き場として利用することとなる。そして、第1ブロックと第3ブロックはともに令和30年代の完了予定であることから、現状において具体的な利用計画がないこと

もやむを得ないことである。

ただし、このような大規模な土地が、将来、市のものとして発生することも事実である。そこで、いずれ出来る土地の内容について、市民や議会、さらには事業者等の関係各所に示し、その利用方法を広く議論していく機会を作ることも市の責務であると考え。したがって、今後市は、そのような議論の土台となる利用方法の選択肢を検討していく必要がある。

〔措置の内容〕

浮島2期地区の具体的な利用計画や利用方法については、埋立が更に進捗した時点において、川崎港を利用する事業者や関係する行政機関と意見交換等を行い、土地利用に向けた検討を進めてまいります。

I 港湾局 I-3 財務分析 1. 財政収支状況報告

【意見 38】 財政収支状況報告の活用について

〔意見の要旨〕

財政収支状況報告の作成目的は、川崎港の財政状況を把握し、港湾行政遂行にあたっての基礎資料とするものである。しかし、市では、港湾事業に係る計画の策定や事業の推進において、財政収支状況報告を活用していない。その理由として、例えば、財政収支状況報告においては、一般会計における公債等が含まれていることから、特別会計で実施される事業を検討する際の情報としては余分な情報が含まれているなど、情報として活用するには適合していないと判断していることが挙げられる。

確かに、各事業の検討を行う場合には、特別会計のように独立した事業の会計数値を把握できる情報を活用することが望ましいと考えられる。しかし、川崎港全体として、公共サービスを含む包括的な港湾事業の計画や事業の推進を検討する場合には、財政収支状況報告が有する包括的な収支の情報は、例えば、収支の推移を検証することにより収支の傾向を把握することができるように、活用の方法により有用であると考えられる。

したがって、包括的な港湾事業に係る事業の計画や推進に関しては、川崎港の財政収支状況報告（報告書を作成するに際して、按分計算や集計された金額や割合などが記載された資料を含む。）を活用することが望ましい。

〔措置の内容〕

令和4年3月に更新した港湾整備事業特別会計に係る経営戦略について、財政収支状況報告の作成に際して集計した決算データを活用・反映した収支計画を作成するなど、活用を行っております。今後も、包括的な港湾事業に係る事業の計画や推進に関しては、財政収支状況報告を活用してまいります。

I 港湾局 I-3 財務分析 1. 財政収支状況報告

【意見 39】 財政収支状況報告の作成プロセスの整備について

〔意見の要旨〕

市では、財政収支状況報告の作成にあたり、作成担当者が実施した作業結果について、当該作成担当者以外の者が確認することはなく、作成担当者の上長により総括的

に確認されている状態である。このような状況では、作成担当者が実施した作業内容が誤った場合に、誤りが修正される可能性が低く、誤った財政収支状況報告が作成され国に報告されることになる。

したがって、作成担当者が実施した作業結果に関して、例えば、作成担当者とは別の確認担当者を設け、作業内容を確認し誤りがある場合には修正することや、作成した数値を前期と比較するなどの分析手段により異常点を発見することができる体制を構築することなど、財政収支状況報告の作成プロセスにおいて発見的統制を整備する必要がある。

〔措置の内容〕

財政収支状況報告の作成担当とは別に確認担当を設定し、両担当者が入力内容を確認しながら異常点を発見することができる体制を構築しました。

I 港湾局 I-3 財務分析 1. 財政収支状況報告

【意見 40】財政収支状況報告の作成に係るファイルの改善について

〔意見の要旨〕

財政収支状況報告の作成にあたり、使用しているエクセルファイルに関して、以下に示す点について改善することが望ましい。

① SUM 関数の集計範囲について

SUM 関数の集計範囲に誤りが生じているため、集計範囲について確認する。

② ROUND 関数の利用方法について

各シートにおいて ROUND 関数の使用方法が異なっているため、例えば、割合の算定には ROUND 関数を使用せず、金額や人数の算定には、小数点以下第 1 位を四捨五入するなど、計算の目的・用途に応じた関数の設定を行う。

③ 表題と計算式の整合性について

エクセル表の表題において計算式で求めた結果として示されているセルには、エクセル関数の計算式の結果が表示されるようにする。

④ 手入力するセルについて

誤謬の発生を低減させるため、他のシートの数値を手入力しているセルに関しては、可能な限り関数を用いて他のシートのセルを参照させ、手入力することを減少させる。

⑤ 検算について

検算方法をエクセルのコメント機能を用いて示すのではなく、エクセル関数を用いて計算し検算結果が明示されるような関数を設定するか、セルに直接記載して、コメント機能が非表示になった場合においても、作成担当者が認識できるようにする。

⑥ 計算式の構成要素について

エクセル関数の計算式の構成要素として数値を手入力せずに、数値を手入力するセルを設けて、計算式には当該セルを参照する。

⑦ パスワード保護について

意図しない変更が行われないようにエクセル上の計算式にはパスワードの設定により保護を行う。

〔措置の内容〕

財政収支状況報告の作成に当たり使用しているエクセルファイルについては、意見に従い、次のとおり修正しました。

- ①SUM関数の集計範囲を修正しました。
- ②割合の算定についてはROUND関数を設定せず割合合計が正確に1となるよう関数の修正を行ったほか、計算の目的・用途が同一のデータについては端数処理の方法を統一するよう関数を修正しました。
- ③エクセル表で文字表記している計算式が、関数で設定されている計算式と一致するようデータを修正しました。
- ④手入力しているセルを確認の上、関数を用いて他のシートのセルを参照できるものについてはデータ連携の設定を行いました。
- ⑤検算方法について、セルに直記載を行うことでコメント機能が非表示になった場合においても作成担当者が認識できるようデータを修正しました。
- ⑥エクセル関数の計算式を直接修正するのではなく、数値を手入力するセルを設けて入力できるようデータを修正しました。
- ⑦意図しないデータ変更が行われないよう、エクセル上の計算式にはパスワードを設定しました。

I 港湾局 I-3 財務分析 2. 港湾整備事業特別会計

【意見 41】特別会計の弱点を補う手法の検討について

〔意見の要旨〕

特別会計は、単年度の採算管理に焦点が当てられるという弱点がある。

市の港湾整備事業は、固定資産に計上される建設改良費のみならず、近年、コンテナターミナルに関する補修工事費（荷役機械及び電気設備の維持・補修費）が多額であり、営業収益（使用料及び手数料、コンテナターミナル指定管理に係る納付金）を大きく上回っているため、営業外収益（主に財産貸付収入）、前年度繰越金、基金繰入金、起債によっても財源が賅われている。

このような状況を考慮すると、今後の収支の見通しが、特に投資とその財源という観点から重要である。

公営企業会計を適用すると、一定の要件を満たした場合に修繕引当金や特別修繕引当金を計上することとなっており、港湾整備事業に公営企業会計を適用している団体のなかには、特別修繕引当金を計上している団体もある。特別修繕引当金とは、数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上されるものであり、必要な修繕に備えて資金を外部に流出しないように蓄えておくという効果もある。また、減価償却費の計上も、資金を外部に流出させないという点で同様の効果がある。

市の場合は、公営企業会計を適用していないため、このような引当金や減価償却費の計上は行われていないが、一定のルールに基づいた港湾整備事業基金の積み立てを行っている。ただし、コンテナターミナルの補修工事費や新たな設備投資は、港湾整備事業特別会計において金額的に重要であり、今後も継続的に発生することが予想されるため、現状の積み立てで十分であるといえるのか、不足する場合はその財源をど

うやっつて賄うかという点が重要な課題となる。

この課題に対処するためには、経営戦略をより有効活用して、中長期的な視点で投資計画を立てていくことが有用であると考えます。具体的には、補修工事や新たな設備投資の計画の策定・見直しとともに、コンテナターミナルの利用料金納付金制のような新たな制度の導入による収支への影響を、導入前のみならず導入後も分析し、収支計画の精度を向上させていくことが望ましい。

〔措置の内容〕

経営戦略の収支計画に今後の大規模補修・施設整備計画や収入見込み等の最新情報を反映させ、収支計画の精度の向上を図ります。

II 臨海部国際戦略本部 II-1 歳入 1. 臨海部土地貸付収入

【意見 42】地代の改定に使用する指標の適用時点の見直しについて

〔意見の要旨〕

市は、川崎生命科学・環境研究センター整備事業の実施にあたり、平成 24 年 12 月 28 日付で大成建設株式会社と事業用定期借地権設定契約（以下、「本件借地契約」という。）を締結している。本件借地契約では、地代の改定について、平成 25 年 4 月を第 1 回とし、その後 3 年毎に改定することとなっており、その改定方法は表 55 のとおりである。

地代は、土地の評価額（近傍の都道府県地価調査地点）を指標として改定することとなっている。都道府県地価調査は、毎年 7 月 1 日時点における標準価格を判定するものであり、国土交通省が毎年 9 月頃に公表している。地代の改定の算定式では、改定する年の 1 月の都道府県地価調査の評価額（以下、「評価額」という。）を用いることとされているため、地代改定の前年 7 月 1 日時点の評価額を準用することとなる。

評価額について、平成 25 年 4 月から平成 28 年 3 月までの 3 年間を対象とした第 1 回の地代の改定では、平成 25 年 1 月時点及び平成 22 年 1 月時点の評価額を用いて算定し、平成 28 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 3 年間を対象とした第 2 回の地代の改定では、平成 28 年 1 月時点及び平成 25 年 1 月時点の評価額を用いて算定している。第 1 回、第 2 回の地代の改定は、どちらも本件借地契約のとおり算定している。

しかし、平成 31 年 4 月から平成 34（令和 4）年 3 月までの 3 年間を対象とした第 3 回の地代の改定では、平成 30 年 1 月時点及び平成 28 年 1 月時点の評価額を用いて算定している。つまり、本件借地契約で定めた平成 31 年 1 月時点ではなく、地代の改定に関する覚書（その 3）において、その 1 年前である平成 30 年 1 月時点の評価額を用いて算定している。

平成 31 年 1 月時点の評価額は、国土交通省が公表している前年の 7 月 1 日時点の評価額を準用するものであり、その公表は平成 30 年 9 月 18 日に行われている。予算要求時期までに余裕を持って、予算要求時の金額を確定させるため、改定の際には前年の平成 30 年 1 月時点の評価額を使用したい旨を市から賃借人に協議したとのことであった。

都道府県地価調査は、適正な地価の形成を図ることを目的として、毎年 7 月 1 日時点における標準価格を判定するものである。適正な地価の変動実態を適切に地代に反

映させるためには、できる限り直近の評価額を用いて、地代を改定する必要がある。

第1回、第2回の地代の改定では、本件借地契約のとおり、当年1月時点の評価額を用いており、平成31年度の予算要求時期も特別に早まったものではなく、第3回の地代の改定でも、地代の改定に関する覚書（その3）により評価額の時点修正を行う必要性が乏しかった。今後の地代の改定でも、適正な地価の変動実態を適切に反映させるため、できる限り直近の評価額を用いる必要がある。

なお、平成31年1月時点の評価額は207,000円であり、平成30年1月時点の評価額204,000円よりも3,000円高かった。この評価額を用いて、第3回の地代の改定で本件借地契約のとおり年額改定地代を算定すると表58のとおり、年額改定地代は20,983,676円となり、年額で308,886円増加する算定結果であった。

〔措置の内容〕

第4回の地代改定（対象期間：令和4年4月1日～令和7年3月31日の3年間に当たっては、できる限り直近となる令和4年1月時点の評価額を用いるよう改め、地代の改定に関する覚書を締結しました。

■算定式： $P_t = P_r \times (W_t / W_r)$

・（ $4 \leq t \leq 14$ 、3年度ごと）

（改定率： W_t / W_r ）

$P_r (= P_{t-3})$ ：前回改定時の地代額

P_t ：土地の評価額に基づく改定後の令和[t]年4月から翌年3月の地代額

W_t ：左記に示す指標の令和[t]年1月の評価額

W_r ：左記に示す指標の前回改定時の算定式における評価額

■年額改定地代

= 改定前地代 × (評価額(令和4年1月時点) / 評価額(平成30年1月時点))

= 20,674,790円 × (215,000円 / 204,000円)

≒ 20,674,790円 × 1.053

≒ 21,770,553円

II 臨海部国際戦略本部 II-2 歳出 1. ナノ医療イノベーション推進事業

【意見43】センター立ち上げ期間終了後における財務面での自立化等について

〔意見の要旨〕

ア. 共用スペース等に係る維持管理負担額の推移等

ナノ医療イノベーションセンターの立ち上げ期間における共用スペース等に係る維持管理費の一部負担の期間は令和3年度末（令和4年3月31日）をもって終了する。平成27年度のナノ医療イノベーションセンター開設時から令和2年度までの期間において890,000千円の負担を行っており、令和2年度の負担額は50,000千円である。また、最終年度である令和3年度において予定されている10,000千円（予算額）の負担を行うことにより、協定書に定める上限額である総額9億円を支援することになる。

イ. ナノ医療イノベーションセンター運営事業に係る収支の状況

ナノ医療イノベーションセンターの運営は産業振興財団により行われており、その収支の状況については、産業振興財団における公益目的事業の一つ（ナノ医療イノベーションセンター運営事業）として公表されている。

平成 27 年度以降におけるナノ医療イノベーションセンター運営事業収支計算書に基づく収支状況は表 60 のとおりであり、令和 2 年度においては、事業活動収支差額 194,819 千円、次年度繰越収支差額 138,076 千円となっている。また、表 60 における「その他収入」（事業活動収入のうち市からの負担金を除く収入）には、科学研究費補助金等の国庫補助金収入と国立研究開発法人科学技術振興機構からの研究受託事業収入等が含まれており、年度による増減はあるものの、令和 2 年度においては 805,399 千円を獲得している。

ウ. ナノ医療イノベーションセンター運営事業に係る収支の状況

令和 2 年度におけるナノ医療イノベーションセンター運営事業の収支は 76,661 千円の黒字であるが、これは市からの共用設備室等負担金収入 50,000 千円を含むとともに、ナノ医療イノベーションセンター施設整備資金として市から産業振興財団に貸し付けた 1,000,000 千円に係る元金返済の据え置きやナノ医療イノベーションセンター整備用地の貸付料の無償化といった立ち上げ期間における支援策の結果である。

令和 3 年度は立ち上げ期間の最終年度であるが、共用スペース等に係る維持管理負担額、科学研究費補助金等の国庫補助金収入及び国立研究開発法人科学技術振興機構からの研究受託事業収入の減少等もあり、産業振興財団のナノ医療イノベーションセンター運営事業資金収支予算書においては、事業活動収支差額で 31,982 千円、当期収支差額で 67,172 千円の赤字となり、次期繰越収支差額は 67,399 千円に減少することが想定されている。

ア～ウで示したとおり、立ち上げ期間の最終年度となる令和 3 年度においては当期収支差額の赤字が想定されている状況であるが、令和 4 年度以降においては、ナノ医療イノベーションセンター施設整備資金に係る貸付金の元金返済（年額 43,400 千円）が始まるとともに、現在、無償とされているナノ医療イノベーションセンター整備用地の貸付料の支払いも生じることとなっている。

ナノ医療イノベーション推進事業は長期的な視点に立った事業であり、短期的な収支状況のみをもって、その事業全体の適否を判断することは適切ではないが、少なくとも協定書において想定した立ち上げ期間が終了した時点における収支状況等を総括したうえで、将来的なナノ医療イノベーションセンター運営事業の財務的な自立の道筋や、それまでの期間における市の支援の要否等について、改めて検討し明確にする必要がある。

〔措置の内容〕

令和 3 年度当初予算では、事業活動収支差額で 31,982 千円、当期収支差額で 67,172 千円の赤字となり、次期繰越収支差額が 67,399 千円に減少する見込みでしたが、科学研究費補助金をはじめ当初想定していた以上の研究費等を獲得したことにより、令和 3 年度決算額としては事業活動収支差額は 34,619 千円の黒字となり、当期収支差額は 3,486 千円の赤字に抑えることができました。その結果、立ち上げ期間終了時点にお

いて 134,589 千円の次期繰越収支差額を確保することができました。

また、ナノ医療イノベーションセンターは、拠点形成の核となる施設としての共同研究による企業集積、市民の健康・福祉の向上への貢献、新産業の創出及びキングスカイフロントの更なる発展に取り組むなど、本市の事務事業と同程度の極めて公益性の高い研究所であることから、整備用地の貸付料については、令和 4 年 3 月 28 日付けで「ナノ医療イノベーションセンターの運営等に関する基本協定書」を締結し、令和 4 年 4 月 1 日から令和 34 年 3 月 31 日までを貸付期間として、川崎市財産条例第 6 条第 1 項第 3 号に基づく無償貸付を実施しています。

さらに、令和 4 年度からは、高水準の入居率に加え、高付加価値なサービスを提供する研究所として入居負担金の増額改定を実施し、自立的な施設管理を実施しているため、ナノ医療イノベーションセンター施設整備資金に係る貸付金の元金返済（年額 43,400 千円）については、予定通り開始しています。

以上のことにより、立ち上げ期間が終了した令和 3 年度末をもって、ナノ医療イノベーションセンター運営事業の財務的な自立を達成したため、令和 4 年度以降は施設管理に関する市の支援は不要となりました。

II 臨海部国際戦略本部 II-2 歳出 1. ナノ医療イノベーション推進事業

【意見 44】次期協定における KPI の設定について

〔意見の要旨〕

ア. 現在設定している KGI 及び KPI

「ナノ医療イノベーションセンターにおける研究支援事業に関する基本協定書」（平成 31 年 3 月 29 日）においては、事業の進捗・有効性の確認を行うため、KGI（研究支援事業に係る直接目標）及び KPI（成果指標）を設定し、毎年度終了時に検証を行うこととされている。

協定期間は平成 34（令和 4）年 3 月 31 日までとされており、平成 31 年度から令和 3 年度までの 3 年間が対象期間に含まれる。現在、設定されている KGI 及び KPI は以下のとおりであり、令和 2 年度においては、いずれの指標も目標を達成している。

イ. 次期協定における KPI の設定について

「ナノ医療イノベーションセンターにおける研究支援事業に関する基本協定書」の協定期間は令和 4 年 3 月 31 日までとされている。所管部署としては、事業を継続するものとして、令和 4 年度以降を期間とする新たな協定を締結することを検討している。

令和 2 年度の実績においては設定した KPI に係る目標を達成しているが、新たな協定が始まる令和 4 年度においては、現在設定している KGI の目標到達時点の一つである 2028（令和 10）年度が、その 6 年後に近づくこととなる。

仮に次期協定期間を現在の協定と同様に、協定期間として概ね 3 年間（令和 4 年度から令和 6 年度）を想定した場合、特に医薬品の開発においては、一般的に、臨床試験から厚生労働省の承認申請及び審査を経るまでに相当程度の期間を要することが想定されることから、KGI の一つである「2028（令和 10）年度において、iCONM

発の革新的な医薬品、診断機器等が上市」することを達成するためには、次期協定期間中には、上市に向けたより具体的な段階に至っていることが必要と考えられる。次期協定において設定する KPI には、上市が具体化している状況を示す指標を設定する等、医薬品等の開発段階に応じた進捗状況等を反映する指標を設定するよう検討を進める必要がある。

〔措置の内容〕

令和 4 年 3 月 31 日付で締結した「ナノ医療イノベーションセンターにおける研究支援事業に関する協定書」により、KGI（研究支援事業に係る直接目標）及び KPI（成果目標）を設定し、毎年度終了時に検証を行うこととしており、上記協定書に基づき、令和 4 年 4 月 1 日付で締結した「ナノ医療イノベーションセンターにおける研究支援事業に関する年度協定書」により KGI 及び KPI を設定しました。ここで設定した KPI において、上市に向けたより具体的な段階を計る指標として新たに、事業化に向けた企業との契約件数を示す「ライセンス実施件数」を追加しています。

II 臨海部国際戦略本部 II-2 歳出 1. ナノ医療イノベーション推進事業

【意見 45】本事業が市にもたらす効果・貢献等の公表について

〔意見の要旨〕

ナノ医療イノベーション推進事業自体は、市として意義のある事業であるが、長期にわたるものであり、令和 2 年度までに、立ち上げ期間における共用スペース等に係る維持管理負担額及びナノ医療イノベーションセンター研究促進事業負担金により総額 1,100,000 千円の公的資金が投入されるとともに、ナノ医療イノベーションセンター施設整備資金貸付に係る元金据置や整備用地の無償貸付といった支援も行われている。

このため、現在の KGI 及び KPI を用いた毎年度の事業実績の進捗等に係る検証結果を公表するだけでなく、KGI に掲げる 2028（令和 10）年度や 2045（令和 27）年度の時点において、目標とする KGI が達成されることにより、これまでの資金拠出に対する成果として、どのような効果・貢献等を市にもたらすことを想定しているのか、併せて公表することを検討する必要がある。

〔措置の内容〕

KGI 及び KPI を用いた事業実績の進捗等に係る毎年度の検証結果については、令和 5 年度から、前年度の内容をナノ医療イノベーションセンターのホームページ上に公表していきます。

また、KGI に掲げる 2028（令和 10）年度や 2045（令和 27）年度の時点において、目標とする KGI が達成されることにより、これまでの資金拠出に対する成果として、どのような効果・貢献等を市にもたらすことを想定しているのかについては、令和 4 年 10 月に同センターのホームページ上に公表しました。

II 臨海部国際戦略本部 II-2 歳出 2. 国際戦略拠点活性化推進事業

【意見 46】クラスターの自走化に向けた段階的な目標等の設定について

〔意見の要旨〕

ア. キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスター運営体制

キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスター運営に係る市の考え方は、クラスター化推進機能とエリアマネジメント機能を両輪として行うこととしているが、令和2年3月25日付けにて産業振興財団と「キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスター運営等に関する基本協定書」を締結し、令和2年度から、クラスター化推進機能については産業振興財団が中心となって行う体制としている。

これを受けて、産業振興財団は大手製薬企業の経験者等をオーガナイザー/クラスター運営プロデューサー等として招聘する等し、令和2年4月に殿町キングスカイフロントクラスター事業部を新設している。なお、令和2年10月1日時点における殿町キングスカイフロントクラスター事業部の体制は、オーガナイザー1名、イノベーションプロデューサー2名、イノベーションマネージャー2名、イノベーションコーディネーター1名、事務ライン6名(内、市出向者1名)の計12名である。

イ. 川崎市産業振興財団クラスター運営事業補助金の概要

市は、「ア. キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスター運営体制」に記載したクラスター運営体制に係る運営費を補助するため、「川崎市産業振興財団クラスター運営事業補助金交付要綱」を策定し、「キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスター運営等に関する基本協定書」第5条各号に定められた事項を補助対象とした補助金を交付している。令和2年度における補助金額は72,573千円である。

ウ. クラスターの自走化に向けた段階的な目標等の設定について

本クラスター運営の目標は、「キングスカイフロントにイノベーション・エコシステムを形成し、世界最高水準のクラスター」とすることであり、そのために、産業振興財団を中心としたクラスター運営体制を構築したうえで、市と連携・協働し、国の諸制度の成果を活かして世界最高水準のクラスターとなるべく研究・事業活動の活性化を図るとともに、活動を補充・拡充するための国支援プログラムの採択を目指している。また、国支援プログラムの採択後は、クラスター運営体制の更なる強化や研究・事業活動の拡大・追加を行い、クラスターとしての自走を段階的に目指すものとしている。

一方、令和2年度においては、国所管の助成プログラム等3件に提案申請を行ったが、結果として不採択であった。所管部署としては、令和3年度以降も、キングスカイフロントのクラスター化を加速させるため、市と産業振興財団とが連携しながら、新たな国支援プログラムの早期の獲得を目指すとしている。

令和2年度に新しいクラスター運営体制が構築されたばかりであり、当該年度の国支援プログラム採択の有無で当該運営体制を評価することは適当ではないが、今後、段階的にでもクラスターの自走化を目指していく中において想定する自走化時期等を踏まえて、段階的な目標等の設定を検討する必要がある。

〔措置の内容〕

国が掲げる「創業環境の強化」や「バイオ分野での国際競争力強化」に係る戦略に参画し、スタートアップ創出に向けた取組を推進するため、令和2年度に、国の研究

開発型ベンチャー創出・成長に向けた支援制度である「スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」に本市も参画している「東京コンソーシアム」が指定されており、また、令和4年度には国のバイオ分野に特化した事業化支援・産学連携支援施策である「バイオ戦略 グローバルバイオコミュニティ」に本市も参画している「Greater Tokyo Biocommunity」エリアが選定されており、国との連携を深めております。

また、キングスカイフロントでは令和4年度から、インキュベート支援の取組を強化し、産業振興財団によるシェアオフィスの整備等も行っており、イノベーション・エコシステムを形成するため、イノベーション創出の種（シーズ）となる新技術を有するスタートアップの呼び込みと集積を推進しております。

今後、国や関係機関との関係強化に努め、キングスカイフロントのクラスター運営において活用可能な国の補助制度等について調査・検討してまいります。

II 臨海部国際戦略本部 II-2 歳出 2. 国際戦略拠点活性化推進事業

【意見47】早期の実走に向けた検討について

〔意見の要旨〕

臨海部の通勤環境向上に向け、公共交通機関を補完する機能である企業送迎バスについて、令和2年度においては、大師線沿線各駅を発着する企業送迎バスの利活用に関する検討業務を委託している。

その中で企業送迎バスの試走を実施しており、結果、以下のような利用状況であった。

試走に際しては一定の利用があったものの、企業送迎バス試走後において、利用があった企業に対してヒアリングを行った結果、その後の本格運行に参加の意向を示した企業数では、バス2台による10分間隔の運行（本格運行）に要する費用を賄えないため、運行頻度等を限定し、小規模に運行するスモールスタート（バス1台による15分間隔の運行）に向け、運行スキームの調整を進めることとした。

当初、令和3年度に事業を開始（実走）することを想定していたが、その後、スモールスタートに賛同した企業に対して、改めて利用時間及び負担額等についてヒアリングを行った結果、実走に向けた各社の負担額が運行経費と折り合わなかったため、監査時点の令和3年10月においては実現に至っていない。

事業の実現（実走）のためには、需要面のみならず採算が維持できることが必須の要件である。令和3年度中には多摩川スカイブリッジの供用開始が予定されていることもあり、運行経路や頻度等を見直し、より多くの企業が参加し、採算が維持できる運行スキームとするよう検討を進める必要がある。

〔措置の内容〕

企業送迎バスのスモールスタートに向け、以前より運行に賛同している企業と当該地域に新たに進出してきた企業を加えた9社で、循環バス運行に向けた準備会（以後、準備会という。）を発足し、準備会と本市とで循環バスの運行スキームの検討を進めてまいりました。

そうした検討と並行し、令和4年3月に多摩川スカイブリッジが開通することを受

け、キングスカイフロントを經由する新規路線バスの運行に向けてバス運営会社と協議を行っておりました。その結果、同年4月1日から、キングスカイフロントと多摩川スカイブリッジを經由する大師橋駅及び浮島バスターミナルと大田区の天空橋駅をつなぐ新たな路線バスが運行されることになりました。

これにより、キングスカイフロントの立地企業にとって通勤手段が増え、準備会として総合的に判断した結果、循環バスの代わりに、今後は路線バスを活用した通勤環境の改善を進めていくことになりました。

II 臨海部国際戦略本部 II-2 歳出 3. 水素戦略推進事業

【意見 48】カーボンニュートラル社会実現に向けたロードマップの明確化について

〔意見の要旨〕

川崎水素戦略においては、「水素サプライチェーン構築モデル」や「鉄道駅におけるCO2フリー水素活用モデル事業」等の水素・燃料電池に関するリーディングプロジェクトを創出し、国や関係地方公共団体・企業等といった多様な主体と連携して推進している。また、川崎水素戦略の推進にあたっては、短期と中長期との2つのステップに分けて取組を推進することとしており、以下のように各段階を位置付けている。

第1ステップに相当する令和2年度までの期間においては、川崎水素戦略のリーディングプロジェクトとして位置付ける「水素サプライチェーン構築モデル」の一環として、ブルネイ・ダルサラーム国の水素化プラントと川崎の脱水素プラントを用いて、ブルネイ・ダルサラーム国の天然ガスから水素を製造しメチルシクロヘキサン（MCH）として海上輸送し、日本で水素を取り出しガス火力発電の燃料として利用するという国際的な水素サプライチェーンの構築に向けた実証事業が行われる等、目標に向けて一定の進捗が見られるところである。

また、世界的な脱炭素化の潮流の中、日本政府が発表した「2050年カーボンニュートラル宣言」では、2050年までに脱炭素社会を実現し、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標とするとともに、脱炭素を成長の機会として捉え、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、グリーン産業の成長に向けた取組を加速している。

このような状況を踏まえ、市においては、2050年のカーボンニュートラル社会実現に向け、臨海部全域をカーボンニュートラル化しながら産業競争力を強化するため、これからの川崎臨海部のあるべき姿とその実現に向けた取組の方向性を立地企業と共有する「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」の策定に向けて動き出している。

カーボンニュートラル社会実現に向けては、水素以外のカーボンニュートラルに関する取組とともに、川崎水素戦略に掲げる取組を強化・発展させることも必要なものといえる。

今後、平成27年に策定された川崎水素戦略において中長期的な第2ステップとして位置付けられる期間に入っていくことになるが、第1ステップの総括とともに、「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」策定等の新たな状況の変化等も踏まえ、2050年のカーボンニュートラル社会実現に向けて、今後、川崎水素戦略の取組をどの

ように強化・発展させていくのか、ロードマップを示すことを検討する必要がある。

〔措置の内容〕

令和4年3月に、川崎カーボンニュートラルコンビナート構想を策定し、水素をカーボンニュートラルに向けたキーテクノロジーとして、コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた取組を一体的に推進しながら、水素エネルギーの産業化を加速するため、川崎水素戦略を改定するとともに構想に統合し、構想内の戦略として位置付けました。

ロードマップを示すことについても検討し、構想の中で位置付けた改定後の川崎水素戦略の「2050年までの行程」において、これまでの川崎水素戦略に記載した取組よりも具体的な取組を「～2030年」と「2030年～2050年」に分けて記載しました。

II 臨海部国際戦略本部 II-2 歳出 4. 臨海部活性化推進事業

【意見49】大学生や大学院生向けのブランディング手法の検討について

〔意見の要旨〕

ア. 学校と企業のニーズをマッチングした新たなモデル事業創出業務委託

令和2年度において、学校と企業のニーズをマッチングした新たなモデル事業創出業務委託（以下、「モデル事業創出業務委託」という。）により、高校生向けのモデル事業の企画立案を行っている。

イ. 大学生や大学院生向けのブランディング手法の検討について

令和3年度においては、臨海部の企業と市内の高校が連携して行う新たな取組として「川崎臨海部しごとスタイルプログラム」を実施している。これは、川崎市立川崎総合科学高等学校1年生を対象とし、臨海部に立地する企業情報のインプットから、実際に企業活動を体験し、学んだ成果を発表などによりアウトプットするまでの一連の行程を、年間を通して行うものである。

本件は高校生に対する川崎臨海部のイメージアップを促進する目的を有したものであるが、同様に、理科系の大学生や大学院生に対して、川崎臨海部のイメージを向上させる取組も、当該地域の活性化や新たな産業集積を促進するうえで有用なものとする。

高校生向けのモデル事業の結果も踏まえつつ、並行して、大学生や大学院生向けのブランディング手法についても検討する必要がある。

〔措置の内容〕

大学・大学院の中でも学問領域としての看護学に着目し、4年制として令和4年4月に新規開学した川崎市立看護大学と連携した取組について検討を進めています。

人間のトータルケアについて理論・実践の両面から探求する看護学は医療・ライフサイエンス分野との親和性が高く、市立の看護大学とライフサイエンスのトップランナーが集積するキングスカイフロント、その両者が揃う川崎市ならではの大きな特色となる可能性を秘めていると考えています。

川崎市立看護大学とキングスカイフロントが連携することで、高度な専門知識の習得や新たな研究など本市の地域包括ケアシステムを支える次世代の看護人材の育成支援に繋げることを考えており、大学事務局との意見交換や、教職員によるキングスカ

イフロント見学など事業の芽を育てる取組を始めています。これらの取組を通じ、川崎臨海部の中長期的なイメージ向上、ブランディングに繋げていきます。

II 臨海部国際戦略本部 II-2 歳出 5. 戦略拠点形成推進事業

【意見 50】状況変化に応じた対応の早期化等について

〔意見の要旨〕

ア. 南渡田地区の概要

南渡田地区は大正時代に埋立土地造成事業が行われたエリアであり、現在は JFE スチール株式会社が土地を所有している。地区全体の面積は約 52ha であるが、JR 東日本鶴見線及び JR 貨物の浜川崎駅（貨物駅）により地区は南北に分断される形となっている。

このうち、北地区（約 9ha）については用途地域が工業地域に指定され、JFE グループの研究開発部門が所有している研究施設群及び研究開発支援機能を活用したサイエンスパークとなるなど、研究開発機能を中心とした土地利用がなされている。一方、南渡田運河に面した南地区（約 43ha）は工業専用地区に指定され、かつては製鉄工場として稼働していたが、現在では、製鉄等の中心となる製造機能は扇島等の沖合の土地に移転し、多くの工場建屋は残置されているものの、これらの建物については、研究施設や倉庫、鋼管製造工場等の用途に利用されている。

イ. 基本的考え方の概要

南渡田地区は川崎市総合計画（平成 30 年 3 月改定）においては、臨空・臨海都市拠点に位置付けられるとともに、臨海部ビジョン（平成 30 年 3 月策定）においては、そのリーディングプロジェクトの一つである「新産業拠点形成プロジェクト」として位置付けている。これを受け、南渡田地区の拠点形成に向けて、拠点形成のコンセプト、拠点整備及び土地利用の方向性を整理し、令和 2 年 4 月に基本的考え方が取りまとめられている。

基本的考え方においては、4 つのコンセプトや地区ごとの土地利用の方向性が示されている。

また、拠点整備の実現に向けたスケジュールとしては、令和 4 年 3 月頃に拠点整備計画を策定し、その後、都市計画手続等に段階的な事業着手を行い、令和 10 年度までを目途に一部施設の供用開始を目指すものとしている。

ウ. 状況変化に応じた拠点形成の具体化について

JFE スチール株式会社からは、令和 5 年 9 月を目途に、同社東日本製鉄所京浜地区の上工程（製鉄、製鋼）及び熱延設備を休止する旨が発表されており、これを受けて、市としても、JFE ホールディングス株式会社と市は協定を締結して、土地利用の推進に向け協力していくこととしている。

その後、令和 3 年 5 月に発表された、JFE スチール株式会社の親会社である JFE ホールディングス株式会社の第 7 次中期経営計画において、東日本製鉄所京浜地区の構造改革後の用地の活用については、川崎市を始めとする行政と協働で検討を進めており、「土地売却」、「土地賃貸」及び「事業利用」の選択と組合せを検討し経済性の最大化を図るとともに、地域・社会の持続的発展に貢献する形での土地利用転

換を推進する旨が示されている。特に南渡田地区については、先行して大規模土地利用転換の先鞭とするとともに、扇島地区については、令和5年度には整備方針を公表し、令和12年度までには一部土地の供用を開始できるよう精力的に取り組む旨が示されている。

市においても、これまでも南渡田地区拠点形成に向けてJFEスチール株式会社等とも協議を進めてきたところであるが、JFE側の意向が明確になったことで、土地利用転換策を具体化する段階に入ったものといえる。特に、扇島地区においても令和5年度に整備方針を公表する旨が示されており、その先鞭となる南渡田地区に関しては、早急に具体化を進めていくことが推測されるとともに、扇島地区の土地利用転換の先行事例としての意義も大きい。

南渡田地区はJFEスチール株式会社が所有していることから、その土地利用転換の態様等は同社の経営判断によるものであるが、市としては、川崎市総合計画、臨海部ビジョン及び基本的考え方等においてこれまで示してきた拠点形成の考え方をいかに反映できるかが重要となる。南渡田地区については、令和3年度末までに拠点整備計画を策定するとしているが、早急な具体化の中で、改めて、市のまちづくりの観点から求めるべき事項を整理しつつ、JFE側との協議を適宜進め、状況変化に応じた拠点形成の具体化を図る必要がある。

〔措置の内容〕

南渡田地区については、川崎臨海部を牽引する新産業拠点の形成を目指し、基本的考え方を踏まえ、既存産業と親和性の高い素材産業の研究開発機能の集積を中心に、複合的な土地利用を推進することとし、その方向性をJFEホールディングス株式会社と確認しながら、令和4年4月に南渡田地区拠点整備基本計画（案）として拠点形成のコンセプトや土地利用方針、基盤整備の方向性等を一体的に取りまとめ、パブリックコメント等の所定の手続きを経て、令和4年8月に基本計画を策定いたしました。

現在、令和9年度の一部供用開始を目指し、JFEホールディングス株式会社と事業実施主体の決定に向けた協議を行っており、決定後は、基盤及び施設建築物等の整備内容や関係者間の役割分担を整理した事業計画概要を取りまとめるとともに、今後、コンセプトの具現化や企業誘致の実現に向け、市が中心となって協議体を組成し、関係者と拠点形成の方向性を確認するなど、事業推進の取組を着実に推進してまいります。